

清掃事業概要

(平成 22 年度版)

高知市環境部

目次

第1章 市勢	
1 沿革	1
2 市民憲章	1
3 都市宣言等	2
4 位置と地勢	2
5 人口と世帯数	2
第2章 事業の沿革と今後の課題	
1 事業の沿革	
(1) ごみ処理事業	3
(2) し尿処理事業	8
2 今後の課題	
(1) ごみ処理計画	
① 計画の体系	9
② 施策の柱及び重点施策	10
(2) し尿処理計画	
① 計画の体系	11
② 重点施策	11
(3) 広域連携で進める取組	
① 魚腸骨の再生利用促進	11
② 産業廃棄物の減量化と適正処理の促進	11
③ 医療廃棄物の適正処理の促進	12
3 行政計画等	
(1) 一般廃棄物処理基本計画	12
(2) 一般廃棄物処理実施計画	12
(3) 廃棄物循環型社会基盤施設整備事業計画	12
(4) 容器包装一般廃棄物分別収集計画	12
第3章 組織・人員	
1 機構	13
2 事務分掌(清掃関係課)	14
3 職員の配置状況	15
4 組織の変遷(清掃関係)	16
第4章 予算・決算・原価計算及び処理手数料の推移	
1 歳入(清掃関係)	18

2 歳出(清掃関係)	19
3 一般会計に占める清掃関係費の推移	19
4 原価計算	
(1) ごみ処理原価	20
(2) し尿処理原価	21
5 ごみ処理手数料の推移	22
6 し尿処理手数料の推移	23
 第5章 ごみ処理事業	
1 概要	24
2 ごみの収集及び処分	
(1) 直営又は委託によるごみ収集	25
(2) 許可業者等によるごみ収集	25
(3) ごみ搬入量の推移等	26
(4) 中間処理・処分	28
(5) 再資源化	29
(6) 春野地区の収集と処分	29
3 ごみの減量・リサイクルの推進	
(1) ごみ量増大への対応	29
(2) 出前講座等ごみ問題を話し合う会	29
(3) 高知市廃棄物減量等推進員制度	30
(4) 生ごみ処理容器購入補助・電動生ごみ処理機購入補助事業	31
(5) 高知クリーン推進会について	31
(6) 焼却灰再利用研究・再資源化	31
(7) 余熱利用施設	31
(8) 余剰電力の売却	32
(9) PR啓発事業	32
(10) 家庭ごみ有料化の取組	32
4 まちの美化推進	
(1) 環境美化重点地域の指定	33
(2) 自動販売機業者への指導・勧告	33
(3) まちを美しくする運動	33
5 処理実績	
(1) ごみの搬入	35
(2) ごみの処分	36
(3) 資源物収集実績	37
(4) 平成21年度 搬入・処理内訳	39
6 ごみの組成	40

7 産業廃棄物と一般廃棄物	
(1) 廃棄物の定義	41
(2) 産業廃棄物実態調査	43
(3) 産業廃棄物処理業許可申請受付実績の推移	43
(4) 産業廃棄物処理業許可者による処理施設の設置許可状況	45
(5) 産業廃棄物收集運搬業	45
(6) 産業廃棄物処分業	45
(7) 一般廃棄物処理業等許認可関係一覧	45
(8) 一般廃棄物処理業許可申請件数	46
(9) 行政処分等の実績	46
(10) 水質調査等の実績	46
(11) 建設リサイクル法届出等の件数	47
(12) 自動車リサイクル法受付等実績	47
(13) PBC廃棄物届出事業所数等	47
(14) 現場パトロール員苦情処理件数等の推移	48
8 エコタウン事業	
(1) 制度創設の趣旨	49
(2) 事業の目的	49
(3) 承認された地域	49
(4) 補助事業の内容	49
(5) 「エコタウン高知市・事業計画」の概要	48
(6) エコタウン事業への取組	49
9 可燃ごみ(生ごみ)収集日別地区割図	52
10 高知市のごみの出し方(分別チラシ)	53

第6章 し尿処理事業等

1 し尿処理事業	
(1) 概要	58
(2) し尿の収集及び処理	58
(3) 処理実績	59
(4) 処理手数料の助成	60
(5) 特別収集手数料の助成	60
(6) 春野地区の収集と処理	60
(7) 財団法人高知市環境事業公社	61
2 净化槽	
(1) 高知市の浄化槽行政の概要	62

第7章 施設・機材	
1 施設	65
2 機材	80
3 その他	81
第8章 広域連携で進める取組	
1 魚腸骨	83
2 医療廃棄物	83
第9章 公社等	84
第10章 条例・規則等	
1 平成21年度高知市一般廃棄物処理実施計画	87
2 高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	98
3 高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則	105
4 高知市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則	110
5 高知市一般廃棄物処理指導要綱	114
6 高知市産業廃棄物処理指導要綱	116
7 高知市廃棄物処理施設設置審議会規則	123
8 高知市産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度実施要領	124
9 一般廃棄物処理業許可基準	127
10 高知市廃棄物不法投棄防止パトロール員設置に関する規則	128
11 高知市廃棄物不法投棄防止パトロール員就業要綱	130
12 高知市廃棄物減量等推進員に関する要綱	132
13 高知市ごみ減量・リサイクル推進事業所制度実施要綱	134
14 ごみ集積所の設置及び管理に関する要綱	136
15 高知市生ごみ処理容器購入補助金交付要綱	138
16 高知市特定家庭用機器廃棄物収集運搬助成金交付要綱	141
17 高知市し尿収集手数料減免並びに収集料助成規程	143
18 高知市放置自転車の発生の防止及び適正な処理に関する条例	146
19 高知市ダイオキシン類による健康被害の防止及び生活環境の保全に関する条例	149
20 高知市廃棄物処理施設整備基金条例	154
21 高知市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例	155
22 高知市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則	160
23 手数料	164
第11章 清掃年表	
1 清掃年表	167

平成 22 年度 環境標語入選作品

[大人の部]

紙パック あらってほして リサイクル	池田 まな
エコ活動 愛する地球に おんがえし	佐藤 裕樹
意識して 家族みんなで エコライフ	水野 二三博
生ゴミは 水気をきって ダイエット	大田 金子
すききらい なくせばゴミも 減量化	栗田 佐代

[子どもの部]

はじめよう みらいのための リサイクル	潮江小学校 4 年	富永 紗代
大切に 使う心が ゴミなくす	新堀小学校 4 年	宮田 真之介
資源物 埋めない焼かない 捨てさせない	第六小学校 4 年	小笠原 優斗
生ごみの たいひで作る 花畠	朝倉小学校 4 年	荒尾 謙子
水切って いつものごみを 半分に	朝倉小学校 4 年	佐々木 なつみ
うれしいね ゴミのかるい日 いい気持ち	初月小学校 4 年	木下 愛深
今日のゴミ 分べつチェック よしオッケー	初月小学校 4 年	小松 和果
いりません ぼくはいつもの エコバッグ	潮江東小学校 4 年	山中 悠生
つくろうよ 違反シールが ない町を	旭東小学校 4 年	西原 菜々香
きれいだと 龍馬も喜ぶ 土佐のまち	旭東小学校 5 年	岡林 恵七
エコバッグ つかえばみどり カムバック	介良潮見台小学校 4 年	刈谷 萌々菜
リサイクル 今やらないで いつやるの	泉野小学校 4 年	山本 伊織
すべてないぞ ごみも心も 道ばたに	浦戸小学校 5 年	山崎 海晴
むだ多い 出して気づいた うちのごみ	浦戸小学校 6 年	富田 もも
ごみへらす いらないものは かわないので	横浜新町小学校 4 年	横山 希実
考えよう ごみの出し方 へらし方	高須小学校 4 年	宮本 瞳

第1章 市勢

1 沿革	1
2 市民憲章	1
3 都市宣言等	2
4 位置と地勢	2
5 人口と世帯数	2

第1章 市勢

1 沿革

本視は、明治22年（1889年）に市制が施行され、初代市長に一圓正興が就任した。以来、戦災や震災、水害等幾多の試練を市民と行政のたゆまぬ努力によって克服し、市政の発展に取り組んできた。

平成元年には、記念すべき市制100周年を迎える、平成10年4月には32万市民の住む中核市として新たな時代への第一歩を踏み出した。

戦後の公選市長は、山本暉（昭和22年～26年）、氏原一郎（昭和26年～41年）、坂本昭（昭和42年～53年）、横山龍雄（昭和53年～平成6年）、松尾徹人（平成6年～15年）、岡崎誠也（平成15年～）と続いている。

山本市長時代は、地方制度の確立と戦災復興の基礎づくりに努め、氏原市長時代は、戦災復興の仕上げと都市計画に、坂本市長時代は、民主市政を目指したコミュニティの推進と市民の命と暮らしを守るための福祉対策や災害対策に取り組み、地方中核都市としてのまちづくりを進めた。さらに、横山市長時代は、防災対策をはじめ学校建設・福祉行政など市民生活の安定・向上に努め、21世紀に向けた都市発展の基礎づくりを進めた。

平成6年11月に就任した松尾市長は、産業の振興、都市基盤の整備とともに、人間性を大切にし、人の心に潤いと安らぎをもたらす優しさを基調としたまちづくりに取り組んだ。また、平成10年3月には、高知インターチェンジの開通、高知新港の一部供用開始など、高度開放化時代の本格的な到来を迎える、4月には四国で初めて「中核市」に移行した。その後、同年9月に市東部を中心とした未曾有の水害により、市民生活に甚大な被害が生じたことから、防災対策事業へ力を注ぐとともに、社会福祉施策の充実、文化体育施設の建設などプロジェクト事業を推進し、地方分権社会へ向けた取組を進めた。

平成15年11月に岡崎誠也市長が就任してからは、「暮らしゆたかに」「暮らししいきいき」「暮らしあんしん」を柱に、雇用対策や産業の活性化、社会福祉の充実、教育・文化の振興、震災対策など、市民の暮らしに視点を置いた、市民生活に密着した施策を進めながら、「こころ豊かなしあわせ都市・高知」を目指している。

また、平成17年1月に鏡村・土佐山村と、20年1月には春野町と合併し、うるおいのある山とみどりの環境に囲まれた都市機能を持つ、新たな自治体として生まれ変わった。

2 市民憲章

澄みきった空、輝く太陽、広い海、緑の山々

この美しい山河に、わたしたちの先人は、自由民権の思想を開花させました。それは近代日本のこころのふるさとでもあります。

わたしたちは、いま、この貴重な先人の遺産のうえに、さらに豊かで明るい市民生活をきずきあげるために、みんなで手をとりあって前進します。

ここに、わたしたち市民の自治と自律のさだめとして、この高知市民憲章を制定します。

1. 鏡川を清潔なまちのシンボルにしましょう。
1. 世界をむすぶ高い文化と教養のまちにしましょう。
1. たがいに親切にし、あたたかい社会をつくりましょう。
1. 健康で働き、豊かなまちにしましょう。
1. 交通ルールをまもり、事故のない安全なまちにしましょう。 (昭和44年4月1日制定)

3 都市宣言等

宣言年月日	名 称	趣 旨
昭和 37. 3. 17	安 全 都 市 宣 言	各種災害撲滅、市民生活安全確保のため市民運動を推進
37. 3. 17	平 和 都 市 宣 言	永久の平和都市であることを決意
37. 12. 19	國土を美しくする都市宣言	『美しい郷土を私たちの手で』つくりあげることを決意
41. 12. 16	明るく、正しい選挙都市宣言	民主政治を守り発展させるために明るく正しい選挙を推進
59. 7. 4	非 核 平 和 都 市 宣 言	世界の核兵器を廃絶し、恒久平和実現を決意
60. 3. 20	健 康 都 市 宣 言	健康で明るい市民都市づくりにまい進を決意
平成元. 3. 27	高 知 市 平 和 の 日	8月6日を「高知市平和の日」と定め平和思想を継承していく
2. 3. 27	ゆ と り 宣 言	充実した自由な時間と潤いのある生活を目指すことを決意

4 位置と地勢

四国南部のほぼ中央に位置し、北部は山林、西部は丘陵地が続き、平野の開けた中央部から南東部にかけて都市、同じく平野の東部には水田地帯が広がっている。また、南部は土佐湾に面し、海岸線からは雄大な太平洋を一望することができる。土地は総体的に低く、東・南部の湿田地帯は-1.0m、市中心部の県庁前が3.0m、西部の旭駅前が6.2m、筆山公園 117.9m、正蓮寺 330~350m、北方山岳地帯が400~1,200mという現状であり、雨量が多く、特に毎年夏から秋にかけて台風の襲来がたびたびあるが、北に四国山地、南に黒潮の暖流が巡る自然豊かで南国的な明るい都市である。



東 経	北 緯	東西最長	南北最長	面 積
133度31分53秒	33度33分32秒	21.49 km	24.83 km	309.22 km ²

(注) 世界測地系經緯度表示による。

5 人口と世帯数

(単位：人、世帯)

総 数	人 口		世 帯 数
	男	女	
339,945	158,352	181,593	158,462

(注) 人口、世帯数は平成22年4月1日現在の住民基本台帳による。

第2章 事業の沿革と今後の課題

1 事業の沿革	3
2 今後の課題	9
3 行政計画等	12

第2章 事業の沿革と今後の課題

1 事業の沿革

(1) ごみ処理事業

○ 明治～戦中期

本市におけるごみ処理事業は、かなり以前から行われていたようで、汚物掃除法が制定された明治33年（1900年）には巡視6名、運搬夫14名を置いていた記録がある。当時のごみは、肥料となるものは浦戸町（現南はりまや町1丁目）、農人町、菜園場、刎橋の移船場で農家に渡し、残りは柳原で焼却処理していた。その後、大正6年には江ノ口に焼却場を設け、昭和5年には下知の丸池町に新様式の焼却場をつくって移転した。

この丸池町の焼却場は、戦中・戦後を通じて本市のごみ処理の基幹的施設として稼動した。

○ 戦後～

ア. 収集

(ア) 可燃ごみ

我が国では、経済の高度成長に伴う都市部への人口集中と生活様式の多様化により、年々ごみの排出量が増大し、本市もこの重要課題への対応が求められた。

そこで、昭和43年度を初年度とする収集方法近代化3か年計画（総額5,248万円）を策定し、昭和45年度末から市内的一部を対象に、収集方法を戸別収集からダストボックスとポリ容器による週2回ステーション方式に変更し、昭和47年度からはダストボックスを廃止して、全市域を対象にポリ容器によるステーション収集を実施した。

あわせて、昭和46年度からは、一般家庭のごみ収集手数料を無料とし、不燃物の分別収集も一部開始した。

その後、ポリ容器収集は、焼却、水切り、収集効率の面などで種々の問題が生じたため、昭和54年度から丈夫な紙袋またはポリ袋による収集とした。

また、収集日が全市的に整理されていなかったことによる不法投棄等の弊害も出てきたため、昭和59年4月から地区割りを単純化し、収集の効率化及び都市の美化推進を図ることとした。

さらに、平成9年11月からは、分別・減量・再資源化の促進を図るため、市内の量販店等に対する協力依頼や町内会等への説明会を開催するなどの啓発活動に加えて、収集作業の安全性確保等を目的として、平成10年4月からごみ袋の「透明・半透明」化を一部試行し、従来の黒ごみ袋から、中身の見える透明・半透明袋に切り替えた（平成11年4月から完全実施）。

平成19年10月には、分別区分の見直しにより「生ごみ」から「可燃ごみ」と名称変更し、小型のプラスチック製品等も収集することとした。

(イ) プラスチック製容器包装

プラスチックごみは熱量（カロリー）が高く、焼却処理する場合には、処理能力の低下や環境汚染の原因となる。このことに対応し、また、焼却ごみを減らすために、昭和63年6月1日から三里、大津、上街のモデル地区（全市の8.3%の世帯、8.9%の人口）の協力を得て、週1回プラスチック系ごみの分別収集を行った。

その後、平成元年7月5日から主に市内東部12地区へ収集地区を拡大し、平成2年1月24日から全市域での分別収集を開始した。

平成13年11月から「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下「容器包装リサイクル法」という。）の施行に対応し、それまでのプラスチックごみの分別区分の見直しを行い、プラスチック製容器包装のみ週1回収集することとした。

平成18年度に、（財）日本容器包装リサイクル協会へ引き渡しているプラスチック製容器包装の

品質が悪かったため（汚れの付着、不適物の混入）、その解決策として、汚れの落ちにくい物、落ちない物は可燃ごみと一緒に排出するよう周知するとともに、分別が不適正なごみ袋については警告文を貼り、ステーションに取り残し啓発している。

(ウ) ペットボトル

ペットボトルについては、平成10年9月から11月まで瀬戸地区の量販店でモデル収集を行い、平成12年4月から市内量販店等における拠点回収方式による分別収集を開始した。回収物は、本市独自のルートにより再資源化を実施している。

(エ) 資源物・不燃ごみ・可燃粗大ごみ・水銀含有廃棄物

昭和46年度からテストケースとして、一部地区を対象にダストボックス（みどりの箱）による月2回の不燃物収集を始めて以降、不燃物収集の対象世帯は増え、昭和49年度には約1万9,000世帯となった。また、ダストボックスの無設置地区に対しては、町内会単位の通報制により3～4か月に1回の割合で不定期収集を行ってきたが、全市を対象に実施するには至らず、市民から実施を望む声が大きくなつた。

そのため、全市を対象に200世帯を単位とする登録制にて収集することとし、昭和51年7月から高知市再生資源処理協同組合（10業者）の協力を得て、2か月に1回、全市的な資源・不燃物の5種類分別収集を開始した（開始当初は273団体4万9,470世帯）。

さらに、昭和53年度からは月1回収集に移行し、昭和59年1月から水銀含有廃棄物（乾電池、蛍光灯、鏡、体温計、温度計）の収集を開始した。

その後、埋立ごみを削減し、三里最終処分場の延命化を図るため、平成16年10月から、製品プラスチック類等、可燃性の素材が大半を占める物を焼却処理することとし、分別区分を変更した。

なお、不燃雑ごみの収集については、従来、直営で行っていたが、平成17年11月から高知市再生資源処理協同組合への委託に切り換えた。

平成19年10月から大型の製品プラスチックやタンスなどの大型木製品などを「可燃粗大ごみ」、埋め立てる廃棄物を「不燃ごみ」にそれぞれ名称変更した。

現在は、資源物、不燃ごみ、可燃粗大ごみ、水銀含有物と区分し収集している。（（イ）プラスチック製容器包装の項目を参照。）

(オ) 収集体制

収集体制については、ごみ収集業務の効率化を図るため、昭和53年7月、市の中心部に清掃車の車庫と事務所である「高知市クリーンセンター」を設置し、8月から旧宇賀清掃工場の収集部門が、続いて昭和54年12月には大谷清掃工場の収集部門がそれぞれ移転して全車両を集結し、より効率的な収集業務を可能とした。

イ. 処理

(ア) 焼却処理

焼却処理については、昭和37年に朝倉大谷清掃工場、昭和42年に旧宇賀清掃工場を新設したことにより、同年4月丸池町の焼却場を閉鎖した。

また、昭和47年3月31日には総工費約7億円を投じた菖蒲谷清掃工場が完成し、旧宇賀清掃工場を昭和50年度をもって廃止して後は、大谷、菖蒲谷両清掃工場で焼却処理を行ってきた。

その後、昭和52年7月から旧宇賀清掃工場用地内に新たな清掃工場の建設を進め、昭和55年3月に完成し、5月から性能試験を、10月から本格運転を開始した。この宇賀清掃工場は全連続燃焼式焼却炉で、施設規模は450t/24h（150t/24h×3基）であった。この工場の本格運転に伴い可燃ごみは全量焼却処分が可能となり、平成14年度に廃止されるまでの間、本市の基幹的施設として機能した。

なお、大谷清掃工場は建設以来 17 年余を経て老朽化したため、昭和 54 年 12 月に閉鎖し、菖蒲谷清掃工場も昭和 55 年 10 月から運転を休止した。

ごみの量は依然として増え続ける傾向にあり、ごみ排出量の予測から平成 14 年度で可燃ごみの全量焼却が限界に達すると見込まれたことに加え、生活様式の多様化に伴うごみ質の変化や宇賀清掃工場の老朽化もあり、事態は深刻化していた。

そこで、今後も安定的にごみ処理を続け、平成 14 年 12 月から適用されるダイオキシン類の排出規制にも対応するため、平成 10~13 年度までの 4 か年計画で新たな清掃工場の建設を進め、平成 13 年 11 月からの性能試験を経て、平成 14 年 3 月に高知市清掃工場として完成した（宇賀清掃工場は同年 4 月から休止した。）。

同工場は、全連続燃焼式焼却炉で、施設規模は 600 t / 24h (200 t / 24h × 3 基) であり、灰溶融炉 80 t / 24h (40 t / 24h × 2 基) を備え、焼却灰などを溶融固化し、建設資材等への再利用を図ってきた。平成 15 年 3 月には経済産業省の新エネルギーバイオマス発電工場として認定され、地球温暖化防止にも貢献している。

また、平成 16~18 年度までの 3 か年で宇賀清掃工場工場棟の解体並びに解体後の跡地整備を実施し、既に稼働している清掃工場及び余熱利用施設「ヨネツツこうち」を含む清掃工場の敷地全体「エコ・パーク宇賀」が緑地公園として完成し、平成 19 年 4 月から一般に開放している。

(イ) プラスチックごみの処理

分別収集されたプラスチックごみを菖蒲谷プラスチック減容工場（昭和 55 年 10 月から休炉していた菖蒲谷工場を改造し平成元年度から稼働開始）にて 1/40 に圧縮・減容固化した後、三里最終処分場へ埋立処分を行っていた。

ペットボトルについては、平成 2 年度から、プラスチックごみから手選別により回収・売却を開始したが、汚れや回収量等の問題があり、平成 10 年 9 月から 11 月まで瀬戸地区の量販店でモデル収集を行い、平成 12 年 4 月から市内量販店等における拠点回収方式による分別収集を開始し、本市独自のルートにより再資源化を実施している。

その後、容器包装リサイクル法施行により、同工場の設備を圧縮梱包に変更し、平成 13 年 11 月以降は、（財）日本容器包装リサイクル協会へ引き渡してプラスチック製容器包装の再商品化を行っている。

(ウ) 最終処分

最終処分地については、浸出する汚水の処理施設を完備した埋め立て容量 23 万 m³ の処分場として、昭和 60 年 3 月に完成した三里最終処分場へ同年 4 月 10 日から埋立処分を行ってきた。

その後、処分量が限界に近づいたことから、平成 8 年 10 月に 31 万 8,000 m³ に増量する延命化工事を行うとともに、12 月には隣接地を取得し、拡張整備に取り組んだ。拡張整備分の埋立容量は 38 万 m³ で、拡張前の処分地が平成 10 年 11 月に埋立完了したことを受け、同月から整備が完了していた南側の 1 区画を部分的に供用開始し、全体工事は平成 11 年 3 月に完了した。

なお、拡張整備分の埋立期間は約 12 年間を予定していたが、現在は埋め立てごみの減量化や再資源化により、平成 42 年度（32 年間）まで延長することを目標としている。

ウ. 市町村合併に伴う収集・処理体制

(ア) 収集

平成 17 年 1 月 1 日に合併した鏡・土佐山地区のごみ収集について、合併後一定期間は、それぞれの地区において従前の分別区分及び収集体制を継続。平成 20 年 10 月から土佐山地区を、平成 22 年 4 月から鏡地区をそれぞれ直営収集（資源物は一部委託）に変更した。

平成 20 年 1 月 1 日に合併した春野地区のごみ収集についても、合併後一定期間は、従前の分別区分（可燃ごみのみ）及び収集体制を継続するものとし、収集（ペットボトルは除く）を委託して

いる。

(イ) 処理

鏡・土佐山地区のごみ処理について、合併時から、高知市内の処理施設において行っている。春野地区のごみ処理について、可燃ごみは、平成24年度まで高知中央西部焼却処理事務組合の北原クリーンセンター（土佐市）で焼却しており、可燃ごみ以外のごみは高知市内の処理施設で処理を行っている。

エ. その他

(ア) 散乱ごみ

地域の自然環境や生活環境の保全、ポイ捨てごみのない清潔で美しいまちづくりを進めるため、平成8年4月1日に高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例を一部改正した。改正した条例には、自動販売機により飲料を販売する事業者に対して、回収容器の設置や適正管理を義務づけたり、特に美観の保護を図る必要のある区域を環境美化重点地域として指定し、当該地域内でたばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、空き缶等（飲料用紙パックを含む）を捨てた者に、5万円以下の罰金を課する規定を盛りこんだ。

そして、平成8年7月31日に市内中心部を重点地域として告示、同年11月1日から指定した。

また、平成14年10月からは「新緊急地域雇用放置廃棄物回収事業」の導入を契機に、ポイ捨て禁止のPR、パトロール、清掃活動を実施している。

(イ) 特定家庭用機器廃棄物等

平成13年4月から本格施行された「特定家庭用機器再商品化法」（以下「家電リサイクル法」という。）に対応し、該当する家電製品の収集を取り止めた。また、小売業者が引き取る義務のない家電製品について高知県電機商業組合に助成することで、同組合加盟の小売店が全量引き取る協定を締結した。

さらに、平成15年10月1日からはメーカー等による「家庭系パソコン」のリサイクルに対応した。

(ウ) 条例等

排出量を抑制し、分別収集、再生利用の徹底などを推進していくことを基本にした「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）が平成4年7月改正施行され、本市も、これを受け平成6年1月1日に高知市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び同施行規則を全面改正し、高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例及び同施行規則として施行した。

ごみ処理手数料については、平成8年の改定から据置きとなっていたが、処理原価に占める収入の比率が年々低下している状況から、平成16年7月1日に急激な値上げに配慮しつつ、原価を考慮した引上げを行い、平成19年4月1日からは原価に見合う新料金を適用した。

(エ) 産業廃棄物及び広域的な取組

本市は、平成10年4月より中核市へ移行したことに伴い、高知県から産業廃棄物についての事務権限が委譲され、一般廃棄物と併せて総合的な廃棄物行政に取り組むこととなったが、産業廃棄物処理については以前から一定の役割を担ってきた。

具体的には、（財）高知県医療廃棄物処理センター（高知県主体に平成4年7月1日設立）及び（財）エコサイクル高知（高知県、県内市町村、建設業界、廃棄物処理業界等、関係団体により平成6年4月19日設立）に出捐を行い、産業廃棄物の適正処理の推進に努めてきた。

なお、医療系産業廃棄物の処理については、平成12年11月6日、焼却炉排ガス中のダイオキシン類濃度の調査結果が、排出基準値の約6.4倍の510ng-TEQ/m³Nあることが判明し、11月7日

に焼却施設の操業を一旦停止したものの、平成 15 年 7 月末、マイクロウェーブ熱処理による滅菌処理施設が完成し、9 月から操業を再開し現在に至っている。

また、循環型社会の形成に向けた取り組みとして、エコタウン計画の推進や（財）高知県魚さい加工公社の運営に協力を行っている。

(オ) その他

事業所ごみの減量・リサイクルの推進を目的として、平成 4 年 11 月に官公庁、会社、商店などを会員事業所とする「高知クリーン推進会」が結成され、平成 4 年度から資源物の共同回収を実施している。OA 用紙回収事業によって収益が生じた場合は、再生トイレットペーパーなどの形で会員事業所に還元するようにしている。

家庭系生ごみの減量を推進するため、平成 7 年度に生ごみ処理容器による堆肥化実験を市民 37 名により実施し、1 年間で 1 世帯当たり約 240 kg の減量に成果があり、かつ、ごみに対する意識が高まることが分かった。

この結果を受け、平成 8 年 8 月から、生ごみ処理容器に対する購入補助を行っている（平成 15 年 8 月から 20 年 3 月まで「電動生ごみ処理機」の補助も行った）。

さらに、市民から要望を受けて、地域においてごみの減量、分別収集の徹底等を推進する指導者である高知市廃棄物減量等推進員を平成 12 年 1 月に設置し、町内会や資源・不燃物登録団体の代表者等の中から、523 名（当初設置時）を推進員として委嘱した。

(2) し尿処理事業

○ 収集

し尿については、昭和 20 年代までは農作物の肥料として土壤に還元することが主であったが、都市化の進展と農村における化学肥料の使用増加等により、都市における処理対策が求められるようになってきた。

本市においても昭和 29 年の清掃法施行に伴い清掃条例を制定し、海洋投棄を終末処理の第一義とし、農家還元についても配慮していく方針を決定した。

のことにより、中継槽 1 か所及び市の周辺地区にし尿槽 4 か所を設置し、市の施設は直営（し尿車 2 台）、一般家庭は民間許可業者（14 台）による収集を行ってきた。

その後、サービスの向上と料金の適正化を図るため、昭和 40 年 1 月より地区割制を実施するとともに、料金については、同年 4 月より従量制から従量制と人頭制の併用方式に改め、1 か月 1 回の計画収集に努めた。

さらに、昭和 43 年の料金改定を機に計画収集の実施状況をチェックするため、各家庭へカードを配布し、昭和 46 年 9 月からは一地区複数業者制、収集困難地域の直営化など収集体制の改善を図った。

しかしながら、市民の苦情を完全に解決することは困難であり、抜本的な解決策として民間の許可業者制を廃止し、公共性の高い公社制を採用することとし、効率的かつ合理的な運営を目指して、昭和 50 年 2 月に(財)高知市清掃公社（平成 3 年 5 月(財)高知市環境事業公社に名称変更）を設立、4 月から業務を開始した。

公社設立後は、市の施設及び収集困難世帯については直営により、それ以外はすべて公社が収集に当たってきたが、順次、公社収集へと移行し、昭和 59 年 7 月 1 日全面移管された。

また、し尿の収集運搬手数料については、(財)高知市環境事業公社の收支状況を考慮して、高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例を改正し、平成 8 年 1 月 1 日から一定の引き上げを行うとともに、収集費用等を勘案し、下水道処理区域（供用開始後約 3 年を経過した区域）内及び臨時収集の場合の特別収集手数料を新設した。

○ 終末処理

終末処理については、昭和 29 年市有の海洋投棄船にて土佐湾沿岸に投入処分を開始後、48 年海洋汚染防止法施行令の一部改正により、し尿投入地点を土佐沖 105 カイリ（室戸沖 75 カイリ）へ移した。その後、覚え書に基づき室戸沖 85 カイリへ投入処理を海運会社に委託して行ってきた。

また、昭和 49 年度に本市周辺 9 市町村による高知中央地区衛生事務組合を設立し、陸上処理施設の建設に努力を重ねてきたが、諸種の事情により同組合は解散することとなった。

このため、本市独自の陸上処理施設の建設を目指し、昭和 53 年 10 月、清掃部に清掃施設建設事務所を発足させ、立地条件について総合的な分析・検討を行った。

その結果、昭和 54 年 9 月に介良、五台山にまたがる地区を最適地と決定した。以来、約 2 年間にわたり説明会や先進施設の視察等を行い、地権者をはじめ関係住民の理解と協力により昭和 56 年 9 月に用地買収手続を完了、10 月 6 日、国の認証決定を得て、工事に着手した。

そして、昭和 58 年 12 月 12 日に陸上処理施設の試運転調整を開始し、東孕し尿中継場より生し尿の圧送を行う一方、昭和 59 年 1 月 23 日の出港を最後に約 30 年続けたし尿海洋投棄に終止符を打つこととなった。終末施設は、390kℓ / 日の処理が可能な陸上処理施設、東部環境センターとして、昭和 59 年 7 月 1 日から本格稼働を開始し、現在に至っている。

なお、東孕し尿中継場は施設の老朽化や収集量の減少等により、平成 18 年度末で廃止し、19 年 7 月に陸上部分を民間へ売却した。

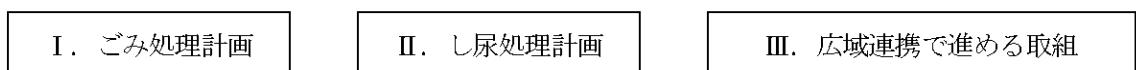
2 今後の課題

高知市第2次一般廃棄物処理基本計画（計画期間：平成15～24年度の10年間）は、本市が長期的・総合的な視点に立って、計画的な一般廃棄物の処理を推進していくための基本的事項を定めており、一般廃棄物行政を進めていく上での基本方針となっている。

また、第1次計画の内容（減量化、適正処理の確保や処理施設の整備）に加え、循環型社会の実現に向けて、一般廃棄物の発生抑制や再使用、再生利用等による循環的な利用、環境負荷の少ない適正な処理を基本とした取組を推進する内容となっている。

その計画を実現するために同計画は次のような構成となっている。

【計画の構成】

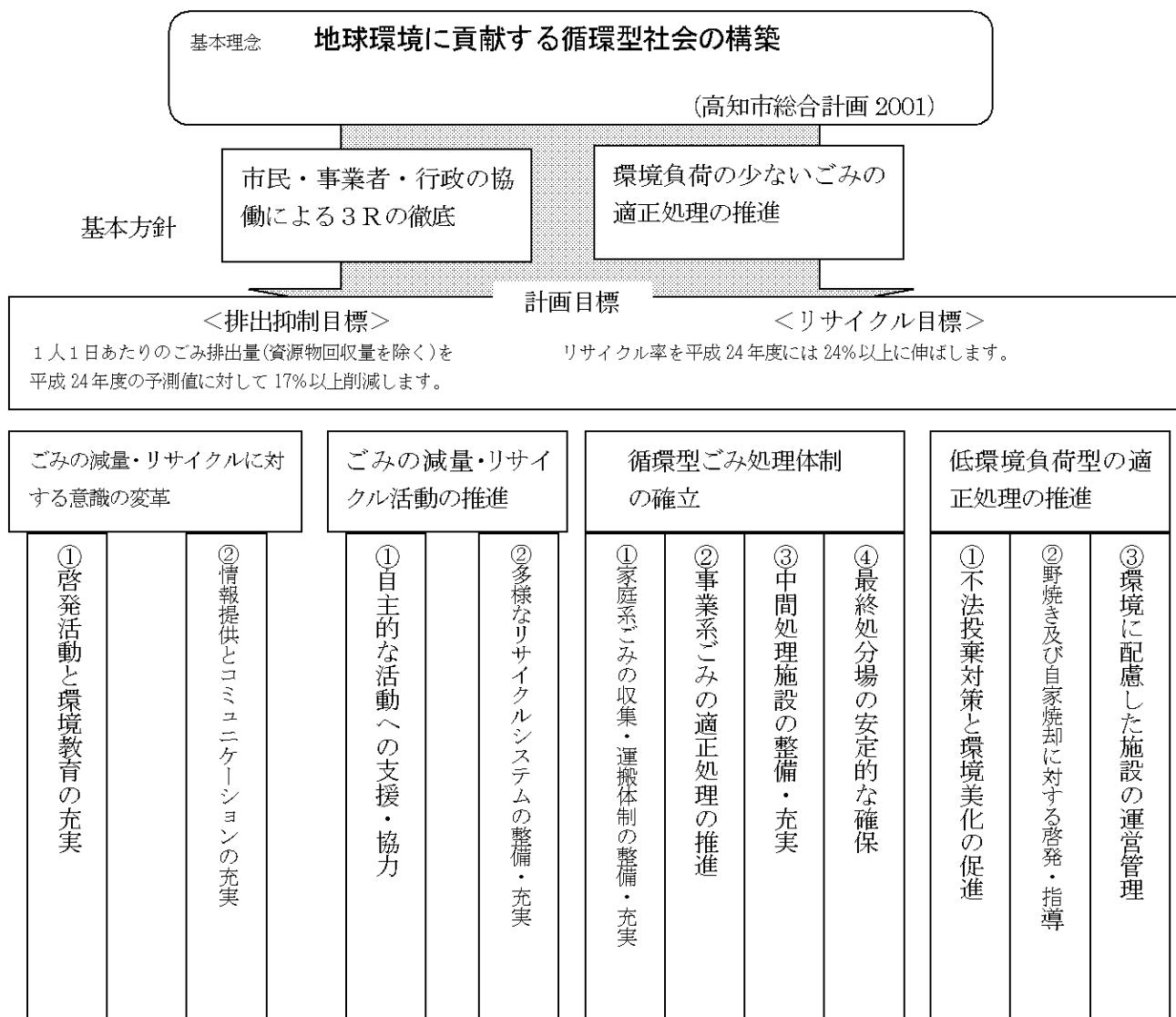


(1) ごみ処理計画

① 計画の体系

高知市第2次一般廃棄物処理基本計画に基づき、地球環境に貢献する循環型社会の構築を基本理念とし、その実現に向けて「市民・事業者・行政の協働による3Rの徹底」及び「環境負荷の少ないごみの適正処理の推進」を基本方針としている。

【計画の体系図】



② 施策の柱及び重点施策

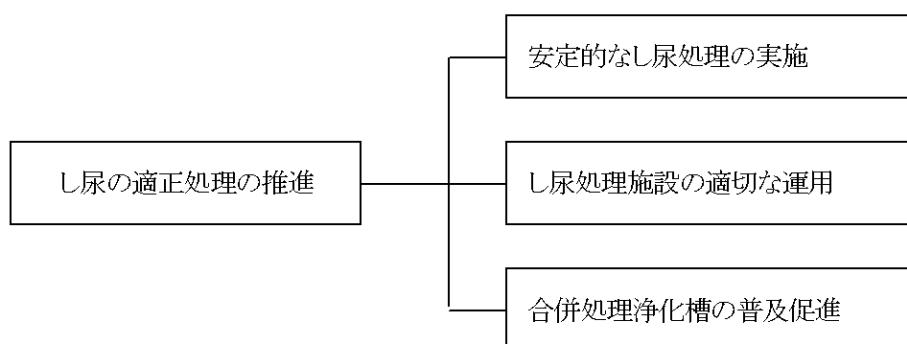
- 1) ごみの減量・リサイクルに対する意識の変革
 - ① 啓発活動と環境教育の充実
 - ・ ごみ減量・リサイクルに関するイベントの実施
 - ・ 普及啓発冊子の充実や各種メディアの活用
 - ・ 総合的なごみ減量・リサイクル教育の推進
 - ・ 市民啓発やリサイクル活動の拠点の整備
 - ② 情報提供とコミュニケーションの充実
 - ・ 情報提供システムの構築
 - ・ 市民や事業者とのコミュニケーションの活性化
- 2) ごみの減量・リサイクル活動の推進
 - ① 自主的な活動への支援・協力
 - ・ 家庭での生ごみ減量の支援・促進
 - ・ 再生品などの利用促進
 - ・ 市民等の自主的活動の促進
 - ・ 事業者の自主的活動の促進
 - ② 多様なリサイクルシステムの整備・充実
 - ・ 小売店による自主回収の促進
 - ・ リサイクルの場の拡充
 - ・ 有機資源の循環的利用
 - ・ 容器包装リサイクルの推進
 - ・ 家電リサイクルの推進
- 3) 循環型ごみ処理体制の確立
 - ① 家庭系ごみの収集・運搬体制の整備・拡充
 - ・ ごみ量の推移等に対応した効率的な業務体制の確立
 - ・ ステーション方式による分別収集の推進
 - ・ 拠点回収方式の充実
 - ・ 市民サービスの向上を目指した収集・運搬体制の整備
 - ・ 引越しごみ等一時多量ごみへの対応
 - ・ 市民によるステーション管理への支援
 - ・ 高知市クリーンセンターの施設整備
 - ・ 塵芥収集車への低公害車の導入
 - ・ 適正処理困難物への対応
 - ② 事業系ごみの適正処理の推進
 - ・ 事業者への適正処理の啓発・指導
 - ・ 許可業者との連携
 - ③ 中間処理施設の整備・拡充
 - 種類・性状に応じた処理または再資源化を行うため、中間処理施設の整備・拡充に努める。
 - ④ 最終処分場の安定的な確保
 - 不測の災害発生や新たな用地確保に時間を要することなどから、本計画期間中に現処分場の延命策や次期処分場の検討を行う。
- 4) 低環境負荷型の適正処理の推進
 - ① 不法投棄対策と環境美化の促進
 - ・ 不法投棄対策の強化
 - ・ 環境美化マナーの徹底

- ② 野焼き及び自家焼却に対する啓発・指導
 - ・ 野外焼却の禁止
 - ・ 小型焼却炉の規制
- ③ 環境に配慮した施設の運営管理
 - ・ 溶融スラグの J I S 認定
 - ・ ダイオキシン類対策の推進
 - ・ 公害防止対策の推進
 - ・ ごみ発電・熱エネルギーの回収
 - ・ 焼却灰の溶融処理

(2) し尿処理計画

① 計画の体系

【計画の体系図】



② 重点施策

公共下水道の整備促進と未整備地区での浄化槽の普及により、今後、し尿の収集件数及び収集人口は、減少傾向で推移することが予測される。

そのため、高知市第2次一般廃棄物処理基本計画では、し尿処理計画を次のとおり推進する。

1) 安定的なし尿処理の実施

- ① (財) 高知市環境事業公社の収集体制の整備
- ② (財) 高知市環境事業公社の経営の健全化に向けた支援

2) し尿処理施設の適切な運用

- ① 処理施設の適切な維持管理の実施
- ② 処理後の汚泥、放流水の有効利用

3) 合併処理浄化槽の普及促進

下水道認可区域外や区域内でも当分の間下水道整備の見込まれない場合に、合併処理浄化槽設置費への補助を行う。

(3) 広域連携で進める取組

① 魚腸骨の再生利用の促進

高知県内の魚腸骨の適正な再生利用を促進するため、(財)高知県魚さい加工公社の取組に引き続き協力する。

② 産業廃棄物の減量化と適正処理の促進

高知県や(財)エコサイクル高知を中心とした公共関与によるモデル的産業廃棄物処理施設の建設に向けた取組に引き続き協力する。

産業廃棄物の排出事業者や処理業者に対して、排出者の責任において適正な処理が行われるよう、法令の周知徹底と不法投棄等に関する指導啓発の強化に努める。

エコ産業団地内での木質系リサイクル産業の誘致・促進を図り、廃木材のチップ化、スーパーウッドや木質ボードの製造、木炭化などのリサイクル事業を進める。

③ 医療廃棄物の適正処理の促進

県内で発生する医療廃棄物の適正処理を促進するため、高知県や（財）高知県医療廃棄物処理センターの取組に引き続き協力する。

3 行政計画等

(1) 一般廃棄物処理基本計画

廃棄物処理法第6条第1項の規定に基づき、廃棄物の減量、再生利用及び適正処理を総合的に推進することを目的とした第1次一般廃棄物処理基本計画（計画期間15年）を平成7年1月に策定した。

その後、平成12年6月の循環型社会形成推進基本法の制定とともに、各種廃棄物・リサイクル関連法の整備等を踏まえて、より一層環境への負荷の少ない資源循環型の環境都市の実現を目指していくため、平成15年3月に第2次一般廃棄物処理基本計画を策定した。

なお、平成17年1月1日の旧鏡村・旧土佐山村との合併により変更となる部分について、平成18年2月に一部改訂を行った。

(2) 一般廃棄物処理実施計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項及び同法施行規則第1条の3の規定に基づき、毎年度策定している。

(3) 廃棄物循環型社会基盤施設整備事業計画

一般廃棄物処理基本計画を具体的に実施するために、平成8年11月に策定した。

(4) 容器包装一般廃棄物分別収集計画

容器包装リサイクル法に基づき策定し、3年に一度見直している。

第1期 高知市容器包装分別収集計画（平成8年11月策定）

第2期 高知市容器包装分別収集計画（平成11年7月策定）

第3期 高知市容器包装分別収集計画（平成14年6月策定）

第4期 高知市容器包装分別収集計画（平成17年6月策定）

第5期 高知市容器包装分別収集計画（平成19年6月策定）

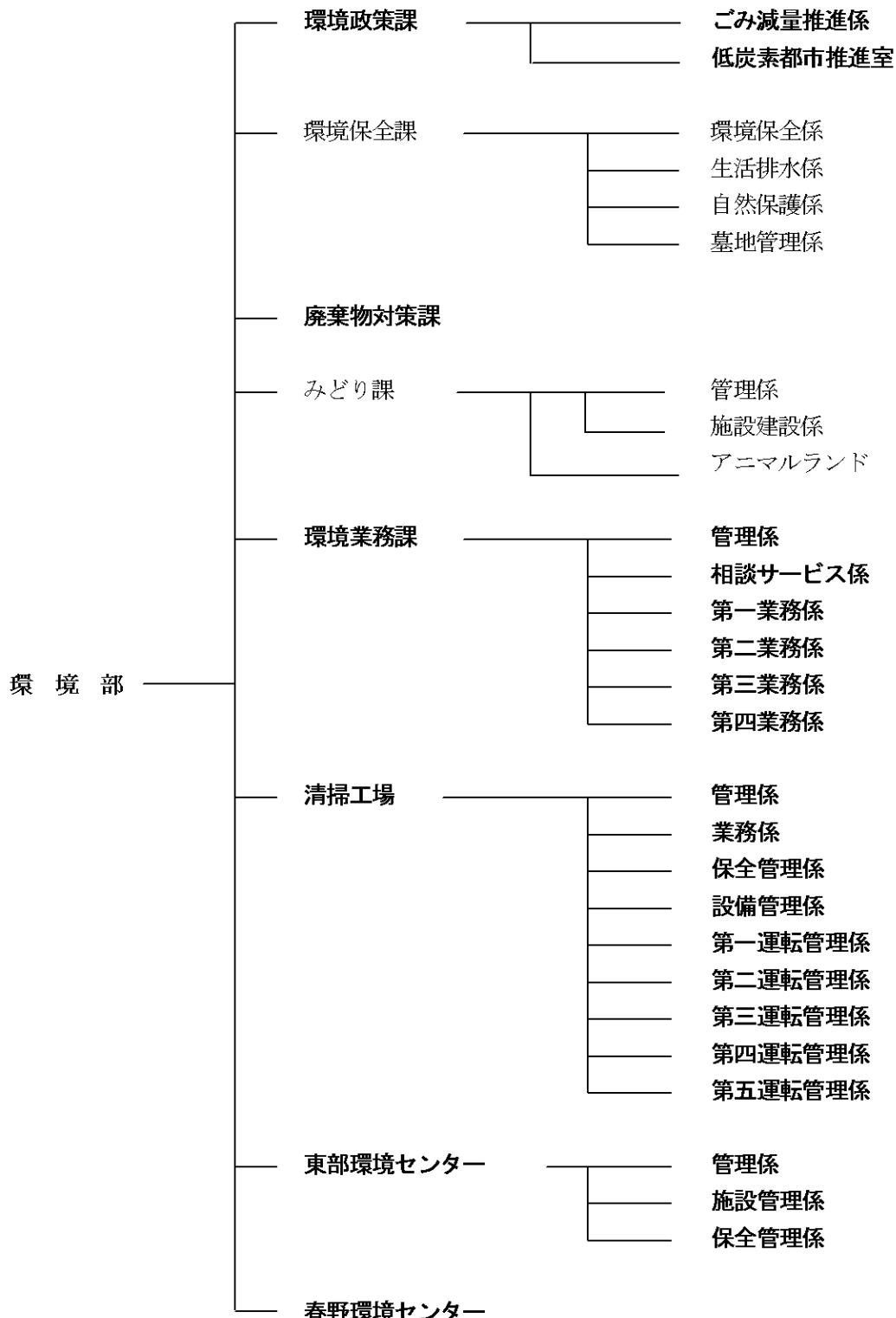
第6期 高知市容器包装分別収集計画（平成22年6月策定）

第3章 組織・人員

1 機構	13
2 事務分掌（清掃関係課）	14
3 職員の配置状況	15
4 組織の変遷（清掃関係）	16

第3章 組織・人員

1 機構 (平成22年4月1日現在)



※ 太字の課が清掃関係を担当

2 事務分掌（清掃関係課）

環境政策課	(1) 環境の保全の企画及び調整に関すること。 (2) 廃棄物処理の企画及び調整に関すること。 (3) 環境美化の促進に関すること。 (4) 廃棄物の減量及び再資源化に関すること。 (5) 廃棄物の減量及び適正処理等の啓発及び情報提供等に関するこ（春野環境センターの所管するものを除く。） (6) 一般廃棄物システムの調査及び研究に関すること。 (7) エコタウン事業に関すること。 (8) 廃棄物処理用地等の取得に関すること。 (9) 環境保全課、廃棄物対策課及びみどり課の財務に関すること。 (10) 部内事務の総括に関すること。 (11) 部の庶務に関すること。 (12) 部内の調整及び部内他課の所管に属さない事項に関すること。
廃棄物対策課	(1) 廃棄物の不法投棄に関すること。 (2) 産業廃棄物の排出事業者に対する指導及び監督に関すること。 (3) 産業廃棄物処理業・処理施設の許可並びに指導及び監督に関すること。 (4) 一般廃棄物処理業・処理施設の許可並びに指導及び監督に関すること。 (5) 使用済自動車の再資源化等に関する法律に関すること。 (6) 建設工事に係る資材の再資源化等に関すること。 (7) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に関すること。
環境業務課	(1) 廃棄物（し尿を除く。以下この項において同じ。）処理事業の指導管理に関すること。 (2) 廃棄物の収集及び運搬に関すること（春野環境センターの所管するものを除く。） (3) 町内美化活動の支援に関すること（春野環境センターの所管するものを除く。） (4) 廃棄物の不法投棄の防止、指導及び処理に関すること。 (5) 廃棄物の処理に係る手数料の徴収に関すること。 (6) 廃棄物適正処理等に関する指導育成に関すること。 (7) 高知市クリーンセンター及び同センターに付随する施設に係る用地の取得及び財産の維持管理に関すること。 (8) 自動車等の維持管理に関すること。
清掃工場	(1) 廃棄物（し尿を除く。以下この項において同じ。）の搬入指導・監督及び焼却処理に関すること。 (2) 廃棄物の処理に係る手数料の徴収に関すること。 (3) 高知市清掃工場（以下この項において「工場」という。）及び工場に関連する施設の管理並びに技術的研究に関すること。 (4) 工場に係る排気、排水等の検査及び測定分析並びに公表に関すること。 (5) 工場の整備に係る工事の設計施工及び監督に関すること。 (6) 清掃施設の技術的調査研究及び技術援助に関すること。 (7) エコ・パーク宇賀及び、ヨネツツこうちに係る諸調整に関すること。 (8) 地元対策に係る諸調整に関すること。 (9) 工場及び工場に関連する施設に係る用地の取得及び財産の維持管理に関すること。
東部環境センター	(1) 廃棄物処理施設（清掃工場の所管に属するものを除く。以下同じ。）の整備計画及び技術的管理に関すること。 (2) 廃棄物処理施設整備に係る工事の設計施工及び監督に関すること。 (3) 廃棄物（し尿を除く。）の埋立処分計画及び埋立業務に関すること。 (4) し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬業者の許可及び指導・監督に関すること。 (5) し尿及び浄化槽汚泥の処理計画及び処理業務並びに委託業者の指導・監督に関すること。 (6) 廃棄物処理施設の技術的研究に関すること。 (7) 廃棄物処理施設に係る排気、排水等の検査、分析、測定に関すること。 (8) 地元対策に係る諸調整に関すること。 (9) 廃棄物の処理に係る手数料の徴収に関すること。 (10) 東部環境センター所管のスポーツ施設の受付に関すること。 (11) 東部環境センター及び同センターに付随する施設に係る用地の取得及び財産の維持管理に関すること。 (12) 三里最終処分場及び春野最終処分場の財産の維持管理に関すること。
春野環境センター	(1) 春野地区の廃棄物（し尿及びペットボトルを除く。以下この項において同じ。）の収集及び運搬に関すること。 (2) 春野地区の町内美化活動の支援に関すること。 (3) 春野地区の廃棄物の処理に係る手数料の徴収に関すること。 (4) 高知市春野清掃センター及び同センターに付随する施設の管理及び財産の維持管理に関すること。 (5) 春野地区的廃棄物の減量及び適正処理等の啓発及び情報提供等に関すること。 (6) 地元対策及び一部事務組合に係る諸調整に関すること。

3 職員の配置状況

(平成22年4月1日現在)

職名等 所属係名等	部長職等	副部長職等	課長職等	課補佐等	係長等	事務職			技術職			技能職・労務職						小計	課等計				
						主査	主査	主査	主任	技師	検査	土木	電気	機械	化學	建築	自動車整備士	清掃整備工員	電気工員	機械操作員	運転手	清掃員	作業員
環境部	1	1																	2	2			
環政 策 境課	管理職等			1	1	1													3				
	低炭素都市推進室				1			2	3										6	13			
	ごみ減量推進係					1		2	1										4				
廃棄物対策課				1	2	1	1	1				2	1						9	9			
環境業務課	管理職			1	4														5				
	管理係					2	1											1	4	8			
	相談サービス係					1												1	1	3			
	第一業務係					2												14	18	34			
	第二業務係					2												14	18	34			
	第三業務係					2												14	18	34			
	第四業務係					2												11	11	24			
清掃工場	管理職	1	(1)	2															3				
	管理係				(1)	1		1											2				
	業務係					1											3	2	1	7			
	保全管理係					1				2	3	2							8				
	設備管理係					1				3	1						3		8				
	第一運転管係					2				2	1						1		6				
	第二運転管係					2				1							3		6				
	第三運転管係					2				1							3		6				
	第四運転管係					2				1							3		6				
	第五運転管係					2				1							3		6				
東セ 部シ 環タ 境	管理職			1	2(2)														3				
	管理係				(1)	1													1				
	施設管理係					1				1	1	1						3	7				
	保全管理係				(1)					1	2	1							4				
春野環境センター				1	1	1	1											4	4				
合 計		1	2	5	13	28	5	6	5	0	10	11	6	1	28	0	0	0	19	55	72	4	243

* 上記の他、廃棄物対策課に5名を配置している(県警から課長補佐級1名の派遣受入及び高知市不法投棄防止パトロール員として4名(県警OB)の嘱託)。

また、(財)高知市環境事業公社へ3名、本市職員を派遣している。

()は兼務のある職

4 組織の変遷

年	内 容		
昭和23年9月	教 育 民 生 部	——	衛生課
27年	民 生 部	——	衛生課
31年	民 生 部	——	清掃事務所
36年	市 民 部	——	清掃課
38年	市 民 部	——	環境衛生課
42年	市 民 部	——	清掃管理課 清掃業務課
48年	市 民 部	——	清 掃 事 務 所 —— 清掃管理課 —— 清掃第一課 —— 清掃第二課
50年	市 民 部	——	清 掫 事 務 所 —— 清掃管理課 —— 清掃業務課 —— 清掃工場建設事務所
51年	市 民 部	——	清 掫 事 務 所 —— 清掃總務課 —— 清掃業務課 —— 大谷清掃工場 —— 宇賀清掃工場 —— 菖蒲谷清掃工場 —— 清掃工場建設事務所
52年	清 掫 部	——	清掃總務課 清掃業務課 大谷清掃工場 宇賀清掃工場 菖蒲谷清掃工場 清掃工場建設事務所
53年	清 掫 部	——	清掃總務課 第一業務課 第二業務課 大谷清掃工場 菖蒲谷清掃工場 清掃工場建設事務所 清掃施設建設事務所 —— 総務課 —— 建設課
55年	清 掫 部	——	清掃總務課 第一業務課 第二業務課 宇賀清掃工場 菖蒲谷清掃工場 清掃施設建設事務所 —— 総務課 —— 建設課
57年	清 掫 部	——	清掃總務課 第一業務課 第二業務課 宇賀清掃工場 菖蒲谷清掃工場 清掃施設建設事務所 —— 総務課 —— 建設課 —— 廃止
58年	清 掫 部	——	清掃總務課 第一業務課 第二業務課 宇賀清掃工場 清掃施設建設事務所 —— 施設建設課
59年	清 掫 部	——	清掃總務課 清掃業務課 宇賀清掃工場 清掃施設課
60年	保 健 環 境 部	——	清掃企画課 清掃業務課 宇賀清掃工場
62年	市 民 環 境 部	——	清掃企画課 清掃業務課 宇賀清掃工場 清掃對策室

年	内 容	
平成6年	市民環境部	清掃対策室 清掃施設建設事務所
8年	市民環境部	清掃対策室 清掃施設建設室
10年	環境下水道部	清掃施設建設室 環境下水道総務課 環境対策課 環境業務課 宇賀清掃工場 東部環境センター 清掃施設建設課
12年	環境部	清掃施設建設事務所 環境政策課 エコタウン推進室 廃棄物対策課 環境業務課 宇賀清掃工場 東部環境センター 清掃施設建設課
14年	環境部	清掃施設建設事務所 環境政策課 エコタウン推進室 廃棄物対策課 環境業務課 清掃工場 東部環境センター 清掃施設建設課
16年	環境部	環境政策課 エコタウン推進室 廃棄物対策課 環境業務課 清掃工場 東部環境センター 清掃施設建設課
17年	環境部	環境政策課 廃棄物対策課 環境業務課 清掃工場 東部環境センター 清掃施設建設課
18年	環境部	環境政策課 ごみ減量推進課 廃棄物対策課 環境業務課 清掃工場 東部環境センター
20年	環境部	環境政策課 ごみ減量推進課 廃棄物対策課 環境業務課 清掃工場 東部環境センター 春野環境センター
21年	環境部	環境政策課 廃棄物対策課 環境業務課 清掃工場 東部環境センター 春野環境センター
22年	環境部	環境政策課 低炭素都市推進室 廃棄物対策課 環境業務課 清掃工場 東部環境センター 春野環境センター

第4章 予算・決算・原価計算及び 処理手数料の推移

1 峰入（清掃関係）	18
2 峰出（清掃関係）	19
3 一般会計に占める清掃関係費の推移	19
4 原価計算	20
5 ごみ処理手数料の推移	22
6 し尿処理手数料の推移	23

第4章 予算・決算・原価計算及び 処理手数料の推移

1 歳 入 (清掃関係)

(単位:千円)

科 目 名 称	17 年 度 決 算 額	18 年 度 決 算 額	19 年 度 決 算 額	20 年 度 決 算 額	21 年 度 決 算 額	22 年 度 予 算 額
使用料及び手数料※1	315,541	267,477	435,709	406,101	395,885	625,136
国 庫 支 出 金	980	10,652	-	-	131,161	-
県 支 出 金	-	-	-	-	6,488	-
財 産 収 入※2	40,995	20,917	31,882	31,973	22,355	21,872
寄 付 金	-	-	-	2,073	1,580	-
繰 入 金	-	-	837	2,982	35	-
諸 収 入	139,115	226,654	150,427	176,537	175,542	216,234
市 債	350,100	435,300	364,900	115,800	122,500	122,600
計	846,731	961,000	983,755	735,466	855,546	985,842

※1 使用料及び手数料には、産業廃棄物許可手数料を含む。

なお、最近の手数料改定経過は以下のとおり。

平成8年1月1日	手数料改正 (し尿)
8年4月1日	手数料改正 (ごみ)
9年4月1日	消費税法の改正等 (ごみ)
16年7月1日	手数料改正 (ごみ)
19年4月1日	手数料改正 (ごみ)

※2 財産収入はエコ産業団地の土地貸付収入を指す。

2 歳 出 (清掃関係)

(単位:千円)

科 目 名 称	17 年 度 決 算 額	18 年 度 決 算 額	19 年 度 決 算 額	20 年 度 決 算 額	21 年 度 決 算 額	22 年 度 当 初 予 算 額
環 境 総 務 費	233,880	95,408	205,506	262,650	381,511	265,177
廃 棄 物 対 策 費	150,862	89,307	85,949	96,094	98,294	94,990
ごみ減量推進費	—	171,116	108,780	102,497	77,695	326,546
塵芥収集費	1,256,309	1,412,527	1,244,478	1,247,296	1,364,606	1,349,071
塵芥処理費	1,010,713	903,073	1,063,270	1,173,450	1,168,493	1,195,259
プラスチックごみ処理費	155,618	114,420	113,103	118,074	107,156	111,257
最終処分場管理費	95,673	73,777	86,854	51,621	54,209	58,860
清掃施設建設費	313,500	279,977	—	—	—	—
余熱利用施設費	70,623	26,730	33,548	31,101	34,032	29,038
春野環境センター費	—	—	25,261	176,573	180,903	192,728
し尿収集費	75,626	62,085	83,744	42,635	33,392	55,862
し尿処理費	410,554	424,237	425,226	337,911	342,112	300,638
春野地区し尿処理費	—	—	12,557	49,251	50,940	50,119
計	3,773,358	3,652,657	3,488,276	3,689,153	3,893,343	4,029,545

3 一般会計に占める清掃関係費の推移

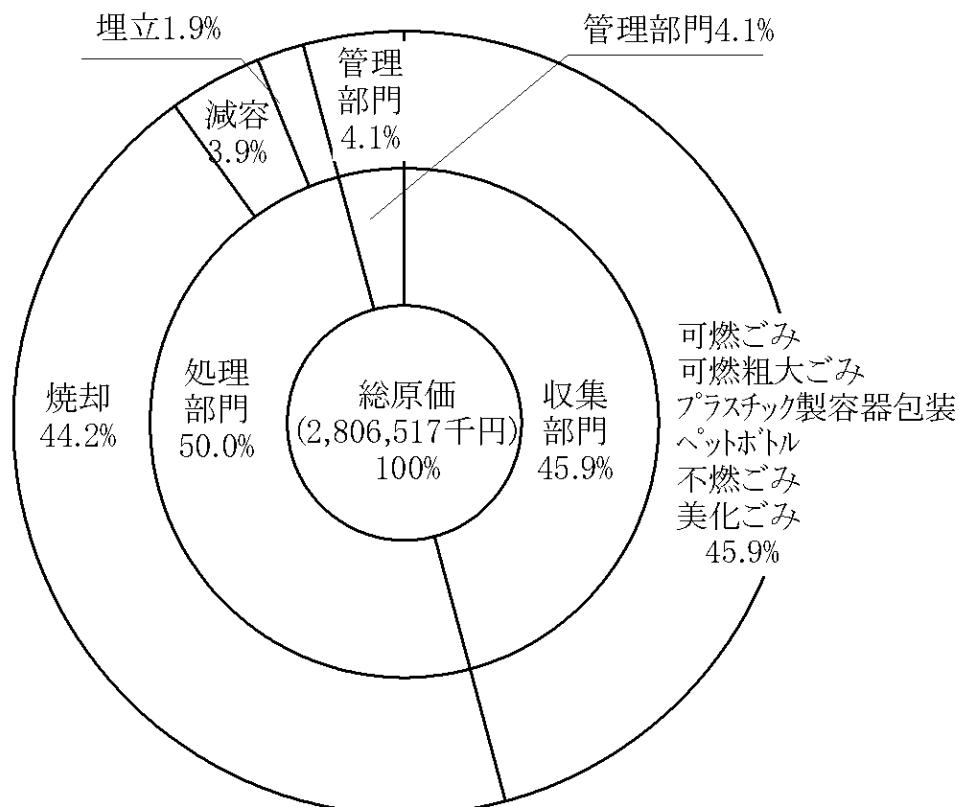


4 原価計算（平成 21 年度）

(1) ごみ処理原価

原価部門 原価費	管理部門	収集部門	処理部門			計
		可燃ごみ 可燃粗大ごみ プラスチック製容器包装 ペットボトル 不燃ごみ 美化ごみ	焼却 (焼却処理)	プラ減容 (圧縮梱包・ ペットボトル)	埋立	
部門直接原価 (1)	116,158	1,287,521	1,241,473	107,156	54,209	1,402,838
管理部門配賦額 (2)	部門直接原価接分	55,590	53,601	4,627	2,341	60,568
部門原価 (1)+(2)=(3)		1,343,111	1,295,074	111,783	56,550	1,463,406
処理量(t) (4)		76,086 (持込を除く)	108,890	4,108	1,729	114,727
	(3) ÷ (4)	17,653	11,893	27,211	32,706	71,811
1t当たりの原価 (円/t)	(1) ÷ (総搬入量 - 資源物, 水銀含有物)	2,806,517 千円 ÷ 118,175 t = 23,749 円/t				

<部門直接原価（2,806,517千円）の内訳>



(2) し尿処理原価

原価部門 原価費	管 理 部 門	処 理 部 門
部 門 直 接 原 価 (1)	20,220	393,052
管 理 部 門 配 賦 額 (2)	—	20,220
部 門 原 価 (1) + (2)	—	413,272
処 理 量 (kℓ) (4)	—	119,813
1 kℓ 当 り の 原 価 (3) ÷ (4)	—	3,449 円／kℓ

(注) 貸付金、補助金、施設建設費、用地費等及びそれらの償却費は含まず。

「2. 歳出(清掃関係)」から原価対象額を抜粋して算出。

5 ごみ処理手数料の推移

年別	収集(運搬)及び処分 (占有者が払う額)							
昭和29年	ごみ、燃えがら、汚泥 12立方尺までごとに1カ月15円	大ねご等の死体 1頭につき50円						
34年	0.3m³までごとに " "	" "						
35年	0.3m³までごとに 1カ月30円	" "						
44年5月1日	ア 常時多量排出 (1kg平均10kg以上) 1kgまでごとに 1円40銭以内	イ 一時多量排出 (30kg以上) 42円以内	ウ その他 1カ月30円					
46年4月1日	" "	" "	削除(無料)	" "				
47年4月1日	" "	" "		多量廃棄物 プラスチック	水銀含有 廃棄物	犬猫等の死体 (紙くず、燃え がら、汚泥)	産業廃棄物 (発泡スチロール ・ペットボトル)	産業廃棄物 (水銀含有 廃棄物)
49年4月1日	1kgまでごとに 2円50銭以内	30kgまでごとに 75円以内		0.4トンまで 200円	0.4トン超え1トンまで 1トン超える場合 1トンまでごとに500円加算	200円 500円	1頭につき 100円	1トンまでごとに 1,000円
51年4月1日	削除	削除		0.4トンまで 1体につき 400円	0.4トン超え1トンまで 1トン超える場合 1トンまでごとに1,000円加算	400円 1,000円	1体につき 100円	1トンまでごとに 2,000円
59年4月1日	" "		1体につき 800円	100kgまでごとに (10月1日施行)	150円 ×103／100	1体につき 200円	1トンまでごとに 4,000円	
平成4年4月1日(消費税転嫁)	" "		1体につき 820円	100kgまでごとに 900円	150円 ×103／100	1体につき 300円	1トンまでごとに 4,120円	
8年4月1日	" "		1体につき 900円	100kgまでごとに 250円	140円 370円	1体につき 300円	4,120円 140円	10kgまでごとに 370円
9年4月1日(消費税法の改正等)	" "		1体につき 910円	1体につき " "	" "	" "	4,200円	" "
16年7月1日	" "		1体につき 1,000円	10kgまでごとに 50円	280円 690円	1体につき 400円	100kgまでごとに 1,300円	10kgまでごとに 320円
17年7月1日	" "	" "	" "	" "	" "	" "	" "	削除
19年4月1日	" "	" "	" "	" "	" "	" "	10kgまでごとに 280円	—

6 し尿処理手数料の推移

年別	従量割	量制	定額制		備考
	従量割 回数割	人頭割	回数割		
昭和29年	1斗 10円				
35年	100 7円				
36年	100 8.5円				
40年4月1日	100 11円	1カ月1人 40円			
43年8月1日	100 14円	1カ月1人 50円			
49年1月1日	100 40円	1カ月1人 50円	一世帯1回 50円		
51年4月1日	180 80円	1カ月1人 100円	一世帯1回 100円 但し、改良便槽の場合 300円	昭和50年(財)高知市清掃公社設立 公社による収集開始	
53年10月1日	180 120円	1カ月1人 150円	一世帯 但し、改良便槽の場合 150円		
54年11月1日	180 150円	1カ月1人 200円	一世帯1回 200円 但し、改良便槽の場合 550円		
56年4月1日	180 200円	収集1回につき250円	1カ月1人 250円 但し、改良便槽の場合 600円		
59年1月1日	180 220円	収集1回につき300円	1カ月1人 300円 但し、改良便槽の場合 700円		
平成4年4月1日 (消費税転嫁)	180 225円	収集1回につき310円	1カ月1人 310円 但し、改良便槽の場合 720円	平成3年(財)高知市清掃公社を(財)高知市 環境事業公社に名称変更	
8年1月1日	180 230円	収集1回につき400円	1カ月1人 400円 但し、改良便槽の場合 400円 下水道処理区域 収集1回につき 300円	特別収集手数料の新設 定期収集以外の収集 収集1回につき 600円 ※下水道処理区域は、供用を開始した日から3年を経過した地域	

第5章 ごみ処理事業

1 概要	24
2 ごみの収集及び処分	25
3 ごみ減量・リサイクルの推進	29
4 まちの美化推進	33
5 処理実績	35
6 ごみの組成	40
7 産業廃棄物と一般廃棄物	41
8 エコタウン事業	49
9 可燃ごみ(生ごみ)収集日別地区割図	52
10 高知市のごみの出し方(分別チラシ)	53

第5章 ごみ処理事業

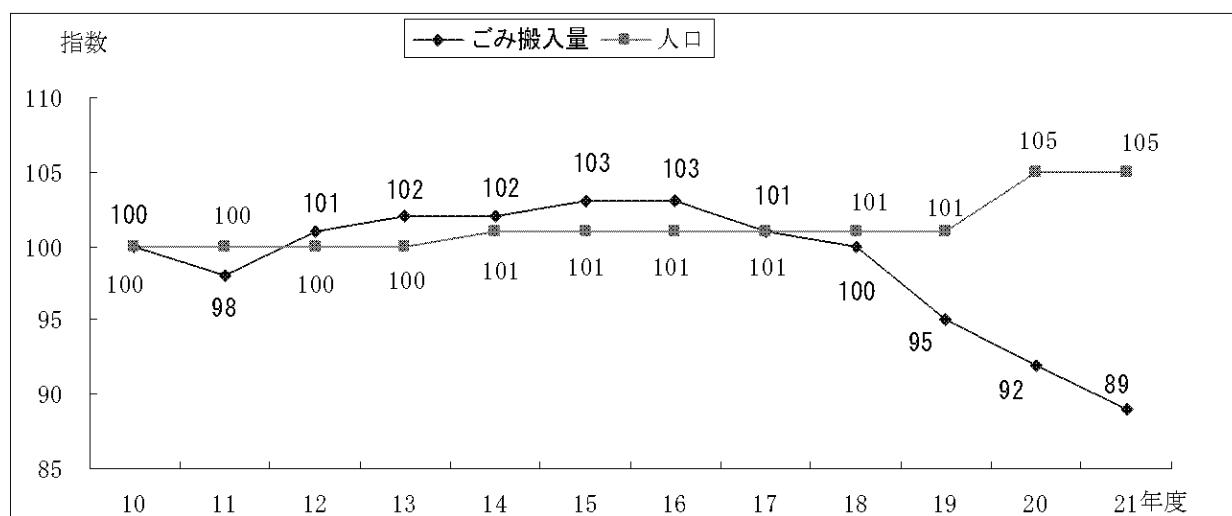
1 概 要

過去10年間の本市のごみ収集量を見ると増加傾向は弱まり、ここ数年は減少の傾向にある。

なお、平成20年度は5年連続減少した。

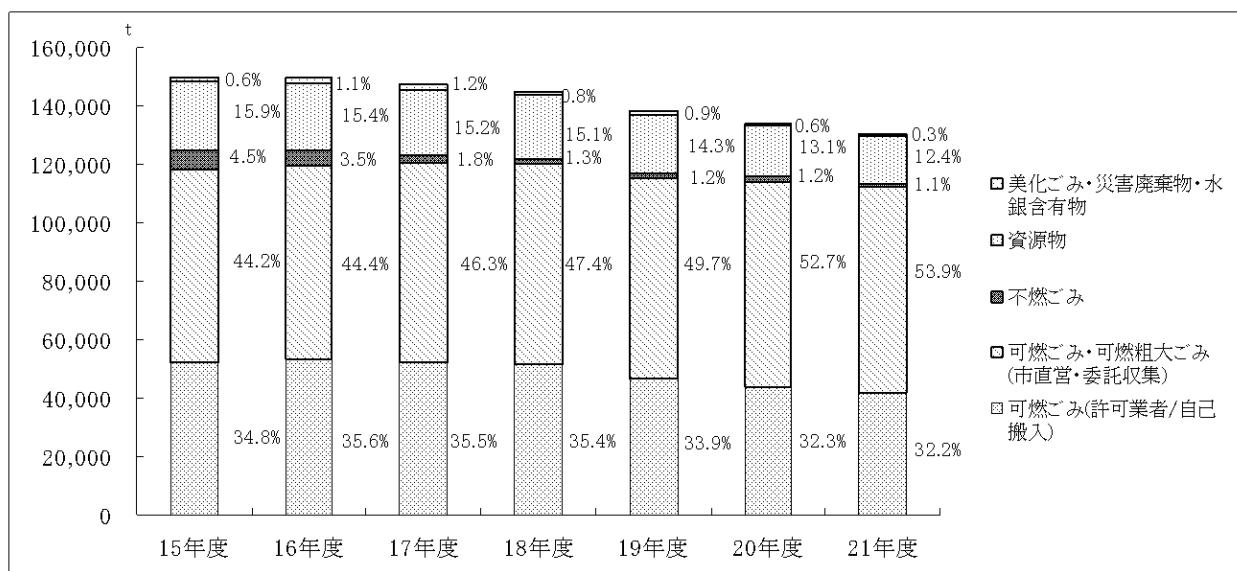
現在、ごみ量は減少傾向にあるが、循環型社会形成推進基本法をはじめ各種リサイクル関連法への対応、最終処分場の更なる延命化及び環境の保全等を進めていくため、今後、一層の廃棄物の発生抑制、分別徹底等によるごみの減量・リサイクルを推進していくことが必要となっている。

(ごみ搬入量と人口の推移)



(注) 平成10年度のごみ搬入量(144,584t)と人口(324,259人)を100とした。

(ごみ搬入量構成比の推移)



2 ごみの収集及び処分

(1) 直営又は委託によるごみ収集

一般家庭のごみは下表の区分毎に分別して排出することとしており、可燃ごみ、プラスチック製容器包装、ペットボトル及び可燃粗大ごみは直営で収集している。

また、資源物、不燃ごみ及び水銀含有廃棄物については、高知市再生資源処理協同組合に委託して収集している。

一般家庭ごみの収集運搬及び処分は、直営・委託とも無料で行っており（春野地区の可燃ごみ及び市処理施設への自己搬入分は除く）、平成22年3月末現在のステーション（ごみ集積所）数は、可燃ごみ・プラスチック製容器包装のステーションが6,554か所、資源・不燃物等のステーションが1,230か所となっている。

（ごみの分別区分）

	分別区分	収集方法	収集主体	収集料金
ア	可燃ごみ	週2回ステーション収集	直営	無料
イ	プラスチック製容器包装	週1回ステーション収集	直営	無料
ウ	ペットボトル	拠点回収	直営	無料
エ	資源物	月1回ステーション収集	委託	無料
オ	可燃粗大ごみ	月1回ステーション収集	直営	無料
カ	不燃ごみ	月1回ステーション収集	委託	無料
キ	水銀含有廃棄物	月1回ステーション収集	委託	無料

※ 鏡・土佐山地区のごみ収集については、「第2章－1－(1)－ウ、市町村合併に伴う収集・処理体制」参照。

※ 春野地区のごみ収集については、「(6)春野地区の収集と処分」を参照。

(2) 許可業者等によるごみ収集

会社、商店などの事業活動に伴って排出される一般廃棄物（事業系一般廃棄物）は自己処理が原則であるが、自己処理できないものは排出者自ら市の施設へ持ち込むか、当事者間の契約等により許可業者に委託することとしている。

また、家庭から排出される一般廃棄物（家庭系一般廃棄物）についても、ごみステーションに排出できないものや、引っ越し等の一時多量ごみは市の処理施設へ持ち込むか、許可業者に委託することとしている。

一般廃棄物（ごみ）収集運搬許可業者一覧表

平成22年4月1日現在

許可業者名	所在地	電話	収集機材	
			パッカー車	トラック
（有）高知清光社	南河ノ瀬町111-1	831-7791	5台	4台
（株）高知清掃センター	南ノ丸町12-8	832-2188	9	2
（有）高知街清掃	福井町1683-5	823-4055	4	—
（有）セイム	神田1876	833-1413	7	5
（株）ダイセイ	南川添9-5	884-3811	6	5
（有）中央環境企画	池2351-4	847-7701	8	3
（株）都市美粧建設	高須新町3-5-1	885-3800	6	11
（有）西村興業	東城山町48-2	831-8329	5	2
（株）春野清掃	春野町弘岡下82-2	894-2652	3	3
合計	9業者		53台	35台

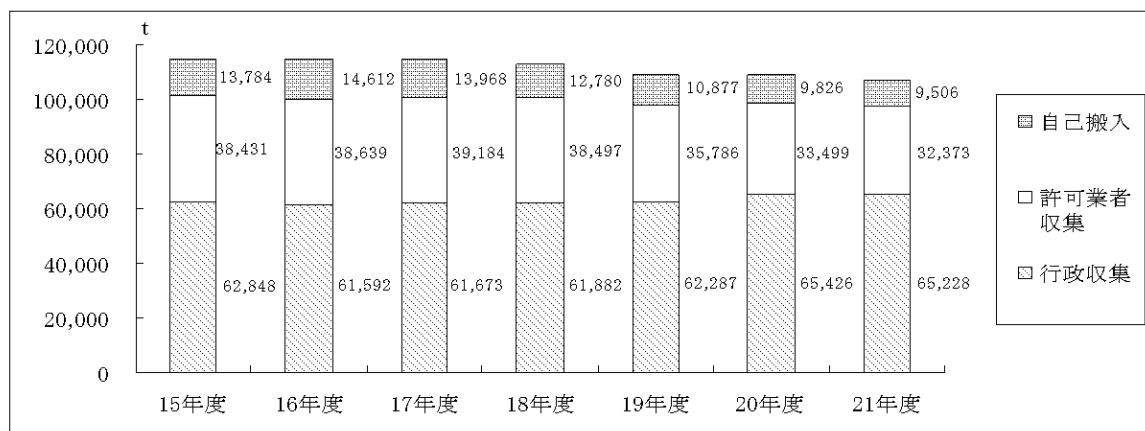
(注) 他に限定許可業者あり（5業者 区域限定4,品目限定1）

（株）春野清掃については平成20年1月の合併による許可であり、平成24年度末までの一市二制度のごみ処理に伴い春野地区のみの収集運搬の許可とする。

(3) ごみ搬入量の推移等（搬入量は合併後の春野町分を含む）

ア 可燃ごみ

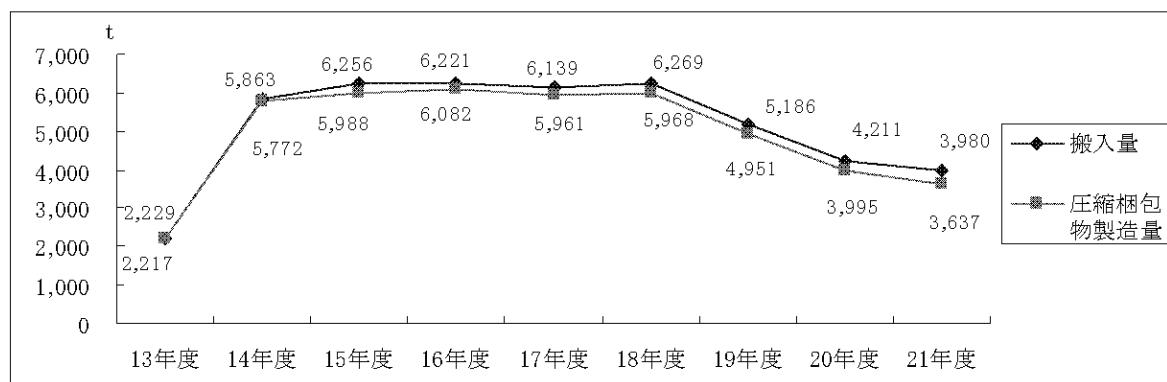
平成11年4月から、ごみの分別徹底と減量・再資源化の促進、収集作業の安全性の確保等を目的として、中身の見える透明・半透明袋によるごみの排出を義務づけ、収集している。



イ プラスチック製容器包装

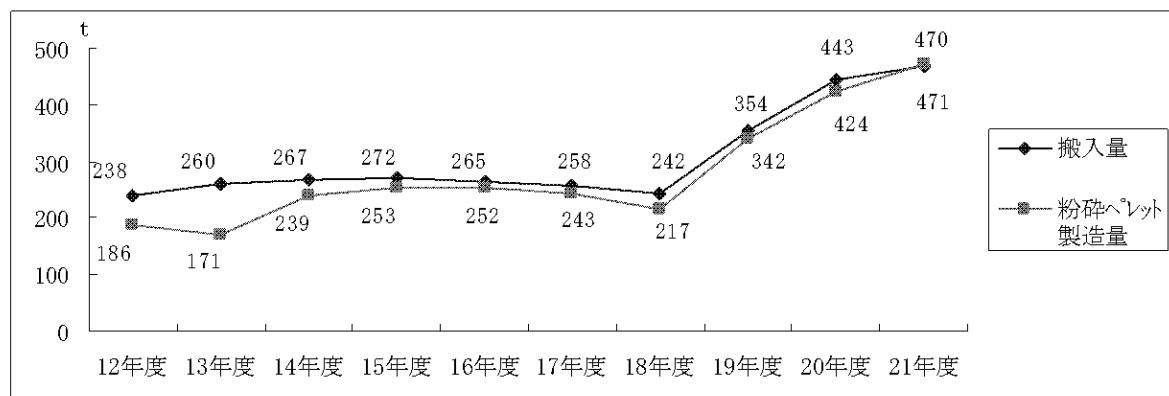
平成13年11月から容器包装リサイクル法の趣旨に沿い、プラスチック製容器包装を収集している。

平成18年度において、処理を委託している（財）日本容器包装リサイクル協会より品質の悪さを指摘されたため平成19年度より分別の徹底等啓発を強化した結果、搬入量は減少している。



ウ ペットボトル

平成12年4月から容器包装リサイクル法の趣旨により分別し、市内量販店等（平成22年3月末現在141か所）にある収集拠点から、隨時、菖蒲谷プラスチック減容工場へ運搬し、独自ルートにより再資源化処理を行っている。19年度からのプラスチック製容器包装の啓発強化の結果、搬入量は急増している。

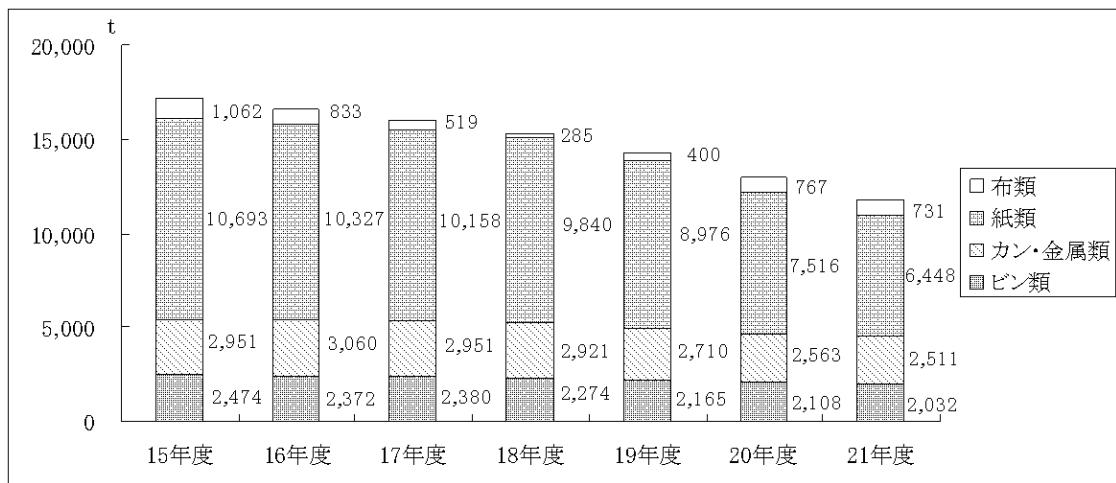


エ 資源物

資源物は4種類（ビン類，カン・金属類，紙類，布類）に分けて排出することとしており、さらにビン類は容器包装リサイクル法による処理を行うため、透明、茶色及びその他の色の3分別としている。

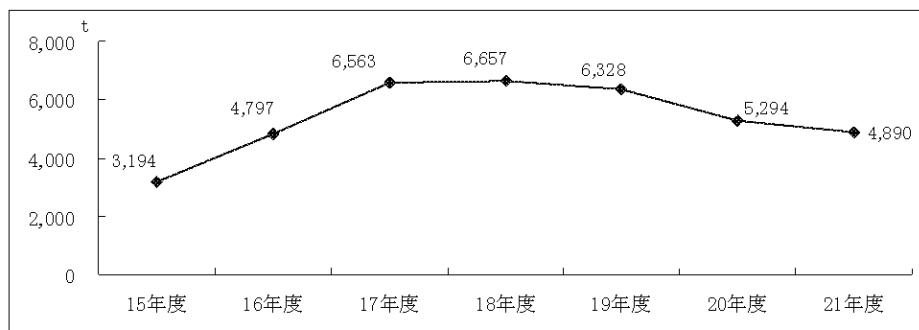
収集方法は、委託された高知市再生資源処理協同組合が、登録団体が管理するステーションから収集している。この制度は高知方式とも呼ばれ、市民の協力のもと、ごみの減量・資源化に大きな成果を収めている（平成22年3月末現在1,125団体・14万4181世帯）。

また、各登録団体へはこの組合の売上金の一部が分別援助金として還元されている。



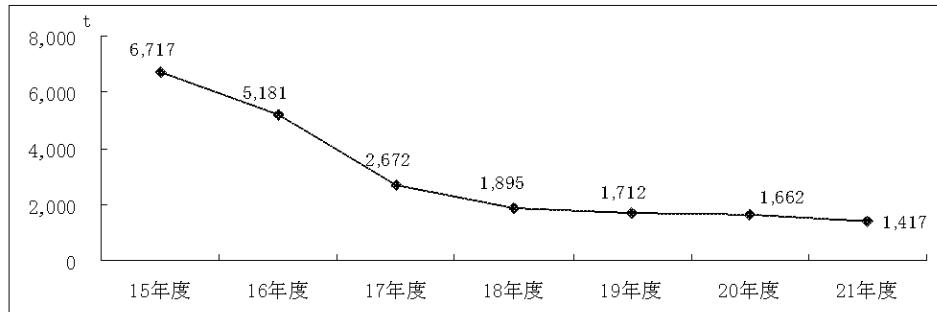
オ 可燃粗大ごみ

木製家具及びふとん等であり、直営（春野・鏡地区は委託収集）で資源物ステーションから収集している。平成16年10月、平成19年10月に分別区分の変更を行った。



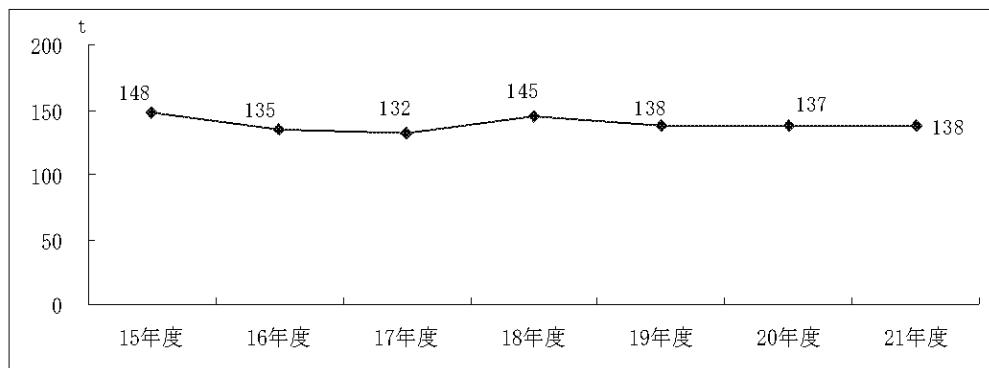
カ 不燃ごみ

収集方法は、資源物と同様である。平成16年10月から、埋立ごみの見直し削減を行い、製品プラスチック等、可燃性の素材が大半を占める物を焼却処理することとし、分別区分を変更したため搬入量は大きく減少している。



キ 水銀含有廃棄物

収集方法は、資源物と同様である。



ク その他

・ 美化ごみ

市内の町内会及び衛生組合等が、町内の美化清掃活動を行うことにより発生した廃棄物は、登録制で直営等により収集している。

・ 犬、ねこ等の死体

家庭で飼われているペットの死体について、要請があれば直営により有料で収集している。

・ 特定家庭用機器廃棄物等

平成13年4月の家電リサイクル法施行により、エアコン、ブラウン管式テレビ、電気冷蔵庫、電気洗濯機(平成16年4月1日から電気冷凍庫、平成21年4月1日から液晶テレビ、プラズマテレビ、衣類乾燥機が追加指定)が、さらに平成15年10月からはメーカー等による家庭系パソコンの回収リサイクルが始まったため、ステーションでの収集を取り止めた。

また、家電リサイクル法で小売業者に引取義務のない製品の取扱いについては、高知県電機商業組合と協定することにより、同組合の加盟店がすべての対象製品を回収できるようにし、排出ルートの一元化を図っているものの、ごみステーションに排出されるものも後を絶たない。

特定家庭用機器廃棄物

(単位:台)

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
高知県電機商業組合との協定による回収	2,696	1,912	1,212	981	710	904
ごみステーションへの排出	テレビ	101	118	122	92	126
	エアコン	19	33	20	9	7
	洗濯機・衣類乾燥機	30	33	29	24	30
	冷蔵・冷凍庫	16	22	27	30	22

※平成21年4月から、液晶・プラズマ式テレビ及び衣類乾燥機が対象化された。

(4) 中間処理・処分

可燃ごみ及び可燃粗大ごみは、平成14年3月に完成した清掃工場で全量焼却し、排出される焼却灰などは溶融してスラグ化し、土木資材等への利用を図ってきた。なお、本工場は、一般廃棄物を焼却して発電を行うバイオマス発電施設として平成15年3月に経済産業大臣から新エネルギー等発電施設に認定された。

また、水銀含有廃棄物については、高知市再生資源処理センターで専用器具による無害破碎やドラム缶への密封など中間処理を行った後、水銀処理業者に委託している。

不燃ごみについては、三里地区にある最終処分場に埋立し、安定した処分を行っている。

(5) 再資源化

プラスチック製容器包装は、菖蒲谷プラスチック減容工場で不適物を除去し、圧縮梱包した後、(財)日本容器包装リサイクル協会に引き渡している。

また、ペットボトルについても、不適物を除去した後、粉碎し再生業者へ売却している。

そして、委託により収集された資源物は下表のとおり処理されており、清掃工場、プラスチック減容工場に混入していた資源物を加え、再資源化している。

区分	選別等	保管	引取先	再利用
ビン類 透明 茶色 その他の色	栓等付属物を除去	透明、茶色、その他の色の色別に保管	(財)日本容器包装リサイクル協会	
カン・金属類	材質により鉄・アルミ等に分類	種類毎にプレス	金属回収業者	製鋼原料
紙類 段ボール 新聞紙・チラシ 雑誌類			古紙業者	紙原料
布類			古繊維業者	古衣料（一部は紙製品の原料）

(6) 春野地区の収集と処分

平成20年1月に合併した春野地区は、合併後も一部については収集体制を継続させることになったため、旧高知市とは分別区分等が若干異なっている。

可燃ごみに限っては、指定袋による有料収集を行っており、土佐市、いの町、日高村の市町村とともに共同で設立した、高知中央西部焼却処理事務組合で焼却処理している。その他のごみは、旧高知市と同じ施設で処理されているが、プラスチック製品等は事務組合の焼却炉の設備の関係上、処理が困難なため、可燃雑ごみとして高知市清掃工場で処理している。

また、春野地区のごみは、ペットボトル以外は委託収集となっている。

3 ごみ減量・リサイクルの推進

(1) ごみ量増大への対応

平成14年4月に施行された家電リサイクル法をはじめとする各種リサイクル法の施行や全国的な景気の低迷もあり、ここ数年はごみの収集量は減少傾向にあるが、こうした状況をより一層進め、循環型社会をより確かなものとするために、平成18年2月に環境部内に「ごみ処理システム再構築検討委員会」を設置し、分別収集の方法や中間処理・最終処分の方法などについて、調査研究を行っている。

また、平成18年度の機構改革により、新たに「ごみ減量推進課」を設置し、事業所ごみの適正排出に向けた啓発・指導をはじめ、ごみの減量に向けた取組を進めていたる。(平成21年度に環境政策課と統合)

一方、家庭ごみの減量に向けては、平成17年度に家庭ごみ減量マニュアル「もったいないのすゝめ」を作成し、出前講座等を通じて啓発を行っている。

平成21年度からは、ごみの減量・リサイクルに対する意識啓発を図るために、家庭ごみの減量に取り組むごみ減量モニター「ごみの達人」を募集し、22名が参加。ごみ減量に取り組んだ。

(2) 出前講座等ごみ問題を話し合う会

ア ごみ懇談会

昭和55年11月から56年11月までの間、市内26か所で町内会、衛生組合などの各種組織を中心とした「ごみを話し合う会」を開催し、引き続き昭和58年度には11月と12月に市内16か所で不燃物登録団体代表者との懇談会を開催し、新聞、テレビ等で報道されていたダイオキシンや水銀含有廃棄物の問題とともに、ごみ処理全般にわたって話し合った。

昭和 62 年度は、収集方法を検討するため市民の意識調査を行なうとともに、市内を 25 地区に分け、資源・不燃物登録団体との「ごみ懇談会」を開催し、特に紙・プラスチックの分別の徹底を依頼した。同時に、ごみの収集、運搬、処理等、清掃行政全般にわたる意見交換を行い、市民のごみに対する知識と意識の向上を図った。

以後、ごみ懇談会として、隨時、説明会や意見交換等を行っている。

年度	月	主要テーマ	会場数	備考
5	1月～2月	ごみ出しマナー、分別・減量、ポイ捨て防止、資源物の再生利用	23	
6	7月～9月	事業所ごみの適正処理・減量化・リサイクル	7	事業所を対象
10	9月～2月	透明・半透明袋の導入	22	
11	2月	ペットボトルの拠点回収	27	
12	1月～2月	家電リサイクル法	24	
13	9月～10月	プラスチック製容器包装の分別収集	26	
15	10月	高知市第2次一般廃棄物処理基本計画の概要ほか	27	推進員委嘱のお願い
16	7月～8月	分別区分の変更について（可燃雑ごみ・不燃雑ごみ）	26	
17	2月	ごみの減量、処理困難物追加（自動車用タイヤ）	29	
18	1月～2月	プラスチック製容器包装の分別他	29	汚れが落ちにくい物は生ごみへ
19	7月	分別区分及び名称の変更、プラスチック製容器包装の分別	29	
20	11月～12月	ごみの分別について（現状報告とお願い）、家庭ごみの有料化について、レジ袋の削減について	29	

※平成 21 年度は、家庭ごみ有料化に関する地域説明会（74 会場、参加 1,990 人）を実施したため開催していない。

イ 出前講座

町内会や自治会からのごみについて詳しい説明をしてほしいとの要望に答えるため、地元の要望に沿ったテーマで環境政策課と環境業務課の職員を派遣し説明会を行っている。平成 21 年度は 57 回の出前講座を行い、延べ 3,858 人の参加があった。

(3) 高知市廃棄物減量等推進員制度

廃棄物減量等推進員は、高知市廃棄物減量等推進員に関する要綱に基づき市長が委嘱するもので市の密接な連携のもと、地域に密着してごみの減量化・再生利用を促進していくためのボランティアリーダーである。主な活動としては、地域における廃棄物の減量及び適正処理の普及・啓発、分別収集の指導・啓発、地域における美化活動の促進、不法投棄に関する市への通報、その他市の施策への協力などがあげられ、また、市と地域住民との重要なパイプ役も担っている。

（平成 22 年 4 月現在 866 名）

(4) 生ごみ処理容器購入補助・電動生ごみ処理機購入補助事業

生ごみ処理容器の補助金は、1基当たり購入金額の半額（好気性処理容器で2,000円、嫌気性処理容器で1,500円を上限とする）とし、1世帯当たり合計2基までの補助を行っている。

また、電動生ごみ処理機は、平成15年8月から20年3月まで、1基当たり購入金額の半額（上限20,000円）の補助を行った。

年 度		16	17	18	19	20	21
生ごみ 処理容器	好気性	34	20	23	30	40	35
	嫌気性	26	29	18	9	28	38
合 計		60	49	41	39	68	73
電動生ごみ 処理機	乾燥式	155	106	356	289	22	
	バイオ式	126	104	32	32	0	
合 計		281	210	388	321	22	73

(5) 高知クリーン推進会について

紙ごみを中心に急増する事業系ごみについては、ごみ問題への関心を高めてもらうため、平成3年度に「高知市事業所ごみ減量化対策懇談会」を設置して各業界との意見交換を行い、また1,000事業所を対象にアンケート調査を実施した。

その後、平成4年11月には、事業所ごみの減量・リサイクルの推進を目的として、本市やNTT高知支店など14事業所を発起人とする「高知クリーン推進会」が発足。OA用紙共同回収（会員事業所から使用済みOA用紙を回収し、トイレットペーパー等の再生品の原料とするリサイクル推進活動）、研修会など、事業の充実に努めている。また、会員の拡大を図り、平成22年3月末現在、118事業所が会員となっている。

高知クリーン推進会（事務局：高知市環境政策課）の役割及び実績

事業所ごみの減量・リサイクル推進のための事業の実施（平成21年度）

- 紙資源ごみ共同回収（中央商店街147.6t）
- OA用紙共同回収(42.5t)
- 福祉施設への再生トイレットペーパー（共同回収したOA用紙を100%原料としたもの）の寄贈
- 研修会の実施（内容：環境の保全及び資源の有効利用等）

(6) 焼却灰再利用研究・再資源化

平成14、15年度に土木資材としてスラグを試験施工し、基礎的なデータを収集した。平成16年度からは、高知県土木部により策定された「ゴミ焼却灰溶融スラグ鋪装利用技術指針」と相まって、高知市の発注する公共工事への利用拡大を図った。

平成19年度より、灰溶融に代わる焼却灰資源化策として、焼却灰の一部セメント資源化を試行してきたが、22年度より、灰溶融炉を全面休止し、焼却灰はセメント資源化及び山元還元に移行している。

(7) 余熱利用施設

ごみ焼却時の熱エネルギーを有効利用した余熱利用施設「ヨネツツこうち」は、平成14年6月の開館以来、市民の健康保持と生涯スポーツ活動の振興に役立てられている。

プール、温浴施設、浴室、トレーニング室、環境学習室の利用実績

年度	16	17	18	19	20	21
利用者数(人)	108,722	108,713	119,467	131,630	128,279	130,077

(8) 余剰電力の売却

ごみの焼却時の熱エネルギーを有効利用するために発電を行い、工場内や併設する余熱利用施設「ヨネツツこうち」で使い、余った電気を電力会社に売却している。

年度	16	17	18	19	20	21
売却電力量(MWh)	14,425	14,453	26,172	16,102	18,234	16,990

(9) PR啓発事業

清掃事業は、市民の日常生活と最も密接な関係を持ち、「まちを美しくする」うえでの基盤行政であり、市民の関心はきわめて高い。今後の清掃事業を円滑に推進し、清潔で快適な生活環境をつくるためには、市民・事業者・行政の一体となった取組が必要である。

このために、毎年6月の環境月間中の行事や市民との会合・対話、広報紙などあらゆる機会を通じて啓発を行っている。また、平成14年10月から平成17年3月までは、「新緊急地域雇用放置廃棄物回収事業」により、平成17年4月からは「高知市地域雇用特別対策事業」によって、ポイ捨て禁止のPR、パトロール、清掃活動を実施している。

① 環境月間中の行事（平成21年度）

- 環境標語の募集 子どもの部：市内の小学校4年生～6年生を対象
おとなの部：その保護者を対象
応募総数：2,267点
- ごみ減らし展の開催
本市のごみ処理の現状をパネル方式で展示

② 資源・不燃物収集分別優良団体の表彰

秋のまちを美しくする運動期間中に実施していたが、平成20年度より廃止

③ 広報紙、パンフレット等によるPR・清掃施設見学及び指導

- 小学校4年生社会科副読本「ごみゼロたんけんたい」(3,522部 平成元年から実施)
- 広報紙「あかるいまち」(特集のほか随時)
- テレビ「Kochi on TV!」(随時)
- 一般市民向けパンフレット及び事業所向けパンフレット発行
- 家庭ごみの出し方、マナーのチラシ配布(随時)
- 清掃施設見学(随時)
- 資源物の収集現場での分別指導(随時)
- 清掃パトロール車によるごみの排出指導
- ごみの出し方に問題のある地域での夜間を含む現地指導
- 町内会等へ出かけていく「ごみ出前講座」(随時)
- 事業所ごみの出し方、集積所での夜間・早朝指導(随時)
- 許可業者等への協力要請や指導

(10) 家庭ごみ有料化の取組

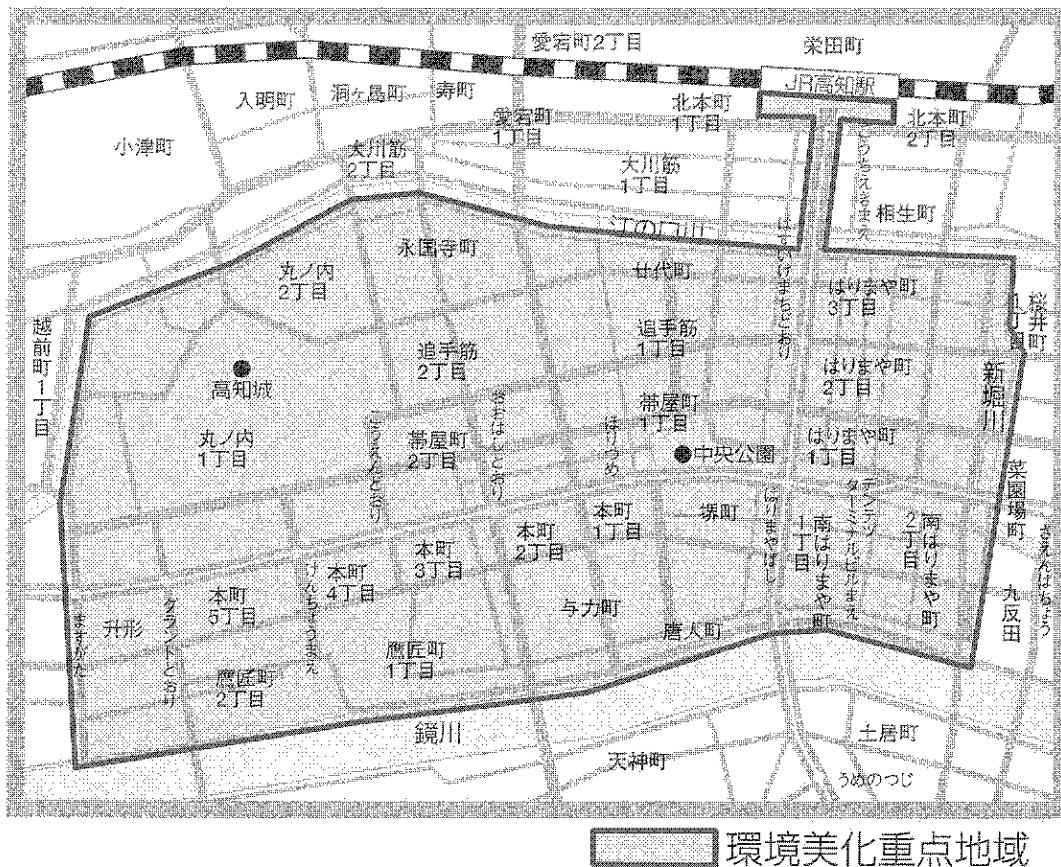
- 平成19年 2月 高知市の家庭ごみ処理に関する市民意識調査実施
- 平成20年10月 家庭ごみ処理手数料有料化検討資料（中間報告案）作成、議会等報告
- 平成20年11月 平成20年度廃棄物行政地区説明会実施（29会場、参加900人）
～12月
- 平成21年 3月 市長が家庭ごみ有料化導入について表明
- 平成21年 7月 家庭ごみ有料化に関する地域説明会実施（74会場、参加1,990人）
～12月
- 平成22年 3月 市議会3月定例会にごみ有料化等条例議案を提案、否決

4 まちの美化推進

(1) 環境美化重点地域の指定

平成 8 年 4 月 1 日に一部改正した高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例により、下図の地域（環境美化重点地域）で、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、空き缶等（飲料用紙パックを含む）を捨てた者に、5 万円以下の罰金を課すこととし、地域内には、周知看板（6 基）、空き缶等の回収容器を大小各 2 基設置し収集していたが、老朽化により平成 20 年 2 月に回収容器を撤去した。

環境美化重点地域の範囲（面積：約 1.8k m²）



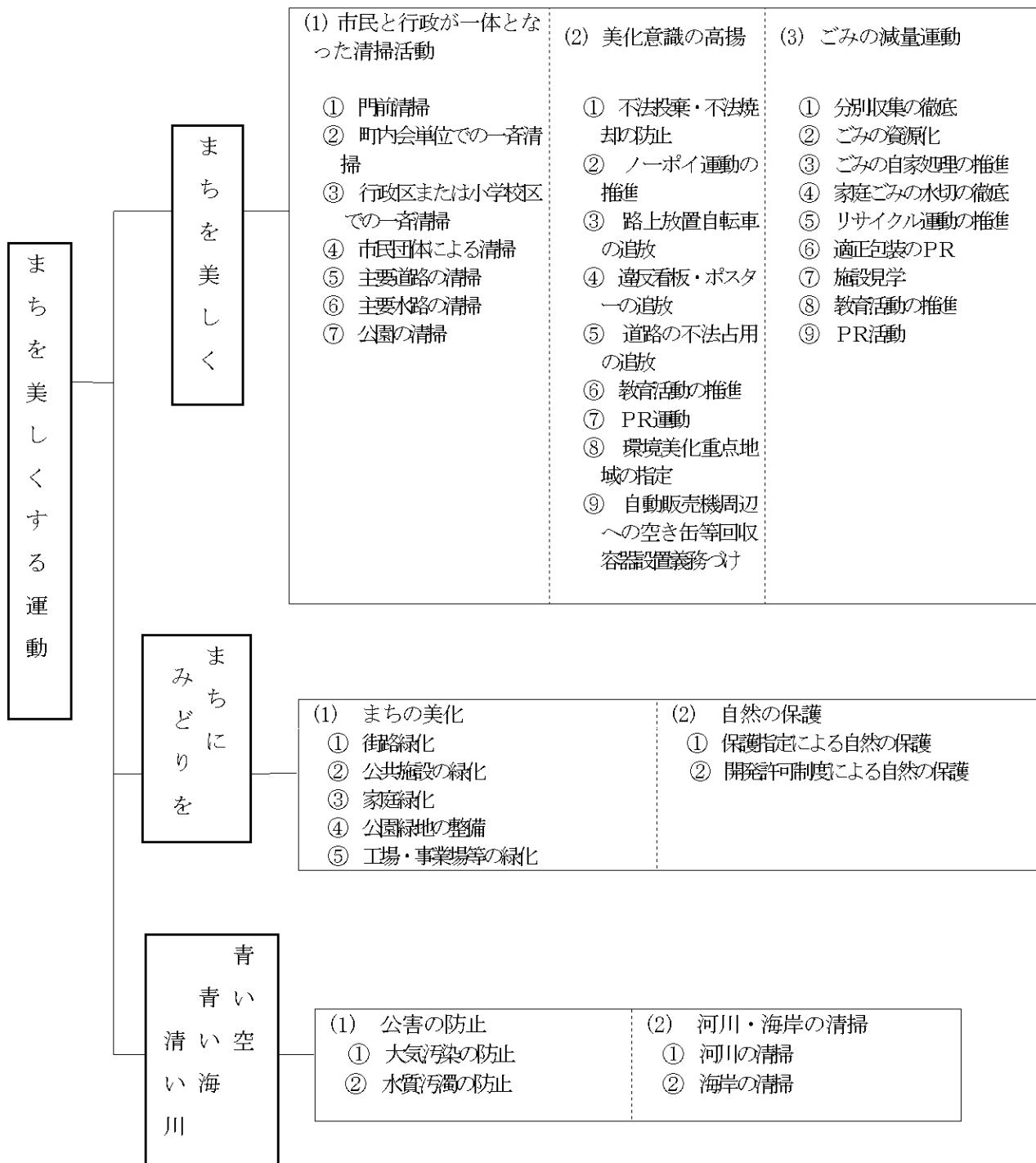
(2) 自動販売機業者への指導・勧告

高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例により、自動販売機業者に対して回収容器の設置を義務づけるとともに、設置していない業者には指導・勧告を行うこととした。

(3) まちを美しくする運動

昭和 54 年 11 月から、清潔な生活環境をつくり、健康で安全かつ快適な市民生活を確保するため、「まちを美しくする運動」を展開している。これは、市民、事業者、行政が一体となり、「まちを美しく」、「まちにみどりを」、「青い空、青い海、清い川」を基本方針とし、全庁体制で取り組んでいる。

体 系 図



5 処理実績

(1) ごみの搬入

項目		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
行政区域内人口 (うち外国人人口)	人	330,752 (-)	329,825 (-)	328,609 (-)	328,239 (1,508)	343,134 (1,401)	342,336 (1,408)
総搬入量	t	149,507	147,345	144,660	137,024	134,130	130,035
内 訳	可燃ごみ	t	114,800	113,949	113,159	108,260	108,751
	直営収集	t	61,538	61,477	61,676	61,447	62,592
	委託収集	t	54	196	206	216	193
	春 野	委託収集	t	—	—	—	2,621
	事業系	t	—	—	—	—	219
	その他	t	—	—	—	—	20
	許可業者収集	t	38,639	39,184	38,497	35,724	33,280
	自己搬入	t	14,569	13,092	12,780	10,873	9,826
	家庭系持込	t	2,205	1,818	1,650	1,369	1,089
	事業系持込	t	12,364	11,274	11,130	9,504	8,737
	不燃ごみ	t	5,181	2,672	1,895	1,700	1,662
	可燃粗大ごみ	t	4,797	6,563	6,657	6,280	5,294
	資源物	t	16,592	16,008	15,320	14,101	12,954
	ペットボトル	t	265	258	242	354	443
	プラスチック製容器包装	t	6,221	6,139	6,269	5,145	4,211
	水銀含有廃棄物	t	135	132	145	136	137
	美化ごみ・災害廃棄物	t	1,516	1,624	973	1,048	678
	1日当たり排出量	t	405	399	394	372	366
	1人1日当たり排出量	g	1,226	1,210	1,198	1,135	1,066
	〃(資源物除く)	g	1,101	1,091	1,078	1,023	968
	【家庭系】1人1日当たり排出量 (うち資源となる物を除く)	g	796 ※(609)	796 ※(604)	784 ※(607)	755 ※(593)	728 ※(590)
	【事業系】1人1日当たり排出量	g	422	419	416	380	337
	712 (583)						
	328						

(注) 1 人口は、各年度10月1日時点の住民基本台帳による（平成19年度以降は、外国人登録者数を含む）

2 可燃ごみの委託収集は、平成20年度まで鏡・土佐山の総量（土佐山のみ平成20年9月まで）。平成21年度は鏡のみ。

3 1日当たり排出量は、（総搬入量 - 美化ごみ・災害廃棄物）÷365日（平成19年度は366日）

4 1人1日当たり排出量は、（総搬入量 - 美化ごみ・災害廃棄物）÷365日 ÷ 人口（平成19年度は366日）

5 (家庭系) 1人1日当たり排出量は、

（総搬入量 - 《春野 事業系 + 許可業者収集 + 自己搬入 事業系持込》）÷365日 ÷ 人口（平成19年度は366日）

※は、環境省「一般廃棄物処理実態調査」から算定

6 資源となる物とは、資源物、ペットボトル及びプラスチック製容器包装をいう。

7 平成20年1月に合併した春野地区分は平成20年度分より含む。

8 平成19年度以降のペットボトルについては、合併後の春野地区を含む。

ごみの搬入（春野町（地区）分）

項目		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
行政区域内人口	人	16,264	16,249	16,355	16,534	16,517	16,556	
総搬入量	t	4,092	4,050	4,061	4,238 (1,065)	3,897	3,853	
内訳	もやせるごみ	t	2,570	2,619	2,629	2,952 (860)	3,095	3,111
	収集	t	2,364	2,345	2,443	2,574 (672)	2,856	2,878
	事業所等	t	206	274	186	378 (188)	239	233
	もやせないごみ	t	103	179	192	215 (12)	53	53
	資源物	t	1,117	969	955	855 (150)	577	513
	ペットボトル	t	39	35	34	25	—	—
	プラスチック製容器包装	t	258	238	241	179 (41)	165	169
	水銀含有廃棄物	t	5	10	10	12 (2)	7	7
	1日当たり排出量	t	11	11	11	12	11	11
1人1日当たり排出量	g	689	683	680	700	646	638	
〃 (資源物除く)	g	501	519	520	559	551	553	

(注) 1 人口は、各年度10月1日時点の住民基本台帳による

2 1日当たり排出量は、総搬入量÷365日（平成19年度は366日）

3 1人1日当たり排出量は、総搬入量÷365日÷人口（ 〃 ）

4 平成19年度は合併後の春野地区分（（ ）内の数値）を含む。（ペットボトルについては含まない。）

5 ペットボトルについては、合併後春野地区のみの集計はしていない。

(2) ごみの処分

項目		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
焼却	t	123,136	121,993	116,913	115,967	113,180	111,760
埋立	t	11,115	5,974	14,362	2,762	2,341	1,729
再資源化	t	22,948	22,229	21,212	19,401	17,220	15,649
水銀処理	t	135	132	145	138	137	138

(注) 1 再資源化には、市関連資源化すべて含む。

2 焼却処分量は、し尿処理汚泥の焼却及び繰越分を含んでいたため、収集量と一致しない。

3 埋立処分量には、不燃物の他、焼却灰、美化ごみ・土砂類を含む。

4 平成19年度から、合併後の春野地区分を含む。

(3) 資源物収集実績

① 分別収集実績（計画収集）

項目		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度			
総 収 集 量	t	16,592	16,008	15,320	14,251	12,954	11,722			
内 訳	ビ カ 紙 布	ン カン 紙 布	類 類 類 類	t t t t	2,372 3,060 10,327 833	2,380 2,951 10,158 519	2,274 2,921 9,840 285	2,165 2,710 8,976 400	2,108 2,563 7,516 767	2,032 2,511 6,448 731
登 録 団 体	数	1,001	1,054	1,070	1,100	1,110	1,125			
登 録 世 帯	数	126,930	127,360	130,143	140,831	142,747	144,181			
委 託 料	千円	135,000	135,500	70,000	50,000	70,000	125,000			

(注) 1 登録団体数・世帯数は、各年度末現在

2 資源物収集の委託料については、旧高知市分の記載であり、平成17年1月1日に合併した鏡・土佐山地区、平成20年1月1日に合併した春野地区における委託料は含まれていない。

② 他の回収実績

項目		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
総回収量	t	7,492	9,535	2,213	10,783	11,335	10,886
プラズチック減容工場(イ)	ビン／カン金属等	11	11	9	7	5	5
清掃工場(ロ)	段ボール	11	6	3	4	1	1
清掃工場(ハ)	金属類	552	1,423	990	1,491	1,237	1,409
	スラグ	6,918	7,551	994	5,577	2,782	3,768
	溶融飛灰	0	544	217	2,507	2,769	2,231
	搬出灰	0	0	0	1,197	4,541	3,472

(注) 1 (イ)・(ロ)は、中間処理過程から抽出・収集した資源

(ハ)は焼却灰から資源化したもの

③ 再資源化量とリサイクル率（基本計画ベース）

項目		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
(1) 再資源化量	t	30,418	31,747	23,413	30,173	28,549	26,530
内訳	a 資源物分別収集量 (再掲)①表	16,592	16,008	15,320	14,252	12,954	11,722
	b ペットボトル再商品化量	252	243	217	342	424	471
	c プラスチック製容器包装 再商品化量	6,082	5,961	5,663	4,796	3,836	3,451
	d 中間処理施設からの 資源回収量 (再掲)②表(イ)+(ロ)+(ハ)	7,492	9,535	2,213	10,783	11,335	10,886
(2) ごみ総搬入量	t	149,507	147,345	144,660	138,089	134,130	130,035
リサイクル率試算※	%	20.3	21.5	16.2	21.9	21.3	20.4
(1) ÷ (2)		(15.3)	(15.1)	(14.7)	(14.1)	(12.8)	(11.1)

※ リサイクル率については、下記の環境省の算出方法を採用した。

$$\text{リサイクル率} (\%) = \frac{\text{直接資源化量} + \text{中間処理後の再生利用量} + \text{集団回収量}}{\text{ごみの総処理量} + \text{集団回収量}}$$

なお、()内の数値は、「(d) 中間処理施設からの資源回収量」から②表(ハ)を除いたリサイクル率

④ 高知クリーン推進会共同回収実績

項目		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
総回収量	t	252	238	242	223	196	192
古紙共同回収	t	158	172	184	172	150	148
OA用紙共同回収	t	94	66	58	51	46	43

⑤ 犬・ねこ等の死体

区分		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
収集運搬・処分体		209	158	166	190	130	117
処分のみ (清掃工場等持込)体		337	484	285	385	283	253

(4) 平成21年度 搬入・処理内訳 (単位: t)

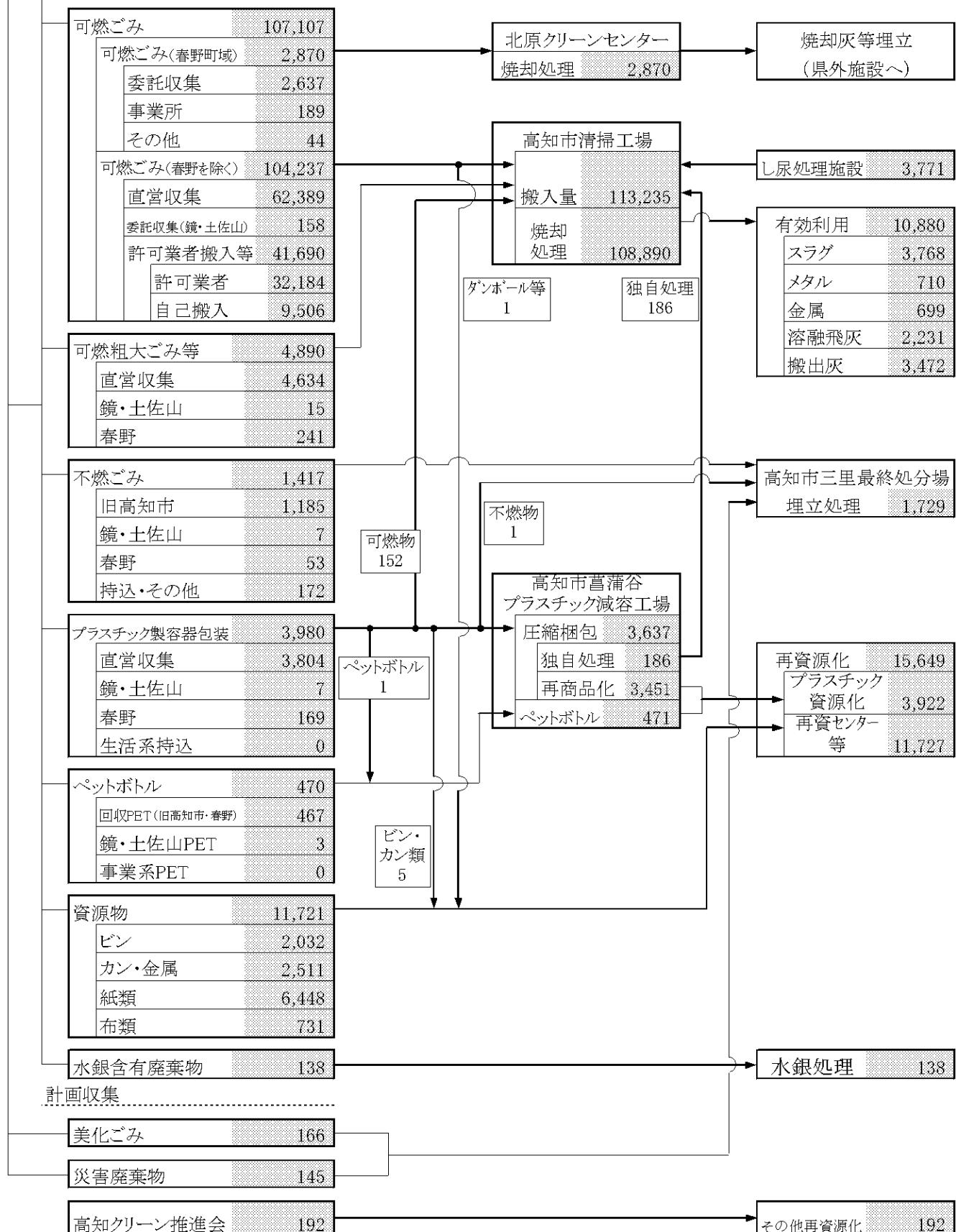
(搬 入)

(中間処理)

(最終処分／再資源化)

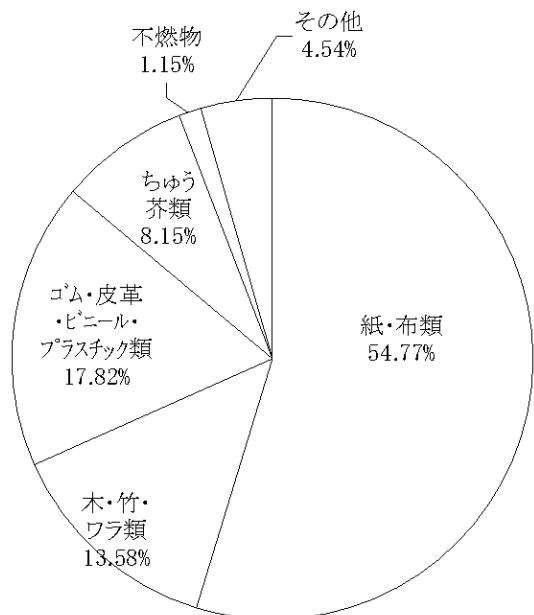
総搬入量 130,035

計画収集量 129,724

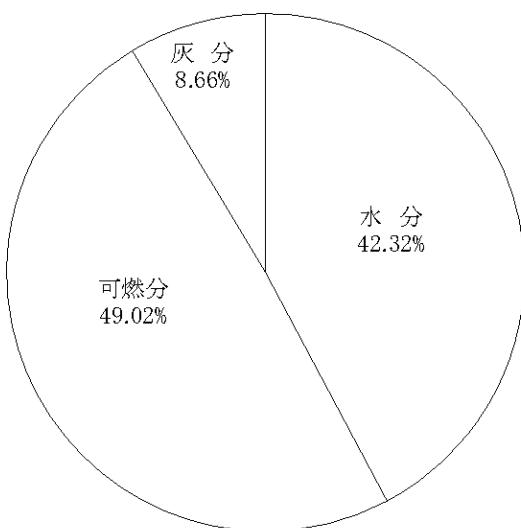


6 ごみの組成（平成21年度）

① 物質的組成



② 成 分



見掛け比重 : 0.16kg/ℓ
低位発熱量: 9,010kJ/kg

(注) 1. 資料は清掃工場より採取

2. 「① 物質的組成」のグラフはドライ(乾燥ごみ)ベースで、割合(%)は重量比
3. 数値は平成21年度のごみ質分析4回の平均値

③ 平成21年度 ごみの組成

項目 月	物質的組成 (%)						成分 (%)		
	紙・布類	木・竹・ ワラ類	ゴム・皮革 ・ビニール・ プラスチック類	ちゅう 芥類	不燃物	その他	水分	可燃分	灰分
4									
5	50.27	8.06	19.09	9.41	0.81	12.36			
6									
7									
8	44.73	25.14	14.04	11.76	2.37	1.96			
9									
10									
11	58.25	12.55	22.04	5.26	0.44	1.46			
12									
1									
2	65.81	8.55	16.10	6.16	0.99	2.39			
3									
平均	54.77	13.58	17.82	8.15	1.15	4.54	42.32	49.02	8.66

7 産業廃棄物と一般廃棄物

(1) 廃棄物の定義

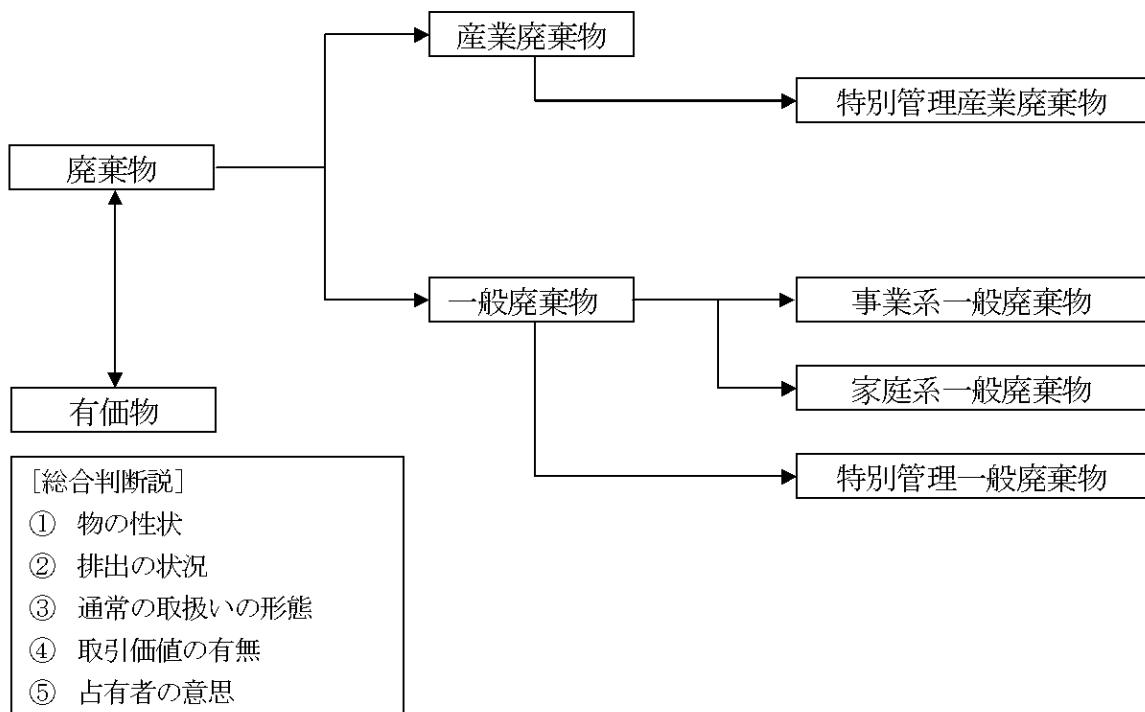
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律137号）は、「占有者が自分で利用したり有償で売却できないために不要となった固形状又は液状のもの」と定義される「廃棄物」を対象としており、「有価物」を保管・運搬・加工する場合には適用されないため、廃棄物の該当性の判断については「その物の性状、排出の状況、通常の取扱いの形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきものである」と一定の指針がしめされている。

廃棄物は、産業廃棄物と一般廃棄物に分類され、日常生活から排出される廃棄物で、環境汚染等の問題が少なく、市町村の処理能力で充分に処理可能なものを「一般廃棄物」とし、事業活動から生ずる廃棄物で量的、質的に環境汚染の原因となるものを「産業廃棄物」と規定している。従って、産業廃棄物と一般廃棄物とでは、処理責任や処理方法が違つておらず、一般廃棄物は市町村内で処理することを原則とし、最終的に市町村に処理責任があるのに対し、産業廃棄物は、排出事業者自らが処理することを原則とし、県境を越えた広域移動も認められている。

なお、産業廃棄物には、あらゆる事業活動に伴うものと特定の事業活動に伴うものがあり、燃え殻、汚泥等、【図1】に示す20種類に分類されるが、事業活動に伴つて排出される廃棄物であつても一般廃棄物に該当するものは、一般的に「事業系一般廃棄物」と呼ばれている。例えば、製紙工場から排出される紙くずや食品製造業から排出される動植物性残さは産業廃棄物になるが、商店や病院等から排出される紙くずや、飲食店等から排出される残飯類は、事業系一般廃棄物となる。

また、産業廃棄物及び一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずる恐れがある性状を有するもの（廃PCB、廃石綿等）を、それぞれ「特別管理産業廃棄物」、「特別管理一般廃棄物」として区分し、処理方法等が別に定められている。

【参考】廃棄物の分類



【図1】産業廃棄物の種類と具体例

種類	具体例
あらゆる事業活動に伴うもの	1 燃え殻 石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他の焼却残さ
	2 汚泥 排水処理後及び各種製造業の生産工程で排出された泥状のもの等
	3 廃油 鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切除油等
	4 廃酸 写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸等、すべての酸性廃液
	5 廃アルカリ 写真現像廃液、廃ソーダ液、金属石鹼廃液等すべてのアルカリ性廃液
	6 廃プラスチック類 合成樹脂くず等、固形状、液状のすべての合成高分子系化合物
	7 ゴムくず 生ゴム、天然ゴムくず
	8 金属くず 鉄鋼、非鉄金属の破片、研磨くず、切削くず等
	9 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ガラス類(板ガラス等)、製品の製造過程等で生ずるコンクリートブロックくず、廃石膏ボードくず、セメントくず、モルタルくず等
	10 鉱さい 鋳物廃砂、電気炉等溶解炉くず、ボタ、不良石炭、粉炭かす等
	11 がれき類 工作物の新築、改築又は除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する不要物
	12 ばいじん 大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、DXN 対策特別措置法に定める特定施設又は産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの
特定の事業活動に伴うもの	14-(1) 木くず 貨物の流通のために使用したパレット(パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む)
	13 紙くず 建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去により生じたもの)、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷加工業から生ずる紙くず
	14-(2) 木くず 建設業に係るもの(範囲は上記同様)、木材及び木製品製造業(家具製品製造業を含む)、パルプ製造業、輸入木材卸売業及び物品貿易業から生ずる木材片、おがくず、バーク類
	15 繊維くず 建設業に係るもの(範囲は上記同様)、衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
	16 動植物性残さ 食料品、医薬品、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚及び獣のあら等の固形状の不要物
	17 動物系固形不要物 と畜場において処分した獸畜、食鳥処理場において処理した食鳥
	18 動物のふん尿 畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿
	19 動物の死体 畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体
	20 以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの コンクリート固型化物等

特別管理産業廃棄物の種類

種類	説明	
廃油	引火点 70°C未満の燃えやすい揮発油類、灯油類、軽油類	
廃酸	PH2.0以下の酸性廃液	
廃アルカリ	PH12.5以上のアルカリ性廃液	
感染性産業廃棄物		感染のおそれのある産業廃棄物
特定有害産業廃棄物	廃 PCB 等	廃 PCB、PCB 含有廃油
	PCB 汚染物	事業活動に伴って生じたもの及び輸入された廃棄物で日常生活に伴って生じたもの
	PCB 処理物	PCB 汚染物の処理物で、PCB が基準不適合のもの
	廃石綿等	石綿建材除去事業により除去された吹き付け石綿等
	その他	特定施設で生じた産業廃棄物等
輸入廃棄物〔ばいじん・燃え殻・汚泥・これらの処理物〕	輸入廃棄物を廃棄物焼却施設で焼却して生じたばいじん等	

※法 16 条の 3 では、「指定有害廃棄物」として硫酸ピッチが指定されており、処理をするためには、特別管理産業廃棄物としての廃酸、廃油等の許可品目が必要である。

(2) 産業廃棄物実態調査（平成 18 年度実施）

高知市における産業廃棄物発生の実態把握及び将来予測により、産業廃棄物行政の適正な推進のための基礎資料とすることを目的として、平成 18 年度に高知県の調査にあわせて、実態調査を実施した（平成 17 年度分の実態調査）。

この調査は、平成 14 年度に（財）エコサイクル高知が産業廃棄物実態調査を実施した際に有効調査票数として扱った市内の約 430 事業所及び廃棄物処理法第 12 条第 7 項で規定する届出のあった多量排出事業者に対して、アンケート方式により実施した。

なお、各種推計にあたっては、高知県が行った調査（市内約 900 事業所、市外約 1,350 事業所）データを統合し、高知県調査との整合を図った。

この推計の結果、平成 17 年度における高知市の産業廃棄物発生量は 568,000t であり、高知県全体の発生量は 1,570,000t であった。なお、高知市における業種別発生量としては、建設業 293,000t、電気・ガス・水道業 182,000t、製造業 49,000t、卸売・小売業 14,000t、鉱業 9,000t、その他 21,000t であり、種類別発生量としては、がれき類 236,000t、汚泥 225,000t、木くず 29,000t、金属くず 21,000t、廃プラスチック類 11,000t、その他 45,000t である。

(3) 産業廃棄物処理業許可申請受付実績の推移（平成 10 年度～平成 21 年度）

高知市における産業廃棄物処理業許可申請受付実績の推移をみると、収集運搬業は、明らかに減少傾向にあり、特に新規申請件数が減少している。産業廃棄物、特別管理産業廃棄物の収集運搬・処分業とも、更新は 5 年ごととなっている。

産業廃棄物許可申請等受付実績

区分		年度		10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
産業廃棄物	収集運搬業	新規	61	83	72	82	81	67	80	77	86	67	52	46	
		更新	40	35	35	47	52	58	82	66	82	76	84	108	
		変更	14	17	16	21	22	9	16	18	15	11	8	11	
		計	115	135	123	150	155	134	178	161	183	154	144	165	
	処分業	新規	4	3	8	1	1	2	2	2	1	1	1	1	
		更新	2	1	2	4	12	3	1	5	6	9	5	5	
		変更	3	3	3	2	5	7	1	2	1	5	3	5	
		計	9	7	13	7	18	12	4	9	8	15	9	11	
特別管理産業廃棄物	収集運搬業	新規	6	9	7	7	6	5	5	8	8	5	9	8	
		更新	24	3	1	5	2	25	7	5	12	6	25	10	
		変更	0	2	1	1	1	0	4	1	2	2	1	5	
		計	30	14	9	13	9	30	16	14	22	13	35	23	
	処分業	新規	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		更新	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2	0	
		変更	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	
		計	2	0	0	0	0	0	3	0	0	1	0	2	0
施設設置	最終・焼却	新規	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
		変更	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
		認可	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		計	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	
	その他	新規	3	0	1	0	1	2	0	2	0	0	2	0	
		変更	0	0	0	0	1	0	2	0	3	0	1	0	
		認可	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
		計	3	0	1	0	2	2	2	2	3	0	3	3	
合計			160	156	146	170	185	181	200	186	217	182	193	203	
変更届			148	139	207	291	368	413	447	651	907	715	701	639	

(4) 産業廃棄物処分業許可者による処理施設の設置許可状況

(平成 22 年 3 月 31 日現在)

中間処理施設			最終処分場
焼却施設 (焼却能力 200 kg/h 以上の処分業)	焼却施設 (焼却能力 200 kg/h 未満の処分業)	その他の中間処理施設	安定型最終処分場
3	5	83	3

(5) 産業廃棄物収集運搬業（許可業者数）

(平成 22 年 3 月 31 日現在)

区分	許可業者数			
	市内	県内	県外	計
産業廃棄物のみ	310	142	172	624
産業廃棄物 + 特別管理産業廃棄物	22	6	54	82
特別管理産業廃棄物のみ	1	0	5	6
計	333	148	231	712

(6) 産業廃棄物処分業（許可業者数及び許可件数）

(平成 22 年 3 月 31 日現在)

種類	区分	許可業者数及び許可件数			
		市内	県内	県外	計
産業廃棄物	中間処理	27	3	4	34
	中間処理 + 最終処分	3	—	—	3
	最終処分	—	—	—	—
	計	30	3	4	37
特別管理 産業廃棄物	中間処理	2	—	—	2
	中間処理 + 最終処分	—	—	—	—
	最終処分	—	—	—	—
	計	2	—	—	2

(7) 一般廃棄物処理業等許認可関係一覧

一般廃棄物処理業の許可については、廃棄物処理法第 7 条第 10 項により市町村による一般廃棄物の処理が困難であり、一般廃棄物処理計画に適合することなどの要件が定められており、産業廃棄物処理業の許可とは違い、市町村に処理責任があるため、許可に対しても一定の裁量権を有するものとして制限している。

現在、一般廃棄物収集運搬業の許可業者は、旧春野町域は 1 社、旧市域は 8 社であるが、収集区域は、合併協議により旧市町の許可の範囲となっている。その他、特定家電などに品目が限定された許可を受けている収集運搬業者は 5 社であり、魚あらなどの再生利用業指定業者は 15 社（者）である。

(平成 22 年 3 月 31 日現在)

種類	法令	区分	事業者数	備考
収集運搬業	法第 7 条第 1 項		9	
		区域限定等	5	区域限定 4, 品目限定 1
処分業	法第 7 条第 6 項		5	
処理施設設置	法第 8 条第 1 項		4	
	法第 15 条 2 の 4	特例施設	5	
再生輸送業	規則第 2 条第 2 号		15	法人 9, 個人 6 業者
再生活用業	規則第 2 条の 3 第 2 号		2	

(8) 一般廃棄物処理業許可申請件数

(平成 22 年 3 月 31 日現在)

種類		区分	件数	備考
一般廃棄物処理業	収集運搬業	新規許可	—	
		更新許可	8	
	処分業	新規許可	—	
		更新許可	1	
一般廃棄物処理施設設置		新規許可	—	
		更新許可	—	
	合計		9	

(9) 行政処分等の実績

廃棄物処理法に係る行政処分には、法第 14 条の 3 による産業廃棄物処理業に対する事業の停止処分、法第 14 条の 6 による特別管理産業廃棄物処理業に対する事業の停止処分、法第 14 条の 3 の 2 による産業廃棄物処理業に対する事業の許可の取消処分、法第 15 条の 3 による産業廃棄物処理施設に対する施設設置許可取消処分、法第 19 条の 3 による改善命令、法第 19 条の 5 及び 6 による措置命令などがある。

高知市における平成 21 年度の行政処分等の状況は、法第 14 条の 3 による事業の停止処分が 1 件（事業所数 1 件）あり、また、法第 14 条の 3 の 2 による産業廃棄物処理業に対する事業の許可の取消処分が 6 件ある。

(平成 22 年 3 月 31 日現在)

指導 警告	報告 徴収 法 18 条	告発	行政 処 分					
			事業停止 (全部) 法 14 条の 3	事業停止 (一部) 法 14 条の 3	処理業許可 取消 14 条 3 の 2	施設設置許 可取消 15 条の 3	改善命令 19 条の 3	措置命令 19 条の 5 19 条の 6
1	7	—	1	—	6	—	—	—

(10) 水質調査等の実績

平成 9 年の廃棄物処理法の改正により、設置許可が必要な廃棄物処理施設の許可申請にあたって、申請者はその施設の設置が周辺地域の生活環境に及ぼす影響について生活環境影響調査を実施することとなり、他方、同年 6 月に一定規模以上の最終処分場等を対象とする「環境影響評価法」が公布された。

本市における生活環境影響調査としては、重金属等水質分析と重金属等土壤溶出分析を実施しており、さらに平成 15 年から中間処理物である再生汚泥や改良土の溶出試験 6 項目、含有量試験 6 項目を実施している。また、産業廃棄物処理施設周辺影響調査として、ダイオキシン類・重金属水質分析を 10 箇所 14 項目の調査を行い、このうちアジロ川の上・下流 2 箇所については、20 項目を追加し実施している。

(平成 22 年 3 月 31 日現在)

調査項目	分析内容	調査地点数
産業廃棄物処理施設周辺影響調査	ダイオキシン類・重金属水質分析	10 箇所
生活環境影響調査	重金属河川水水質分析	4 箇所
産業廃棄物中間処理物調査	重金属等溶出含有分析	5 箇所

(11) 建設リサイクル法届出等の件数

「建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」は、平成 14 年 5 月 30 日から施行され、届出書等の受付事務、現場等のパトロール等を実施しており、平成 21 年度は 435 件の現場確認・立入検査により監視・指導を行った。

(平成 22 年 3 月 31 日現在)

区分	届出書（民間工事）	通知書（公共工事）	計
建築物の解体	383	11	394
建築物の新築	40	8	48
建築物の改築（リフォーム）	6	1	7
その他土木工事等	64	235	299
合計	493	255	748

(12) 自動車リサイクル法受付等実績

使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）は、平成 14 年 7 月に成立した後、平成 16 年 7 月から解体業及び破碎業の許可制度が段階的に開始され、平成 17 年 1 月 1 日には全面的に施行された。

同法は、使用済自動車のリサイクルと適正な処理を図るために、自動車製造業者にリサイクルの責任を果たすことを義務づけるものであり、関連事業者である引取業者、フロン類回収業者、解体業者、破碎業者のそれぞれの役割が定められている。なお、平成 20 年度には、同法違反による告発事犯が 1 件あった。

(平成 22 年 3 月 31 日現在)

区分	新規	更新	変更許可	年度末 登録事業者数	実事業者 件数	変更・廃業届 件数
引取業	2	13	—	115	117	36
フロン回収業	—	5	—	31		
解体業	—	7	—	11		
破碎業	—	5	—	6		
計	2	30	—	163		

(13) PCB 廃棄物届出事業所数等

平成 13 年 6 月 22 日に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する法律（PCB 特別措置法）」及び「環境事業団法の一部を改正する法律」が公布され、前者は同年 7 月 15 日から、後者は公布の日から施行された。これにより、PCB 廃棄物を所有する事業者等には、保管状況等の届出のほかに、一定期間内に適正に処分することが義務付けられており、高知県内の処理開始は、平成 22 年 7 月からの予定である。

なお、日本環境安全事業株式会社（JESCO）は、北九州市で平成 16 年 5 月から処理を開始している。

(平成 22 年 3 月 31 日現在)

届出対象事業所数	立入調査件数	備考
250	221	

(14) 現場パトロール員苦情処理件数等の推移（平成 11 年度～平成 21 年度）

平成 10 年度から産業廃棄物行政に関する事務権限が委譲され、不法投棄防止のための監視体制を強化する必要性があり、翌平成 11 年度に県警より現職警察官 1 名の高知市への派遣が実現した。あわせて警察官 OB 1 名を廃棄物不法投棄防止パトロール員として採用し、不法投棄の監視及び苦情処理にあたっている。平成 17 年 1 月に鏡村・土佐山村との合併により、翌平成 18 年度からはパトロール員 2 名を増員するとともに、巡回車両を 1 台増車した。

また、平成 20 年 1 月の春野町との合併に伴い、平成 20 年度よりパトロール員をさらに 1 名増員し、現職警察官 1 名・パトロール員 4 名体制とした。

年度	苦情等の種類				県警派遣職員等		
	不法投棄	野焼き	その他	計	現職	OB	計
平成 11 年度	16	42	31	89	1	1	2
平成 12 年度	15	40	9	64	1	1	2
平成 13 年度	18	72	25	115	1	1	2
平成 14 年度	32	123	35	190	1	1	2
平成 15 年度	35	100	51	186	1	1	2
平成 16 年度	22	45	22	89	1	1	2
平成 17 年度	29	31	11	71	1	1	2
平成 18 年度	50	73	21	144	1	3	4
平成 19 年度	99	69	27	195	1	3	4
平成 20 年度	201	173	75	449	1	4	5
平成 21 年度	219	170	82	471	1	4	5

8 エコタウン事業

(1) 制度創設の趣旨

経済産業省（旧通商産業省）が、ゼロ・エミッション構想を推進すべく、平成9年に21世紀に向けた新たな環境まちづくり計画「エコタウン事業」を創設。平成10年度からリサイクル政策でのパートナーである環境省（旧厚生省所管）との共同事業となる。

(2) 事業の目的

- ① 個々の地域におけるこれまでの産業蓄積を生かした環境産業の振興及びこれを通じた地域振興
- ② 地域における資源循環型社会の構築を目指した、産業、公共部門、消費者を包含した総合的な環境調和型システムの構築

(3) 承認された地域

- 平成9年度・・・長野県飯田市、川崎市、北九州市、岐阜県
10年度・・・福岡県大牟田市、札幌市、千葉県千葉市
11年度・・・秋田県、宮城県鷲沢町（現栗原市）
12年度・・・北海道、広島県、高知県高知市、熊本県水俣市
13年度・・・山口県、香川県直島町
14年度・・・富山県富山市、青森県
15年度・・・兵庫県、東京都、岡山県
16年度・・・岩手県釜石市、愛知県、三重県鈴鹿市
17年度・・・大阪府、三重県四日市市、愛媛県

(4) 補助事業の内容

- ハード面・・・「資源循環型地域振興施設整備費補助金」により、民間等の建設するリサイクルプラントや設備等への2分の1以内または3分の1以内の助成
ソフト面・・・「資源循環型地域振興事業費補助金」により、エコタウンプラン策定等事業、展示商談会開催事業、地域情報整備事業への2分の1以内の助成（平成17年度をもって廃止）

(5) 「エコタウン高知市・事業計画」の概要

浦戸湾沿岸地域をエコタウン計画区域として設定し、区域内に環境と調和し、計画のシンボルとなる循環産業の拠点として「エコ産業団地」を形成する。

また、団地内には、発砲スチロールをはじめプラスチック類や廃木材等のリサイクル施設を集約的かつ計画的に整備するとともに、湾岸地域の地場産業との連携や分別収集等の徹底によって市域全体の大枠なりサイクル率向上を図っていく。

そして、太平洋に面するという地域特性を生かした広域循環を図り、次代に向けて「人」「産業」「自然」が共生する環境調和型まちづくりを推進する。

なお、平成14年11月、エコタウン事業分散化（案）を発表し、エコ産業団地は木質系リサイクル事業に限定した。また、神田地区（治国谷）においては、平成17年4月から財団法人高知県魚さい加工公社が魚腸骨処理施設の操業を開始した。

(6) エコタウン事業への取組

- 平成9年度 四国通産局より「エコタウン事業」への承認申請の打診があり、「エコタウン事業調査票」を同通産局に提出する。
- 10年度 エコタウン事業に関する調査を通産省の「環境と調和したまちづくり可能性調査」の補助事業として実施する。
- 11年度 前年度の調査を基に学識経験者、市民、事業者、関係団体等により「高知市エコタウン事業推進委員会」を設立（7月）し、同委員会で事業推進の検討を行うとともに

に、継続して通産省の補助を受け、より具体的な分野別の可能性調査を実施する。

分野別事業化研究会の参加企業募集を行い(11月)、いくつかの事業化提案を受け、市及び県で8研究会を組織する。

12年度 環境部を創設、環境政策課にエコタウン推進室を設置する。

三里町内会連合会、新築町内会及び近接の24町内会、仁井田の木材工業団地連盟などに順次説明。9月議会において、民有林材協同組合の所有地をエコ産業団地として確保していく旨を表明する。

「エコタウン高知市・事業計画」が国の承認を受ける(12月)。

エコタウン事業第1号として発泡スチロールのリサイクル施設㈱エコライフ土佐が完成する(12月着工、3月末完成)。

三里町内会連合会理事会、38町内会長(1月)及び全地区を対象に説明会を実施(2月)。この中でエコタウンの窓口を閉ざす旨が表明される。

「高知市エコタウン事業推進委員会」から「高知市資源循環行動計画(原案)」が提言される(3月)。

13年度 操業を延期していた㈱エコライフ土佐と高知市の間で「環境保全に関する協定書」を締結、操業を開始する(11月)。

12月議会で「エコタウン事業の執行に関する決議」が採択される。

連合会の役員会で窓口再開が決議される(2月)。

廃木材チップ化事業の説明会を行う(3月、4月)。

14年度 (財) 高知県魚さい加工公社理事長と日高村長との間で魚腸骨処理施設の16年12月末までの日高村からの撤退等を内容とする、確約書が締結される。(6月)

第2回廃木材チップ化事業の説明会を行う。(8月)

エコタウン事業の分散化について「高知市における資源循環型社会構築に向けての基本的な考え方(案)」として厚生委員会に報告する。(11月)

エコタウン事業の分散化について三里地区への周知を図るための説明会の開催(11月)及びあかるいまちへの折り込みを行う。(12月)

エコ産業団地(仁井田木材団地)の用地取得及びエコタウン関係事業者等と賃貸借契約を締結する。(2月)

エコタウン事業第2号として廃木材チップ化施設㈱リサイクル高知が完成する。(1月着工、3月末完成)

魚腸骨処理施設の移転候補地を神田の福祉牧場おおなる園内市有地として厚生委員会に説明する。(2月)

同施設計画について鴨田地区住民への説明会を行う一方、日高村議員運営協議会で(財)高知県魚さい加工公社の方針を説明する。(3月)

15年度 魚腸骨処理施設建設設計画について引き続き鴨田地区(神田を含む)住民への説明を行う。(4月、7月、10月の計3回)

この間、住民を対象とした先進地視察(日高村の現施設、市東部環境センター、岸和田市)を行う。(5月~7月)

市都計審で魚腸骨処理施設の都市計画決定がなされる。(11月)

おおなる園の管理法人である(社福)昭和会と県・市・(財)高知県魚さい加工公社が確認書を締結し、連絡協議会を設置する。また、神田・鴨田両町内会連合会長あてに、(社福)昭和会に対するものと同様の確認書を提出する。(12月)

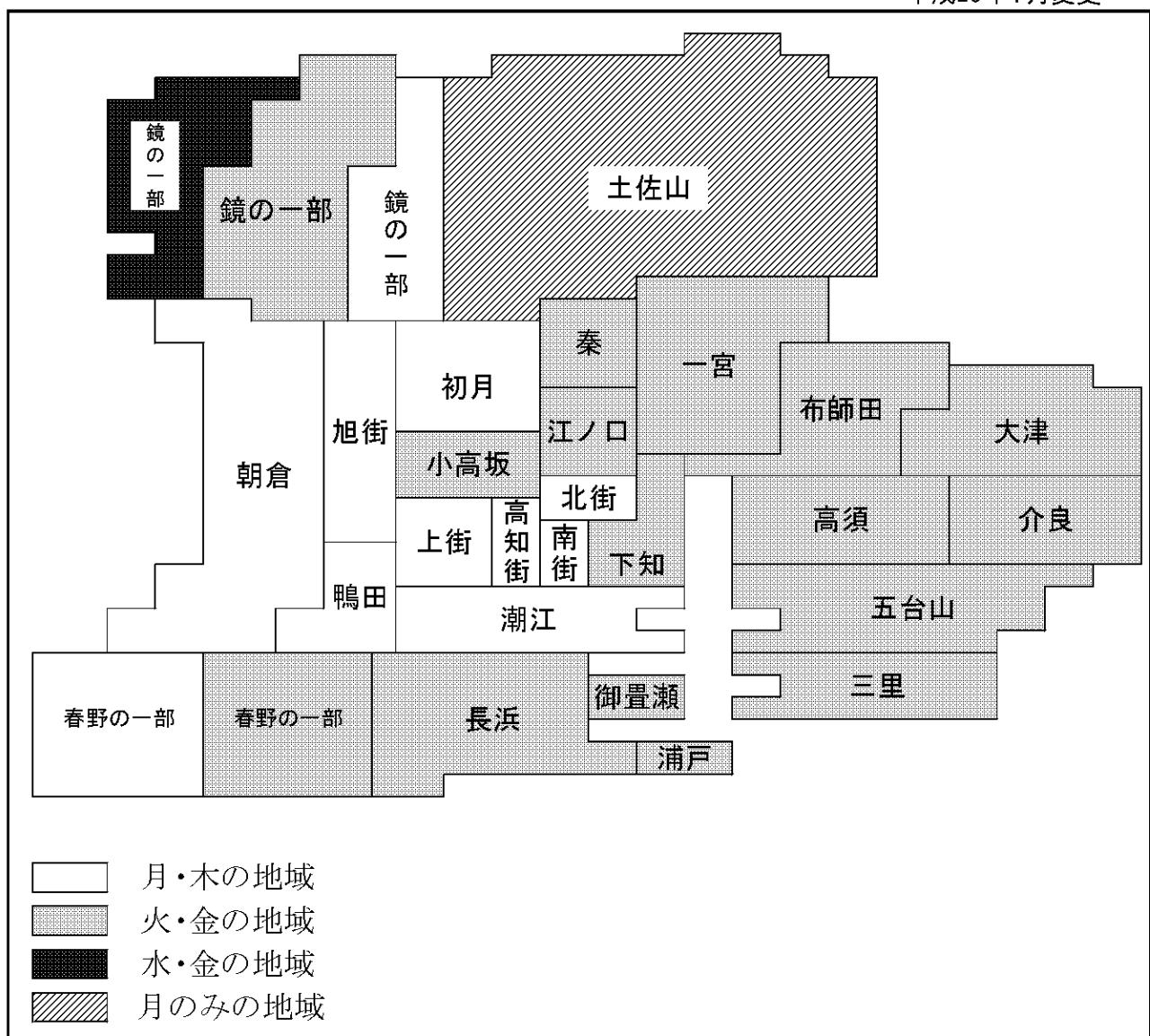
(財)高知県魚さい加工公社と三菱レイヨン・エンジニアリング㈱・轟組特定建設工事協同企業体が魚腸骨処理施設の移転新築工事の契約を締結する。(1月)

魚腸骨処理施設の工事着工する。(2月)

- 16年度 魚腸骨処理施設に関して「地域の環境保全に関する協定書」を（社福）昭和会及び神田地区町内会連合会と締結する。（11月）
鴨田校区町内会連合会と「地域の環境保全に関する協定書」を締結する。（1月）
魚腸骨処理施設の竣工とともに試運転を開始し、日高村から事務所を移転する。（2月）
- 17年度 魚腸骨処理施設の操業が始まる。（4月）
施設の排水から基準値以上のアンモニアが流れ、処理水の再利用や放流ができないくなる。（7月）
その後、設備の改善や運転管理の体制を整え、地域住民から放流再開への了解を得る。（10月）
- 21年度 (株) エコライフ土佐 解散（9月）

9 可燃ごみ(生ごみ)収集日別地区割図

平成20年1月変更



高知市の家庭ごみの出し方



①台所ごみの
水切りを忘れ
ずに!
②分別ルール
を守る!
③透明・半透明
袋で!
④収集日の朝8
時までに決め
られた場所へ!
⑤集積場所
(ステーション)
を清潔に!

ごみ分別やリサイクルについて

事業 廃設 施設 823-9209

本町5丁目1-49 第二伊賀ビル

ごみの収集ヤスーーションについて

●業 廃 廉 販 訂 884-3144

高知市北本町4丁目4-43

詳しいごみは、以下

ごみの分別やリサイクルについては

事業 廃設 施設 823-9209

本町5丁目1-49 第二伊賀ビル

ごみの収集ヤスーーションについては

●業 廃 廉 販 訂 884-3144

高知市北本町4丁目4-43

市が収集するごみ

[毎 週 曜日] 資源・不燃物ステーションへ(月一回)	資源物 <p>紙類 布類 ビン類 カン・金属類</p> <p>資源物に分別しておきたいもの しづる。 分別用シールは接着して洗濯機など、 水槽などに付けておきたい場合は、 水槽の内側に貼り付けてください。</p> <p>資源物に分別しておきたいもの しづる。 分別用シールは接着して洗濯機など、 水槽などに付けておきたい場合は、 水槽の内側に貼り付けてください。</p> <p>資源物に分別しておきたいもの しづる。 分別用シールは接着して洗濯機など、 水槽などに付けておきたい場合は、 水槽の内側に貼り付けてください。</p> <p>資源物に分別しておきたいもの しづる。 分別用シールは接着して洗濯機など、 水槽などに付けておきたい場合は、 水槽の内側に貼り付けてください。</p>
[毎週水曜日] プラスチック製容器包装物へ	その他 <p>台所大ごみ 家電品 不燃ごみ</p> <p>台所大ごみと、パソコンリサイクルの 対象です。(ステーションへ出すと不燃 ごみになります。)</p> <p>のマークがついた容器や包装類 汚れが落ちにくいものは、 ①週2回の可燃ごみに出してください。 ペットボトルやプラスチック 製品(缶フタやタッパー等) は出さないで下さい。</p> <p>のマークがついた容器や包装類 汚れが落ちにくいものは、 ①週2回の可燃ごみに出してください。 ペットボトルやプラスチック 製品(缶フタやタッパー等) は出さないで下さい。</p> <p>のマークがついた容器や包装類 汚れが落ちにくいものは、 ①週2回の可燃ごみに出してください。 ペットボトルやプラスチック 製品(缶フタやタッパー等) は出さないで下さい。</p>
[週2回] [□, □曜日] 可燃ごみステーションへ	可燃ごみ <p>台所ごみ 庭ごみ その他(燃える素材のもの)</p> <p>台所ごみ 庭ごみ その他(燃える素材のもの)</p> <p>台所ごみ 庭ごみ その他(燃える素材のもの)</p>
[週2回] [□, □曜日] ペットボトルの出し方	<p>ペットボトルの出し方 中身を空にして 蓋をとめてから 水筒など も出してください。</p> <p>中身を空にして 蓋をとめてから 水筒など も出してください。</p> <p>中身を空にして 蓋をとめてから 水筒など も出してください。</p>

市が収集しないごみ(資源・不燃物ステーションへ出さない指定物になります。)

家電リサイクル法対象機器					
テレビ	エアコン	冷蔵庫・ 冷凍庫	洗濯機	衣類・ 乾燥機	過分の仕方に ついては廃間 をござ下さい。
(プラウン管式)	(液晶・プラズマ式)				
デスクトップ パソコン	ノートパソコン	ブラウン管 ディスプレイ	液晶 ディスプレイ	プロパン ガスボンベ	消火器
発売するパソコンのメーカーに申し込んで下さい。				農薬・薬品	ピアノ
				自動車用 タイヤ	

事業所からくるごみ

一般 産業 不 燃 物	<p>産業廃棄物とは、施設・会社・事業所等の事業活動によって発生したごみで、通常 廃棄物以外のものとします。</p> <p>これらのごみは法令により自らの責任において適正に処理しなければならないとされており、 自ら処理できない場合は、処理業者に持ち込むか、市役所にしたく一般産業廃棄物業者 業者に委託(有料)するなどして処理して下さい。(市産業廃棄物規制ホームページで確認 して下さい) http://www.city.kochi.kochi.jp/ecohki/G01/</p> <p>産業廃棄物とは、施設・会社・事業所等の事業活動によって発生したごみのうち、燃えかね、瓦斯・瓦斯・プラスチック 類、ガラス類などの20品目をいいます。</p> <p>これらのごみは法令により事業者自身の処理責任となっています。</p> <p>自ら処理することができない場合は、市役所にしたく一般産業廃棄物業者等に委託(有料)し て下さい。(市産業廃棄物規制ホームページで確認して下さい) http://www.city.kochi.kochi.jp/ecohki/G01/</p>					
------------------------------------	---	--	--	--	--	--

高知市家庭ごみの出し方



1台所のごみの
水切りをもれ!
→

③透明・半透明
袋で!

④収穫日朝8時
までに決められ!
→

⑤施設場所
(ステーション)
を複数に!

■補助料金
(料金は支給されません)
ごみ焼却炉
燃焼式灰燃発電機
燃焼式灰燃発電機
(コンボスト容器)
(蓄熱燃焼容器)

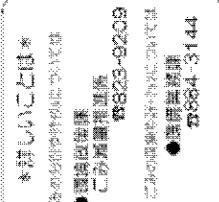
～生ごみ処理容器の購入に補助金を出します～
（料金は支給されません）
生ごみ焼却炉
燃焼式灰燃発電機
燃焼式灰燃発電機
(コンボスト容器)
(蓄熱燃焼容器)

「五つ星」にこだわる 生ごみステーションへ

【週2回(月・木)火・木】

生ごみ等ステーションへ【週2回(月・木)火・木】				資源・不燃物ステーションへ【月1回(第2回曜日)】			
区分	生ごみ	資源	不燃物	資源	不燃物	資源	不燃物
生活ごみ	生活ごみ （ごみ箱、 袋、容器、 包装物、 衣類の洗濯物）	資源 （資源箱、 資源袋など）	資源 （資源箱、 資源袋など）	資源 （資源箱、 資源袋など）	資源 （資源箱、 資源袋など）	資源 （資源箱、 資源袋など）	資源 （資源箱、 資源袋など）
燃やかさないごみ	燃やかさない ごみ （燃え物、 未燃物）	資源 （資源箱、 資源袋など）	資源 （資源箱、 資源袋など）	資源 （資源箱、 資源袋など）	資源 （資源箱、 資源袋など）	資源 （資源箱、 資源袋など）	資源 （資源箱、 資源袋など）
資源	資源 （資源箱、 資源袋など）	資源 （資源箱、 資源袋など）	資源 （資源箱、 資源袋など）	資源 （資源箱、 資源袋など）	資源 （資源箱、 資源袋など）	資源 （資源箱、 資源袋など）	資源 （資源箱、 資源袋など）
不燃物	不燃物 （資源箱、 資源袋など）	不燃物 （資源箱、 資源袋など）	不燃物 （資源箱、 資源袋など）	不燃物 （資源箱、 資源袋など）	不燃物 （資源箱、 資源袋など）	不燃物 （資源箱、 資源袋など）	不燃物 （資源箱、 資源袋など）
ごみ箱	ごみ箱 （資源箱、 資源袋など）	ごみ箱 （資源箱、 資源袋など）	ごみ箱 （資源箱、 資源袋など）	ごみ箱 （資源箱、 資源袋など）	ごみ箱 （資源箱、 資源袋など）	ごみ箱 （資源箱、 資源袋など）	ごみ箱 （資源箱、 資源袋など）
資源箱	資源箱 （資源箱、 資源袋など）	資源箱 （資源箱、 資源袋など）	資源箱 （資源箱、 資源袋など）	資源箱 （資源箱、 資源袋など）	資源箱 （資源箱、 資源袋など）	資源箱 （資源箱、 資源袋など）	資源箱 （資源箱、 資源袋など）
資源袋	資源袋 （資源箱、 資源袋など）	資源袋 （資源箱、 資源袋など）	資源袋 （資源箱、 資源袋など）	資源袋 （資源箱、 資源袋など）	資源袋 （資源箱、 資源袋など）	資源袋 （資源箱、 資源袋など）	資源袋 （資源箱、 資源袋など）

■資源物	資源物	資源物	資源物	■不燃物ごみ	不燃物ごみ	不燃物ごみ	不燃物ごみ
■資源物	資源物	資源物	資源物	■不燃物ごみ	不燃物ごみ	不燃物ごみ	不燃物ごみ
■資源物	資源物	資源物	資源物	■不燃物ごみ	不燃物ごみ	不燃物ごみ	不燃物ごみ
■資源物	資源物	資源物	資源物	■不燃物ごみ	不燃物ごみ	不燃物ごみ	不燃物ごみ



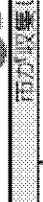
●ごみ焼却炉
番号3-9209
ごみ焼却炉
番号3-9209
ごみ焼却炉
番号3-9209

●資源物
番号4-3-144
●資源物
番号4-3-144
●資源物
番号4-3-144



ごみ焼却炉
番号3-9209

●資源物
番号4-3-144
●資源物
番号4-3-144
●資源物
番号4-3-144



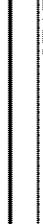
ごみ焼却炉
番号3-9209

●資源物
番号4-3-144
●資源物
番号4-3-144
●資源物
番号4-3-144



ごみ焼却炉
番号3-9209

●資源物
番号4-3-144
●資源物
番号4-3-144
●資源物
番号4-3-144



ごみ焼却炉
番号3-9209

●資源物
番号4-3-144
●資源物
番号4-3-144
●資源物
番号4-3-144



ごみ焼却炉
番号3-9209

●資源物
番号4-3-144
●資源物
番号4-3-144
●資源物
番号4-3-144



ごみ焼却炉
番号3-9209

●資源物
番号4-3-144
●資源物
番号4-3-144
●資源物
番号4-3-144



ごみ焼却炉
番号3-9209

●資源物
番号4-3-144
●資源物
番号4-3-144
●資源物
番号4-3-144



ごみ焼却炉
番号3-9209

●資源物
番号4-3-144
●資源物
番号4-3-144
●資源物
番号4-3-144



ごみ焼却炉
番号3-9209

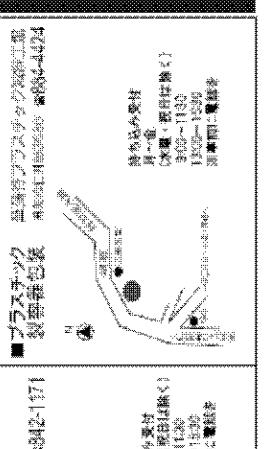
●資源物
番号4-3-144
●資源物
番号4-3-144
●資源物
番号4-3-144



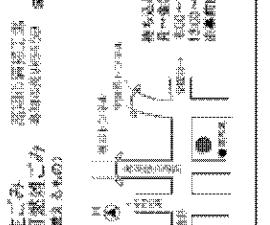
平成29年6月版



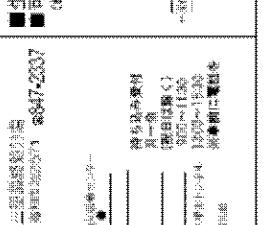
平成29年6月版



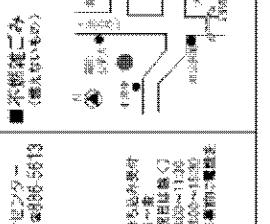
平成29年6月版



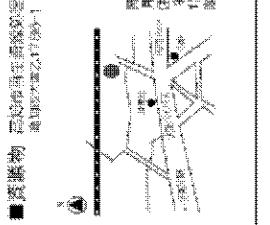
平成29年6月版



平成29年6月版



平成29年6月版



平成29年6月版



平成29年6月版

高知市

春野町の家庭ごみの出し方

平成22年10月

詳しくここは

●春野環境センター

☎ 894-2314

高知市春野町西分15番地

指定袋について

赤袋(可燃ごみ)は、平成24年度まで継続します。ご家庭に残っている緑・青の巾着状の指定袋につきましては、赤袋と同等として、可燃ごみの袋に使用してください。

収集するごみ(収集日の朝8時までに決められた場所へ)

第・曜日	資源物 不燃物ステーションへ(月一回)	紙類 布類 ビン類 カブ・金属類
その他	日燃ごみ その他 家庭用品	紙類 布類 ビン類 カブ・金属類
毎週水曜日	●のマークがついた容器や包装類 汚い落ちにくいものは、 ①黒2回の可燃ごみに出して下さい。 容器包装以外のプラスチック ②製品や、パトボトルは混せないで下さい。 分別収集したプラスチック製容器(瓶詰はリサイクル)している。	●のマークがついた容器や包装類 汚い落ちにくいものは、 ①黒2回の可燃ごみに出して下さい。 容器包装以外のプラスチック ②製品や、パトボトルは混せないで下さい。 分別収集したプラスチック製容器(瓶詰はリサイクル)している。
(週2回) ●・曜日	可燃ごみステーションへ	回収協力店舗の回収ボックスへ ①飲料用(ジュースやお茶、水などが入っていたもの) ②もようゆ用 ③油類(油やみりんが入っていたもの) ④めりん・風味料 ⑤食酢 ⑥調味料 ⑦しょゆや醤油 ⑧ドレッシングタイプ調味料(シンオイルドレッシング) ラベルに油のより本格表示マークがついた製品。 出し方など詳しいことは裏面をご覧下さい。

市が収集しないごみ(市が収集する地域のスタート地点に出すと不燃扱事になります) (不燃扱法を確立しております)

テレビ	エアコン	冷蔵庫 冷凍庫	洗濯機	衣類 靴等	部分仕方は については裏面 をご覧下さい。
(ブラウン管式)	(液晶・プラズマ式)				

パソコン				処理困難物			
デスクトップ パソコン	ノートパソコン	プリンタ スキャナ	液晶 ディスプレイ	プロパン ガスボンベ	消防器	蓄電池 電池	ピアノ ホイール充電 タイヤ
廃棄するパソコンのメーカーに申し込んで下さい。							

事業所から出るごみ

<p>事業系一般産業ごみとは、商店、会社、事業所等の事業活動に伴うて発生したもので、事業廃棄物等のものもあります。</p> <p>これらのものは法律により自らの責任において適正に処理しなければならないとされており、自ら処理できない場合は、適切な施設に持き込みか、許可を受けた一般産業物処理業者に委託(有料)して下さい。</p>	<p>事業系一般産業ごみとは、商店、会社、事業所等の事業活動に伴うて発生したもので、事業廃棄物等のものもあります。</p> <p>これらのものは法令により事業者自身の責任とされています。</p> <p>自ら処理することができない場合は許可を受けた一般産業物処理業者等に委託(有料)して下さい。</p>
---	--

第6章 し尿処理事業等

1 し尿処理事業	58
2 淨化槽	62

第6章 し尿処理事業等

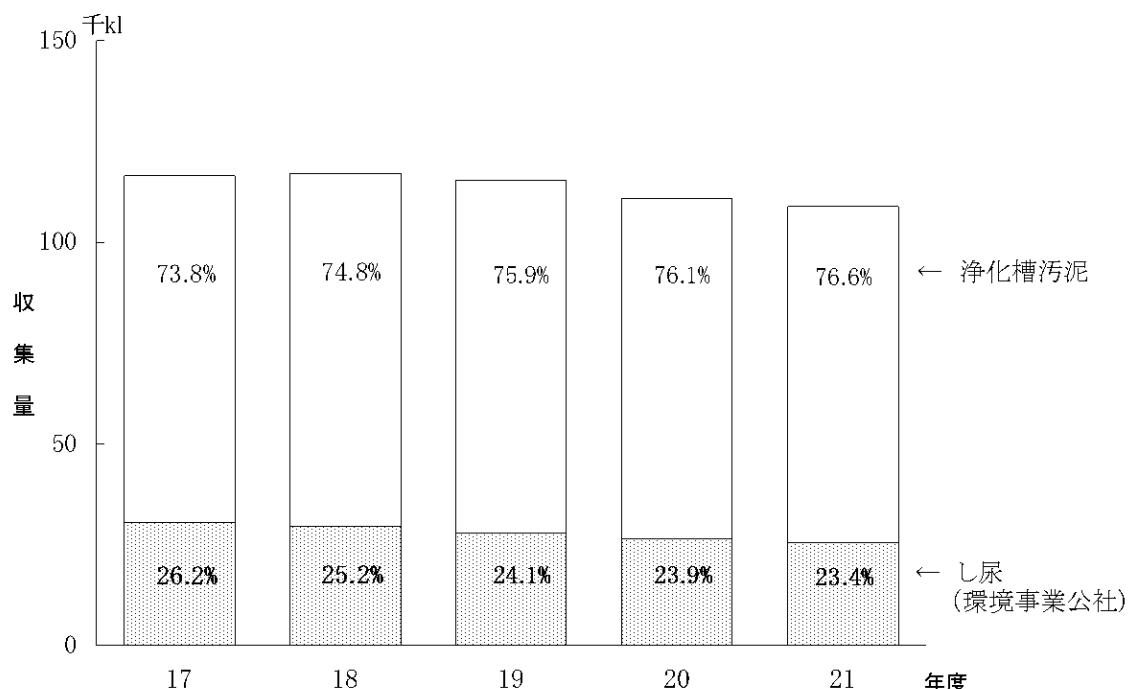
1 し尿処理事業

(1) 概 要

平成20年1月に合併した春野地区のし尿処理は、当面の間、合併前からの体制を続けることとなっている。（詳細は「(6) 春野地区のし尿収集と処理」を参照。）

旧高知市地区の平成21年度のし尿収集量は2万5,426 kℓ、収集運搬許可業者による浄化槽汚泥の収集量は8万3,450 kℓであり、合計10万8,876 kℓの終末処理を行った。

【し尿等収集量構成比の推移(春野地区除く)】



(2) し尿の収集及び処理

① 収 集

現在、旧高知市地区では許可業者である（財）高知市環境事業公社（昭和50年2月設立）が、鏡・土佐山地区では民間許可業者がし尿収集を行っている。

② 処 理

市内全域で収集されたし尿及び浄化槽汚泥は、東部環境センターの沈砂槽へ投入され、そこで、砂、金属類は沈降分離し、取り出される。

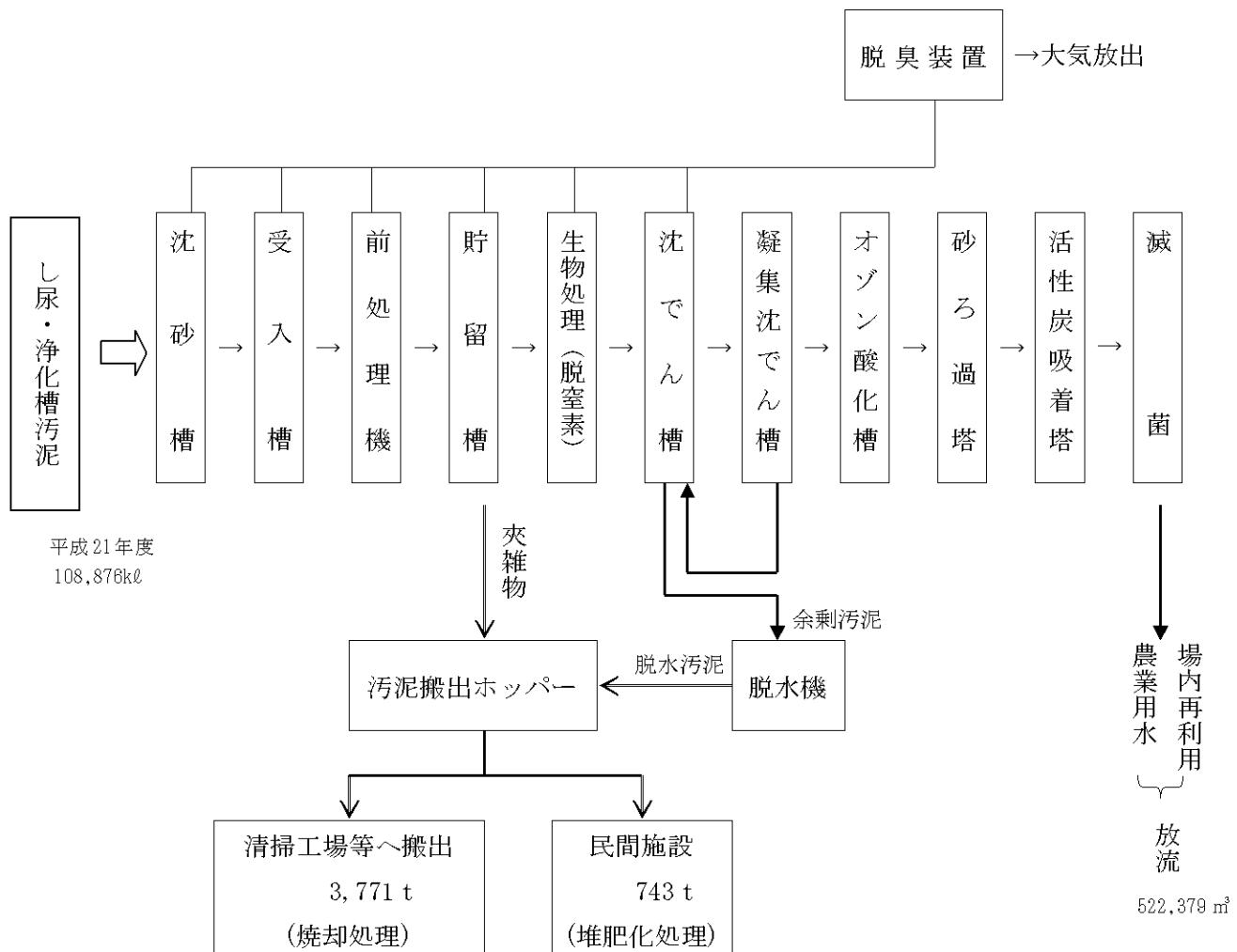
次に、オーバーフローした液は受入槽へ入り受入槽から破碎機で前処理装置へ送られ、紙、ビニール等が除去されて一旦貯留されることとなる。その後、除渣し尿は定量的にポンプで生物処理槽へ送られる。

処理方式は生物処理である低希釈二段活性汚泥法（10倍希釈以下）と高度処理であり、特に富栄養化の原因となる窒素やリンが取り除かれ、し尿は最終的には清澄な処理水となり、農業用水や場内で再利用され、必要のない場合は河川へ放流される。

また、その過程で発生した汚泥はポンプで取り出して脱水し、前処理で除去した夾雑物と一緒に清掃工場に搬出し、一部は民間堆肥化施設に処理委託を行っている。

臭気については、高濃度臭気は生物脱臭、また中・低濃度臭気等は酸やアルカリの薬品による処理を行い、大気中に放出している。

高知市東部環境センター処理フロー図



(3) 処理実績 (春野地区除く)

(単位 : k1)

年 度	総処理量	生し尿	浄化槽汚泥
16	118,112	33,630	84,482
17	116,435	30,473	85,962
18	117,072	29,492	87,580
19	115,348	27,856	87,492
20	110,835	26,505	84,330
21	108,876	25,426	83,450

(4) 処理手数料の助成

昭和 42 年から、広範な地域に降雨があった場合等で、床下以上の浸水があり便槽が満水となった世帯について、市長が認めたときは、従量制によるくみとり手数料のうち 180ℓ 以内の手数料を助成しており、昭和 51 年度からは 360ℓ 以内の手数料を助成している。

また、集中豪雨を契機として、平成 10 年 9 月 25 日から集会施設（町内会・自治会・公民館等の団体がその維持管理に係る費用を負担するものに限る。）にも特例として同様の助成を行っている。平成 21 年度の助成実績は、0 円（0 件）となっている。

(5) 特別収集手数料の助成

下水道の供用開始後 3 年を経過した区域の収集については、平成 8 年 1 月 1 日から収集 1 回につき特別収集手数料 300 円を加算することとしている。ただし、生活保護法による生活扶助を受けている世帯及び申請により条件を満たす世帯（第 10 章 条例・規則等「14 高知市し尿収集手数料減免並びに収集料助成規程」参照）については、当該特別収集手数料を助成することとしている。平成 21 年度の助成実績は、84 万 2,100 円（2,793 件）となっている。

(6) 春野地区の収集と処理

春野地区のし尿収集と処理は、合併後、当面の間はそれまでの体制を引き継ぐこととなっている。春野地区（旧春野町）は、土佐市、いの町、日高村と共に仁淀川下流衛生事務組合を設立し（昭和 39 年 3 月 2 日設立）、4 つの自治体で共同してし尿の処理を行っている。また、収集はこの事務組合が許可した収集業者が行っている。

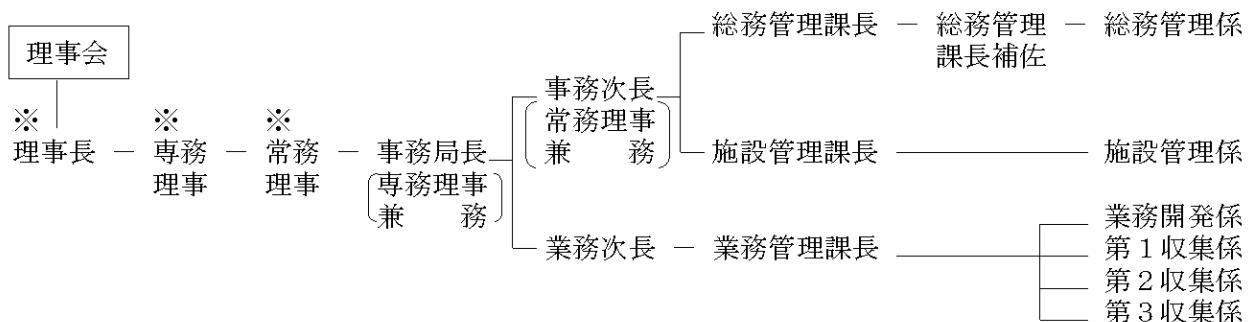
春野地区（旧春野町）の処理実績

（単位：k1）

年 度	総処理量		
		生し尿	浄化槽汚泥
16	8,997	5,313	3,684
17	8,922	4,867	4,055
18	8,599	4,531	4,068
19	9,678	4,324	5,354
20	8,978	3,691	5,287
21	9,222	3,653	5,569

(7) 財団法人高知市環境事業公社

- 所在地 高知市仁井田3636
- 設立認可 昭和50年2月24日 名称変更 平成3年5月10日
- 資本金 基本財産 500万円
運用財産 500万円
計 1,000万円
- 事業目的 高知市の清掃事業の公共性を確保し、廃棄物等の適正な処理とこれに関連する事業を推進するとともに、近隣市町村に設置された公共的施設の環境整備を行うことにより、住民の良好な生活環境の保全に寄与することを目的とする。
- 事業
 - ① し尿の収集及び運搬業務に関する事業
 - ② 凈化槽の清掃、保守点検及び維持管理に関する事業
 - ③ 廃棄物処理施設の運転管理及び整備並びに当該施設に係る処理手数料の徴収事務受託に関する事業
 - ④ 清掃事業に関する付帯施設等の維持管理に関する事業
 - ⑤ 産業廃棄物の収集、運搬並びに処理及び処分業務に関する事業
 - ⑥ 産業廃棄物の処理手数料等の徴収事務受託に関する事業
 - ⑦ 環境美化推進に関する事業
 - ⑧ その他、公社の目的達成に必要な事業
- 営業開始 昭和50年4月3日
- 組織 (平成22年4月1日現在)



(注) ※印は、高知市派遣職員で下表には含まず。(平成22年度：3名)

● 職員、車両

(平成22年4月1日現在)

職 員 数				車 両		
管 理 職	事 務 職	業 務 職	計	2 t 車	4 t 車	計
				1.8 kℓ車	3.7 kℓ車	
4名	4名	25名	33名	15台	15台	30台

2 淨化槽

(1) 高知市の淨化槽行政の概要

淨化槽は、従前、し尿のみを処理する単独処理淨化槽が主であったため、一般家庭等において水洗式便所への需要が高まる中で、昭和40年代ごろより全国的にその普及が進んだが、当時、これらの処理性能は極めて悪いものがあり周辺環境に大きな障害を与えるなど問題が多く、また、設置や維持管理に関し法による規制の強化などが望まれたことから、昭和58年5月に淨化槽法が制定され、昭和60年10月から全面施行された。

その後、淨化槽法の改正により、平成13年4月からは単独処理淨化槽の新設を実質的に禁止し、以後、設置される淨化槽はし尿と併せて雑排水を処理する合併処理淨化槽となり、さらに、平成18年2月からは淨化槽からの放流水の水質基準が同法で規定されるなど、淨化槽に関する法制度の充実強化が図られている。

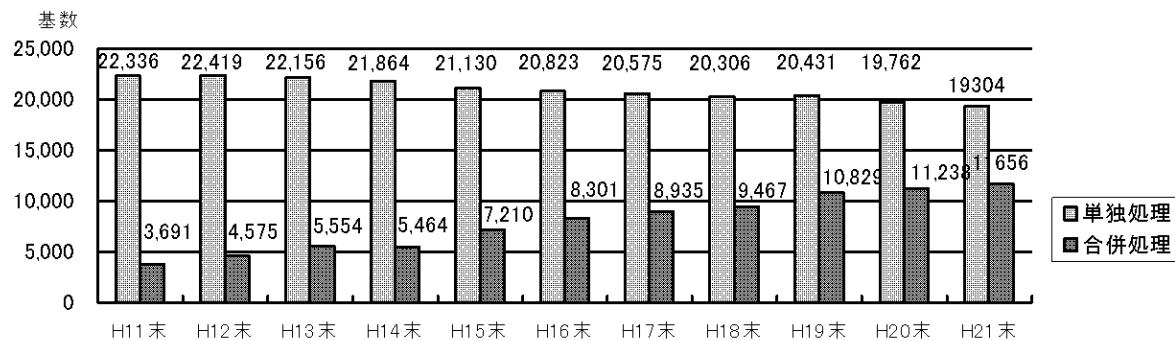
こうした中、本市における淨化槽行政については、平成10年4月の中核市への移行により、淨化槽法による保健所設置市に係る事務が県より移譲され、従来の清掃業の許可業務に加え、保守点検業の登録業務や設置・維持管理等に関する種々の指導・監督等を行うこととなり、当該保健所設置市に係る事務は市保健所（生活食品課）で所管してきた。

一方、本市における公共下水道の普及率は平成18年度末現在で49.05%となっており、今後、その整備には相当長期の期間が見込まれている中で、生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止を図るための生活排水対策をより一層推進していく必要があり、水環境行政及び淨化槽行政に係る施策を総合的に実施していく観点から、淨化槽関係事務の一元化を図り、当該事務について平成19年4月より環境保全課で所管することとなった。

これとともに、生活排水対策について、水質汚濁防止法による第2次高知市生活排水対策推進計画を策定（計画期間平成19年度～平成33年度までの15年間）し、「次代に繋げる豊かな水環境の再生に向けて」を基本理念とし、施策の展開を図っていくこととしている。

このうち、淨化槽行政に関する当面の大きな課題として、淨化槽の設置から維持管理等の全般にわたって適正に実施されていく必要があり、この適正管理向上のための仕組みづくりの一環として、電子地理情報システム（GIS）を活用した「淨化槽管理システム」の構築に向けた取組みを進めている。これにより、既設淨化槽に係る設置状況等の全体把握を進めるとともに、淨化槽の施工から使用の状況、保守点検・清掃及び法定検査の実施状況等について、業界及び関係機関等との連携強化のもと、これらの適切かつ効率的・効果的な実施体制の構築に向けて、本システムの導入を図っていくものとしている。

【浄化槽設置基數（各年度末現在、推計値）】



※資料：環境保全課

【浄化槽補助実績（各年度）】

		H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
補助 基數	5人槽	272	334	283	321	269	248	234	184	207	203
	6~7人槽	140	149	138	128	128	119	84	81	82	66
	8~10人槽	30	27	29	20	18	12	20	12	11	10
	11~50人槽	41	49								
	計	483	559	450	469	415	379	338	277	300	279
補助金額(千円)		223,914	210,654	168,819	174,462	155,232	141,633	125,580	99,590	107,228	98,860

※資料：環境保全課

【保守点検業者における管理受託状況】

① 管理受託基數（平成 21 年度・高知市内）

	合計	人槽規模												
		5~10	11~20	21~50	51~100	101~200	201~300	301~500	501~1000	1001~2000	2001~3000	3001~4000	4001~5000	5001~10000
単独	24,343	21,375	1,216	1,565	130	41	8	4	3	1				
合併	8,667	7,314	440	400	207	141	73	40	29	14	4	2	2	1
合計	33,010	28,689	1,656	1,965	337	182	81	44	32	15	4	2	2	1

② 廃止・新設等の内訳（平成 21 年度・高知市内）

区分	廃止等の状況									受託基數の増減			新設・廃止の比較				
	浄化槽の廃止					空家等 管理 休止 ②	未払い 契約 解除 ③	その他 契約 切れ ④	(減) ①~④ の計	(増)新規契約		増 (ア)	減 (イ)	差引 (ア-イ)	新設 (a)	廃止 (b)	差引 (a-b)
	下水 接続	農集 接続	合併 転換	建物 廃止	小計 ①					新設	既設						
単独	504	1	23	145	673	209	17	207	1,106		507	507	1,106	-599	0	673	-673
合併	100	1		12	113	29	9	126	277	439	239	678	277	401	439	113	326
合計	604	2	23	157	786	238	26	333	1,383	439	746	1,185	1,383	-198	439	786	-347

※資料：平成 21 年度浄化槽保守点検業者受託報告（環境保全課）

【法定検査の実施状況】

① 受検率（平成 21 年度・高知市分）

検査区分	浄化槽区分	検査対象基数 ①	検査受検基数 ②	受検率 ②/①
7条検査	合併処理	517	378	73.1%
11条検査	合併処理	10,721	6,374	59.5%
	単独処理	19,762	5,038	25.5%
	小計	30,483	11,412	37.4%
合計		31,000	11,790	38.0%

② 検査結果（平成 21 年度・高知市分）

検査区分	浄化槽区分	受検基数	判定			
			適正	概ね適正	不適正	
7条検査	合併処理	378	204	145	29	
			54.0%	38.4%	7.7%	
11条検査	合併処理	6,374	3,480	2,761	133	
			54.6%	43.3%	2.1%	
	単独処理	5,038	2,373	2,545	120	
			47.1%	50.5%	2.4%	
	小計	11,412	5,853	5,306	253	
			51.3%	46.5%	2.2%	
合計		11,790	6,057	5,451	282	
			51.4%	46.2%	2.4%	

※資料：(財) 高知県環境検査センター（浄化槽法による知事の指定検査機関）

【汚水処理人口普及状況】

	平成18年度末		平成19年度末		平成20年度末		平成21年度末
住民基本台帳人口 ①	326,322	100%	340,839	100%	339,963	100%	339,714 100%
汚水処理人口 ②	234,119	71.74%	251,347	73.74%	258,110	75.92%	264,400 77.83%
公共下水道	160,068	49.05%	162,866	47.78%	165,545	48.70%	170,781 50.27%
合併処理浄化槽	74,051	22.69%	82,110	24.09%	86,284	25.38%	87,680 25.81%
農業集落排水施設	0	0.00%	4,722	1.39%	4,722	1.39%	4,408 1.30%
コミュニティ・プラント	0	0.00%	1,649	0.48%	1,559	0.46%	1,531 0.45%
未普及人口 ①-②	92,203	28.26%	89,492	26.26%	81,853	24.08%	75,314 22.17%

※農業集落排水施設及びコミュニティ・プラントは旧春野町との合併によるもの。

第7章 施設・機材

1 施設	65
2 機材	80
3 その他	81

第7章 施設・機材

1 施 設

廃棄物を円滑に収集・処理して公衆衛生の向上を図るため次の施設を設けている。



高知市役所 (代) 822-8111
環境政策課 823-9209 (内 3703)
廃棄物対策課 823-9427 (内 3295)

高知市春野庁舎
春野環境センター 894-2314 (内 63513)

① クリーンセンター (環境業務課)
884-3144 (内 3307)

② 清掃工場
ヨネツコうち 842-1171 (内 3390)
841-2311

③ 菖蒲谷プラザック減容工場・高知市環境事業公社
884-4424 (内 3888)
高知県医療廃棄物処理センター 菖蒲谷営業所
884-4456

④ 高知市再生資源処理センター
866-5613

⑤ 三里最終処分場 847-2337

⑥ 東部環境センター 883-1155 (内 3303)

⑦ 高知県魚さい加工公社
805-1660

⑧ エコ産業団地

収集・処理施設一覧

No	名称	所在地	業務の内容
①	高知市クリーンセンター	高知市北本町4丁目4番43号 TEL 088-884-3144	可燃ごみ、プラスチック製容器包装、ペットボトル、可燃粗大ごみ及び美化ごみの収集
②	高知市清掃工場	高知市長浜6459番地 TEL 088-842-1171	可燃ごみ、可燃粗大ごみ等の焼却処理
③	高知市菖蒲谷 プラスチック減容工場	高知市仁井田3636番地 TEL 088-884-4424	プラスチック製容器包装の圧縮・梱包、ペットボトルの中間処理
④	高知市再生資源 処理センター	高知市大津乙1786番地1 TEL 088-866-5613	紙類、布類、ビン類、カン・金属類の再資源化、水銀含有物の中間処理
⑤	高知市三里最終処分場	高知市池2571番地 TEL 088-847-2337	美化ごみ、不燃ごみ等の埋立処分
⑥	高知市東部環境センター	高知市介良丙1200番地 TEL 088-883-1155	し尿及び浄化槽汚泥の処理

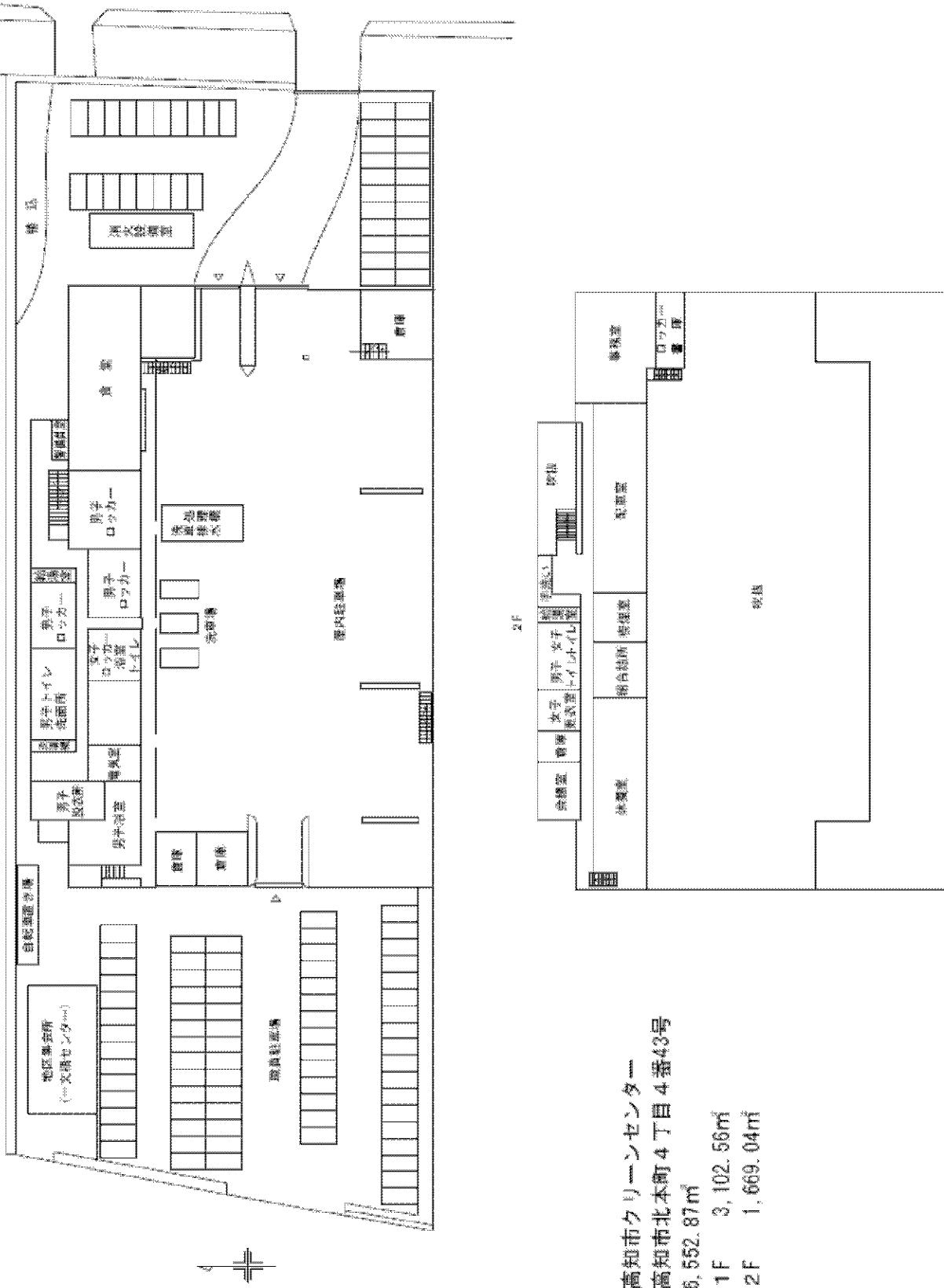
① 収集車両基地

名 称	高知市クリーンセンター	
所 在 地	高知市北本町4丁目4番43号	
着 工	(一期工事) 昭和53年1月11日	(二期工事) 昭和54年6月19日
竣 工	昭和53年7月31日	昭和54年9月4日
敷 地 面 積	6,552.87 m ²	
建 物 面 積	1 F 2 F	3,102 m ² 1,669 m ²
収 容 可 能 台 数	80台	
洗 車 設 備	3台	
排 水 处 理	公共下水道への圧送放流	
付 帯 施 設	地区集会所 (121 m ²)	
建 設 費	695,856千円	土地建物取得費 423,958千円 改造工事費 271,898千円

※ 昭和54年12月、すべてのごみ収集用車両をここに統合し、収集部門の充実を図った。

高知市クリーンセンター平面図

1F



施設名
所在地
敷地面積
建物面積

高知市クリーンセンター
高知市北本町4丁目4番43号

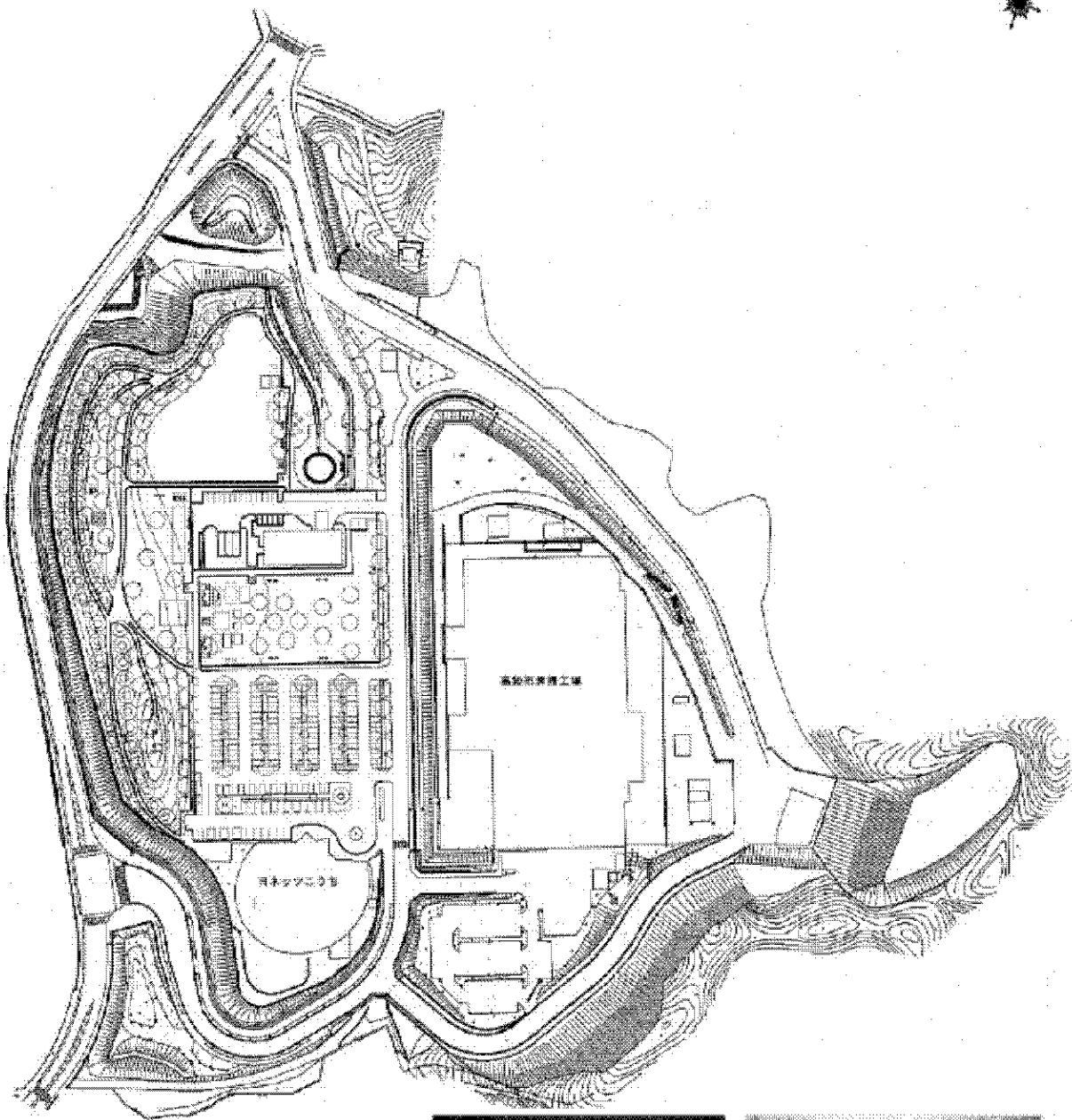
6,552.87m²
1F 3,102.56m²
2F 1,669.04m²

② 焼却施設

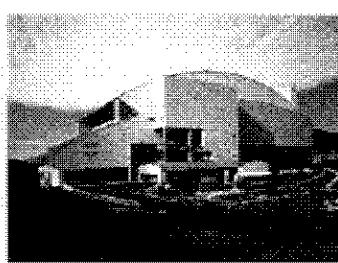
名 称	高知市清掃工場
所 在 地	高知市長浜 6459 番地
着 工	平成 10 年 12 月 19 日
竣 工	平成 14 年 3 月 29 日
敷 地 面 積	112,451 m ²
建 物 面 積	建築面積 11,126 m ² 延べ面積 28,843 m ²
施 工 業 者	三菱・大林・大旺・ミタニ建設工事共同企業体 代表者：三菱重工業
炉 型 式	全連続燃焼方式 (ストーカ式焼却炉)
処 理 能 力 ごみ焼却炉 灰溶融炉 ごみ破碎機	600 t / 24 h (200 t / 24 h × 3 炉) 80 t / 24 h (40 t / 24 h × 2 系列) 40 t / 5 h (可燃性粗大ごみ破碎機)
灰 溶 融 方 式	プラズマ方式
最 大 発 電 容 量	9,000 kw
受 入 供 給 設 備	ピットアンドクレーン方式 ピット容量 10,600 m ³
通 風 設 備	平衡通風式
灰 出 し 設 備	灰溶融方式 (焼却灰, 飛灰)
ガス 冷 却 設 備	廃熱ボイラー
排ガス処理設備	ろ過式集塵装置, 有害ガス除去装置
建 設 費 33,325,486 千円	本体工事費 30,180,323 千円 付帯工事費 2,655,319 千円 用 地 費 45,744 千円 調 査 費 191,496 千円 事 務 費 252,604 千円
排 ガ ス 基 準	ばいじん量 0.01g/Nm ³ 以下
	硫黄酸化物 1.55Nm ³ /h (30ppm) 以下
	塩化水素 49mg/Nm ³ (30ppm) 以下
	窒素酸化物 55ppm 以下
	ダイオキシン類 0.1ng-TEQ/Nm ³ 以下
	水 銀 0.05mg/Nm ³ 以下

エコ・パーク宇賀敷地平面図

S=1:1000



工場棟（西側より）



住宅（南側より）

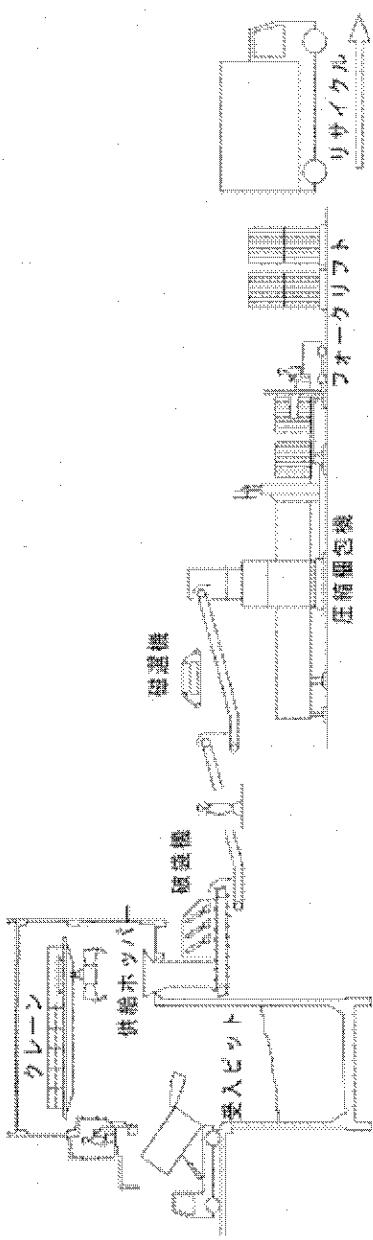
③ 減容施設

名 称	高知市菖蒲谷プラスチック減容工場
所 在 地	高知市仁井田 3636 番地
処 理 設 備	圧縮梱包
着 工	平成 13 年 6 月 30 日 (圧縮梱包化工事)
竣 工	平成 14 年 3 月 15 日 (圧縮梱包化工事)
敷 地 面 積	9,098 m ²
建 物 延 面 積	2,761 m ²
施 工 業 者	三菱レイヨン・エンジニアリング(株) 大竹事業所
処 理 方 法	圧縮梱包方式 (油圧一方締め方式)
処 理 能 力	2.5/h × 5h/日 × 2 系列 = 25 t/日
貯留及び投入方式	ピットアンドクレーン方式 ピット容量 1,812 m ³
処理物貯留方法	スットクヤード 107 m ²
脱 臭 方 式	薬液洗浄方式 120 m ³ /min
建 設 費	圧縮梱包設備工事 222,600 千円

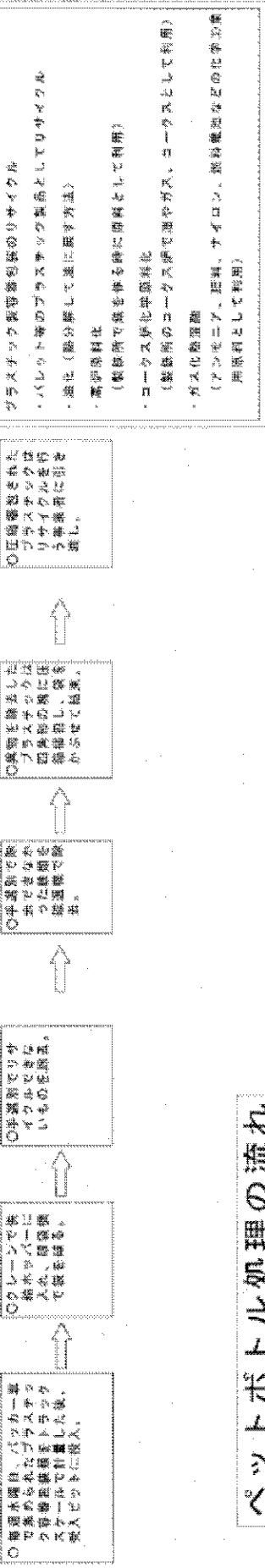
④ 再資源化施設

名 称	高知市再生資源処理センター
所 在 地	高知市大津乙 1786 番地 1
敷 地 面 積	6,378 m ²
建 物 施 設	工 場 (鉄骨スレート平屋建) 462.75 m ² 事 務 所 (鉄筋コンクリート 2 階建) 384.71 m ² 倉 庫 (鉄骨スレート平屋建) 1,629.34 m ² 計 量 所 (鉄骨鋼板平屋建) 24 m ² 機械電気室 (鉄骨スレート 2 階建) 84 m ²
設 備	自動計量 30 t 秤 1 基 押蓋式スクッラップレス機 2 基 主押能力 150 t 50CP 仕上製品重量 200 kg 主押能力 200 t 100CP 仕上製品重量 400 kg リサイクル型蛍光管破碎機 1 基 処理能力 直管型 2,700 本/h 環形 900 本/h

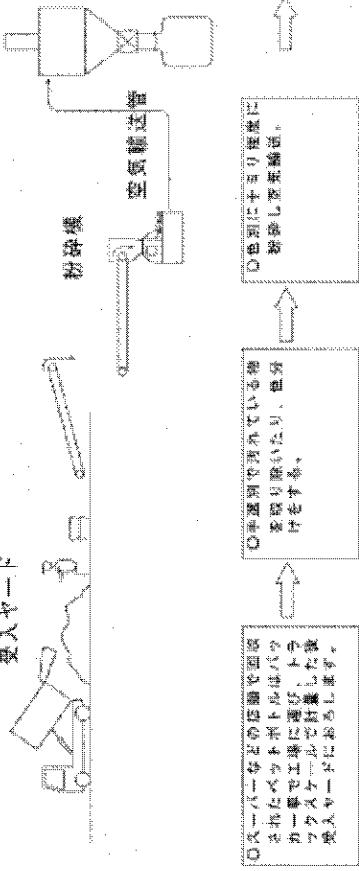
菖蒲谷プラスチック減容工場処理系統図



處理能力
25t / 日 (2.5t / 時間 × 5時間 / 日 × 2系列)



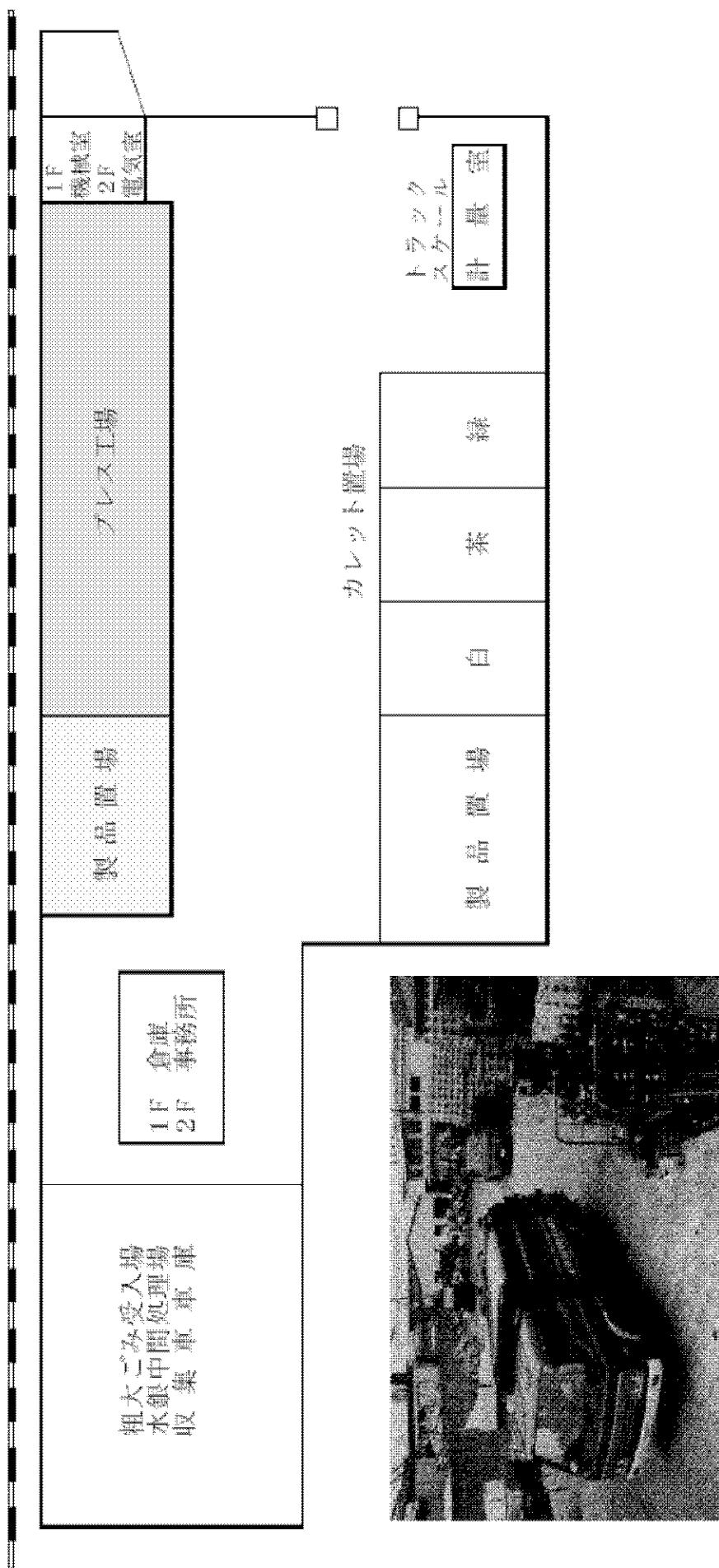
ペットボトル処理の流れ



處理能力(粉粹機)
1,0t / 日 (0.1t / 時間 × 5時間 / 日) (2系列)

リサイクル機
・ベッド導板のリサイクルモード
・衣類品燃焼炉、ワイヤッグ、フリースなど
・油用燃焼炉ストボックス、ハンガー、アイス等
・じきうれん、ガーメント
・液剤洗浄剤
・ヒートセラム、冰凍引出
・土木焼却(マジカルふたなど)

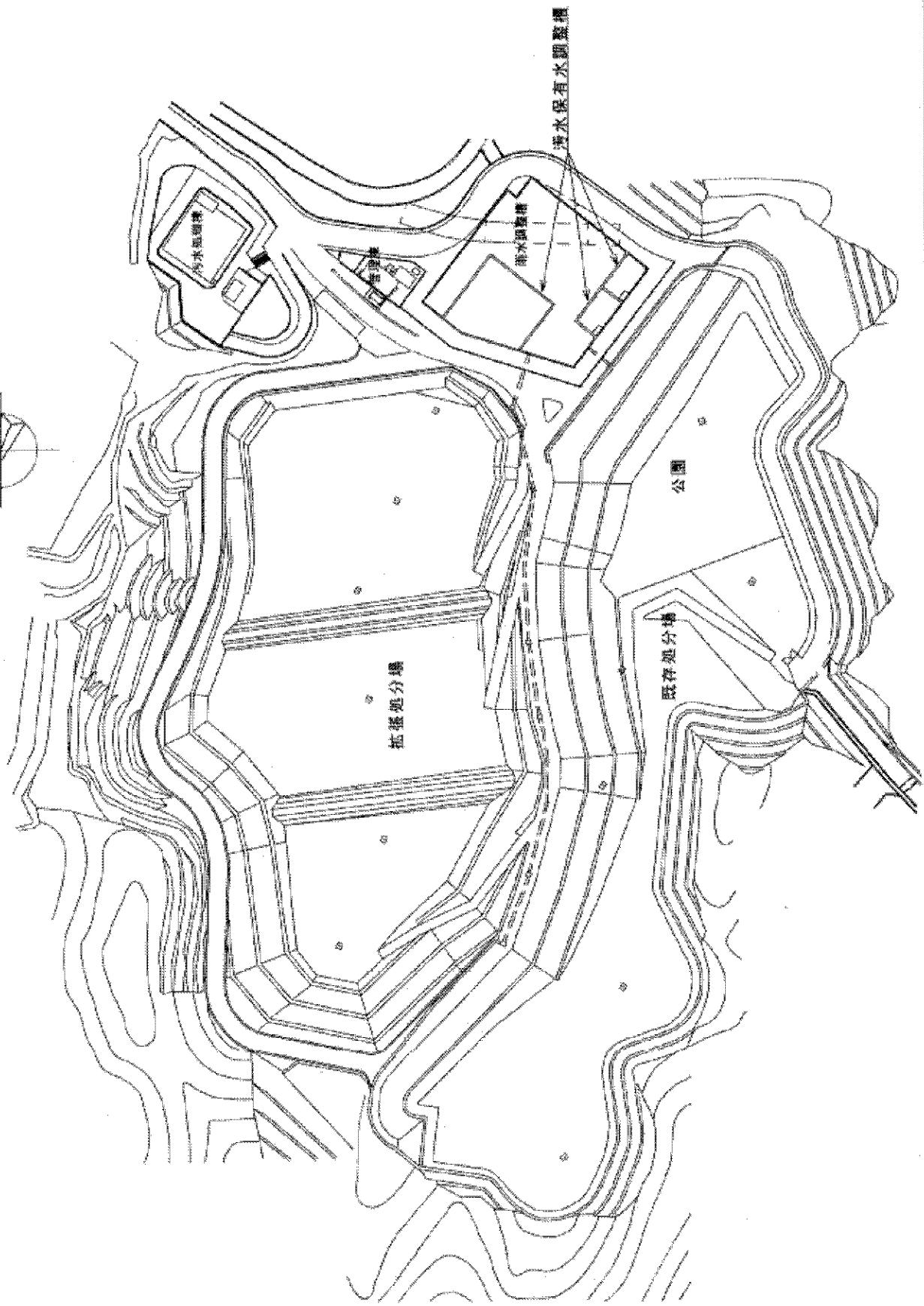
高知市再生資源処理センター平面図



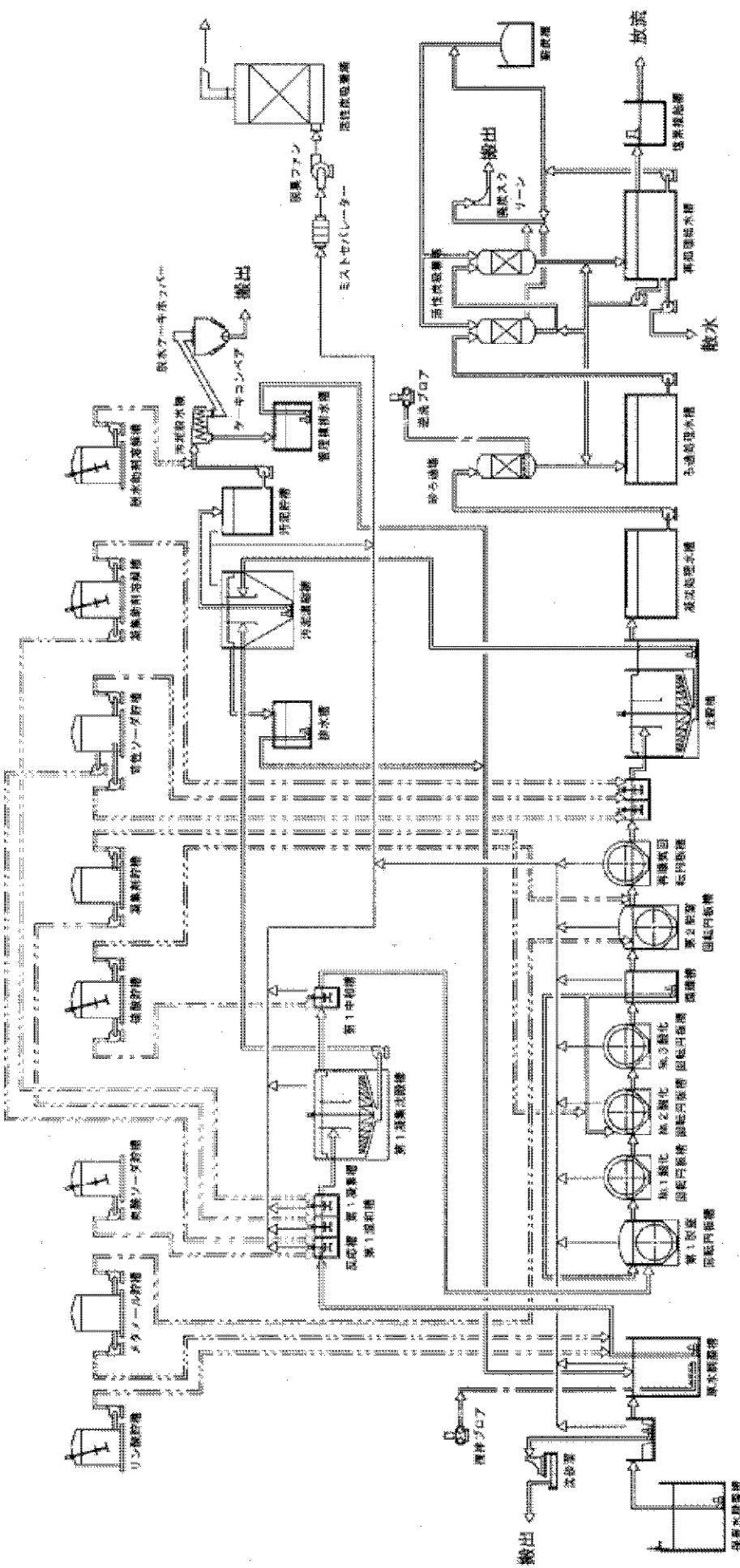
⑤ 埋立処分地

名 称	高知市三里最終処分場				
所 在 地	高知市池 2571 番地				
着 工	昭和 56 年 6 月 25 日	(増量処分地整地) 平成 8 年 5 月 24 日	(拡張処分場整備) 平成 9 年 1 月 27 日		
竣 工	昭和 60 年 3 月 31 日	平成 8 年 9 月 28 日	平成 11 年 3 月 14 日		
総 面 積	155,841.63 m ²				
埋 立 面 積	63,300 m ²	(拡張処分場整備前 30,300 m ²)			
埋 立 容 量	698,000 m ³	(拡張処分場整備前 318,000m ³)			
埋 立 残 容 量	139,202 m ³ (平成 22 年 3 月末)				
施設整備施工業者	大旺建設株 (拡張整備は大旺・大山・近藤建設工事共同企業体 [代表: 大旺])				
埋立廃棄物の種類	不燃ごみ等				
埋 立 方 法	準好気性埋立 (セル方式)				
埋 立 期 間	35 年以上を計画 (拡張処分場整備前 13 年 6 か月)				
浸出汚水処理施設					
処理施設施工業者	三菱化工機株				
建 物 延 面 積	1 F 処理棟 579 m ² , 動力棟 40 m ² , 2 F 管理棟 200 m ²				
処 理 能 力	290m ³ /日				
処 理 方 法	前処理+回転円板法+凝集沈殿+砂ろ過+活性炭+減菌				
汚 泥 処 理	濃縮+脱水→埋立処分				
建 設 費	(既存処分場整備分) 2,745,000 千円 (拡張整備分) 2,746,403 千円	調整槽建築工事費 282,532 千円 処理施設建設工事 380,000 千円 施設整備工事 479,576 千円 付帯工事費 467,941 千円 用 地 費 1,110,292 千円 事 務 費 24,659 千円	国庫補助金 247,975 千円 起 債 2,242,100 千円 一 般 財 源 254,925 千円		
		用地造成工事費 513,446 千円 施設整備工事費 988,709 千円 用 地 費 1,201,074 千円 設計委託料 14,972 千円 事 務 費 28,202 千円			
規 制 基 準 値	PH	5.8~8.6			
	BOD	60 mg/l 以下			
	SS	60 mg/l 以下			
	COD	—			
	T—N	日間平均: 60 mg/l 以下, 日最大: 120 mg/l 以下			
	T—P	日間平均: 8 mg/l 以下, 日最大: 16 mg/l 以下			
	大腸菌群数	日間平均: 3,000 固/m ³ 以下			
	その他の項目	水質汚濁防止法排水基準のとおり			

高知市三里最終処分場



三里最終処分場浸出汚水処理施設系統図

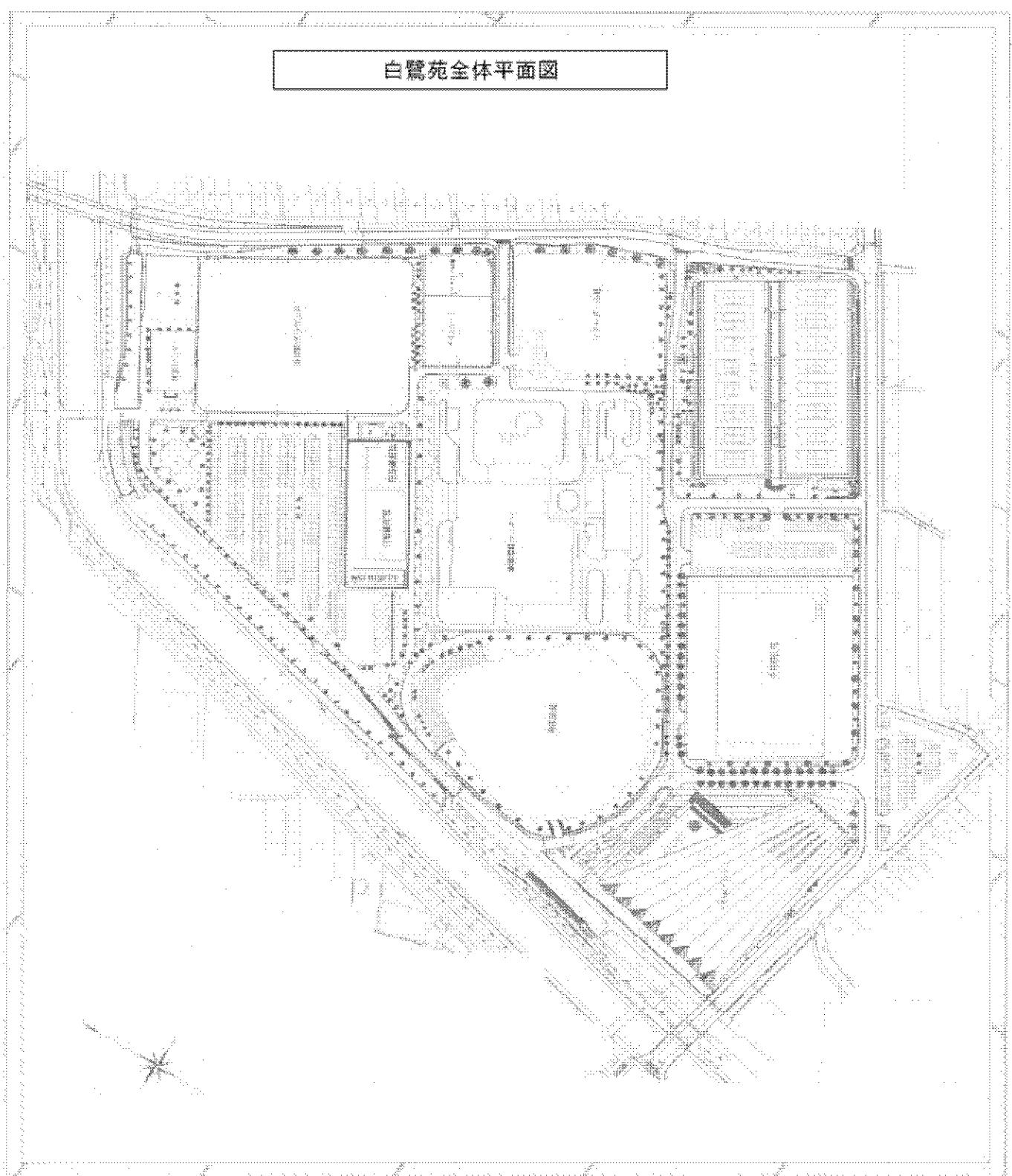


⑥ し尿処理施設

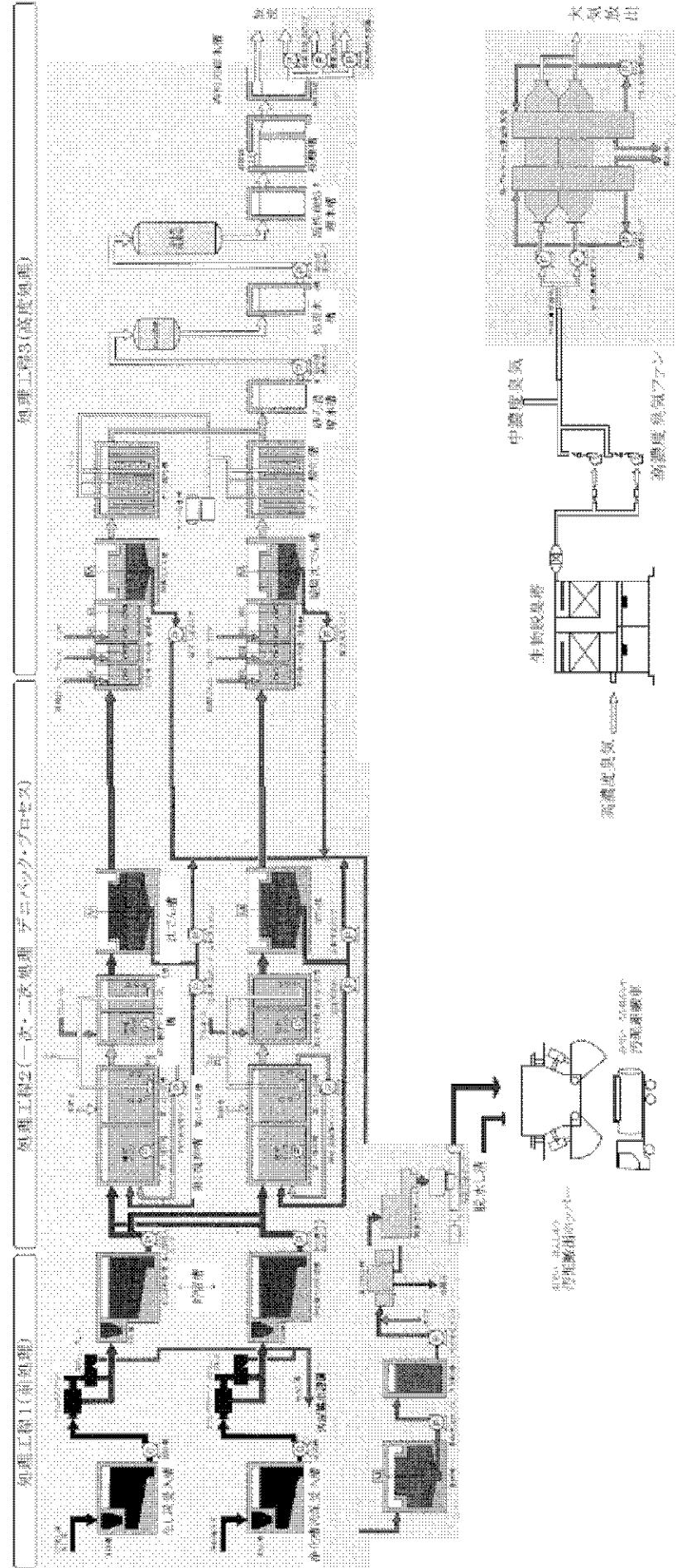
名 称	高知市東部環境センター													
所 在 地	高知市介良丙 1200 番地													
着 工	昭和 56 年 10 月 7 日													
竣 工	昭和 59 年 6 月 27 日													
本 格 運 転	昭和 59 年 7 月 1 日													
敷 地 面 積	43,000 m ²													
施 設 構 造	RC 造 全建屋方式													
建 物 延 面 積	処理棟 8,314 m ² (地上 2 F, 地下 1 F) 管理棟 1,950 m ² (2 F)													
施 工 業 者	株式会社原製作所													
処 理 方 式	低希釈二段活性汚泥法+凝集沈殿+オゾン+砂ろ過+活性炭吸着													
処 理 能 力	390 kℓ/日 (195 kℓ/日 × 2 系列)													
希 釈 用 水	10 倍希釈 3,510 m ³ /日以下 (地下水及び工業用水)													
汚 泥 処 理	遠心脱水 → 清掃工場等へ搬出													
臭 気 処 理	生物脱臭+薬液脱臭													
建 設 費	8,213,000 千円	<table style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>本体工事費</td><td>4,788,000 千円</td> <td rowspan="5" style="vertical-align: middle;">国庫補助金 1,676,307 千円 県補助金 37,438 千円 起債 4,856,000 千円 一般財源 1,643,255 千円</td> </tr> <tr> <td>付帯工事費</td><td>1,561,685 千円</td></tr> <tr> <td>用 地 費</td><td>1,440,652 千円</td></tr> <tr> <td>調 査 費</td><td>57,921 千円</td></tr> <tr> <td>事 務 費</td><td>364,742 千円</td></tr> </table>	本体工事費	4,788,000 千円	国庫補助金 1,676,307 千円 県補助金 37,438 千円 起債 4,856,000 千円 一般財源 1,643,255 千円	付帯工事費	1,561,685 千円	用 地 費	1,440,652 千円	調 査 費	57,921 千円	事 務 費	364,742 千円	
本体工事費	4,788,000 千円	国庫補助金 1,676,307 千円 県補助金 37,438 千円 起債 4,856,000 千円 一般財源 1,643,255 千円												
付帯工事費	1,561,685 千円													
用 地 費	1,440,652 千円													
調 査 費	57,921 千円													
事 務 費	364,742 千円													
性 能 保 証 値 日間平均	PH	5.8~8.6	(5.8~8.6)											
	BOD	10 mg/ℓ 以下	(20 mg/ℓ)											
	SS	10 mg/ℓ 以下	(50 mg/ℓ)											
	COD	15 mg/ℓ 以下	(該当なし)											
	T-N	10 mg/ℓ 以下	(日間平均 60 mg/ℓ , 日最大 120 mg/ℓ)											
	T-P	1 mg/ℓ 以下	(日間平均 8 mg/ℓ , 日最大 16 mg/ℓ)											
	色度	15 度以下	(該当なし)											
	大腸菌群数	0 個/mℓ	(3,000 個/mℓ)											

※ () 内は規制基準値

白鷺苑全体平面図



高鉀市車輛環境七號一號黑素系統圖



2 機材

車両（収集関係のみ）

（平成 22 年 4 月 1 日現在）

収集区分	車種		環境業務課所管台数	
	型式	積載量	正規車	予備車
可燃ごみ	パッカー車	4 m ³	24	4
		6 m ³	18	3
	軽四ダンプ	0.35 t	3	3
可燃粗大ごみ	プレスパッカー車	4 m ³	1	2
		6 m ³	5	4
美化ごみ等	プレスパッカー車	6 m ³	1	0
	ダンプ	2 t	1	0
	軽四ダンプ	0.35 t	0	1
ペットボトル	プレスパッカー車	7 m ³	2	0
合計			55 台	17 台

3 その他

① 余熱利用施設

「ヨネツツこうち」は、高知市清掃工場のごみ焼却時の熱エネルギーを有効利用した施設であり、温水プール等でのスポーツ活動の振興や環境に関する情報発信や啓発を行っている。

名 称	ヨネツツこうち												
所 在 地	高知市長浜 6459 番地 (高知市清掃工場隣接地)												
着 工	平成 12 年 9 月 29 日												
竣 工	平成 14 年 2 月 28 日												
施 設 面 積	敷地：約 5,800 m ² , 延床：4,446.4 m ²												
施 設 内 容	<p><u>1 階</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○エントランスゾーン <ul style="list-style-type: none"> (ロビー, フロント, 余熱利用展示コーナー 喫茶コーナー・休憩コーナー等) ○プール・温浴ゾーン <ul style="list-style-type: none"> (エクササイズプール, 子どもプール, ジャグジー ウォータースライダー, 流水プール等) ○その他 <ul style="list-style-type: none"> 浴室, サウナ, 脱衣室, シャワー室, 更衣室, 化粧室等 <p><u>2 階</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○環境学習室, トレーニング室, 休憩コーナー, 機械室等 <p><u>地 下</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 機械室等 <p><u>屋 外</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○駐車場 209 台, 駐輪場 4 棟 												
施 工 業 者	<p>[建築工事]</p> <p>ミタニ・中勝・須工ときわ建設工事共同企業体 代表者：ミタニ建設工業㈱</p> <p>[電気設備工事]</p> <p>株齊藤電工</p> <p>[給排水衛生設備工事]</p> <p>四国パイプ・マエカワ建設工事共同企業体 代表者：四国パイプ工業㈱</p> <p>[空調設備工事]</p> <p>大一・日東建設工事共同企業体 代表者：大一設備㈱</p>												
建 設 費	<p>1,949,797 千円</p> <table style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border-right: 1px solid black; padding-right: 10px;">施設整備工事費</td> <td>1,815,164 千円</td> <td rowspan="2" style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px;">起 債</td> <td>1,833,100 千円</td> </tr> <tr> <td>基本構想・設計費</td> <td>59,797 千円</td> <td>一般財源</td> <td>116,697 千円</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px solid black; padding-right: 10px;">事 務 費</td> <td>74,836 千円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	施設整備工事費	1,815,164 千円	起 債	1,833,100 千円	基本構想・設計費	59,797 千円	一般財源	116,697 千円	事 務 費	74,836 千円		
施設整備工事費	1,815,164 千円	起 債	1,833,100 千円										
基本構想・設計費	59,797 千円		一般財源	116,697 千円									
事 務 費	74,836 千円												

② 緑地公園等

清掃工場の敷地全体を、環境をテーマとした学習の場、市民の憩いとふれあいの場として利用できるよう、宇賀清掃工場の工場棟を解体撤去し同跡地を緑地公園等として整備するとともに、旧管理棟の一部をリニューアルした。平成19年4月から広く一般に開放した。

名 称	エコ・パーク宇賀
所 在 地	高知市長浜 6459 番地（高知市清掃工場敷地）
整 備 期 間	平成16～18年度
整 備 面 積	32,400 m ²
利 用 時 間	8:00～17:00（ただし、7、8月は19:00まで）
休 園 日	12月29日～1月3日
施 設 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ○多目的広場 ○芝生広場 ○いこいの森 ○来場者用駐車場 ○トイレ（障害者用含む） ○公園内各所に遊具、休養所、ベンチを設置 主な遊具 <ul style="list-style-type: none"> ・幼児向け シーソー、ブランコ、コンビネーション ・高学年向け スカイロープ、ザイルクライミング ・高齢者向け 背伸ばしベンチ、足踏み歩行板
整 備 費	工事費 740,800千円（旧工場解体費を含む）

第8章 広域連携で進める取組

1 魚腸骨	83
2 医療廃棄物	83

第8章 広域連携で進める取組

1 魚腸骨

(財) 高知県魚さい加工公社は、県内の鮮魚店等から排出された魚腸骨から魚粉等を製造し、飼料として販売している。

平成 16 年度まで日高村で操業していたが、高知市神田へ新施設を建設し、平成 17 年 4 月から操業を開始した。

平成 21 年度に同公社が受け入れた魚腸骨は 4,609 トンであり、前年より 7.2% の減少となった。

また、契約している排出事業者数は 277 件（平成 22 年 3 月 31 日現在）となっている。

処理（受入）量 (単位: t)

年 度	旧施設 (日高村)	新施設 (高知市)	うち高知市発生量
平成 16 年度	6, 496	—	(3, 770)
17 年度	—	5, 912	(3, 618)
18 年度	—	5, 449	(3, 116)
19 年度	—	5, 332	(2, 965)
20 年度	—	4, 968	(2, 722)
21 年度	—	4, 609	(2, 570)

2 医療廃棄物

(財) 高知県医療廃棄物処理センターは、県内で排出された医療廃棄物を本市仁井田の営業所で受け入れている。受け入れた廃棄物は、マイクロウェーブ熱処理により滅菌された後、民間の処理施設で焼却される。

平成 21 年度に同センターが処理した医療廃棄物は感染性・非感染性を合わせると 4,918kl であり、前年度より 3.1% の増加となった。

また、契約している排出事業者数は 467 件（平成 22 年 3 月 31 日現在）となっている。

年 度	処 理 実 績			対前年
		感染性	非感染性	
平成 16 年度	4, 231	2, 668	1, 563	-3. 69%
17 年度	4, 484	3, 018	1, 466	+5. 98%
18 年度	4, 498	3, 208	1, 290	+0. 31%
19 年度	4, 616	3, 398	1, 218	+2. 62%
20 年度	4, 770	3, 574	1, 196	+3. 33%
21 年度	4, 918	3, 724	1, 194	+3. 10%

(単位: kl)

第9章 公社等

高知県医療廃棄物処理センター

エコサイクル高知

高知県魚さい加工公社

高知県環境事業公社

仁淀川下流衛生事務組合

高知中央西部焼却処理事務組合

第9章 公社等

平成22年4月における公社等の内容は以下のとおりである。

高知県医療廃棄物処理センター

名 称	財団法人 高知県医療廃棄物処理センター	TEL 088-821-4522 (事務局) TEL 088-884-4456 (営業所)
設 立	平成3年10月1日	
目 的	医療廃棄物の適正な処理を推進することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。	
業 務 内 容	医療廃棄物の中間処理事業等	
役 員	理事長 1 (高知県林業振興・環境部長) 副理事長 2 (高知市環境部長、県医師会会长) 理事 3 (県林業振興・環境部副部長、高知市環境部副部長、市医師会会长) 監事 2 (民間2)	
資 産	出捐金 1,000万円 (県 350万円、高知市 350万円、県医師会 300万円)	
所 在 地	事務局 高知市丸ノ内1丁目7-52 県環境対策課 営業所 高知市仁井田3636-3	

エコサイクル高知

名 称	財団法人 エコサイクル高知	TEL 0889-24-6210
設 立	平成6年4月19日	
目 的	産業廃棄物の適正な処理その他廃棄物に関する各種事業を行うことにより、県民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。	
業 務 内 容	① 産業廃棄物及び市町村の委託を受けての一般廃棄物の処理に関する事業 ② ①に掲げる事業を行うための施設の建設及びその運営に関する事業 ③ 産業廃棄物の適正処理技術の研究指導に関する事業等	
役 員	理事長 1 (副知事) 副理事長 2 (高知市長、高知県農業協同組合中央会会长) 専務理事 1 (エコサイクル高知事務局長) 理事 10 (南国市長、越知町長、県林業振興・環境部長、民間7) 監事 2 (民間2)	
資 産	高知県 1,850万円、高知県建設業協会 1,750万円 出捐金 5,100万円 高知市 350万円、高知県産業廃棄物協会 250万円 他59団体 900万円	
所 在 地	事務局 高岡郡日高村本郷200番地7	

高知県魚さい加工公社

名 称	財団法人 高知県魚さい加工公社 Tel 088-805-1660
設 立	平成9年3月26日
目 的	魚腸骨の適正な再生利用等、これらに関する各種事業を行うことにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに県内の水産食料品流通の安定化の確保を図る。
業 務 内 容	魚腸骨の再生利用等、これらに関する各種事業
役 員	理事長 1 (高知市環境部長) 副理事長 2 (県林業振興・環境部長、南国市副市長) 専務理事 1 (高知県魚さい加工公社事務局長) 理事 4 (高知中央市場鮮魚仲卸協同組合理事長 高知中央市場鮮魚買受人協同組合理事長、土佐市副市長、安芸市副市長) 監事 2 (民間、高知中央市場鮮魚仲卸協同組合監事)
資 産	出捐金 1,000万円 (県 450万円、高知市 331万円、他市町村等 219万円)
所 在 地	高知市神田字治国谷1646-1

高知市環境事業公社 (第6章の内容を再掲)

名 称	財団法人 高知市環境事業公社 Tel 088-884-4424
設 立	昭和50年2月24日 (平成3年5月10日 財団法人高知市清掃公社を名称変更)
目 的	高知市の清掃事業の公共性を確保し、廃棄物等の適正な処理とこれに関連する事業を推進するとともに、近隣市町村に設置された公共的施設の環境整備を行うことにより、住民の良好な生活環境の保全に寄与することを目的とする。
業 務 内 容	① し尿の収集及び運搬業務に関する事業 ② 凈化槽の清掃、保守点検及び維持管理に関する事業 ③ 廃棄物処理施設の運転管理及び整備並びに当該施設に係る処理手数料の徴収事務受託に関する事業 ④ 清掃事業に関する付帯施設等の維持管理に関する事業 ⑤ 産業廃棄物の収集、運搬並びに処理及び処分業務に関する事業 ⑥ 産業廃棄物の処理手数料等の徴収事務受託に関する事業 ⑦ 環境美化推進に関する事業 ⑧ その他、公社の目的達成に必要な事業
役 員	理事長 1 (高知市環境部参事) 理事 7 (高知市財務部長他) 監事 2 (民間、高知市副会計管理者)
資 産	出資金 1,000万円 (高知市全額出資)
所 在 地	高知市仁井田3636

仁淀川下流衛生事務組合

名 称	仁淀川下流衛生事務組合 Tel 088-852-0783											
設 立	昭和39年3月2日											
構 成 団 体	土佐市・高知市・いの町・日高村											
共 同 处 理 事 務	土佐市・高知市（旧春野町行政区域内）・いの町（旧伊野町行政区域内）・日高村の構成市町村において、以下に掲げる事務を共同処理する。 ・廃棄物処理法および関係法令に規定する一般廃棄物のうち「し尿」の処理に関する事務（法第5条第5項の規定に係る事項を除く） ・浄化槽法に規定する「浄化槽清掃業」の許可に関すること ・し尿処理施設の運営、管理ならびに施設の設置に関すること											
組織	<table border="0"> <tr> <td>議 会</td> <td>— — —</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>執行機関</td> <td>管理者 (土佐市長)</td> <td>副管理者 (高知市長・いの町長・日高村長)</td> <td>会計管理者 (土佐市会計管理者) 監査委員2 (組合議員・識見者)</td> </tr> </table>				議 会	— — —			執行機関	管理者 (土佐市長)	副管理者 (高知市長・いの町長・日高村長)	会計管理者 (土佐市会計管理者) 監査委員2 (組合議員・識見者)
議 会	— — —											
執行機関	管理者 (土佐市長)	副管理者 (高知市長・いの町長・日高村長)	会計管理者 (土佐市会計管理者) 監査委員2 (組合議員・識見者)									
事 務 局	所長、職員9											
所在地	土佐市高岡町甲1460-1											
構成市町村	土佐市	高知市	いの町	日高村								
処理人口 (人)	30,011	15,506	23,377	5,895								
処理量 (kL)	18,533	9,678	10,519	3,963								

(注) ① 処理人口は平成17年国勢調査人口による

② 処理量は平成21年度処理実績

高知中央西部焼却処理事務組合

名 称	高知中央西部焼却処理事務組合 Tel 088-852-7610											
設 立	平成13年2月13日											
構 成 団 体	土佐市・高知市・いの町・日高村											
共 同 处 理 事 務	土佐市・高知市（旧春野町行政区域内）・いの町（旧伊野町・旧吾北村行政区域内）・日高村の構成市町村において、以下に掲げる事務を共同処理する。 ・廃棄物処理法および関係法令に規定する一般廃棄物（ごみに限る）の焼却処理に関する事務 ・ごみ焼却施設の運営、管理ならびに施設の設置に関すること ・組合が所有する敷地内における関係市町村および周辺住民の福祉の増進に資する施設の設置および管理に関すること											
組織	<table border="0"> <tr> <td>議 会</td> <td>議長 — 副議長 — 議員7 — 議員定数9 (高知市議会議員2)</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>執 行 機 関</td> <td>管理者 (土佐市長)</td> <td>副管理者 (高知市長・いの町長・日高村長)</td> <td>会計管理者 (土佐市会計管理者) 監査委員2 (組合議員・識見者)</td> </tr> </table>				議 会	議長 — 副議長 — 議員7 — 議員定数9 (高知市議会議員2)			執 行 機 関	管理者 (土佐市長)	副管理者 (高知市長・いの町長・日高村長)	会計管理者 (土佐市会計管理者) 監査委員2 (組合議員・識見者)
議 会	議長 — 副議長 — 議員7 — 議員定数9 (高知市議会議員2)											
執 行 機 関	管理者 (土佐市長)	副管理者 (高知市長・いの町長・日高村長)	会計管理者 (土佐市会計管理者) 監査委員2 (組合議員・識見者)									
事 務 局	事務局長（土佐市生活環境課長兼務）、職員7、嘱託職員5											
所 在 地	土佐市北地2290											
構 成 市 町 村	土佐市	高知市	いの町	日高村								
処理人口 (人)	30,011	15,506	26,379	5,895								
処理量 (t)	5,413	2,587	4,021	911								

(注) ① 処理人口は平成17年国勢調査人口による

② 処理量は平成21年度処理実績

第10章 条例・規則等

1 平成22年度高知市一般廃棄物処理実施計画	87
2 高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	98
3 高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則	105
4 高知市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則	110
5 高知市一般廃棄物処理指導要綱	114
6 高知市産業廃棄物処理指導要綱	116
7 高知市廃棄物処理施設設置審議会規則	123
8 高知市産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度実施要領	124
9 一般廃棄物処理業許可基準	127
10 高知市廃棄物不法投棄防止パトロール員設置に関する規則	128
11 高知市廃棄物不法投棄防止パトロール員就業要綱	130
12 高知市廃棄物減量等推進員に関する要綱	132
13 高知市ごみ減量・リサイクル推進事業所制度実施要綱	134
14 ごみ集積所の設置及び管理に関する要綱	136
15 高知市生ごみ処理容器購入補助金交付要綱	138
16 高知市特定家庭用機器廃棄物収集運搬助成金交付要綱	141
17 高知市し尿収集手数料減免並びに収集料助成規程	143
18 高知市放置自転車の発生の防止及び適正な処理に関する条例	146
19 高知市ダイオキシン類による健康被害の防止及び生活環境の保全に関する条例	149
20 高知市廃棄物処理施設整備基金条例	154
21 高知市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例	155
22 高知市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則	160
23 手数料	164

第10章 条例・規則等

1 平成22年度一般廃棄物処理実施計画

高知市告示第42号

平成22年度一般廃棄物処理実施計画を定めたので、高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成6年条例第1号）第7条の規定により次のとおり告示する。

平成22年4月1日

高知市長 岡崎誠也

平成22年度一般廃棄物処理実施計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定により、平成22年度における一般廃棄物処理実施計画を次のとおり定める。

第1 一般廃棄物処理の基本的事項

1 用語の定義

(1) 家庭から排出される一般廃棄物（以下「家庭系ごみ」という。）

ア 多量ごみ

家庭系ごみのうち、1日に平均して10キログラム以上発生したもの又は一時的に30キログラム以上発生したもの

イ 可燃ごみ

多量ごみを除く家庭系ごみのうち、廃棄物を衛生的かつ効率的に処理する上で、焼却処理することがふさわしいもの。ただし、可燃粗大ごみに該当するものを除く。

ウ 生ごみ

循環型社会を構築する上で、微生物の活動等によって発酵処理し堆肥として利用することが好ましいもの

エ プラスチック製容器包装

家庭系ごみのうち、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）に基づき収集するペットボトルを除くプラスチック製の容器包装廃棄物

オ 資源物

家庭系ごみのうち、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づき収集するびん（無色、茶色及びその他の色）又は専ら再生利用の目的となる缶・金属類、紙類及び布類

カ 可燃粗大ごみ

以下に掲げる家庭系ごみで、別に定める寸法又は容量等を超えるもの。ただし、土佐山地区、鏡地区及び春野地区については、別に定める。

(ア) 廃棄物を衛生的かつ効率的に処理する上で、焼却処理することがふさわしい多量ごみ

(イ) 塵芥収集車両へ積載するに当たり、圧縮、破碎及び分解等を施さなければならないような性状を持つもの又は積載することに相当の困難を伴うもの

(ウ) プラスチック製容器包装及びペットボトルを除くプラスチック製のもの

(エ) 廃棄物を衛生的かつ効率的に処理する上で、焼却した後に資源を回収することがふさわしいものの又は複数の材料を使用している廃棄物のうち、その材料の半分以上のものについて焼却処理することがふさわしいもの

キ 家電品

家庭生活の用に供する電気機械器具であつてリサイクル法の対象機器に該当しないもの。ただし、土佐山地区及び鏡地区については、別に定める。

ク 不燃ごみ

上記に該当しない家庭系ごみ（火災ごみ又はこれに類するごみを除く。）で、廃棄物の適正な処理をする上で、埋立処分することがふさわしいもの。ただし、土佐山地区及び鏡地区については、別に定める。

(2) 事業活動に伴って排出される一般廃棄物（以下「事業系ごみ」という。）

ア 可燃ごみ

廃棄物を衛生的かつ効率的に処理する上で、焼却処理することがふさわしいもの

イ 食品循環資源

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）第2条第3項に規定する廃棄物

ウ 再生利用されることが確実である魚さい

食品循環資源のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）

第2条第2号に規定する指定を受けた業者が収集し、財団法人高知県魚さい加工公社で処分する魚腸骨

エ 再生利用されることが確実である木くず等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第2条第2号に規定する指定を受けた業者が収集し、同施行規則第2条の3第2号に規定する指定を受けた業者が処分する木くず等

オ 不燃物

上記に該当しない事業系ごみで、廃棄物の適正な処理をする上で、埋立処分することがふさわしいもの

(3) 火災ごみ又はこれに類するごみ

居宅等が火災又は自然災害等に遭ったため発生した廃棄物で、灰や燃焼物が付着したもの又は分別区分を遵守することが困難なもの。ただし、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、軽量鉄骨造若しくは補強コンクリート造等の耐火性能を有する建築物又は土台、基礎、フーチング等の定着物若しくは浄化槽、配管設備等の工作物を除く。

(4) 美化ごみ

ア 散乱ごみ

所定のごみステーション以外の場所に投棄された一般廃棄物で、景観向上や生活環境の保全上、速やかに処理することが好ましいもの。ただし、多量ごみは除く。

イ イベント・町内清掃ごみ

町内会及び自治会等が主催する地域住民の自発的な地域行事及び環境美化活動により収集又は排出された廃棄物

(5) 市が収集しないごみ

以下に掲げる家庭系ごみ

ア リサイクル法の対象機器

(ア) 特定家庭用機器再商品化法施行令（平成10年政令第378号）第1条に規定する機械器具

(イ) 資源の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成3年政令第327号）別表第6の上欄に掲げる指定再資源化製品のうち、指定再資源化事業者が自主回収を実施するパーソナルコンピューター及び密閉形蓄電池

イ 処理困難物

消火器、LPGボンベ、フロンガス充てん機器、農薬、薬品、発火性・引火性のある危険物、ビノ、自動車用タイヤ及び廃FRP船

2 処理区域

高知市全域

3 計画期間

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

4 基本理念及び基本方針

基本理念	地球環境に貢献する循環型社会の構築
基本方針	市民・事業者・行政の協働による3Rの徹底に努めます。 環境への負荷が少ないごみの適正処理を推進します。

5 計画目標

排出抑制目標	1人1日当たりのごみ排出量（資源物回収量を除く。）を、目標となる平成24年度において、平成13年度（基準年）時点の予測値1,301gから17%以上削減します。
リサイクル目標	リサイクル率を目標となる平成24年度には、平成13年度の14%から24%以上に伸ばします。

第2 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第2項第2号）

(1) ごみ（別表1）

平成22年度処理計画量	167,400 t
-------------	-----------

(2) し尿、浄化槽汚泥（別表2）

平成22年度処理計画量	一般し尿	浄化槽汚泥
109,000 kl ※	25,400 kl	83,600 kl

※ 春野地区を除く。

第3 一般廃棄物の排出の抑制の方策に関する事項

1 ごみ

家庭系ごみは、分別収集によりごみの減量・再資源化を図るものとし、排出に当たっては、分別区分の遵守により一層の適正処理に努める。

事業系ごみは、排出者自らの責任において適正に処理することを原則とする。排出者は、ごみの減量・再資源化に努め、分別処理を徹底し、自ら処理できない場合には、排出者が自ら市の処理施設へ搬入するか、又は市の許可業者に収集・運搬を委託し、市の処理施設で処理を行うものとする。ただし、春野地区については、自ら一部事務組合の処理施設へ搬入するか、又は春野地区において一般廃棄物の収集・運搬の許可を得た業者に収集・運搬を委託し、一部事務組合の処理施設で処理を行うものとする。

(1) ごみの減量・リサイクルに対する意識の変革

啓発活動と環境教育の充実	ア 廃棄物パネル展、環境標語の募集、清掃施設の見学等の行事活動を推進するとともに、啓発パンフレット等の作成・配布、各種メディアを活用した広報活動の展開等を行う。 イ ごみ減量パネル及びPRビデオの貸出し、出前講座等の開催並びに小学校第4学年用の社会科副読本の作成・配布等を行う。
情報提供とコミュニケーションの充実	事業所を対象とした研修会を開催し、循環型社会の構築に向けた取組を促す。

(2) ごみの減量・リサイクル活動の推進

自主的な活動への支援・協力	ア 生ごみの堆肥化を図るため、生ごみ処理容器の購入に対し補助を行う。 イ 事業系ごみの減量及びリサイクルの促進を図るため、高知クリーン推進会が行う共同リサイクル事業等に対して支援・協力をを行う。
多様なリサイクルシステムの整備・充実	ア 民間のリサイクルショップの活用の促進、バザー等の開催の支援・協力、小売店による自主回収の促進等多様なリサイクルシステムの整備に努める。 イ リサイクル法の対象機器については、関係法令に従い処理するように指導する。

(3) 循環型ごみ処理体制の確立

家庭系ごみの収集・運搬体制の整備・拡充	不燃ごみをはじめ徹底した分別を図り、現行のステーション回収による分別収集を推進する。 廃棄物減量等推進員、町内会、資源・不燃物登録団体等との連携強化を図るとともに支援・協力をを行い、地区懇談会の開催等を通じて、ごみの分別徹
---------------------	--

	底及び減量化に向けた情報の共有化を図る。
事業系ごみの適正処理の推進	分別排出の徹底や家庭系ごみステーションへの排出防止等適正処理の啓発及び指導、再生利用の促進を行う。
中間処理施設の整備・拡充	既存施設を活用し、予算の範囲内で設備の更新等を行う。
最終処分場の安定的な確保	不燃ごみの分別を徹底し、最終処分場の延命化を図る。

(4) 低環境負荷型の適正処理の推進

不法投棄対策と環境美化の促進	ア 不法投棄防止に向けてのパトロール及び啓発活動を行う。 イ イベント等の開催時に排出される事業系ごみについては、分別及び適正処理の指導を行う。 ウ 環境美化重点地域（高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第6条の3により指定された地域をいう。）での「ポイ捨て」禁止の啓発活動を行う。
野焼き及び自家焼却に対する啓発・指導	野焼き及び自家焼却の防止に向けて、啓発活動及び適正処理の指導を行う。
環境に配慮した施設の運営管理	ア 排水・排気ガスの測定を行い、運転状況の監視を行う。 イ 清掃工場において焼却灰及び飛灰の資源化（セメント原料への利用若しくは有価金属の回収又は溶融スラグの有効利用）を図る。 ウ 溶融後に排出される飛灰の資源化（有価金属の回収）を行い、最終処分場の延命化を図る。

2 し尿、浄化槽汚泥

各関係機関と連携を図りながら、適正な維持管理の徹底を図る。

第4 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分

1 ごみ

(1) 家庭系ごみ

ごみの分別及び減量の意識を高めるために、ポリ袋に入れる場合は、透明・半透明袋の使用を指導する。ただし、春野地区における可燃ごみの排出に当たっては、市の指定ごみ袋を使用しなければならない。

また、所定のステーションに、指定日の夜明けから午前8時までに排出するように指導する。

ア 土佐山地区、鏡地区及び春野地区を除く地域

No	種類	収集する区分
1	可燃ごみ	週2回ステーション収集
2	可燃粗大ごみ	月1回ステーション収集
3	不燃ごみ	
4	家電品	
5	プラスチック製容器包装	週1回ステーション収集
6	ペットボトル	拠点収集
7	紙類（ダンボール）	月1回ステーション収集
8	紙類（新聞紙・チラシ）	
9	紙類（雑誌）	
10	紙類（紙パック）	
11	布類	
12	カン	
13	金属類	
14	びん（透明）	
15	びん（茶色）	
16	びん（その他の色）	
17	水銀含有廃棄物	

18	発火器具・ライター類
----	------------

イ 土佐山地区

No	種類	収集する区分
1	可燃ごみ	週1回ステーション収集
2	可燃雑ごみ	週1回ステーション収集(※)
3	不燃ごみ	週1回ステーション収集
4	プラスチック製容器包装	
5	ペットボトル	
6	紙類(ダンボール)	
7	紙類(新聞紙・チラシ)	
8	紙類(雑誌)	
9	紙類(紙パック)	
10	紙類(紙箱)	
11	布類	
12	びん(透明)	
13	びん(茶色)	
14	びん(その他の色)	
15	カン・金属類	
16	水銀含有廃棄物	

※ 土佐山地区の粗大ごみ(たんす、机、いす類、食器棚、本棚、布団、じゅうたん及びたたみ)は、ストックヤードまで持ち込むこと。

ウ 鏡地区

No	種類	収集する区分
1	可燃ごみ	週2回ステーション収集
2	可燃雑ごみ	月1回ステーション収集
3	不燃ごみ	
4	プラスチック製容器包装	週2回ステーション収集
5	ペットボトル	
6	紙類(ダンボール)	週2回ステーション収集
7	紙類(新聞紙・チラシ)	
8	紙類(雑誌)	
9	紙類(紙パック)	
10	布類	月1回ステーション収集
11	びん(透明)	週2回ステーション収集
12	びん(茶色)	
13	びん(その他の色)	
14	カン	
15	金属類	月1回ステーション収集
16	水銀含有廃棄物	月1回ステーション収集
17	発火器具・ライター類	

エ 春野地区

No	種類	収集する区分
1	可燃ごみ	週2回ステーション収集
2	可燃雑ごみ	月1回ステーション収集
3	不燃ごみ	
4	家電品	
5	プラスチック製容器包装	週1回ステーション収集
6	ペットボトル	拠点収集
7	紙類(ダンボール)	月1回ステーション収集

8	紙類（新聞紙・チラシ）
9	紙類（雑誌）
10	紙類（紙パック）
11	布類
12	カン
13	金属類
14	びん（透明）
15	びん（茶色）
16	びん（その他の色）
17	水銀含有廃棄物
18	発火器具・ライター類

(2) 事業系ごみ

No	種類
1	可燃ごみ
2	ペットボトル
3	不燃物
4	再生利用されることが確実である魚さい及び木くず等
5	食品循環資源

2 し尿、浄化槽汚泥

高知市全域
し尿 戸別収集
浄化槽汚泥 戸別収集

第5 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

1 ごみ

(1) 家庭系ごみ

ア 可燃ごみ等

(ア) 土佐山地区、鏡地区及び春野地区を除く地域

No	種類	収集・運搬主体
1	可燃ごみ	市（直営）
2	可燃粗大ごみ	
3	不燃ごみ	市（委託）
4	家電品	市（直営）
5	プラスチック製容器包装	
6	ペットボトル	市（委託）
7	資源物ほか	

(イ) 土佐山地区

収集運搬主体は市（直営・委託）とする。ただし、粗大ごみについては、排出者がストックヤードまで持ち込む。

(ウ) 鏡地区

収集運搬主体は市（直営・委託）とする。

(エ) 春野地区

収集運搬主体は市（委託）とする。ただし、ペットボトルについては、市（直営）とする。

イ 多量ごみ

廃棄物の種類ごとに定めたステーションへ排出できないものについては、排出者が自ら市の処理施設へ搬入するか、又は市の許可業者に委託する。ただし、転居廃棄物のうち、引越荷物運送業者が管理する所定の場所に保管されたごみについては、市が行う。

ウ 火災ごみ又はそれに類するごみ

排出者が自ら市の処理施設へ搬入するか、又は市の許可業者に委託する。ただし、市長が特に必要と認めたときは、市が行う。この場合においては、市の指導に従いごみを排出するものとする。また、消防署等公的機関の発行する被災証明等の提示があり、かつ、所定の搬入計画書の提出があったときは、一般廃棄物処理手数料を免除する。

エ 生活環境に著しく悪影響を及ぼすごみ

保健福祉部門等の要請を受けたものについては当該部門と協議し、必要なものについては市が行う。

オ 犬・ねこ等の死体

飼い主が行うものとする。ただし、申込みがあった場合は、市が行う。

カ 美化ごみ

(ア) 散乱ごみ

当該地の所有者・管理者が行うものとする。

(イ) イベント・町内清掃ごみ

排出者等と協議の上、必要なものについては、市が行う。

(2) 事業系ごみ

	収集・運搬主体（市全域）
可燃ごみ	排出者、許可業者 ※
ペットボトル	排出者
不燃物	
再生利用されることが確実である魚さい及び木くず等	再生利用（個別指定）業者
食品循環資源	排出者、許可業者、再生利用（個別指定）業者

※ 許可業者の収集区域については、当該許可業者の許可に係る区域に限る。

(3) し尿及び浄化槽汚泥

	土佐山地区、鏡地区及び春野地区を除く地域	土佐山地区	鏡地区	春野地区
し尿	財団法人高知市環境事業公社			
浄化槽汚泥	許可業者		許可業者	

※ 春野地区は、仁淀川下流衛生事務組合が許可したものに限る。

2 処理主体及び処理方法

(1) 家庭系ごみ

	市全域			
	中間処理		最終処理	
	処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
可燃ごみ	市（直営）	焼却・資源化	市（直営）	
春野地区	一部事務組合	焼却	市（委託）	
可燃粗大ごみ	市（直営）	焼却・資源化		埋立て
家電品				
不燃ごみ	市（委託）	選別	市（直営）	
発火器具・ライター類				
プラスチック製容器包装	市（委託）	資源化		
ペットボトル				
資源物				
水銀含有廃棄物		選別・破碎	市（委託）	水銀処理
犬・ねこ等の死体	市（直営）	焼却	市（直営）	
春野地区	一部事務組合		市（委託）	埋立て

(2) 事業系ごみ

	市全域			
	中間処理		最終処理	
	処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
可燃ごみ	市（直営）	焼却・資源化	市（直営）	埋立て
春野地区	一部事務組合	焼却	市（委託）	
ペットボトル	市（委託）	資源化		
不燃物			市（直営）	埋立て
再生利用されることが確実である魚さい	財団法人高知県魚さい加工公社	資源化		
食品循環資源及び再生利用されることが確実である木くず等	再生利用事業者			

(3) し尿、浄化槽汚泥

	市全域			
	終末処理		汚泥処理	
	処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
し尿、浄化槽汚泥	市（直営）	低希釈二段活性汚泥法処理方式 +高度処理	市（委託）	資源化（堆肥化）
			市（直営）	焼却処理
春野地区			一部事務組合	資源化（堆肥化）

3 市が収集しないごみ

(1) リサイクル法の対象機器

小売店又は家電リサイクル推進事業協力店等に引取りを依頼するか、排出者が自ら再商品化料金を支払い、指定引取場所へ持ち込む。

(2) 処理困難物

販売店等に引取りを依頼する。

(3) 市の指定ごみ袋以外で排出された可燃ごみ（春野地区に限る。）

4 多量ごみ等の自己搬入に関する取扱い

	春野地区を除く地域	春野地区
搬入先	高知市清掃工場、高知市菖蒲谷プラスチック減容工場、 高知市再生資源処理センター、高知市三里最終処分場	春野清掃センター、春野ストックヤード

※ 春野地区においては、可燃ごみを除く。

第6 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

既存施設を活用し、予算の範囲内で必要な維持管理を行っていく。

1 収集車両基地

高知市クリーンセンター

所在地 高知市北本町四丁目4番43号

敷地面積 6,541m²

収容可能台数 75台

2 中間処理施設

(1) 高知市清掃工場

所在地 高知市長浜6459番地

敷地面積 112,451m²

炉型式 全連続燃焼式焼却炉

処理能力 ごみ焼却炉 200 t / 24 h 3基

灰溶融炉 40 t / 24 h 2基

破碎機 40 t / 5 h 1基

(2) 高知市菖蒲谷プラスチック減容工場

所在地 高知市仁井田3636番地

敷地面積 9,098m²

処理能力 圧縮梱包設備（プラスチック製容器包装） 12.5 t / 5 h 2系列

粉碎設備 (ペットボトル) 0.5t / 5 h 2系列

圧縮梱包設備 (ペットボトル) 2.0t / 5 h 1系列

(3) 春野清掃センター

所在地 高知市春野町森山2912番地 1

敷地面積 6,017m²

主な施設 事務所、トラックスケール

(4) 春野ストックヤード

所在地 高知市春野町森山2901番地 1

敷地面積 917m²

主な施設 作業場（鉄骨スレート葺平家建） 416m²

作業場（鉄骨スレート葺平家建） 60m²

3 再資源化施設

高知市再生資源処理センター

所在地 高知市大津乙1886番地 1

敷地面積 6,378m²

主な設備 自動計量30 t 秤 1基

押蓋式スクラッププレス機 2基

(主押能力 150 t 及び200 t)

4 最終処分施設

(1) 高知市三里最終処分場

所在地 高知市池2571番地

埋立地面積 63,300m²

全体容量 698,000m³

残余容量 140,000m³ (H22年2月末)

埋立方式 セル方式

(2) 高知市春野一般廃棄物最終処分場

所在地 高知市春野町秋山2863番地

埋立地面積 6,000m²

全体容量 34,000m³ 最終覆土完了

5 し尿処理施設

高知市東部環境センター

所在地 高知市介良丙1200番地

敷地面積 43,000m²

処理方式 低希釈二段活性汚泥法処理方式+高度処理

処理能力 390kl/日 (195kl/日 2系列)

6 高知市が加入する一部事務組合の施設

(1) 高知中央西部焼却処理事務組合

処理区域 高知市（旧春野町区域に限る。）、土佐市、いの町（旧本川村区域を除く。）及び日高村

所在地 土佐市北地2290番地

敷地面積 22,300m²

炉型式 全連続燃焼式焼却炉

処理能力 60 t / 24 h 2基

(2) 仁淀川下流衛生事務組合

処理区域 高知市（旧春野町区域に限る。）、土佐市、いの町（旧本川村区域及び旧吾北村区域を除く。）及び日高村

所在地 土佐市高岡町甲1460番地1

敷地面積 5,793m²

処理方式 低希釈二段活性汚泥法処理方式+高度処理

処理能力 120kl／日

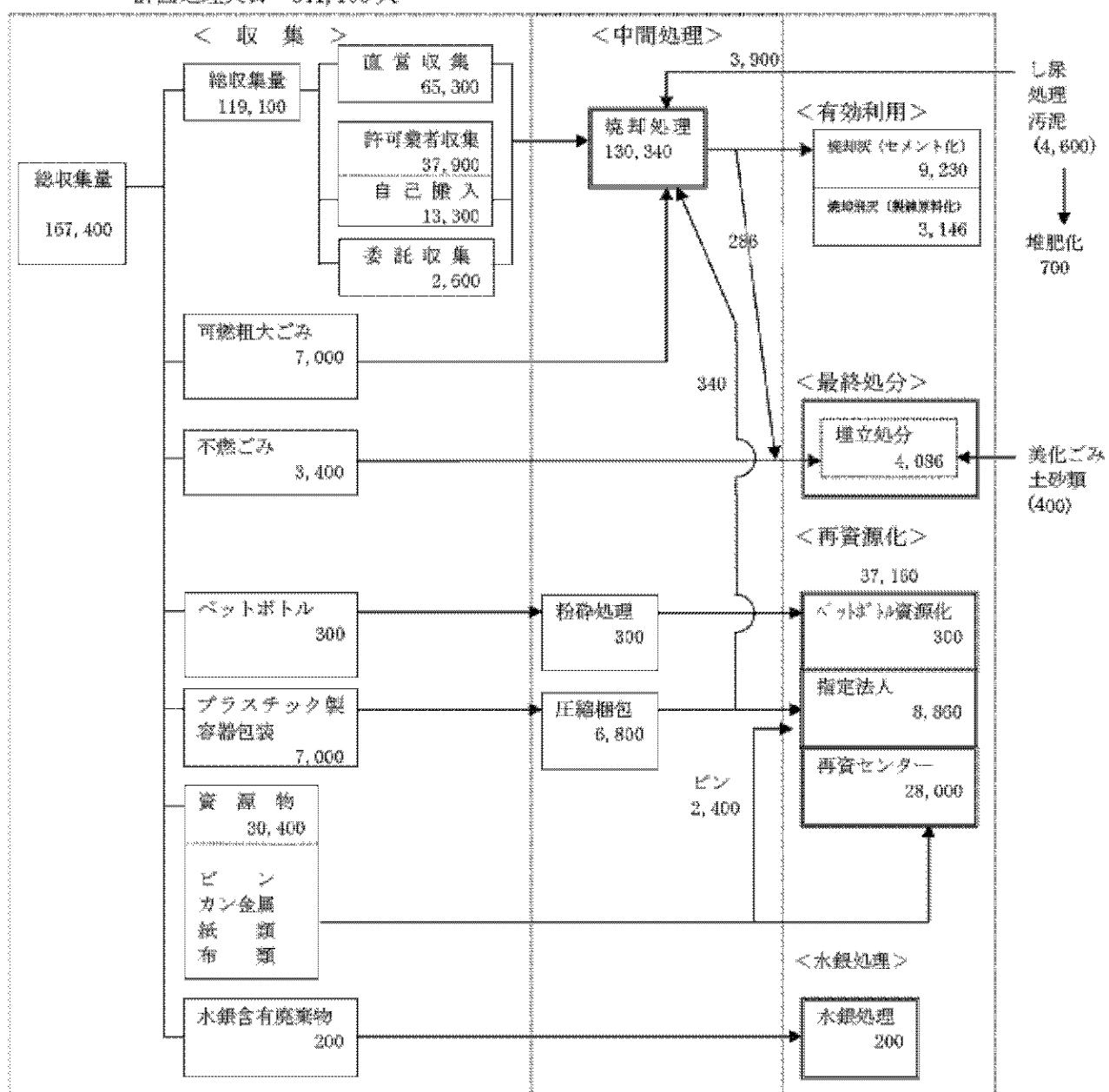
第7 その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

し尿の適正処理を推進するため、次の施策を行う。

春野地区	安定的なし尿処理の実施	財団法人高知市環境事業公社に協力し、経営の健全・安定化を図る。
を除く地域	し尿処理施設の適切な運用	設備の更新等により施設の長期使用を図り、処理汚泥の堆肥化及び処理水の有効利用を行う。
域	合併処理浄化槽の普及促進	下水道認可区域外や下水道認可区域のうち、当分の間、下水道整備の見込まれない地区での合併処理浄化槽設置について補助を行う。
春野地区のし尿処理		春野地区のし尿処理は、仁淀川下流衛生事務組合の処理計画に従い行う。

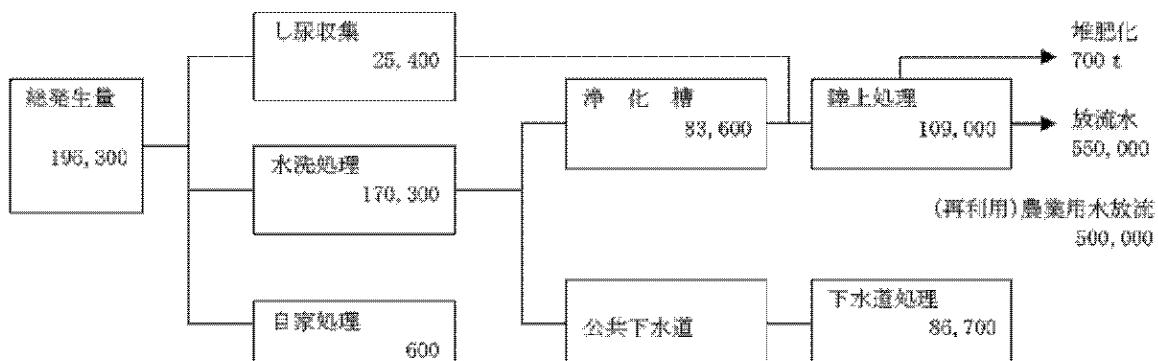
別表1 ゴミ処理実施計画量 (単位: t)

計画処理人口 341,100人



別表2 し尿及び浄化槽汚泥処理実施計画量 (単位: kL) ※春野地区除く

計画処理人口 325,000人



2 高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例

〔 平成6年1月1日 〕
条例第1号

改正 平成7年10月1日 条例第45号
平成8年4月1日 条例第21号
平成9年4月1日 条例第11号
平成10年4月1日 条例第22号
平成11年4月1日 条例第12号
平成12年4月1日 条例第2号

平成12年12月26日 条例第64号
平成13年4月1日 条例第12号
平成16年4月1日 条例第11号
平成17年4月1日 条例第83号
平成18年10月1日 条例第56号
平成19年10月1日 条例第45号

高知市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年条例第28号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、廃棄物の排出の抑制、分別及び再生利用の促進等による減量を推進するとともに、廃棄物を適正に処理し、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全、環境美化の促進並びに公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例で使用する用語の意義は、次項に定めるもののほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の例による。

2 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 再生利用 活用しなければ不要となる物若しくは廃棄物を再び使用すること又は資源として利用することをいう。
- (2) 多量排出事業者 事業活動に伴って生じる一般廃棄物を多量に排出する土地又は建物の占有者若しくは占有者がいる場合はその管理者をいう。
- (3) 適正処理困難物 法第6条の3第1項の規定により、一般廃棄物のうちその適正な処理が困難であると環境大臣が指定したものをいう。
- (4) 施行令 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）をいう。

（市の責務）

第3条 市は、あらゆる施策を通じて一般廃棄物の減量推進及び適正な処理を図らなければならない。

2 市は、一般廃棄物の減量推進及び適正な処理並びに再生品の使用等による再生利用に関し、事業者及び市民の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

3 市は、一般廃棄物の減量推進及び適正な処理に関する技術の開発、情報の収集及び調査研究に努めなければならない。

4 市は、廃棄物を分別し、資源の回収等を行う市民の自主的な活動を支援するものとする。

5 市は、廃棄物を排出する事業所相互間の再生利用の活動に関し、情報提供等の支援を行うものとする。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際し、廃棄物の減量及び適正な処理等のため、次に掲げる事項について、その推進に努めなければならない。

- (1) 長期間使用することが可能な製品の開発、製品の修理及び回収の体制の確保を図ること。
- (2) 製品の包装、容器等の適正化を図り、再び使用することが可能な包装、容器等の普及や、使用後の回収策を講ずること。
- (3) 再生品の使用に努めるとともに、製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、その適正な処理が困難となることのないようにすること。

3 事業者は、前2項に定めるもののほか、廃棄物の減量推進及び適正な処理に関する市の施策に協力し

なければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、廃棄物の排出を抑制し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分するよう努めなければならない。

2 市民は、廃棄物の減量及び適正処理等のため、次に掲げる事項について、その促進に努めるものとする。

(1) 廃棄物を分別して排出し、資源の回収等を行う団体及び事業者の活動に参加、協力すること。

(2) 商品の内容、包装及び容器等について、再生品その他廃棄物の減量に配慮した製品の使用等により廃棄物の再生利用を図ること。

3 市民は、前2項に定めるもののほか、廃棄物の減量推進及び適正な処理に関する市の施策に協力しなければならない。

(清潔の保持)

第6条 土地又は建物の占有者（占有者がいる場合には管理者とする。以下同じ。）は、当該土地又は建物及びそれに面する歩道などの清掃を行いその清潔の保持に努めるとともに、境界に埠、その他の囲いを設ける等みだりに廃棄物を捨てられないよう当該土地又は建物の適正な管理に努めなければならない。

2 遺棄された犬、ねこ等の死体を発見した者は、速やかに市長に届け出なければならない。

3 何人も、公園、広場、道路、河川その他の公共の場所を汚し、又はこれらの場所においてみだりに紙くず、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、空き缶等（飲料を収納し、又は収納していた缶その他の容器をいう。以下同じ。）その他の廃棄物を捨ててはならない。

4 土木、建築等工事の施行者は、不法投棄の誘発、都市美観の汚損を招かないよう工事に伴う土砂、がれき、廃材等の整理に努めなければならない。

5 第3項に規定する公共の場所で物品を販売し、又はビラ、チラシその他物品を配布した者は、当該行為に伴いその付近に散乱した物品等を速やかに収集し、それらの場所を清掃するよう努めなければならない。

(空き缶等回収容器の設置及び管理)

第6条の2 缶その他の容器に収納した飲料を自動販売機により販売する事業を行う者（以下「自動販売業者」という。）は、当該自動販売機の設置されている場所又はその周辺に空き缶等を回収するための回収容器（以下「回収容器」という。）を設置するとともに、当該回収容器を適正に管理しなければならない。

2 市長は、自動販売業者が前項の規定に違反していると認めるときは、当該自動販売業者に対し、適切な措置を講ずるよう指導し、又は勧告することができる。

(環境美化重点地域)

第6条の3 市長は、特に環境美化の促進及び美観の保護を図る必要があると認められる地域を環境美化重点地域（以下「重点地域」という。）として指定することができる。

2 市長は、重点地域を指定し、又は指定した重点地域を変更し、若しくは廃止するときは、規則で定めるところによりその3か月前までに告示しなければならない。

(罰則)

第6条の4 重点地域内において、第6条第3項の規定に違反してたばこの吸い殻、チューインガムのかみかす又は空き缶等を捨てた者は、50,000円以下の罰金に処する。

(一般廃棄物の処理計画)

第7条 市長は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第1条の3に規定する実施計画（以下「一般廃棄物処理実施計画」という。）を毎年度当初告示するものとする。

(一般廃棄物の排出方法)

第7条の2 市民は、市が収集する一般廃棄物については、一般廃棄物処理実施計画に定めるところにより分別し、指定の収集日時に所定のごみ集積所に排出しなければならない。

(市長の指示)

第8条 市長は、多量排出事業者で規則で定めるものに対し、一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する計画の作成を指示することができる。

2 市長は、多量の一般廃棄物を生ずる土地又は建物の占有者で別表1に定めるものに対し、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及び方法その他必要な事項を指示することができる。

(適正処理困難物の処理等)

第9条 市長は、法第6条の3第2項の規定に基づき、適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者に対し、その適正処理について必要な協力を求めるものとする。

(占有者の義務)

第10条 土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内的一般廃棄物のうち、容易に処分することができるものについては、生活環境の保全上支障のない方法によりなるべく自ら処分するよう努めるとともに、自ら処分しない一般廃棄物については、一般廃棄物処理実施計画に従い、適正に処理しなければならない。

2 土地又は建物の占有者は、次に掲げる一般廃棄物を排出しようとするときは、あらかじめ市長に届け出る等により、その指示に従わなければならない。

- (1) 有害性のある物
 - (2) 爆発性のある物
 - (3) 著しく悪臭を発する物
 - (4) 特別管理一般廃棄物
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市が行う処理に支障を及ぼすおそれのあるもの
- (一般廃棄物処理手数料)

第11条 市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分についての手数料は、別表2に定めるとおりとする。

(市が処分する産業廃棄物の種類及び処分手数料)

第12条 市が処分する産業廃棄物は、別表3に規定するもので、一般廃棄物とあわせて処分することができ、かつ、一般廃棄物の処分に支障のない範囲の量のもののうち、市長が認めるものとし、その処分手数料は、同表に定めるとおりとする。

(手数料の減免等)

第13条 市長は、天災その他特別の理由があると認めたときは、第11条の手数料を減免することができる。

2 前2条及び前項に定めるもののほか、手数料の徴収に関し必要な事項は、規則で定める。

(一般廃棄物処理業等の許可)

第14条 净化槽法(昭和58年法律第43号)第35条第1項の規定による浄化槽清掃業の許可は、2年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 法第7条の規定による一般廃棄物処理業及び浄化槽法第35条第1項の規定による浄化槽清掃業の許可等に関し必要な事項は、規則で定める。

第15条 削除

(審議会)

第16条 一般廃棄物の減量推進及び適正な処理等の円滑な事業運営を図るため、高知市廃棄物処理運営審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

3 審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(推進員)

第17条 市長は、一般廃棄物の減量推進及び適正な処理について熱意と識見を有する市民のうちから、廃棄物減量等推進員(以下「推進員」という。)を置くことができる。

2 推進員は、地域において、一般廃棄物の減量及び適正な処理をするための市の施策への協力その他の活動を推進するものとする。

(許可の取消し等)

第18条 この条例又はこの条例に基づく規則で定めた許可に関する事項並びに許可条件に違反した場合に

は、市長はその許可を取り消し、又は期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(委任)

第19条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に、この条例による改正前の高知市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定によってなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の相当規定によってなされたものとみなす。

(春野町の編入に伴う経過措置)

- 3 春野町の編入（以下「編入」という。）の日から平成25年3月31日までの間、旧春野町の区域において市が行う一般廃棄物の収集及び運搬に係る手数料（次項の手数料を除く。）の徴収については、この条例の規定にかかわらず、春野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成8年春野町条例第14号。以下「春野町条例」という。）の例による。

- 4 前項に規定する期間、旧春野町の区域において市が行う犬、ねこ等の死体の収集及び運搬に係る手数料は、1体につき1,000円とする。

- 5 前2項の手数料の減免については、第13条第1項の規定を準用する。

- 6 編入の日前に春野町条例の規定に基づきされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定に基づきされたものとみなす。

- 7 編入の際現に春野町条例第25条の規定により許可を受け旧春野町の区域内において一般廃棄物処理業及び処分業を行っている者は、平成20年3月31日までの間、引き続き当該区域内において当該許可に係る一般廃棄物処理業及び処分業を行うことができる。

附 則（平成7年10月1日条例第45号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表2の(1)イの項及び(2)の改正規定並びに別表3の改正規定は、平成8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表2の(1)（イの項を除く。）の規定は、平成8年1月1日以後の処理に係る手数料から適用し、同日前の処理に係る手数料については、なお従前の例による。

- 3 改正後の条例別表2の(1)イの項及び(2)並びに別表3の規定は、平成8年4月1日以後の処理又は処分に係る手数料から適用し、同日前の処理又は処分に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成8年4月1日条例第21号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(高知市みどりの環境の保全と創出に関する条例の一部改正)

- 2 高知市みどりの環境の保全と創出に関する条例（昭和49年条例第63号）の一部を次のように改正する。第47条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

附 則（平成9年4月1日条例第11号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(廃棄物処理手数料等の経過措置)

- 3 第21条の規定による改正後の高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例別表2及び別表3の規定については、施行日以後に処理又は処分されたものに係る手数料から適用し、施行日前に処理又は処

分されたものに係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成10年4月1日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年4月1日条例第12号）

この条例は、平成11年10月1日から施行する。

附 則（平成12年4月1日条例第2号）抄

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

3 この条例の施行の日前において第6条の規定による改正前の高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第15条の規定により納付すべきであった手数料については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

6 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成12年12月26日条例第64号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年4月1日条例第12号）

（施行期日）

1 この条例は、平成13年5月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の規定は、平成13年5月1日以後に処分されたものに係る手数料から適用し、同日前に処分されたものに係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成16年1月1日条例第11号）

（施行期日）

1 この条例は、平成16年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の規定は、平成16年7月1日以後に処理又は処分されるものに係る手数料から適用し、同日前に処理又は処分されたものに係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成17年4月1日条例第83号）

（施行期日）

1 この条例は、平成17年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に処分されるものに係る手数料から適用し、同日前に処分されたものに係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成18年10月1日条例第56号）

（施行期日）

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に処分されるものに係る手数料から適用し、同日前に処分されたものに係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成19年10月1日条例第45号）

この条例は、平成20年1月1日から施行する。

別表1

市長が指示することができる多量の一般廃棄物

区分	排出量
(1) ごみ	常時多量排出量 1日平均10キログラム以上
	一時多量排出量 30キログラム以上
(2) その他一般廃棄物	市長が必要と認める量以上

別表2

一般廃棄物処理手数料

(1) 市が収集、運搬及び処分する場合

種別	取扱区分		単位	処理手数料
アシ尿	定額	回数割	普通便槽	1世帯当たり収集1回につき
			改良便槽	400円
	人頭割	世帯人員1人につき1箇月		800円
		回数割	収集1回につき	400円
	従量制	従量割	18リットルにつき	230円
イ 犬、ねこ等の死体			1体につき	1,000円

備考

- 1 定額制は、規則で定める一般世帯で、規則で定める定期収集（以下「定期収集」という。）のうち月1回の収集を行うものに適用し、世帯人員には同居者を含む。
- 2 改良便槽とは、強化プラスチック製無臭トイレ等で構造上水を使用するものをいう。
- 3 し尿処理手数料は、回数割の額に人頭割又は従量割の額を加算した額とする。
- 4 人頭割の基礎となる世帯人員には、1歳未満の乳児は含まない。
- 5 従量制は、定額制を適用しないすべての場合を対象とする。
- 6 定額制の規定にかかわらず、規則で定める場合については、従量制を適用する。
- 7 し尿に係る収集は、定期収集を原則とし、定期収集以外の収集については、収集1回につき、特別収集手数料600円を加算する。
- 8 下水道法（昭和33年法律第79号）第11条の3第1項の規定による水洗便所に改造しなければならない期間を経過した区域におけるし尿に係る収集は、規則で定めるところにより、収集1回につき、特別収集手数料300円を加算する。ただし、前項の特別収集手数料が加算される場合は、これを加算しない。

(2) 市が処分のみをする場合

種 別	単 位	処分手数料
ア 多量の一般廃棄物（し尿を除く。）	10キログラムまでごとに	120円
イ プラスチック製容器包装・ペットボトル	10キログラムまでごとに	280円
ウ 水銀含有廃棄物	5キログラムまでごとに	690円
エ 犬、ねこ等の死体	1体につき	400円

備考
一般家庭の廃棄物で、アの項にあっては30キログラム未満、イの項にあっては10キログラム未満 ウの項にあっては5キログラム未満のものについては、それぞれの項の規定にかかわらず、処分手数料を徴収しない。

別表3

産業廃棄物処分手数料

種別	単位	処分手数料
ペットボトル	10キログラムまでごとに	280円

3 高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則

〔 平成6年1月1日
規則第1号 〕

改正 平成7年10月1日 規則第73号	平成13年6月1日 規則第59号
平成8年4月1日 規則第23号	平成13年7月1日 規則第68号
平成10年4月1日 規則第75号	平成14年4月1日 規則第48号
平成12年4月1日 規則第16号	平成18年10月1日 規則第111号
平成12年4月1日 規則第52号	平成20年1月1日 規則第43号

高知市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（昭和47年規則第35号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成6年条例第1号。以下「条例」という。）の施行については、この規則の定めるところによる。

（環境美化重点地域の告示）

第1条の2 条例第6条の3第2項の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

（1）指定日、変更日又は廃止日

（2）指定、変更又は廃止に係る区域

（多量排出事業者）

第2条 条例第8条第1項の規定により市長が一般廃棄物の減量に関する計画の作成を指示することができる事業者は、次に掲げる者とする。

（1）建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）に規定する特定建築物の所有者、占有者その他の者で当該特定建築物の管理について権原を有するもの

（2）大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）に規定する大規模小売店舗の所有者、占有者その他の者で当該大規模小売店舗の管理について権原を有するもの

（3）その他市長が必要と認める者

（一般世帯）

第3条 条例別表2の(1)備考1に規定する規則で定める一般世帯とは、次に掲げるものを除く一般家庭とする。

（1）共同便所を使用する世帯。ただし、市長が認定するものを除く。

（2）便槽が小さく1月に1回を超えて収集する必要のある世帯

（3）構造不良便槽で世帯の人数に比して常に多くの排出量がある世帯

（4）自家営業世帯及びこれに類する世帯並びに集会等で世帯の人数に比して常に多くの排出量がある世帯

（5）便槽で洗浄水を使用するため多くの排出量がある世帯

（定期収集）

第3条の2 条例別表2の(1)備考1に規定する規則で定める定期収集とは、週、月その他あらかじめ設定した一定の期間でもって定期的に収集することをいう。

（手数料の特例）

第4条 条例別表2の(1)備考6に規定する規則で定める場合は、次のとおりとする。

（1）新たにし尿の処理を開始し、又は廃止したとき。

（2）広範な地域に降雨があった場合等で、床下以上の浸水があり、便槽が満水し、市長が当該地区を指定したとき。

2 前項第2号に規定する浸水があると認められるときは、収集しようとする者は、当該設備の占有者と協議して、浸水の事実を確認のうえ計量しなければならない。

3 第1項第2号の場合における手数料のうち、360リットル以内の手数料並びに条例別表2の(1)備考7及び8に規定する特別収集手数料は、条例第13条の規定により免除する。

(特別収集手数料の加算)

第4条の2 条例別表2の(1)備考8に規定する特別収集手数料の加算については、水洗便所に改造しなければならない期間の満了する日の属する月の翌月以後の収集から行うものとする。

(手数料の徴収方法)

第5条 条例別表2の(1)の手数料のうち、し尿に係るもの徴収については、別に定める。

2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第7条に規定する一般廃棄物処理業の許可を受けた者に係る条例別表2の(2)及び別表3に定める手数料については、各月ごとに、前月に処理したものについて徴収する。

3 前項に規定する手数料の徴収は、納入通知書によることとし、その納期限は各月の末日とする。

4 第1項及び第2項に規定する手数料以外の手数料については、その都度徴収する。ただし、市長が必要と認める場合にはこの限りでない。

(手数料の減免手続)

第6条 条例第13条の規定により手数料の減免を受けようとする者は、市長に減免申請書(第1号様式)を提出しなければならない。ただし、次に定める者については、この限りでない。

(1) 生活保護法による生活扶助を受けている者

(2) 第4条第3項の適用を受けようとする者

(3) その他市長が特別の事由があると認めた場合

(一般廃棄物処理業等の許可等の申請)

第7条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条又は浄化槽法第35条の規定による許可若しくは許可の更新(以下「許可等」という。)を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める申請書を提出しなければならない。

(1) 一般廃棄物処理業 一般廃棄物処理業 許可申請書(第2号様式)

(2) 浄化槽清掃業 浄化槽清掃業 許可申請書(第3号様式)
許可更新
(許可等)

第8条 市長は、許可等の決定をしたときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める許可証を交付する。

(1) 一般廃棄物処理業 一般廃棄物処理業許可証(第4号様式)

(2) 浄化槽清掃業 浄化槽清掃業許可証(第5号様式)

2 市長は、許可等に当たっては、許可条件を付するものとする。

3 第1項の規定により許可証の交付を受けた者(以下「許可業者」という。)は、前条の申請書に記載した内容を変更しようとするときは、あらかじめその事由を付して市長に協議し、承認を受けなければならない。

4 許可業者は、許可証を失し、又はき損したときは、直ちにその事由を記載し、市長に届け出て再交付を受けなければならない。

(許可条件の変更)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、前条第2項の許可条件を変更することができる。この場合、事前に書面をもって許可業者に通知する。

(営業の休止及び廃止)

第10条 許可業者は、その営業を休止し、又は廃止しようとするときは、その30日前までに市長に届け出て承認を受けなければならない。

(組合等の届出)

第11条 許可業者が組合等を設立したときは、その規約等及び構成員名簿を添えて市長に届け出なければならない。

- 2 前項の届出事項に変更を生じたとき又は解散したときは、速やかに届け出なければならない。
(施設、器材の検査)

第12条 許可業者は、積換場、処理場、車庫、車両、器材等（以下「施設等」という。）について2年ごとに市長の検査を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の検査に合格したものについて、検査証（第6号様式）を交付する。
3 前項の検査証は、適当な箇所に表示しなければならない。ただし、車両については、検査証を備え付けるとともに許可車である旨の表示をしなければならない。

(従業員証)

第13条 許可業者は、従業員が業務に従事するときは、従業員証（第7号様式）を携帯させなければならない。

(検査証の再交付)

第14条 許可業者は、第12条第2項の検査証を亡失し、又はき損したときは、直ちにその事由を記載し、市長に届け出て再交付を受けなければならない。

(許可証等の返納)

第15条 許可業者は、許可等の期間が満了し、又は許可を取り消されたときは、許可証をその日から7日以内に市長に返納しなければならない。

- 2 許可業者は、許可を取り消されたとき又は第12条第1項の検査の期間が満了したとき若しくは検査が不合格となった施設等があるときは、既に交付を受けた検査証の全部若しくは一部をその日から7日以内に市長に返納しなければならない。
- 3 許可業者が廃業し、死亡し、合併し、分割し、又は解散したときは、それぞれ本人、相続人、合併後存続する法人、分割により許可に係る営業を承継する法人又は清算人は、直ちにその旨を市長に届け出て、許可証及び検査証を返納しなければならない。

(審議会の委員)

第16条 高知市廃棄物処理運営審議会（以下「審議会」という。）の委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 公益を代表する者
- (2) 市民を代表する者
- (3) 事業者を代表する者
- (4) 廃棄物再生事業者を代表する者
- (5) 許可業者を代表する者
- (6) 知識、経験を有する者

(審議会の職務)

第17条 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 一般廃棄物の減量及び再生利用等の推進に関する事項
- (2) 一般廃棄物の適正な処理の推進に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

(任期)

第18条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
3 委員が委嘱されたときにおける当該職を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

(会長)

第19条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(審議会)

第20条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
(審議会の幹事等)

第21条 審議会に幹事及び書記を置く。

- 2 幹事及び書記は、市の職員のうちから市長が任命する。
- 3 幹事は、審議会において意見を述べることができる。
(庶務)

第22条 審議会の庶務は、環境政策課において行う。

(委任)

第23条 第16条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。
(その他)

第24条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に、この規則による改正前の高知市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の規定によってなされた処分、手続その他の行為は、この規則による改正後の高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則の相当規定によってなされたものとみなす。

(春野町の編入に伴う経過措置)

- 3 春野町の編入の日前に春野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(平成13年春野町規則第3号)の規定に基づきされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定に基づきされたものとみなす。

附 則(平成7年10月1日規則第73号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則の規定は、平成8年1月1日以後の処理に係る手数料について適用し、同日前の処理に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成8年4月1日規則第23号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年4月1日規則第75号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

- 2 この規則による改正前の規則の規定による様式は、改正後の規則の規定による様式にかわらず、当分の間、なお使用することができる。

附 則(平成12年4月1日規則第16号)抄

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(様式に関する経過措置)

- 9 第29条、第36条、第43条、第44条、第48条及び第50条の規定による改正前の規則の規定による様式は、第29条、第36条、第43条、第44条、第48条及び第50条の規定による改正後の規則の規定による様式にかわらず、当分の間、なお使用することができる。

附 則(平成12年4月1日規則第52号)抄

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成13年6月1日規則第59号)

この規則は、公布の日から施行し、平成12年6月1日から適用する。

附 則 (平成13年7月1日規則第68号) 抄

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則 (平成14年4月1日規則第48号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に交付された浄化槽清掃業許可証の様式については、この規則による改正後の高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第5号様式にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 この規則による改正前の高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則の規定による様式は、新規則の規定による様式にかかわらず、当分の間、なお使用することができる。

附 則 (平成18年10月1日規則第111号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則の規定は、この規則施行の日以後に処分されるものに係る手数料から適用し、同日前に処分されたものに係る手数料については、なお従前の例による。

附 則 (平成20年1月1日規則第43号)

この規則は、公布の日から施行する。

4 高知市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則

〔 平成 16 年 2 月 1 日
規則 第 10 号 〕

改正 平成 20 年 1 月 1 日 規則第 42 号

高知市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成 10 年規則第 67 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）の施行に關し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号。以下「政令」という。）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請）

第2条 法第 8 条第 2 項に規定する申請書は、一般廃棄物処理施設設置許可申請書（第 1 号様式）によるものとする。

（一般廃棄物処理施設の設置等の許可）

第3条 市長は、法第 8 条第 1 項の規定により一般廃棄物処理施設の設置の許可をしたとき、又は第 9 条第 1 項の規定により当該施設の変更の許可をしたときは、一般廃棄物処理施設（設置・変更）許可証（第 2 号様式）を交付するものとする。

（一般廃棄物処理施設の使用前の検査の申請）

第4条 省令第 4 条の 4 第 1 項に規定する申請書は、一般廃棄物処理施設使用前検査申請書（第 3 号様式）によるものとする。

（一般廃棄物処理施設の使用前の検査等）

第5条 市長は、法第 8 条の 2 第 5 項（法第 9 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により使用前の検査をし、法第 8 条第 2 項の申請書に記載した設置に関する計画に適合していると認めたときは、その旨を当該申請をした者に通知するものとする。

（一般廃棄物処理施設の変更の許可の申請）

第6条 省令第 5 条の 3 第 1 項に規定する申請書は、一般廃棄物処理施設変更許可申請書（第 4 号様式）によるものとする。

（一般廃棄物処理施設の軽微な変更等の届出）

第7条 省令第 5 条の 4 の 2 第 1 項及び第 5 条の 9 の 2 第 1 項に規定する届出書は、一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書（第 5 号様式）によるものとする。

（一般廃棄物の最終処分場に係る埋立処分の終了の届出）

第8条 省令第 5 条の 5 第 1 項及び第 5 条の 10 第 1 項に規定する届出書は、一般廃棄物の最終処分場埋立処分終了届出書（第 6 号様式）によるものとする。

（一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認の申請）

第9条 省令第 5 条の 5 の 2 第 1 項及び第 5 条の 10 の 2 第 1 項に規定する申請書は、一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書（第 7 号様式）によるものとする。

（一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認）

第10条 市長は、法第 9 条第 5 項の規定により一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和 52 年総理府・厚生省令第 1 号。以下「基準命令」という。）第 1 条第 3 項に規定する技術上の基準に適合していることについて確認したときは、その旨を当該申請をした者に通知するものとする。

（市の設置に係る一般廃棄物処理施設の設置の届出）

第11条 法第 9 条の 3 第 1 項の規定による届出は、一般廃棄物処理施設設置届出書（第 8 号様式）により行うものとする。

（市の設置に係る一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認）

第12条 第10条の規定は、市の設置に係る一般廃棄物の最終処分場について準用する。この場合において、同条中「法第9条第5項」とあるのは「法第9条の3第10項において読み替えて準用する法第9条第5項」と読み替えるものとする。

(市の設置に係る一般廃棄物処理施設の変更の届出)

第13条 省令第5条の8第1項に規定する届出書は、一般廃棄物処理施設変更届出書(第9号様式)によるものとする。

(一般廃棄物処理施設の譲受け等の許可の申請)

第14条 省令第5条の11第1項に規定する申請書は、一般廃棄物処理施設譲受け・借受け許可申請書(第10号様式)によるものとする。

(一般廃棄物処理施設の譲受け等の許可)

第15条 市長は、法第9条の5第1項の規定により一般廃棄物処理施設の譲受け又は借受けを許可したときは、その旨を当該申請をした者に通知するものとする。

(合併又は分割の認可の申請)

第16条 省令第5条の12第1項に規定する申請書は、合併・分割認可申請書(第11号様式)によるものとする。

(合併又は分割の認可)

第17条 市長は、法第9条の6第1項の規定により許可施設設置者である法人の合併又は分割を認可したときは、その旨を当該申請をした者に通知するものとする。

(相続の届出)

第18条 省令第6条第1項に規定する届出書は、相続届出書(第12号様式)によるものとする。

(再生利用業の指定申請等)

第19条 省令第2条第2号若しくは第2条の3第2号又は省令第9条第2号若しくは第10条の3第2号に規定する指定(以下「指定」という。)を受けようとする者は、再生利用業指定申請書(第13号様式)に関係書類を添えて市長に申請しなければならない。

(再生利用業の事業範囲の変更の認定申請等)

第20条 指定を受けた者(以下「再生利用指定業者」という。)は、指定に係る事業の範囲の変更をしようとするときは、市長の認定を受けなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

2 前項の認定を受けようとする者は、再生利用業変更認定申請書(第14号様式)に関係書類を添えて市長に申請しなければならない。

(指定の期限等)

第21条 指定及び前条第1項の認定には、期限を付し、又は生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

(指定証の交付)

第22条 市長は、指定をし、又は第20条第1項の規定による認定をしたときは、再生利用業指定証(第15号様式。以下「指定証」という。)を交付するものとする。

(再生利用業に係る変更の届出)

第23条 再生利用指定業者は、第19条の規定による申請の内容(事業の範囲を除く。)に変更が生じたときは、速やかに再生利用業変更届出書(第16号様式)により市長に届け出なければならない。

(再生利用業の廃止の届出)

第24条 再生利用指定業者は、その産業廃棄物の再生利用の事業の範囲の全部又は一部を廃止したときは、速やかに再生利用業廃止届出書(第17号様式)により市長に届け出なければならない。

(産業廃棄物処理施設に係る準用規定)

第25条 第5条、第10条及び第15条の規定は、産業廃棄物処理施設について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に定める字句にそれぞれ読み替えるものとする。

	第8条の2第5項	第15条の2第5項
第5条	第9条第2項	第15条の2の4第2項
	第8条第2項	第15条第2項
第10条	第9条第5項	第15条の2の4第3項において読み替えて準用する法第9条第5項
	第1条第3項	第2条第3項
第15条	第9条の5第1項	第15条の4において読み替えて準用する法第9条の5第1項

(埋立終了の最終処分場に係る届出台帳の閲覧等)

第26条 法第19条の10第1項に規定する最終処分場の台帳は、廃棄物最終処分場埋立終了届出台帳（第18号様式）によるものとする。

2 法第19条の10第3項の規定による閲覧の請求は、廃棄物最終処分場埋立終了届出台帳閲覧請求書（第19号様式）により行うものとする。

(許可証等の書換えによる交付等)

第27条 一般廃棄物処理施設設置(変更)許可証、指定証、産業廃棄物収集運搬業許可証（省令様式第7号）、産業廃棄物処分業許可証（省令様式第9号）、特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証（省令様式第13号）、特別管理産業廃棄物処分業許可証（省令様式第15号）又は産業廃棄物処理施設設置(変更)許可証（省令様式第20号）（以下「許可証等」という。）の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、当該許可証等の記載事項に変更が生じたときは、当該許可証等を市長に返納しなければならない。

- (1) 法第14条の2第3項又は第14条の5第3項において読み替えて準用する法第7条の2第3項の規定による届出（事業の全部の廃止に係るものを除く。）をしたとき。
- (2) 法第9条第3項（法第15条の2の4第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により氏名又は住所（法人にあっては、その名称若しくは代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）の変更に係る届出をしたとき。
- (3) 第23条の規定による届出をしたとき。
- (4) 第24条の規定により事業の一部の廃止に係る届出をしたとき。

2 市長は、前項の規定による返納を受けたときは、当該変更に係る記載事項を書き換えた許可証等を当該返納した者に交付するものとする。

(許可証等の返納)

第28条 許可証等の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当したときは、当該許可証等を市長に返納しなければならない。

- (1) 法第9条第3項（法第15条の2の4第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による廃止の届出をしたとき。
- (2) 法第9条の2第1項又は法第15条の3の規定による許可の取消しがあったとき。
- (3) 法第14条第2項若しくは第5項又は法第14条の4第2項若しくは第5項の規定により許可が効力を失ったとき。
- (4) 法第14条の2第3項において読み替えて準用する法第7条の2第3項又は法第14条の5第3項において読み替えて準用する法第7条の2第3項の規定による事業の全部の廃止の届出をしたとき。
- (5) 法第14条の3（法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による許可の取消しがあったとき。
- (6) 第21条に規定する期限の到来により指定の効力を失ったとき。

2 許可証等の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当したときは、変更前の許可証等を市長に返納しなければならない。

- (1) 法第9条第1項、第14条の2第1項、第14条の5第1項若しくは第15条の2の4第1項の規定による変更の許可を受け、かつ、第3条の規定による一般廃棄物処理施設の設置（変更）許可証の交付を受

け、又は省令第10条の2、第10条の6、第10条の14、第10条の18若しくは第12条の5の規定による許可証の交付を受けたとき。

(2) 第20条第1項の規定による認定に係る指定証の交付を受けたとき。

(産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出等)

第29条 法第15条の2の4の規定により産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出を行おうとする者は、産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出書(第20号様式)により市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出を受理したときは、産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出受理書(第21号様式)を当該届出をした者に交付するものとする。

3 第1項の届出事項に変更等があったときは、産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る変更(廃止)届出書(第22号様式)により市長に届け出なければならない。

(提出書類等の部数)

第30条 法、省令及びこの規則により市長に提出する書類及び図面の部数は、正副2通とする。

(その他)

第31条 この規則に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の高知市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定によりなされた申請、指定その他の手続は、この規則の相当する規定によってなされたものとみなす。

3 この規則の施行の日前に高知市再生利用個別指定業者に関する要綱を廃止する要綱(平成16年2月1日制定)による廃止前の高知市再生利用個別指定業者に関する要綱の規定によりなされた申請、届出その他の手続は、同日以後においては、この規則の相当規定により行ったものとみなす。

(春野町の編入に伴う経過措置)

4 春野町の編入(以下「編入」という。)の際現に効力を有する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(昭和54年高知県規則第53号)の規定に基づきされた処分、手続その他の行為のうち、編入の日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、別に定めのあるものを除き、この規則の相当規定に基づきされたものとみなす。

5 編入の際現に春野町一般廃棄物再生利用業の指定に関する要綱(平成13年5月1日春野町制定。

以下「春野町要綱」という。)の規定に基づき一般廃棄物再生利用業の指定を受けている者は、当該指定の期間は、旧春野町の区域に限り、市長の指定を受けたものとみなす。

6 前項に定めるもののほか、編入の日前に春野町要綱の規定に基づきされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定に基づきされたものとみなす。

附 則(平成20年1月1日規則第42号)

この規則は、公布の日から施行する。

5 高知市一般廃棄物処理指導要綱

〔 平成 17 年 4 月 1 日
告 示 第 98 号 〕

(目的)

第1条 この要綱は、一般廃棄物処理に係る事業者及び一般廃棄物処理業者並びに他市町村（以下「事業者等」という。）の責任を明確にするとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）及び高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成 6 年条例第 1 号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、一般廃棄物の適正な処理のために必要な事項を定めることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに産業経済活動の円滑な推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般廃棄物 法第 2 条第 2 項に規定する廃棄物をいう。
- (2) 事業者 事業活動に伴い一般廃棄物を排出する事業者で、高知市の一般廃棄物処理業者に当該一般廃棄物の処理（再生することを含み、積卸しを伴わない運搬を除く。以下同じ。）を委託する者をいう。
- (3) 一般廃棄物処理業者 法第 7 条第 1 項又は第 6 項の規定による許可を受けようとする者及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）第 2 条第 2 号又は第 2 条の 3 第 2 号の規定による指定を受けようとする者並びにこれらの規定により既に指定を受けている者（以下「処理業者」という。）をいう。
- (4) 他市町村 その区域内における一般廃棄物を処理するに当たって、高知市の処理業者に当該一般廃棄物の処理を委託する高知市以外の市町村をいう。

(事業者等の責務)

第3条 事業者等は、法の規定を遵守し、一般廃棄物の処理に起因する公害及び災害の発生を防止し、地域住民の生命及び財産に被害を与えないようにしなければならない。

- 2 事業者等は、一般廃棄物の処理施設等その他関連施設の故障、破損等により事故が生じたときは、直ちに必要な措置を講ずるとともに、速やかにその状況を市長に報告するものとする。
- 3 事業者等は、前項に規定する場合において、市長が事故の拡大又は再発防止のために必要な措置を講すべき旨を指示したときは、これに従わなければならない。

(市域外一般廃棄物処理（受託）の協議)

第4条 高知市域外で排出された一般廃棄物（以下「市域外一般廃棄物」という。）は、高知市域内においてこれを処理することはできない。ただし、事業者等が市域外一般廃棄物処理（受託）協議（通知）書（第 1 号様式。以下「協議書」という。）を市長に提出し、その承認を得たときは、この限りでない。

- 2 前項ただし書に規定する場合において、事業者等が他市町村のときは、協議書を廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 4 条第 9 号イの規定に基づく通知に代えるものとする。
- 3 第 1 項ただし書に規定する市長の承認期間は、1 年を限度とする。

(市域外一般廃棄物に係る通知及び勧告)

第5条 市長は、前条第 1 項ただし書の規定による協議があったときは、速やかにその内容を審査し、その結果を市域外一般廃棄物処理（受託）協議通知書（第 2 号様式）により、当該事業者等に通知するものとする。

- 2 市長は、この要綱の目的を達成する上で支障があると認められる場合には、前条第 1 項ただし書の規定による協議に係る事業者等に対し、市域外一般廃棄物処理（受託）変更・廃止勧告書（第 3 号様式）により、市域外一般廃棄物の搬入量、搬入期間、種類その他の事項についての変更又は市域外一般廃棄物の搬入の禁止の勧告を行うことができる。
- 3 事業者等は、前項の変更の勧告を受けた場合は、速やかに必要な措置を講ずるとともに、その結果を市域外一般廃棄物処理改善報告書（第 4 号様式）により、市長に報告するものとする。
- 4 市長は、前項の報告において、勧告事項が改善されていないと認めるときは、第 4 条第 1 項ただし書の規定に基づく協議に係る計画（以下「協議に係る計画」という。）の廃止の勧告を行うものとする。

5 市長は、第2項又は前項の規定により市域外一般廃棄物の搬入の禁止の勧告又は協議に係る計画の廃止の勧告を行った場合は、協議書を事業者等に返却するものとする。

(市域外一般廃棄物処理(受託)協議内容の変更)

第6条 事業者等は、第4条第1項ただし書による協議内容に変更があったときは、新たに協議書を作成し、市長に提出しなければならない。この場合において、変更前の協議書は廃止することとする。

(他市町村との連携)

第7条 市長は、市域外一般廃棄物の高知市域内での適正な処理を推進するため、他市町村と密接な連携を図るものとする。

(一般廃棄物の処理に関する試験についての申請)

第8条 一般廃棄物を排出する者から一般廃棄物を受け取り当該一般廃棄物の処理に関する試験（以下「試験」という。）を行おうとする者は、事前に試験に係る計画を一般廃棄物の処理に関する試験承認申請書（第5号様式）により市長に提出し、その承認を得るものとする。

(試験に係る承認等)

第9条 市長は、前条の承認申請書の提出があった場合は、速やかにその内容を審査し、その結果を試験を行おうとする者に通知するものとする。

2 市長は、試験が生活環境の保全上支障を生じさせる内容のものである場合は、当該試験に係る計画を中止させなければならない。

3 市長は、この要綱の目的を達成する上で必要があると認められる場合は、試験実施施設その他関連施設に立入検査をすることができる。

(試験における禁止事項)

第10条 処理業者は、試験に際し、処理料金を受領してはならない。

2 試験に使用する一般廃棄物は、試験を実施する上で必要最小限の量としなければならない。

(国等に関する特例)

第11条 国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる公益法人が試験を行う場合は、この要綱の規定にかかわらず、事前に市長と協議しなければならない。

(指導に従わない者に対する措置)

第12条 市長は、この要綱に基づく勧告及び指示に従わない事業者等については、必要に応じてその内容を公表するものとする。

(書類の提出)

第13条 この要綱の規定により市長に提出する書類の部数は、それぞれ3部とする。

(その他)

第14条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

6 高知市産業廃棄物処理指導要綱

〔平成 10 年 4 月 1 日
告 示 第 67 号〕

改正 平成 11 年 3 月 1 日 告示第 28 号
平成 16 年 7 月 1 日 告示第 135 号
平成 17 年 1 月 1 日 告示第 14 号
平成 20 年 1 月 1 日 告示第 18 号

(目的)

第1条 この要綱は、事業者及び産業廃棄物処理業者（以下「事業者等」という。）が産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理を行う場合に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）に定めるもののほか、産業廃棄物の適正な処理に関して必要な事項を定めることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに産業経済活動の円滑な推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 産業廃棄物 法第 2 条第 4 項及び第 5 項に規定する産業廃棄物をいう。
- (2) 事業者 産業廃棄物を排出する事業者をいう。
- (3) 産業廃棄物処理業者 法第 14 条第 1 項若しくは第 6 項又は第 14 条の 4 第 1 項若しくは第 6 項の規定による許可を受けようとする者及びこれらの規定による既に許可を受けている者（以下「処理業者」という。）をいう。
- (4) 産業廃棄物の処理 産業廃棄物の収集・運搬、中間処理及び最終処分をいう。
- (5) 中間処理 産業廃棄物を減量化、安定化又は無害化させるために、産業廃棄物を焼却、破碎又は中和させるなどの処理をいう。
- (6) 中間処理施設 次に掲げる施設をいう。
 - ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号。以下「政令」という。）第 7 条第 1 号から第 13 号の 2 までに掲げる施設
 - イ 処理業者が業の用に供するために設置する政令第 7 条第 1 号から第 13 号の 2 までに定める規模に満たない施設その他破碎、圧縮、選別等の施設
- (7) 最終処分場 政令第 7 条第 14 号に掲げる施設をいう。
- (8) 事前協議書 第 7 条第 1 項に規定する協議書をいう。
- (9) 関係市町村 第 6 条第 1 項各号に規定する区域を管轄する市町村をいう。

(事業者等の責務)

第3条 事業者等は、産業廃棄物の処理に起因する公害及び災害の発生を防止し、地域住民の生命及び財産に被害を与えないようにしなければならない。

2 事業者等は、中間処理施設及び最終処分場の設置等に関する事前協議書の策定に当たっては、事前に関係市町村及び地域住民への説明を行うとともに、他法令等の規制がある場合はその解除等の手続をとらなければならない。

3 事業者等は、産業廃棄物の処理を行う場合は、マニフェストシステムによる適正な処理を図らなければならぬ。

4 高知市が実施する公共事業にあっては、仕様書にマニフェストシステムによる産業廃棄物の処理を明記しなければならない。

(高知県及び関係市町村との連携)

第4条 高知市は、産業廃棄物の適正な処理を推進するため、高知県及び関係市町村と密接な連携を図るものとする。

(立地基準)

第5条 事業者等は、次の各号に掲げる地域又は地区には、原則として最終処分場を設置してはならない。

- (1) 自然公園特別地域（高知県立自然公園条例（昭和33年高知県条例第5号）第13条第1項の規定による自然公園特別地域をいう。）
 - (2) 自然環境保全地域（高知県自然環境保全条例（昭和48年高知県条例第27号）第18条第1項の規定による自然環境保全地域をいう。）
 - (3) 地すべり防止区域（地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の規定による地すべり防止区域をいう。）
 - (4) 急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定による急傾斜地崩壊危険区域をいう。）
 - (5) 保安林（森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項の規定による保安林をいう。）
 - (6) 水道の取水地点から上流1,000メートル以内の区域
 - (7) 鏡川清流保全条例（平成元年条例第37号）第8条第1項の規定による水質管理区域及び同条例第15条第1項の規定による自然環境保全区域
- 2 事業者等は、前項第6号の規定にかかわらず、同号の区域以外の区域であっても水道水源を汚染することが明らかな場合は、最終処分場を設置してはならない。

（地域住民等の同意）

第6条 事業者等は、中間処理施設又は最終処分場を設置する場合は、次の各号に掲げる者の同意を得なければならない。

- (1) 隣接地の土地所有者及び土地の使用権原を有する者
 - (2) 設置しようとする施設の敷地境界から中間処理施設にあつては300メートル以内、最終処分場にあつては500メートル以内に居住する地域住民の世帯主の3分の2以上の者
 - (3) 最終処分場からの排水を公共用水域に放流する場合は、放流地点から下流500メートル以内の水利権者
- 2 前項の同意は、次の各号のいずれかに該当する中間処理施設については、これを要しない。
- (1) 移動可能な施設であつて、次のいずれかに該当する特定建設作業を行なう場所に設置するもの（焼却施設を除く。）
 - ア 騒音規制法施行令（昭和43年政令第324号）別表第2に規定する作業
 - イ 振動規制法施行令（昭和51年政令第280号）別表第2に規定する作業
 - ウ 高知市公害防止条例施行規則（昭和50年規則第75号）別表5に規定する作業
 - (2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項の規定による工業専用地域に設置するもの（事前協議）

第7条 事業者等は、中間処理施設若しくは最終処分場を設置し、又はその構造若しくは規模の変更を行う場合は、事前に、第1号様式による事前協議書を市長に提出し、協議しなければならない。

2 事業者等は、前項の協議内容に変更があった場合は、新たに事前協議書を作成し、市長に提出しなければならない。

（産業廃棄物の最終処分場の災害防止計画）

第8条 事業者等は、最終処分場の設置に際しては、次に掲げる災害防止のための計画を定めて、事前協議書に添付するものとする。

- (1) 産業廃棄物の飛散及び流出の防止に関する事項
- (2) 公共の水域及び地下水の汚染の防止に関する事項
- (3) 火災の発生の防止に関する事項
- (4) その他最終処分場に係る災害防止に関する事項

（関係市町村長等に対する照会）

第9条 市長は、事業者等から事前協議書が提出された場合は、当該協議書の内容を第2号様式により高知県知事及び関係市町村の長に照会し、関係法令との整合性等について意見を求めるものとする。

2 市長は、事前協議書の内容について、他法令等の規制の有無等を関係部局に照会するものとする。（事前協議内容の変更等の勧告）

第10条 市長は、事前協議の内容に変更を要する場合又は計画の廃止が相当と認める場合は、第3号様式により事業者等に協議内容の変更又は計画の廃止の勧告を行うものとする。

2 事業者等は、協議内容の変更の勧告を受けた場合は、速やかに必要な措置を講じるとともに、第4号様式によりその結果を市長に報告するものとする。

3 市長は、前項の報告において、勧告事項が改善されていないと認める場合は、当該計画の廃止の勧告を行うものとする。

4 市長は、第1項又は前項の規定により計画の廃止の勧告を行った場合は、事前協議書を事業者等に返却するものとする。

(事前協議書の取下げ)

第11条 事業者等は、次に掲げる場合には、第5号様式により事前協議書を取り下げるものとする。

(1) 前条第1項の変更の勧告に対し、必要な措置を講ずることができない場合

(2) 第7条第1項の規定により提出した事前協議書の内容を変更又は廃止する場合

(事前協議の完了)

第12条 市長は、事前協議の内容に支障がないと認める場合又は勧告により事前協議内容の変更の勧告が改善されたと認めた場合は、第6号様式による事前協議完了通知書を事業者等に送付し、併せてその写しを高知県及び関係市町村の長に送付するものとする。

(県外産業廃棄物処理(受託)協議)

第13条 高知県の区域外の事業場で発生した産業廃棄物（以下「県外産業廃棄物」という。）は、高知市の区域内においてはこれを処理（積卸しを伴わない運搬を除く。）することができない。ただし、事業者等が第7号様式による県外産業廃棄物処理(受託)協議書を市長に提出し、その承認を得たときは、この限りでない。

2 前項ただし書の市長の承認期間は、5年を限度とする。

(県外産業廃棄物の搬入に係る通知及び勧告)

第14条 市長は、前条第1項の規定に基づく協議があった場合には、審査後その結果を第8号様式により当該事業者等に通知するものとする。

2 市長は、この要綱の目的を達成するうえで支障があると認められる場合には、前条第1項の規定に基づく協議に係る事業者等に対し、第9号様式により、県外産業廃棄物の搬入量、搬入期間、種類その他の事項についての変更若しくは県外産業廃棄物の搬入の禁止の勧告を行うものとする。

3 事業者等は、前項の変更の勧告を受けた場合は、速やかに必要な措置を講じるとともに、その結果を第10号様式により市長に報告するものとする。

4 市長は、前項の報告において、勧告事項が改善されていないと認める場合は、当該計画の廃止の勧告を行うものとする。

5 市長は、第2項又は前項の規定により県外産業廃棄物の搬入の禁止の勧告又は当該計画の廃止の勧告を行った場合は、県外産業廃棄物処理(受託)協議書を事業者等に返却するものとする。

(県外産業廃棄物処理(受託)協議内容の変更)

第15条 事業者等は、第13条第1項に基づく協議内容に変更があった場合は、新たに県外産業廃棄物処理(受託)協議書を作成し、市長に提出しなければならない。この場合、変更前の協議書は廃止することとする。

(分析試験結果の報告)

第16条 県外産業廃棄物を再生利用以外の目的のために処理する事業者等は、当該廃棄物の分析試験を年2回以上行い、その試験結果の報告書を市長に提出するものとする。

(環境調査)

第17条 事業者等は、中間処理施設及び最終処分場を設置しようとする場合は、事前に別表1に掲げる項目について環境調査を行い、周辺の環境に与える影響の予測・検討を行うものとする。

(排水基準等の遵守)

第18条 事業者等は、最終処分場の設置及び維持管理について、次の各号に定める基準等を遵守しなければ

ならない。

- (1) 地下水の監視のため、水質監視用井戸を設置し、別表2に掲げる項目について、低水位・高水位時の年2回以上水質検査を行うこと。
- (2) 最終処分場からの排水を公共用水域に放流する場合は、別表2の一般項目の28から31までは毎月、その他の項目については年2回以上水質検査を行うこと。
- (3) 水質検査の結果、排水基準を超えた場合は、速やかに産業廃棄物の搬入を停止し、その原因を調査し、必要な措置を講じるとともに、市長に報告すること。
- (4) 水質検査の結果を記載した書類は、当該最終処分場の廃止までの間これを保存すること。

2 前項の規定により行った水質検査の結果については、毎年1月31日までに前年行った水質検査結果を市長に報告するものとする。

3 市長は、前項の報告があったときは、その内容を地域住民に公開できるものとする。

(審査会の設置及び運営)

第19条 高知市に対して、中間処理施設及び最終処分場の設置等の計画について適正な指導及び助言を行うため、高知市産業廃棄物適正処理審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 市長は、必要があると認めた場合は、審査会の意見を聴くものとする。

3 審査会についての組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(工事完了検査等)

第20条 事業者等は、第2条第6号及び第7号に定める産業廃棄物の処理施設の設置工事等が完了したときは、第11号様式による工事完了報告書を市長に提出するものとする。

2 市長は、必要に応じて前項の産業廃棄物の処理施設の設置工事等に関して中間検査を行い、前項の報告書の提出があったときは、速やかに工事完了の検査を行うものとする。

3 市長は、工事完了の検査を行った結果、事業者等に指示事項がないと認められるときは、検査済証を交付するものとする。

(許可申請等の時期)

第21条 政令第7条に定める産業廃棄物処理施設の設置許可申請は、第12条の事前協議の完了後に行うものとする。

2 法第14条第6項、第14条の2第1項、第14条の4第6項又は第14条の5第1項に規定する許可申請は、前条第3項の工事完了の検査済証の交付を受けた後に行うものとする。

(事故の措置)

第22条 事業者等は、産業廃棄物の処理施設等その他関連施設の故障、破損等により事故が生じたときは、直ちに必要な措置を講じるとともに、速やかにその状況を市長に報告するものとする。

2 事業者等は、前項に規定する場合において、市長が事故の拡大又は再発防止のために必要な措置を講ずべき旨を指示したときは、これに従わなければならない。

(廃止又は休止)

第23条 事業者等は、中間処理施設の一部若しくは全部を廃止し、又は休止したときは、遅滞なく第12号様式による産業廃棄物の処理施設廃止（休止）届出書を市長に提出しなければならない。

(指導に従わない者に対する措置)

第24条 市長は、この要綱に基づく勧告に従わない事業者等については、必要に応じて内容を公表するものとする。

(書類の提出)

第25条 この要綱の規定により市長に提出する書類の部数は、各3部とする。

(国等に関する特例)

第26条 国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる公益法人が産業廃棄物の処理施設を設置しようとするときは、この要綱の規定にかかわらず、市長との協議により行うものとする。

(その他)

第27条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
2 この要綱の施行の際現に効力を有する高知県産業廃棄物処理指導要綱（平成 3 年 3 月 15 日制定。以下「県要綱」という。）の規定に基づいて行った高知県知事若しくは高知県の保健所長（以下「知事等」という。）の行為又はこの要綱の施行の際現に知事等に対して行っている行為でこの要綱に相当する規定の存するものは、この要綱の施行の日以後において高知市長の行った行為又は高知市長に対して行っている行為とみなす。

(鏡村及び土佐山村の編入に伴う経過措置)

- 3 鏡村及び土佐山村の編入(以下この項において「編入」という。)の際限に効力を有する県要綱の規定に基づいて行った知事等の行為又は編入の際限に知事等に対して行っている行為でこの要綱に相当する規定の存するものは、編入の日以後において、高知市長の行った行為又は高知市長に対して行っている行為とみなす。

(春野町の編入に伴う経過措置)

- 4 春野町の編入 (以下「編入」という。) の際現に効力を有する県要綱の規定に基づいて行った知事等の行為又は編入の際現に知事等に対して行っている行為でこの要綱に相当する規定の存するものは、編入の日以後において、高知市長の行った行為又は高知市長に対して行っている行為とみなす。

附 則 (平成 11 年 3 月 1 日告示第 28 号)

この要綱は、平成 11 年 3 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 16 年 7 月 1 日告示第 135 号)

この要綱は、平成 16 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 17 年 1 月 1 日告示第 14 号)

この要綱は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 20 年 1 月 1 日告示第 18 号)

この要綱は、平成 20 年 1 月 1 日から施行し、改正後の附則第 2 項の規定は、平成 10 年 4 月 1 日から適用する。

別表 1(第 17 条関係)

環境調査書

地形、地質等の事前調査の結果 その 1

調査項目	結果
(1) 地形調査	(谷口形状) (谷の開口幅、奥行、比高差)
(2) 地質調査	(在来地盤の成層状況) (断層の有無)
(3) 地下水調査	(地下水の水位及び水質)
(4) 表流水等調査	(計画地内に流入する表流水量) (放流先河川名及び水質汚濁に係る環境基準の類型) (放流先河川の低水量及び現況水質) (放流先河川の利水状況)
(5) 降水	(平均降雨量及び最大月間降雨量)
(6) 文化財	(文化財の有無)
(7) 搬入道路	(搬入道路の種類) (道路幅員及び舗装状況)
(8) 土地利用	(土地利用の状況) (他法令の規制解除条件)
(9) 騒音	(騒音レベル)
(10) 既往災害	(目安として過去 20 年の地滑り、崩壊等の災害の発生の有無)

別表 2(第 18 条関係)

排水基準

項目	許容限度
有害物質 1 カドミウム及びその化合物	0.1mg/l
2 シアン化合物	1mg/l
3 有機燐化合物	1mg/l
4 鉛及びその化合物	0.1mg/l
5 六価クロム化合物	0.5mg/l
6 ヒ素及びその化合物	0.1mg/l
7 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/l
8 アルキル水銀化合物	検出されないこと
9 ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/l
10 トリクロロエチレン	0.3mg/l
11 テトラクロロエチレン	0.1mg/l
12 ジクロロメタン	0.2mg/l
13 四塩化炭素	0.02mg/l
14 1・2-ジクロロエタン	0.04mg/l
15 1・1-ジクロロエチレン	0.2mg/l
16 シス-1・2-ジクロロエチレン	0.4mg/l
17 1・1・1-トリクロロエタン	3mg/l
18 1・1・2-トリクロロエタン	0.06mg/l
19 1・3-ジクロロプロパン	0.02mg/l
20 チウラム	0.06mg/l
21 シマジン	0.03mg/l
22 チオベンカルブ	0.2mg/l

	23 ベンゼン	0.1mg/l
	24 セレン及びその化合物	0.1mg/l
	25 ほう素及びその化合物	10mg/l(海域以外) 230mg/l(海域)
	26 ふつ素及びその化合物	8mg/l(海域以外) 15mg/l(海域)
	27 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100mg/l 注
一 般 項 目	28 水素イオン濃度	5.8~8.6
	29 生物化学的酸素要求量(BOD)	20mg/l
	30 化学的酸素要求量(COD)	20mg/l
	31 浮遊物質量	60mg/l
	32 ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	5mg/l
	33 ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	20mg/l
	34 フェノール類含有量	1mg/l
	35 銅含有量	3mg/l
	36 亜鉛含有量	5mg/l
	37 溶解性鉄含有量	10mg/l
	38 溶解性マンガン含有量	10mg/l
	39 クロム含有量	2mg/l
	40 大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³
	41 窒素含有量	日間平均 60mg/l
	42 灼含有量	日間平均 8mg/l

注 アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量

7 高知市廃棄物処理施設設置審議会規則

(平成 10 年 6 月 17 日 規則第 98 号)

改正 平成 12 年 4 月 1 日 規則第 52 号 | 平成 14 年 9 月 15 日 規則第 95 号
(設置)

第1条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 15 条の 2 第 3 項の規定に基づき、産業廃棄物処理施設の設置の許可に際して専門的知識を有する者の意見を聴くため、高知市産業廃棄物処理施設設置審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 審議会の所掌事項は、産業廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が周辺地域の生活環境の保全について適正な配慮がなされたものであるかについて審議し、市長に意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員 7 人以内で組織する。

2 委員は、廃棄物の処理並びに大気汚染、水質汚濁、騒音、振動及び悪臭等の生活環境項目について専門的知識を有する者のうちから市長が委嘱又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議において必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、環境部廃棄物対策課において処理する。

(その他)

第9条 この規則に規定するもののほか審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行後最初に開催される審議会の会議の招集は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則(平成 12 年 4 月 1 日規則第 52 号)抄

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 14 年 9 月 15 日規則第 95 号)

この規則は、公布の日から施行し、平成 12 年 10 月 1 日から適用する。

8 高知市産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度実施要領

〔平成 18 年 12 月 8 日
告 示 第 236 号〕

改正 平成 20 年 1 月 1 日 告示第 19 号

(趣旨)

第1条 この要領は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号。以下「令」という。）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号。以下「規則」という。）に基づく産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度（以下「評価制度」という。）の実施に関する事務等の取扱いについて、産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度の解説（平成 17 年 4 月 1 日環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課発行。以下「解説」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(評価制度の概要)

第2条 評価制度は、産業廃棄物処理業者又は特別管理産業廃棄物処理業者（以下「産業廃棄物処理業者等」という。）の申請に基づき、遵法性、情報公開及び環境保全への取り組みの観点から設定した評価基準（規則第 9 条の 2 第 3 項（第 10 条の 9 第 2 項、第 10 条の 12 第 2 項及び第 10 条の 22 第 2 項において準用する場合を含む。）及び第 10 条の 4 第 3 項（第 10 条の 9 第 3 項、第 10 条の 16 第 2 項及び第 10 条の 22 第 3 項において準用する場合を含む。）に規定する評価基準をいう。以下同じ。）に産業廃棄物処理業者等が適合しているか否かを評価するために実施するものとする。ただし、評価制度は、産業廃棄物処理業者等が不法行為や不適正処理を行わないことを保証するものではない。

2 産業廃棄物処理業者等のうち、評価基準への適合性が確認されたもの（以下「評価基準適合業者」という。）は、産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可（以下「許可」という。）の申請、更新、変更等（以下「許可申請等」という。）の際に提出する申請書類のうち、次に掲げる書類を省略することができる。ただし、事業計画の概要を記載した書類及び処分後の産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。以下同じ。）の処理方法を記載した書類については、省略できる書類の対象から除く。

- (1) 当該事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類
- (2) 申請者が法人である場合は、直前 3 年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- (3) 申請者が法人である場合は、定款又は寄附行為及び登記事項証明書

3 評価制度に基づく審査（以下「審査」という。）の結果、評価基準に適合しないと判断された産業廃棄物処理業者等は、許可申請等の際に添付していた書類を別途提出しなければならない。

(評価基準適合性の判断)

第3条 評価基準の適合性の判断は、次に掲げる要件に基づき行うものとする。

- (1) 遵法性の評価判断 申請人は、法、浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）又は令の規定による不利益処分（以下「不利益処分」という。）を受け、その不利益処分のあった日から 5 年を経過しない者に該当せず、かつ、許可の申請の際直前の 5 年以上にわたり当該許可申請等に係る区分（産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物処分業の 4 区分のいずれかをいう。以下同じ。）と同じ区分の許可を受けて産業廃棄物処理業を的確に行っていること。
- (2) 情報公開の評価判断 申請人は、許可の申請の際直前の 5 年以上にわたり、規則第 9 条の 2 第 3 項第 2 号又は第 10 条の 4 第 3 項第 2 号に掲げる全ての項目をインターネット上で公開し、それぞれの項目ごとに定められた頻度で更新していること。
- (3) 環境保全への取り組みの評価判断 申請人の事業活動に係る環境保全の取り組みが、その体制及び手続きに係る標準的な規格等に適合していることについて、環境大臣が定める認証制度により認められていること。

(審査に係る事務)

第4条 審査の受付等の手続きは、次に掲げるものとする。

- (1) 申請人は、審査の対象に係る許可申請等を行う場合は、産業廃棄物処理業優良性評価基準適合審査申請書（以下「申請書」という。）に必要事項を記入し、添付書類を添えて、高知市役所環境部廃棄物対策課に2部提出するものとする。
- (2) 審査の対象に係る許可申請等は、次に掲げるとおりとする。ただし、ア・イ・エ・オのうち、新規許可に係るものについては、他の都道府県知事等の許可を取得して5年以上産業廃棄物処理業を営んでいる者が、当該許可と同じ区分の許可に係る申請を行う場合のみ審査の対象とする。
- ア 産業廃棄物収集運搬業の許可申請（法第14条第1項）
 - イ 産業廃棄物処分業の許可申請（法第14条第6項）
 - ウ 産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の変更許可申請（法第14条の2第1項）
 - エ 特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可申請（法第14条の4第1項）
 - オ 特別管理産業廃棄物処分業の許可申請（法第14条の4第6項）
 - カ 特別管理産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物処分業の変更許可申請（法第14条の5第1項）
- (3) 申請書の様式は、次に掲げるとおりとする。
- ア 産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業に係るもの 産業廃棄物処理業優良性評価基準適合審査申請書（収集運搬業）（様式第1号）
 - イ 産業廃棄物処分業及び特別管理産業廃棄物処分業に係るもの 産業廃棄物処理業優良性評価基準適合審査申請書（処分業）（様式第2号）
- (4) 申請書の添付書類は、次に掲げるとおりとする。
- ア 過去5年間不利益処分を受けていない旨の申立書（様式第3号）
 - イ 情報公開について評価基準に適合することを証する書類（情報公開を行っているインターネット画面の該当箇所を印刷したもの（公開開始時点の日付が明示されたもので、当該情報の公開期間が規則で定める要件を満たし、かつ、適正に更新していることが確認できるもの。ただし、申請者が他の都道府県又は保健所設置市で評価基準に適合することが確認されたものである場合は、当該許可申請等の日付以降の情報に係るもので足りる。））
 - ウ インターネットによる情報公開状況報告書（様式第4号）
 - エ 環境大臣が定める環境マネジメントシステムの認証制度の認定証の写し（審査結果の通知方法）

第5条 審査結果の通知方法は、次に定めるとおりとする。

(1) 評価基準に適合すると認められる場合

産業廃棄物収集運搬業許可証（規則様式第7号）、産業廃棄物処分業許可証（規則様式第9号）、特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証（規則様式第13号）及び特別管理産業廃棄物処分業許可証（規則様式第15号）のそれぞれ第5項の欄に当該許可の申請年月日及び当該申請年月日における評価基準適合の旨を記載することにより、評価基準適合の通知に代えるものとする。

(2) 評価基準に適合しないと認められる場合

産業廃棄物処理業優良性評価基準不適合通知書（様式第5号）により申請者に通知するとともに、許可申請等を行う際に添付を省略していた書類を別途提出させるものとする。

(3) 留意事項

ア 市長は、申請人が他の都道府県等において、評価基準適合業者として許可を受けている場合は、評価基準への適合性について記載がなされた当該他の都道府県等の許可証を提出させることにより、当該許可証の適合性の確認が行われた日以降の情報に限って審査を行うものとする。

イ 市長は、申請時点において申請者が評価基準に適合していないことが、事後的に明らかになつた場合（虚偽記載が発覚した場合等）は、許可証の評価基準への適合性についての記載の修正、評価基準に不適合であった旨の公表等を行うものとする。ただし、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(ア) 許可証の記載の修正等は、行政手続法（平成5年法律第88号）に規定する不利益処分には該当

しないものであること。

(イ) 市長は、申請人の評価基準への不適合事由が、当該申請人の許可の適否に影響すると判断する場合は、法第18条第1項に基づく報告徴収を行う等により、当該申請人に対して必要な書類の提出を求めるものとする。

(ウ) 市長は、(イ)の規定による書類受領後、規則第10条、第10条の5、第10条の13又は第10条の17に規定する許可基準への適合性を改めて審査し、当該許可基準に適合していないことが明らかになった場合は、申請人に対して許可の取消し等の処分を行うものとする。

(評価基準適合の公表等)

第6条 評価基準適合の公表等は、次に定めるとおりとする。

(1) 高知市ホームページにおける公表等

市長は、申請人が評価基準に適合することを確認した場合は、高知市のホームページ上において、次に掲げる事項を広く一般に公表するものとする。

- ア 評価基準適合業者の名称及び所在地
- イ 評価基準適合の確認年月日
- ウ 許可番号
- エ 評価基準適合業者の公開情報が閲覧できるホームページのアドレス
- オ その他市長が必要と認める事項

(2) 環境省への報告

市長は、申請人が評価基準に適合することを確認した場合又は評価基準適合業者が評価基準に適合しなくなった場合は、前号に規定する事項を環境省に報告するものとする。

(3) 評価基準に適合しなくなった場合等の対応

市長は、評価基準適合業者が次に掲げる事由に該当することとなった場合は、高知市のホームページ上における当該評価基準適合業者に係る情報の公開を取りやめるものとする。

- ア 評価基準適合業者が、不利益処分を受けたり、当該評価基準適合業者のホームページ上の情報更新を評価基準に従って実施していない等の事由により評価基準に適合しなくなった場合
- イ 評価基準適合業者が、評価基準に従った情報公開を取りやめる旨を市長に対して自ら申し出した場合

附 則

(施行期日等)

1 この要領は、平成18年12月8日から施行し、平成18年12月1日から適用する。

(経過措置)

2 この要領の施行後6年間は、平成18年3月31日までに情報公開を始めた産業廃棄物処理業者について、第3条第2号の規定にかかわらず、評価基準に適合するために必要な情報公開の期間を短縮する経過措置を次のとおり適用する。

許可申請等がされた日	基準適合に要する情報公開の期間
平成17年4月1日から平成18年9月30日までの間	6か月間
平成18年10月1日から平成23年3月31日までの間	平成18年4月1日から許可申請等がされた日までの間

附 則（平成20年1月1日告示第19号）

この要領は、平成20年1月1日から施行し、改正後の高知市産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度実施要領の規定は、平成18年12月1日から施行する。

9 一般廃棄物処理業許可基準

高知市における廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく申請に対する処分に関する審査基準及び標準処理期間（平成6年10月1日制定）の一部を次のように改正する。

平成16年8月1日

高知市長 岡崎誠也

高知市における廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく申請に対する処分に関する
審査基準等

高知市における廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に基づく申請に対する処分に関する高知市行政手続条例（平成9年条例第3号）第5条第1項の審査基準及び同条例第6条の標準処理期間は、次の表に定めるとおりとする。

処分の内容	審査基準	標準処理期間
法第7条第1項の規定に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可	法第7条第5項に規定するとおり	新規許可の場合は、180日以内 更新の場合は、30日以内
法第7条第6項の規定に基づく一般廃棄物処分業の許可	法第7条第10項に規定するとおり	新規許可の場合は、180日以内 更新の場合は、30日以内
法第7条の2第1項の規定に基づく一般廃棄物収集若しくは運搬又は処分の事業の範囲の変更の許可	法第7条の2第2項に規定するとおり	30日以内

附 則

この審査基準等は、平成16年8月1日から施行する。

10 高知市廃棄物不法投棄防止パトロール員設置に関する規則

〔 平成 15 年 4 月 1 日
規 則 第 38 号 〕

改正 平成 16 年 7 月 1 日 規則第 89 号	平成 20 年 4 月 1 日 規則第 115 号
平成 17 年 5 月 1 日 規則第号 103 号	平成 21 年 4 月 1 日 規則第 62 号
平成 19 年 4 月 1 日 規則第号 51 号	

(趣旨)

第1条 この規則は、廃棄物の適正な処理、生活環境の保全、環境美化の促進等を図るため、高知市廃棄物不法投棄防止パトロール員(以下「パトロール員」という。)を設置することに關し必要な事項を定めるものとする。

(委嘱)

第2条 パトロール員は、次の各号のいずれかに該当する 65 歳未満の者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 環境行政や廃棄物対策に理解と熱意を有する者
- (2) 警察官としての在職経験を有する者
- (3) その他市長が必要と認める者

(次格条項)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、パトロール員となることができない。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮(二)以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 破産者で復権を得ないもの
- (4) 地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者

(身分)

第4条 パトロール員は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 3 条第 3 項第 3 号に規定する非常勤の特別職とする。

(任期)

第5条 パトロール員の任期は、特に期限を付したときを除き、委嘱の日から委嘱した日の属する年度の末日までとする。

2 パトロール員は、再任されることができる。

(職務)

第6条 パトロール員は、廃棄物対策課長(以下「所属長」という。)の命を受け、廃棄物の不法投棄のパトロール等に従事する。

2 前項に規定するもののほか、パトロール員は、所属長の命を受け、住民の廃棄物に関する各種相談事業、廃棄物の不法投棄の予防に関する事業その他市長が必要と認める事業に従事する。

(服務)

第7条 パトロール員は、その職務を遂行するに当たっては、法令、条例、規則等に従い、かつ、所属長の職務上の命令に従わなければならない。

2 パトロール員は、その職の信用を傷つけるような行為をしてはならない。

3 パトロール員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(身分証明書)

第8条 パトロール員は、職務に従事するときは常に様式による身分証明書を携帯し、必要があるときは関係者に提示しなければならない。

2 パトロール員は、解嘱されたときは、速やかに身分証明書を返還しなければならない。

(報酬等)

第9条 パトロール員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、高知市報酬並びに費用弁償条例(昭和22年条例第18号)の定めるところによる。

(被服等の貸与)

第10条 市長は、パトロール員に職務遂行上必要な被服等を貸与することができる。

(災害補償)

第11条 パトロール員が公務により災害を受けたときは、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年条例第55号)を適用する。

(解嘱)

第12条 市長は、パトロール員が次の各号のいずれかに該当するときは、その職を解くことができる。

- (1) 自己の都合により解嘱を申し出たとき。
- (2) 心身の故障のため、職務を遂行することができなくなったとき。
- (3) パトロール員としてふさわしくない行為があったとき。
- (4) 勤務の実績が良くないとき。
- (5) パトロール員の設置を必要としなくなったとき。

(その他)

第13条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年7月1日規則第89号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条の規定は、平成15年12月1日から適用する。

附 則(平成17年5月1日規則第103号)

この規則は、公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則(平成19年4月1日規則第51号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 次の各号に定める規定は、当該各号に定める日から適用する。
 - (1) 改正後の様式(その2) (裏)の規定 平成18年4月1日
 - (2) 改正後の様式(その1) (裏)の規定 平成18年8月9日
- (経過措置)
- 3 この規則による改正前の高知市産業廃棄物不法投棄防止パトロール員設置に関する規則の規定に基づく様式は、この規則による改正後の高知市廃棄物不法投棄防止パトロール員設置に関する規則の規定に基づく様式にかかわらず、当分の間、なお修正して使用することができる。

附 則(平成20年4月1日規則第115号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規則による改正前の高知市廃棄物不法投棄防止パトロール員設置に関する規則の規定に基づく様式は、この規則による改正後の高知市廃棄物不法投棄防止パトロール員設置に関する規則の規定に基づく様式にかかわらず、当分の間、なお使用することができる。

附 則(平成21年4月1日規則第62号)

この規則は、公布の日から施行する。

11 高知市廃棄物不法投棄防止パトロール員就業要綱

(趣旨)

第1条

この要綱は、高知市環境部廃棄物対策課に勤務する高知市廃棄物不法投棄防止パトロール員（以下「パトロール員」という。）の就業に関し、高知市廃棄物不法投棄防止パトロール員設置に関する規則（平成15年規則第38号）に規定するものほか必要な事項を定めるものとする。

(異動届)

第2条 パトロール員が、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に異動届を提出しなければならない。

- (1) 現住所又は氏名を変更したとき。
- (2) パトロール員の扶養家族に異動があったとき。
- (3) 通勤経路又は通勤方法に変更が生じたとき。

(勤務日)

第3条 パトロール員の勤務日は、高知市の休日を定める条例（平成元年条例第21号）第1条第1項に規定する市の休日を除く日の月曜日から金曜日までの間の4日間とする。ただし、市長が特別の事情があると認めたときは、これを変更することができる。

(勤務時間)

第4条 パトロール員の勤務時間は、午前8時30分から午後4時45分までの間において7時間15分とする。ただし、市長が特別の事情があると認めたときは、これを変更することができる。

2 前項に規定する勤務時間は、4週を通じ、1週間につき29時間を超えない範囲内で変更することができる。

(休暇の種類)

第5条 パトロール員の休暇は、年次有給休暇及び忌引休暇とする。

(年次有給休暇)

第6条 年次有給休暇は、パトロール員の委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の末日までにおける休暇とし、その日数は、10日とする。ただし、委嘱の期間が6月に満たないときは、委嘱月を12で除した数に10日を乗じて得た日数（その日数に端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。）とする。

2 年次有給休暇は、原則として、1日を単位として与えるものとする。ただし、やむを得ない事情があるときで、市長が職務に支障がないと認めたときは、1時間を単位として与えることができる。

3 年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、10日を限度として、当該年度の翌年に繰り越すことができる。

4 市長は、年次有給休暇をパトロール員の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に年次有給休暇を与えることが公務の正常な運営を妨げるときは、他の時季に与えることができる。

(忌引休暇)

第7条 忌引休暇は、次の各号に掲げる者が死亡したときに与えるものとし、その日数は、当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。） 10日
- (2) 子 7日
- (3) 本人及び配偶者の父母 7日
- (4) 本人の祖父母 3日
- (5) 配偶者の祖父母 1日（同居のときは、3日）
- (6) 本人の兄弟姉妹 3日
- (7) 配偶者の兄弟姉妹 1日（同居のときは、3日）
- (8) 本人の兄弟姉妹の配偶者 1日（同居のときは、3日）

- (9) 本人の伯叔父母 1日
 - (10)配偶者の伯叔父母 1日
 - (11)子の配偶者（同居のとき） 1日
 - (12)孫 1日
- （出勤簿等）

第8条 パトロール員は、定刻までに出勤し、出勤簿に自ら押印しなければならない。ただし、あらかじめ市長に公務により出勤簿に押印することができない旨届出をしているときは、この限りでない。
（遅刻及び早退）

第9条 パトロール員は、やむを得ない理由により遅刻し、又は早退しようとするときは、その都度市長に届け出なければならない。

（届出の義務）

第10条 パトロール員は、休暇を受け、又は欠勤しようとするときは、前日又は当日に理由を付して市長に届け出て、その承認を受けなければならない。ただし、病気その他の事故により届け出ることができなかったときは、事後に速やかに届け出なければならない。

（出張及び出張旅費）

第11条 市長は、職務上必要があると認めたときは、パトロール員に出張を命ずることができる。

- 2 パトロール員は、出張先において日程を変更しようとするときは、速やかに所属長に連絡してその承認を受けなければならない。
- 3 パトロール員は、出張を終えたときは、帰庁後5日以内に命ぜられた事項について文書により復命しなければならない。ただし、軽易な事項については、口頭で復命することができる。
- 4 第1項の規定により出張を命ぜられたパトロール員に対し支給する旅費は、高知市報酬並びに費用弁償条例（昭和22年条例第18号）第10条第1項第4号の規定によるものとする。

（報酬の減額）

第12条 パトロール員は、勤務日に勤務をしないときは、月額報酬に12を乗じて、年間の勤務日数で除した額に当該勤務をしない日数を乗じて得た額を当該月額報酬から減額する。

- 2 パトロール員は、1月につき全期間を通じて勤務しないときは、当該月に係る報酬は支給しない。
（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、パトロール員の就業に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 平成15年4月1日前にこの要綱による改正前の高知市産業廃棄物不法投棄防止パトロール員取扱要綱の規定により委嘱されたパトロール員については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

12 高知市廃棄物減量等推進員に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成6年条例第1号）第17条の規定による廃棄物減量等推進員（以下「推進員」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(委嘱)

第2条 推進員は、一般廃棄物の減量推進及び適正な処理について熱意と識見を有する者で、次の各号のいずれかに該当する者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 町内会・自治会の代表者
- (2) 公民館長
- (3) 衛生組合の代表者
- (4) 資源・不燃物登録団体の代表者
- (5) ごみ集積所の代表者
- (6) 前各号の団体等（以下「団体等」という。）から推薦を受けた者

2 推進員は、任意の協力に基づくボランティアとし、その職務に対する報酬は支給されない。

(任期)

第3条 推進員の任期は、2年とする。ただし、補欠、追加等の事由による推進員の任期は、現任者の残任期間とする。

2 推進員は、再任されることができる。

(職務)

第4条 推進員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 廃棄物の減量及び適正処理の普及・啓発に関する次に掲げる事項
 - ア 地域住民に対する清掃行政の推進に係る市の計画方針の連絡に関すること。
 - イ 地域住民の廃棄物の減量及び適正処理等に対する意見、要望等の市への連絡及び調整に関すること。
 - ウ その他廃棄物の減量及び適正処理の普及・啓発に関し必要な事項
- (2) 分別収集の指導啓発に関する次に掲げる事項
 - ア ごみ集積所の清潔保持の指導啓発に関すること。
 - イ 分別収集日時の遵守の指導啓発に関すること。
 - ウ 分別排出方法の徹底の指導啓発に関すること。
- (3) 地域における美化活動の参加の促進に関すること。
- (4) 不法投棄に関する市への通報等に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、一般廃棄物の減量及び適正な処理をするための市の施策への協力その他の活動の推進に関すること。

(担当区域)

第5条 推進員が前条の職務を担当する区域は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める区域とする。(1) 町内会・自治会、公民館及び衛生組合の代表者又は当該団体等から推薦を受けた者の当該団体等の区域

(2) 資源・不燃物登録団体及びごみ集積所の代表者又は当該団体等から推薦を受けた者の当該団体等の所管するごみ集積所の利用者の居住する区域

(腕章及び推進員証)

第6条 推進員は、職務に従事するときは、その身分を証するため、常に腕章を着用するとともに、高知市廃棄物減量等推進員証（様式第1号。以下この条において「推進員証」という。）を携帯し、必要に応じてこれを提示するものとする。

2 推進員は、解職されたときは、速やかに腕章及び推進員証を返還しなければならない。

(解職)

第7条 市長は、推進員が次の各号のいずれかに該当する場合は、その職を解くことができる。

- (1) 推進員としての適格を欠くと認められる場合
 - (2) 団体等から廃棄物減量等推進員変更・辞退届（様式第2号）が提出された場合
- （その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進員に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年10月1日から施行する。

附 則（平成13年11月20日制定）

この要綱は、平成14年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年9月1日から施行する。

13 高知市ごみ減量・リサイクル推進事業所制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ごみ減量・再資源化に積極的に取り組んでいる商店等事業所をごみ減量・リサイクル推進事業所（以下「推進事業所」という。）として認定し、これを広く市民に周知することにより、消費者、事業者及び行政が一体となったごみの減量及びリサイクルの推進を図ることを目的とする。

(推進事業所の認定要件)

第2条 推進事業所の認定を受けることができる事業所は、高知市内の商店及び商店街（商店街振興組合その他商店街の振興のために組織された団体をいう。）のうち、当該事業活動（商店街にあってはその構成員の事業活動をいう。以下同じ。）に伴い排出する廃棄物を自ら適正に処理している事業所で、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 販売等に関し次の事項に取り組んでいること。

- ア 商品の簡易包装
- イ 商品の量り売り
- ウ 買い物袋持参の奨励
- エ 詰め替え用商品の販売
- オ 不透明ごみ袋（半透明のものを除く）の販売自粛
- カ 商品の修理サービス
- キ エコマーク、グリーンマーク商品の販売

(2) リサイクルの推進に関し次の事項に取り組んでいること。

- ア ペットボトルの回収（回収容器の貸与を受けて実施しようとするものを含む。）
- イ その他資源化可能な商品等の回収

(3) 事業活動に関し次の事項に取り組んでいること。

- ア 紙ごみ等の排出抑制・リサイクル
- イ 再生紙、再生品等環境に配慮した資材、備品の使用
- ウ その他環境保全に配慮した事業活動

(4) ごみの減量及びリサイクルの推進に関する啓発・情報発信に取り組んでいること。

(推進事業所の認定申請)

第3条 推進事業所の認定を受けようとする事業所は、ごみ減量・リサイクル推進事業所認定申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

(推進事業所の認定)

第4条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにこれを審査し、推進事業所の認定の可否を決定し、その旨を当該申請に係る事業所に通知するものとする。

2 市長は、推進事業所の認定に際し、必要な条件を付することができる。

(認定証等の交付)

第5条 市長は、推進事業所の認定を決定した事業所（以下「認定推進事業所」という。）に対し、ごみ減量・リサイクル推進事業所認定証（様式第2号。以下「認定証」という。）及び認定推進事業所である旨を表示する物品（以下「表示物」という。）を交付するものとする。

(認定推進事業所の公表・支援等)

第6条 市長は、認定推進事業所の所在地、名称その他必要と認められる事項を高知市広報誌その他の手段により市民に公表し、その活動を顕彰するものとする。

2 市長は、認定推進事業所に対し、ごみの減量及びリサイクルの推進に関する助言、情報提供、資機材の貸与その他必要な支援を行うものとする。

(認定推進事業所の義務)

第7条 認定推進事業所は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 第5条により交付を受けた表示物を事業所内の見やすい場所に表示すること。

- (2) 第2条各号に掲げる事項に積極的に取り組むこと。
- (3) 市が実施するごみの減量及びリサイクルの推進に関する事業に協力すること。
(認定の取消し)

第8条 市長は、認定推進事業所が次の各号のいずれかに該当するときは、推進事業所の認定を取り消すことができる。

- (1) 第2条の要件を満たさなくなったと認めるとき。
- (2) この要綱及び推進事業所の認定に際し付した条件に違反したとき。
- (3) 事業所を廃止したとき、又は推進事業所の認定について辞退を申し出たとき。
- (4) その他認定が不適当と認められるとき。

(その他)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年11月16日から施行し、平成11年10月1日から適用する。

14 ごみ集積所の設置及び管理に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ごみの収集作業の安全性の確保及びその効率化を図り、市民の良好な生活環境の保全に寄与するため、家庭ごみの集積所の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ごみ集積所 家庭から排出されるごみを一時的に集積しごみの収集を行う場所
- (2) 管理者等 ごみ集積所の用に供する土地の所有者又はごみ集積所を利用する者の代表者その他ごみ集積所の管理を行う者
- (3) 自主管理組織 ごみ集積所の所在する区域の町内会、自治会その他これに類する組織

(ごみ集積所の設置の届出)

第3条 ごみ集積所を設置しようとする者は、当該ごみ集積所の区域の住民その他関係者との協議を経て、ごみ集積所設置届出書（別記様式）により市長に届け出なければならない。既に設置しているごみ集積所の場所を変更し、又は廃止しようとするときも同様とする。

2 前項の規定による届出に当たっては、事前に市長との協議を行わなければならない。

3 第1項の規定による届出は、原則として、可燃ごみのごみ集積所（以下「可燃ごみ集積所」という。）については管理者等が、資源・不燃物のごみ集積所（以下「資源ごみ集積所」という。）については自主管理組織の代表者が行うものとする。

(ごみ集積所の設置基準)

第4条 ごみ集積所は、可燃ごみ集積所にあってはおおむね20世帯以上、資源ごみ集積所にあってはおおむね200世帯以上の利用世帯につき1か所設置できるものとする。ただし、市長が必要と認めた場合はこの限りでない。

(ごみの収集)

第5条 市長は、ごみ集積所のごみを別に定める期日に収集するものとする。

(ごみ集積所の管理)

第6条 ごみ集積所の管理は、第3条の規定により届け出た者が当該ごみ集積所の利用者と共同して、自らの責任の下に行うものとする。

(ごみ集積所の利用)

第7条 ごみ集積所の利用者は、その利用に当たっては本市が規定する一般廃棄物処理実施計画に従ってごみを分別し、かつ、所定のごみ集積所にあらかじめ指定された日の夜明けから午前8時までの間に指定された方法で排出しなければならない。

2 市長は、前項に違反してごみを排出していると認められる場合は、当該ごみを収集しないことができる。

(清潔の保持)

第8条 ごみ集積所の管理者等、自主管理組織の代表者及び利用者（以下「利用者等」という。）は、ごみ集積所及びその周辺の清潔の保持に努めなければならない。

(管理者等が行う指導等)

第9条 管理者等は、ごみの適切な排出並びにごみ集積所及びその周辺の清潔の保持を確保するため、ごみ集積所の利用者に対し、適切な啓発及び指導（以下「指導等」という。）を行うことができる。

(市長による指導等)

第10条 市長は、必要に応じ、利用者等に対し、ごみ集積所の管理や利用について指導等をすることができる。

2 市長は、前項の指導等について必要な事項を記録し、保管するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、ごみ集積所の設置管理について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に設置されているごみ集積所は、この要綱の規定により設置されたごみ集積所とみなす。

15 高知市生ごみ処理容器購入補助金交付要綱

(平成8年5月30日)

(趣旨)

第1条 この要綱は、ごみの減量の推進に資するため、生ごみ処理容器の購入者に対して、予算の範囲内で容器の購入費用の一部を補助することについて必要な事項を定めるものとする。

(補助対象容器)

第2条 補助金の交付の対象となる生ごみ処理容器（以下「容器」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 好気性処理容器 生ごみを土中の微生物を利用して好気性発酵により分解し堆肥化する容器をいう。
- (2) 嫌気性処理容器 生ごみを発酵促進剤を使用して嫌気性発酵により分解し堆肥化する容器をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、指定販売業者（容器を販売する業者として市長が指定したもの）をいう。以下同じ。で容器を購入し、及び使用する者であって、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 本市の住民票に記録され、又は外国人登録原票に登録されている者であって、現に当該地に居住しているものであること。
- (2) 前号の居住地において容器を設置し、適正に維持管理ができる者であること。
- (3) 当該容器による堆肥化物を適正に自家処理できる者であること。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、容器1基につき、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を限度として、容器の購入価格（消費税及び地方消費税を含む。）に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。

- (1) 好気性処理容器 2,000円
- (2) 嫌気性処理容器 1,500円

2 補助基数の合計は、1世帯につき2基を限度とする。

(交付申請)

第5条 指定販売業者で容器を購入し、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、容器の購入後3か月以内に、生ごみ処理容器購入補助金交付申請書（第1号様式）に当該容器の購入に係る領収書その他必要な書類を添えて、市長に申請するものとする。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適當と認めるときは、生ごみ処理容器購入補助金交付決定書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。この場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項を修正させることができる。

2 市長は、補助金を交付することが不適當であると認めるときは、生ごみ処理容器購入補助金交付申請却下決定書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

(交付申請の取下げ)

第7条 前条第1項の交付決定を受けた申請者（以下「補助決定者」という。）は、その内容又はこれに付された条件に不服があり、交付申請を取り下げようとするときは、当該交付決定の通知を受けた日から2週間以内に、その旨を所定の補助金交付申請取下届出書により市長に届け出るものとする。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(補助金の交付)

第8条 補助金は第6条第1項の規定により交付すべき補助金の額を決定した後交付するものとする。

(協力義務)

第9条 補助決定者は、容器を有効に活用し、生ごみの有効利用とごみの減量化に努めるものとする。

(調査又は指導)

第10条 市長は、補助決定者に対し、容器の設置及び管理の状況について、調査し、又は指導することができる。

(決定の取消し及び補助金等の返還)

第11条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還をさせることができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により、補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) この要綱又は補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか補助金の交付が不適当と認められるとき。

(指定販売業者の指定)

第12条 指定販売業者の指定を受けようとする業者（以下「業者」という。）は、生ごみ処理容器指定販売業者指定申請書（第4号様式）により、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の指定について次に掲げる要件を満たしていると認められる場合は、指定販売業者として指定するとともに、その旨を生ごみ処理容器指定販売業者指定通知書（第5号様式）により、業者に通知するものとする。

- (1) 容器を販売できること。
- (2) 本市に店舗を有すること。
- (3) 容器の設置及び使用方法についての説明・指導ができること。
- (4) 補助金交付についての事務に協力できること。
- (5) 申請者が希望した場合、容器を宅配できること。
- (6) その他市長が必要と認める要件を備えていること。

3 市長は、第1項の申請について、前項の要件を満たさないと認められる場合は、生ごみ処理容器指定販売業者指定却下通知書（第6号様式）により業者に通知するものとする。

4 第1項の指定の有効期間は、別に定める。

5 前項の有効期間満了後引き続き指定販売業者の指定を受けようとする業者は、指定の更新を受けなければならない。

(指定販売業者の指定の取消し)

第13条 市長は、次のいずれかに該当するときは、指定販売業者の指定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により、指定販売業者の指定を受けたとき。
- (2) 前条第2項の要件に該当しなくなったとき。
- (3) その他指定販売業者としてふさわしくないと認められるとき。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成8年5月30日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による補助金の交付は、平成8年8月1日以後に容器を購入したものから適用する。

(鏡村及び土佐山村の編入に伴う経過措置)

3 鏡村及び土佐山村の編入の日（次項において「編入日」という。）前に鏡村生ごみ処理器具購入事業費補助金交付要綱（平成13年4月1日鏡村制定。以下「鏡村要綱」という。）又は土佐山村生ごみ処理容器等購入費補助金交付要綱（平成11年10月15日土佐山村制定）の規定に基づき容器（電動式を除く。以下同じ。）に係る補助金の交付を受けた者については、この要綱の相当規定に基づき受けたものとみなす。

4 編入日前に、鏡村要綱の規定に基づき容器を購入した者に係る補助金の額については、なお従前の例による。

(春野町の編入に伴う経過措置)

- 5 春野町の編入の日（以下「編入日」という。）前に春野町生ごみ処理容器設置補助金交付要綱（平成7年6月1日春野町制定。以下「春野町要綱」という。）の規定に基づき容器に係る補助金の交付を受けた者については、この要綱の相当規定に基づき補助金の交付を受けたものとみなす。
- 6 編入日前に、春野町要綱の規定に基づき容器を購入した者に係る補助金の額については、なお従前例による。

附 則

この要綱は、平成9年4月18日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の高知市生ごみ処理容器購入補助金交付要綱第4条の規定は、この要綱の施行の日以後の容器の購入に係る補助金について適用し、同日前の容器の購入に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成16年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の高知市生ごみ処理容器購入補助金交付要綱の規定は、平成16年11月1日以後に補助金の交付決定を受けた申請者から適用し、同日前に交付決定を受けた申請者については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成18年7月6日から施行し、平成17年1月1日から適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行し、この要綱による改正後の高知市生ごみ処理容器購入補助金交付要綱（以下「改正後の要綱」という。）附則第1項から第6項までの規定は、平成20年1月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の要綱第5条の規定は、この要綱の施行の日以後の容器の購入に係る補助金について適用し、同日前の容器の購入に係る補助金については、なお従前の例による。

16 高知市特定家庭用機器廃棄物収集運搬助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号。以下「法」という。）を円滑に実施するため、特定家庭用機器廃棄物（以下「廃家電」という。）の引取りを行う高知県電機商業組合（以下「組合」という。）に対し、収集運搬料金の一部を予算の範囲内において助成することについて必要な事項を定めるものとする。

(助成対象製品)

第2条 助成金の交付の対象となる廃家電（以下「対象製品等」という。）は、次に掲げる要件のすべてに該当するものとする。

- (1) 組合に属する小売業者（以下「小売業者」という。）が当該年度において収集運搬を行った一般廃棄物の廃家電であること。
- (2) 法第9条の規定により小売業者に引取義務のある廃家電以外の廃家電（以下「義務外廃家電」という。）であること。
- (3) 市内に居住地があり、現に居住している者（以下「消費者」という。）の家庭から排出された一般廃棄物であること。ただし、転居、転出等により住所の異動があった場合は、当該事由が発生した日から起算して30日以内に収集運搬が行われた廃家電については、異動前の居住地に居住している者として取り扱うものとする。

(報告)

第3条 組合は、月ごとに小売業者が収集運搬した対象製品等について、次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 高知市特定家庭用機器廃棄物収集運搬報告書（様式第1号）
- (2) 特定家庭用機器廃棄物管理票の小売業者控兼受領書に消費者の住所及び氏名並びに組合が助成申請に関し必要な事項を記載したものの写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の報告は毎月末締めとし、翌月の20日までに市長に報告するものとする。

(助成金の額等)

第4条 助成金の額は、廃家電1台につき1,100円とする。ただし、セパレート形エアコンディショナーについては、当該エアコンディショナーを構成する室内ユニット及び室外ユニットの収集運搬を同時に行う場合は、当該室内ユニット及び室外ユニットを1台として取り扱うものとする。

(交付申請)

第5条 組合は、助成金の交付を受けようとするときは、高知市特定家庭用機器廃棄物収集運搬助成金交付申請書（様式第2号）に第3条の報告に係る書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 前項の申請は毎月末締めとし、翌月の20日までに市長に申請するものとする。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、これを速やかに審査し、適當と認めたときは、高知市特定家庭用機器廃棄物収集運搬助成金交付決定通知書（様式第3号）により組合に通知するものとする。この場合において、市長が必要があると認めるときは、助成金の交付の申請に関し修正を求めることができる。

2 市長は、助成金を交付することが適當でないと認めたときは、高知市特定家庭用機器廃棄物収集運搬助成金不交付決定通知書（様式第4号）により、組合に通知するものとする。

(交付)

第7条 助成金は、前条第1項の通知の後交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、組合が次の号のいずれかに該当した場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により、助成金の交付決定を受けたとき。
 - (2) この要綱又は助成金の交付決定の際に付した条件に違反したとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が助成金の交付を不適当と認めたとき。
- (返還)

第9条 市長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金の全部又は一部を交付しているときは、当該取消しに係る範囲内において助成金の返還を命じることができる。

(調査等)

第10条 市長は、助成金の交付を受けた組合に対し、必要があると認めるときは、必要な事項を調査し、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月16日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成15年5月6日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成15年3月中に収集運搬した特定家庭用機器廃棄物に係る助成金の額については、この要綱による改正後の高知市特定家庭用機器廃棄物収集運搬助成金交付要綱第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正前の高知市特定家庭用機器廃棄物収集運搬助成金交付要綱の規定に基づく様式は、この要綱の改正後の高知市特定家庭用機器廃棄物収集運搬助成金交付要綱の規定に基づく様式にかかわらず、当分の間、なお使用することができる。

17 高知市し尿収集手数料減免並びに収集料助成規程

〔昭和 51 年 9 月 11 日
告示第 52 号の 2〕

改正 昭和 60 年 12 月 25 日 告示第 100 号	平成 11 年 3 月 23 日 告示第 38 号
平成 3 年 7 月 10 日 告示第 75 号	平成 12 年 4 月 1 日 告示第 61 号
平成 4 年 4 月 1 日 告示第 32 号	平成 13 年 9 月 1 日 告示第 188 号
平成 6 年 1 月 1 日 告示第 1 号	平成 16 年 12 月 1 日 告示第 215 号
平成 7 年 10 月 1 日 告示第 103 号	平成 17 年 2 月 1 日 告示第 37 号
平成 7 年 11 月 20 日 告示第 113 号	

(趣旨)

第1条 この規程は、高知市が行うし尿収集手数料の減免（以下「減免」という。）並びに財団法人高知市環境事業公社（以下「公社」という。）が行う収集料に対する市の助成（以下「助成」という。）等について、必要な事項を定めるものとする。

(減免並びに助成の対象)

第2条 減免並びに助成の対象は、次の各号に掲げる世帯のうち、市長が認めたものとする。

- (1) 広範な地域に降雨があつた場合等で床下以上の浸水があり、便槽が満水した世帯
- (2) 次に掲げる世帯のうち、高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成 6 年条例第 1 号）別表 2 の(1)備考 8 に規定する特別収集手数料（以下「備考 8 の特別収集手数料」という。）の加算をされる借家居住世帯又は高知市税条例（昭和 56 年条例第 6 号）第 71 条第 1 項第 2 号の規定に該当し当該年度分の固定資産税の全額を免除されている世帯で、かつ、当該年度分（4 月 1 日から 6 月 30 日までにあつては前年度分）の市町村民税非課税世帯で、別に定める減免申請書を市長に提出しているもの
 - ア 次のいずれかに該当する者のみで構成されている世帯
 - (ア) 65 歳以上の者
 - (イ) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項に規定する身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）の交付を受けている者
 - (ウ) 療育手帳制度要綱（昭和 48 年 9 月 27 日発児第 156 号厚生事務次官通知）による療育手帳（以下「療育手帳」という。）の交付を受けている者
 - (エ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項に規定する精神障害者保健福祉手帳（以下「精神障害者保健福祉手帳」という。）の交付を受けている者
 - イ 次のいずれかに該当する者を世帯員に含む世帯
 - (ア) 身体障害者手帳に記載された級別が 1 級又は 2 級である者
 - (イ) 療育手帳に記載された障害の程度が A である者
 - (ウ) 精神障害者保健福祉手帳に記載された障害等級が 1 級又は 2 級である者
 - (エ) 高知市福祉医療費助成条例（昭和 49 年条例第 66 号）第 2 条第 3 号の規定に該当し、同条例に基づき福祉医療費の助成を受けている者
- (3) 備考 8 の特別収集手数料の加算をされる世帯で、かつ、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による生活扶助を受けている世帯

(減免並びに助成の額)

第3条 減免並びに助成の額は、次のとおりとする。

- (1) 前条第 1 号の場合は、一世帯につき 360 リットル以内の額及び高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例別表 2 の(1)備考 7 及び 8 に規定する特別収集手数料（以下「備考 7 及び 8 の特別収集手数料」という。）とする。
- (2) 前条第 2 号及び第 3 号の場合は、備考 8 の特別収集手数料の額とする。

(減免並びに助成の方法)

第4条 第2条第1号の場合は、次の方法による。

- (1) 市が収集する世帯で、収集量が360リットル以内のものについては、収集量相当額及び備考7及び8の特別収集手数料を免除し、360リットルを越えるものについては、360リットル相当額及び備考7及び8の特別収集手数料を免除する。
- (2) 公社が担当する世帯で、公社が前号に準ずる収集料を当該世帯から徴収しないものについては、公社からの申請に基づきその額を公社に交付する。
- (3) 公社が担当する世帯を、市が収集する場合、収集量は360リットル以内とし、それに相当する額及び備考7及び8の特別収集手数料を免除する。

2 第2条第2号及び第3号の場合は、次の方法による。

- (1) 市が収集する世帯については、前条第2号の額を免除する。
- (2) 公社が担当する世帯で、公社が前条第2号の額を当該世帯から徴収しない場合は、公社からの申請に基づきその額を公社に交付する。

(集会施設の特例)

第4条の2 広範な地域に降雨があつた場合等で床下以上の浸水があり、便槽が満水した集会施設(町内会・自治会・公民館等の団体がその維持管理に係る費用を負担するものに限る。)は、第2条第1号の世帯とみなし、前2条の規定により減免又は助成するものとする。

(減免並びに助成金の返還)

第5条 市長は、この規程に違反して減免又は助成を受けた者に対しては、既に減免を受けた額又は交付を受けた助成額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

附 則

1 この規程は、昭和51年9月11日から施行し、昭和51年9月1日から適用する。ただし、第2条第1項の減免並びに助成については、昭和51年4月分から適用する。

2 高知市し尿くみ取り手数料助成規程(昭和47年告示第20号)は、廃止する。

附 則 (昭和60年12月25日告示第100号)

この告示は、昭和60年12月25日から施行し、昭和60年10月1日から適用する。

附 則 (平成3年7月10日告示第75号)

この規程は、平成3年7月10日から施行し、平成3年5月10日から適用する。

附 則 (平成4年4月1日告示第32号)

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年1月1日告示第1号)

この規程は、平成6年1月1日から施行する。

附 則 (平成7年10月1日告示第108号)

(施行期日)

1 この規程は、平成7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の高知市し尿収集手数料減免並びに収集料助成規程の規定は、平成8年1月1日以後の処理に係る手数料から適用し、同日前の処理に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則 (平成7年11月20日告示第113号)

(施行期日)

1 この規程は、平成7年11月20日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の高知市し尿収集手数料減免並びに収集料助成規程の規定は、平成8年1月1日以後の処理に係る手数料から適用し、同日前の処理に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則 (平成11年3月23日告示第38号)

この規程は、平成11年3月23日から施行し、平成10年9月25日から適用する。

附 則 (平成12年4月1日告示第61号) 抄

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 13 年 9 月 1 日告示第 188 号)

この規程は、平成 13 年 9 月 1 日から施行し、平成 9 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 16 年 12 月 1 日告示第 215 号)

- 1 この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正後の高知市し尿収集手数料減免並びに収集料助成規程の規定は、この規程の施行の日以後の処理に係る手数料から適用し、同日前の処理に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則 (平成 17 年 2 月 1 日告示第 37 号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正後の高知市し尿収集手数料減免並びに収集料助成規程の規定は、この規程の施行の日以後の処理に係る手数料から適用し、同日前の処理に係る手数料については、なお従前の例による。

18 高知市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例

平成 13 年 7 月 1 日
条例 第 30 号

目次

- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 公共の場所における措置（第8条—第10条）
- 第3章 放置自動車の処分等（第11条—第14条）
- 第4章 高知市放置自動車廃物判定委員会（第15条）
- 第5章 雜則（第16条—第19条）
- 第6章 罰則（第20条・第21条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関し必要な事項を定めることにより、公共の場所の機能の保全並びに市民の快適な生活環境の維持及び向上を図るとともに、良好な都市環境の形成に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自動車 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 2 条第 2 項に規定する自動車をいう。
- (2) 放置 自動車が正当な権原に基づくことなく、公共の場所に相当の期間にわたり置かれていることをいう。
- (3) 放置自動車 自動車で、その機能の一部又は全部を失った状態で放置されているものをいう。
- (4) 公共の場所 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する道路、公園、河川敷その他の公共の用に供する場所をいう。
- (5) 事業者等 自動車の製造、輸入、販売、整備、解体、検査、登録その他これらに類するものを業として行っている者及びこれらの者の団体をいう。
- (6) 所有者等 自動車の所有権、占有権又は使用権を現に有する者又は最後に有した者及び自動車を放置した者又は放置させた者をいう。
- (7) 廃物 放置自動車で、自動車としての本来の用に供することが困難な状態にあり、かつ、不要物と認められるものをいう。
- (8) 処分等 廃物の撤去、処分若しくは処理又はこれらのために必要な措置をいう。

（市長の責務）

第3条 市長は、放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関し、啓発に関する施策その他の必要な施策（以下「施策」という。）を策定し、これを実施するものとする。

（市民の責務）

第4条 市民（本市の区域内において自動車を所有し、又は使用する者を含む。）は、本市が実施する施策に協力しなければならない。

（事業者等の責務）

第5条 事業者等は、自動車が放置自動車とならないよう啓発、回収その他の適切な措置を講ずるように努めるとともに、本市が実施する施策に協力しなければならない。

（放置の禁止）

第6条 何人も、正当な理由なく自動車を放置し、若しくは放置させ、又はこれらの行為をしようとする者に協力してはならない。

（通報等）

第7条 放置自動車を発見した者は、市長にその旨を通報するよう努めなければならない。
2 市長は、前項の規定による通報を受けた場合において必要があると認めるときは、その内容を関係機関に通報する等適切な措置を講ずるものとする。

第2章 公共の場所における措置

(公共の場所における調査等)

第8条 市長は、公共の場所に関し、前条第1項の規定による通報があったときその他必要があると認めるときは、当該職員に当該自動車の状況、所有者等その他の事項を調査させることができる。

2 市長は、前項の規定による調査の結果、当該自動車が放置自動車であると判断したときは、所有者等に適正な処理を促すため、当該放置自動車に警告書をはり付けるものとする。

(撤去勧告)

第9条 市長は、前条第1項の規定による調査の結果又は第12条に規定する処分等をするまでの間に、放置自動車の所有者等が判明したときは、当該所有者等に対し、期限を定めて当該放置自動車を撤去するよう勧告することができる。

(撤去命令)

第10条 市長は、前条の規定による勧告を行ったにもかかわらず、放置自動車を撤去しない所有者等に対し、期限を定めて当該放置自動車を撤去するよう命ずることができる。

第3章 放置自動車の処分等

(廃物認定)

第11条 市長は、放置自動車が、第8条第2項の規定により警告書をはり付けた日から起算して規則で定める期間を経過した後において、同条第1項の規定による調査の結果、当該放置自動車の所有者等が判明しなかった場合又は所有者等は判明したが住所、居所その他の連絡先が不明で連絡が取れない場合は、第15条に規定する高知市放置自動車廃物判定委員会の判定を経て、放置自動車を廃物として認定することができる。

2 市長は、高知市放置自動車廃物判定委員会があらかじめ定める判断基準により当該放置自動車を明らかに廃物として判断できるものについては、前項の規定にかかわらず、高知市放置自動車廃物判定委員会の判定を経ずに、廃物として認定することができる。

3 市長は、第1項又は前項の規定による認定をしようとするときは、あらかじめその旨を告示しなければならない。

(処分等)

第12条 市長は、放置自動車を廃物として認定したときは、その処分等をすることができる。

(廃物認定外放置自動車の措置)

第13条 市長は、廃物として認定しなかった放置自動車（以下「廃物認定外放置自動車」という。）については、所有者等に当該廃物認定外放置自動車の引取りを促すため規則で定める事項を告示しなければならない。

2 前項の規定による告示の日から起算して6月を経過してもなお当該廃物認定外放置自動車の引取りのないときは、当該廃物認定外放置自動車の所有権は本市に帰属するものとする。

(費用の請求)

第14条 市長は、第12条の規定による処分等をした後に、当該放置自動車の所有者等が判明したときは、その者に対し、当該放置自動車の処分等に要した費用を請求することができる。

第4章 高知市放置自動車廃物判定委員会

(委員会の設置)

第15条 放置自動車の廃物の判定その他放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関し必要な事項を審議するため、高知市放置自動車廃物判定委員会（次項において「委員会」という。）を置く。

2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 雜則

(国等に対する要請)

第16条 市長は、国又は他の公共団体若しくは公共的団体に対し、当該団体が設置し、又は管理している公共の場所における放置自動車の適正な処理について、必要な措置を講ずるよう要請することができる。
(事業者等への協力要請)

第17条 市長は、事業者等に対し、廃物と認定した放置自動車の処理について、必要な協力を要請することができる。

(他の法令等との調整)

第18条 この条例は、法令等の規定により、放置自動車の処理に関する手続が定められている場合については、適用しない。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 罰則

第20条 第10条の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

第21条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、別に規則で定める日から施行する。

(検討)

2 市長は、この条例の施行後において、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）及び放置自動車の発生の防止等に関する他の法令の改廃等により必要があると認めるときは、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

19 高知市ダイオキシン類による健康被害の防止及び生活環境の保全に関する条例

〔平成 11 年 4 月 1 日
条例 第 39 号〕

改正 平成 14 年 7 月 5 日 条例第 27 号
平成 20 年 1 月 1 日 条例第 53 号

(目的)

第1条 この条例は、ダイオキシン類対策特別措置法(平成 11 年法律第 105 号。以下「法」という。)と相まって、高知市におけるダイオキシン類の発生及び排出の抑制に関する施策を実施することにより、人の健康に係る被害を未然に防止するとともに、生活環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ダイオキシン類 ポリ塩化ジベンゾフラン、ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをいう。
- (2) 小型焼却炉 ダイオキシン類対策特別措置法施行令(平成 11 年政令第 433 号)別表第 1 第 5 号の規定に該当しない廃棄物焼却炉をいう。

(市の責務)

第3条 市は、ダイオキシン類の発生及び排出を抑制するため、本市の自然的・社会的条件に応じた総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、前項の施策の策定及び実施に当たり、必要と認めるときは、国及び他の地方公共団体その他関係機関と協力して行うように努めなければならない。
- 3 市は、ダイオキシン類の発生及び排出の抑制のための施策について、事業者及び市民に対し、積極的な啓発及び指導に努めなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、ダイオキシン類の発生及び排出のおそれのない製品の製造及び使用に努めるとともに、廃棄物の分別及び再資源化による廃棄物の減量化その他棄物を適正に処理することにより、ダイオキシン類の発生及び排出を抑制するよう努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、事業者は、市が実施するダイオキシン類の発生及び排出の抑制に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、廃棄物の分別及び再資源化に努め、焼却により処理する廃棄物の減量を図る等により、ダイオキシン類の発生及び排出を抑制するよう努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、市が実施するダイオキシン類の発生及び排出の抑制に関する施策に協力する責務を有する。

(ダイオキシン類の濃度の調査測定等)

第6条 市長は、大気、土壌その他ダイオキシン類が残留し、人の健康に被害を及ぼすおそれがあると認められるもの(以下「汚染対象物」という。)について、計画的かつ効果的に、そのダイオキシン類の濃度を調査測定(法第 27 条第 1 項の規定による調査測定を除く。)するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による調査測定に際しては、その対象となる汚染対象物、範囲、時期等について、あらかじめ、高知市ダイオキシン類対策審議会(以下この条及び次条において「審議会」という。)の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、第 1 項の規定により調査測定をしたときは、その結果を審議会に報告するとともに、審議会において特別の理由があると認めた場合を除き、これを公表しなければならない。

(抑制計画の策定)

第7条 市長は、ダイオキシン類の発生及び排出を抑制するため、ダイオキシン類抑制計画(以下「抑制計

画」という。)を定めなければならない。

2 抑制計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) ダイオキシン類の発生及び排出を抑制するための施策の大綱
- (2) ダイオキシン類の発生及び排出を抑制するための指導基準
- (3) その他ダイオキシン類の発生及び排出を抑制するために必要な事項

3 市長は、抑制計画を定めるに当たっては、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、抑制計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、抑制計画の変更について準用する。

(小型焼却炉の構造基準等)

第8条 小型焼却炉は、規則で定める構造基準に適合しなければならない。

2 小型焼却炉を用いた廃棄物の焼却は、規則で定める維持管理基準に適合しなければならない。

(小型焼却炉の設置の届出)

第9条 小型焼却炉を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 小型焼却炉を設置する施設等の名称及び所在地
- (3) 小型焼却炉の構造
- (4) 小型焼却炉の使用の方法

(経過措置)

第10条 一の焼却炉が小型焼却炉となった際にその焼却炉を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)は、当該焼却炉が小型焼却炉となった日から30日以内に、規則で定めるところにより、前条各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(小型焼却炉の構造等の変更の届出)

第11条 第9条又は前条の規定による届出をした者は、その届出に係る第9条第3号又は第4号に掲げる事項の変更をしようとするときは、規定で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(計画変更指導及び勧告)

第12条 市長は、第9条又は前条の規定による届出があった場合において、その届出に係る小型焼却炉が第8条第1項に規定する構造基準に適合しないと認めるとき、又は小型焼却炉の使用の方法が適当でないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内において、その届出をした者に対し、当該小型焼却炉の構造若しくは使用の方法に関する計画の変更(前条の規定による届出に係る計画の廃止を含む。)又は第9条の規定による届出に係る小型焼却炉の設置に関する計画の廃止を指導するものとする。

2 市長は、前項の規定による指導を受けた者が当該指導に従わないときは、当該指導に従うよう勧告するものとする。

(実施の制限)

第13条 第9条又は第11条の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から60日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る小型焼却炉の構造若しくは使用の方法の変更をしてはならない。

2 市長は第9条又は第11条の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(氏名の変更等の届出)

第14条 第9条又は第10条の規定による届出をした者は、その届出に係る第9条第1号又は第2号に掲げる事項に変更があったとき、又はその届出に係る小型焼却炉の使用を廃止したときは、その日から30日以内に、規定で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(承継)

第15条 第9条又は第10条の規定による届出をした者からその届出に係る小型焼却炉を譲り受け、又は借り受けた者は、当該小型焼却炉に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第9条又は第10条の規定による届出をした者について相続、合併又は分割(その届出に係る小型却炉を

承継させるものに限る。) があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該焼却炉を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前2項の規定により第9条又は第10条の届出をした者の地位を承継した者は、その承継があつた日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(改善指導及び勧告)

第16条 市長は、小型焼却炉が第8条第1項に規定する構造基準に適合しないと認めるととき、小型焼却炉の使用の方法が適当でないと認めるとき、又は小型焼却炉による廃棄物の焼却の方法が同条第2項に規定する維持管理基準に適合しないと認めるときは、当該小型焼却炉を設置している者に対し、期限を定めて当該小型焼却炉の構造、使用の方法若しくは焼却の方法の改善又は使用の一時停止を指導するものとする。

2 市長は、前項の規定による指導を受けた者が当該指導に従わないとときは、当該指導に従うよう勧告するものとする。

(事故時の措置)

第17条 小型焼却炉を設置している者(以下「設置者」という。)は、小型焼却炉の故障、破損その他の事故が発生したときは、直ちに、当該小型焼却炉の使用の一時停止その他の必要な応急の措置を講ずるとともに、その事故を速やかに復旧するよう努めなければならない。

(小型焼却炉に係る焼却灰等の処理)

第18条 設置者は、小型焼却炉から排出される焼却灰その他の燃え殻(以下「焼却灰等」という。)が飛散し、及び流出しないよう措置を講じなければならない。

2 設置者は、小型焼却炉から排出される焼却灰等の処分を行う場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)その他関係法令の諸規定に従い、当該焼却灰等を適正に処理しなければならない。

(立入調査等)

第19条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者及び市民(以下「事業者等」という。)に対して報告若しくは資料の提出を求め、又は事業者等の当該事業等の用に供する土地若しくは建物に立ち入り、廃棄物その他の物件の保管等若しくは焼却炉等廃棄物の処理若しくは処分の用に供する施設の構造若しくは維持管理等に関し調査し、若しくは汚染対象物の検査(以下「立入調査等」という。)をすることができる。

2 市長は、前項の規定による立入調査等をするため必要があるときは、必要な最少量に限り土壤その他の物を無償で集取することができる。

3 市長は、立入調査等をその命じた者又は委任した者に行わせることができる。

4 立入調査等をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

5 立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指導、勧告及び公表)

第20条 市長は、第12条及び第16条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者に対して指導を行い、又は違反行為の停止その他必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。

(1) 第9条から第11条まで、第14条または第15条第3項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第13条第1項の規定に違反して小型焼却炉を設置し、又は小型焼却炉の構造若しくは使用の方法を変更した者

(3) 前条第1項の規定に違反して報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

(4) 前条第1項の規定に違反して立入調査等を拒み、妨げ、又は忌避した者

(5) 前条第2項の規定に違反して正当な理由がないのに土壤等の集取を拒み、妨げ、又は忌避した者

2 市長は、第12条第2項、第16条第2項及び前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないとときは、当該勧告を受けた者に弁解の機会を付与した上で、その者の氏名等を公表することができる。

3 第1項に掲げるもののほか、市長はダイオキシン類の発生及び排出を抑制するため必要があると認める

ときは、事業者等に対し、必要な指導又は勧告をすることができる。

(ダイオキシン類対策審議会)

第21条 この条例により、その権限に属する事項を審議するほか、市長の諮問に応じてダイオキシン類対策に関する基本的事項について調査審議するため、高知市ダイオキシン類対策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、ダイオキシン類対策に関する基本的事項について市長に意見を述べることができる。

3 審議会は、委員15人以内で組織する。

4 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に特別委員を置くことができる。

5 委員及び特別委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者及び市民

(2) 関係行政機関の職員

(3) その他市長が適当と認める者

6 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 特別委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了するまでの間とする。

8 審議会の会議及び審議会に提出された資料は、公開するものとする。ただし、審議会の会議において非公開と決定したものについては、この限りでない。

9 委員及び特別委員は、前項本文の規定により公開されるべきものを除き、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

10 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、別に規則で定める日から施行する。ただし、第21条及び附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

(検討)

2 市長は、この条例(前項ただし書に定める規定に係る部分を除く。以下同じ。)の施行後、ダイオキシン類が人の健康に及ぼす影響に関する科学的知見の充実の程度、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)その他の法令によるダイオキシン類規制の状況その他の事情に著しい変化があり、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

3 市長は、臭素系ダイオキシンにつき、人の健康に対する影響の程度、その発生過程等に関する調査研究の結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

(施行のために必要な準備)

4 市長は、抑制計画を定めようとするときは、この条例の施行の日前においても審議会の意見を聞くことができる。

(春野町の編入に伴う経過措置)

5 春野町の編入(以下「編入」という。)の際現に旧春野町の区域において、小型焼却炉(編入の日以後に使用されるものに限る。)を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)は、第10条に規定する焼却炉を設置している者とみなして、同条の規定を適用する。この場合において、同条中「当該焼却炉が小型焼却炉となった日から30日以内」とあるのは、「平成20年3月31日まで」とする。

附 則(平成14年7月5日条例第27号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の高知市ダイオキシン類による健康被害の防止及び生活環境の保全に関する条例第8条から第16条まで及び第20条第1項(第3号から第5号までの規定を除く。)の規定は、平成14年

12月1日において現に設置されている小型焼却炉のうち同日以後に使用されるもの及び同日以後に新たに設置される小型焼却炉について適用する。

附 則 (平成20年1月1日条例第53号)

この条例は、公布の日から施行する。

20 高知市廃棄物処理施設整備基金条例

〔 平成20年3月26日
条 例 第 79 号 〕

(設置)

第1条 本市における一般廃棄物処理施設の整備に要する経費に充てるため、高知市廃棄物処理施設整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の積立て)

第2条 基金として積立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

2 基金をより効果的に運営するため、基金の設置目的に沿う市民又は法人その他の団体の寄附金は、前項の積立額に充てることができる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益（以下「運用益金」という。）は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金の設置目的を達成するために行う事業の経費に充てるものとする。

2 前項に定める事業の経費に充当したもの除き、運用益金は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に積み立てる。

(処分)

第5条 市長は、基金の設置目的を達成するため必要があると認めるときは、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、基金の全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

21 高知市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例

平成 9 年 12 月 26 日
〔 条例 第 53 号 〕

改正 平成 12 年 4 月 1 日 条例第 32 号
平成 17 年 1 月 1 日 条例第 37 号
平成 18 年 4 月 1 日 条例第 28 号
平成 20 年 1 月 1 日 条例第 51 号
平成 21 年 1 月 1 日 条例第 11 号

(目的)

第1条 この条例は、浄化槽法(昭和 58 年法律第 43 号。以下「法」という。)第 48 条第 1 項の規定に基づき、浄化槽の保守点検を業とする者について、登録制度を設けることにより、公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(登録)

第2条 本市の区域内において、浄化槽の保守点検を行う事業(以下「浄化槽保守点検業」という。)を営もうとする者は、市長の登録を受けなければならない。

2 前項の登録の有効期間は、3 年とする。

3 前項の有効期間の満了後引き続き浄化槽保守点検業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。

4 更新の登録の申請があった場合において、第 2 項の有効期間の満了の日までにその申請に対する登録又は登録の拒否の処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なおその効力を有する。

5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(登録の申請)

第3条 前条第 1 項又は第 3 項の登録を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次の事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の職・氏名

(2) 本市の区域を営業区域(浄化槽保守点検業を営もうとする区域をいう。)とする営業所(以下「営業所」という。)の名称及び所在地

(3) 法人にあっては、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)の氏名

(4) 営業所ごとに置かれる専任の浄化槽管理士の氏名、その者が交付を受けた浄化槽管理士免状の交付番号及びその者が専任する営業区域に係る市町村名

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

(1) 申請者が第 5 条第 1 項第 1 号から第 6 号までに該当しないことを誓約する書類

(2) 第 9 条第 4 項に規定する器具の明細を記載した書類

(3) 連絡をとっている又は連絡をとる予定の浄化槽清掃業者の氏名若しくは名称及び営業所の所在地を記載した書類その他の浄化槽の適正な管理に資することを証する書類

(4) その他規則で定める書類又は図面

(登録の実施)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次条第 1 項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、前条第 1 項各号に掲げる事項並びに登録の年月日及び登録番号を浄化槽保守点検業者

登録簿に登録しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による登録をした場合においては、直ちにその旨を当該申請者に通知しなければならない。
- 3 何人も、市長に対し、その登録を受けて浄化槽保守点検業を営む者（以下「浄化槽保守点検業者」という。）に関する浄化槽保守点検業者登録簿の謄本の交付又は閲覧を請求することができる。

（登録の拒否）

第5条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するものであるとき、又は申請書若しくは添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- (1) 法若しくは法に基づく処分又はこの条例若しくはこの条例に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (2) 第12条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
- (3) 浄化槽保守点検業者で法人であるものが第12条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日以前30日以内にその浄化槽保守点検業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
- (4) 第12条第1項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- (5) 浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
- (6) 法人でその役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの
- (7) 第9条第1項、第2項及び第4項に規定する要件のいずれかを欠く者

- 2 市長は、前項の規定により登録を拒否したときは、その理由を示して、直ちにその旨を申請者に通知しなければならない。

（変更の届出）

第6条 浄化槽保守点検業者は、第3条第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、変更の日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

- 2 第4条第1項及び第2項並びに前条の規定は、前項の規定による届出があつた場合に準用する。

（廃業等の届出）

第7条 浄化槽保守点検業者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に掲げる者は、30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 死亡した場合 その相続人
- (2) 法人が合併により消滅した場合 その役員であった者
- (3) 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人
- (4) 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散した場合 その清算人
- (5) 浄化槽保守点検業を廃止した場合 浄化槽保守点検業者であった個人又は浄化槽保守点検業者であつた法人の役員

（登録の抹消）

第8条 市長は、前条の規定による届出があつた場合（同条の規定による届出がなくて同条各号のいずれかに該当する事実が判明した場合を含む。）又は登録がその効力を失った場合は、浄化槽保守点検業者登録簿からこれらの場合に係る浄化槽保守点検業者の登録を抹消しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により登録を抹消した場合においては、その理由を示して、直ちにその旨を前条の届出をした者又は当該登録を抹消した浄化槽保守点検業者であつた者に通知しなければならない。

（営業所の設置等）

第9条 浄化槽保守点検業者は、本市の区域内に営業所を設置し、営業所に浄化槽管理士を置かなければならぬ。

- 2 前項の浄化槽管理士は、浄化槽の清掃を行う者との連携等浄化槽の管理が適正に行われるよう、本市の区域の専任でなければならない。

- 3 净化槽管理士1人につき専ら保守点検を行うことができる净化槽の基数については、規則で定める。
- 4 净化槽保守点検業者は、営業所ごとに規則で定める器具を備えなければならない。
- 5 净化槽保守点検業者は、第1項、第2項及び前項の規定のいずれかに抵触する場合が生じたときは、2週間以内に当該各項の規定に適合させるために必要な措置をとらなければならない。
- 6 净化槽保守点検業者は、净化槽の保守点検を行うときは、これを净化槽管理士に行わせ、若しくは実地に監督させ、又はその資格を有する净化槽保守点検業者自ら行い、若しくは実地に監督しなければならない。
- 7 净化槽保守点検業者は、净化槽の保守点検の技術上の基準に従って净化槽の保守点検を行うこととし、その際、当該净化槽について清掃が必要であると認められたときは、速やかに当該净化槽の管理者及び净化槽の管理者が当該净化槽の清掃を委託している場合にあっては委託を受けている净化槽清掃業者に通知しなければならない。
- 8 净化槽保守点検業者は、第2条第1項の登録又は同条第3項の更新の登録を受けるときは、第1項の規定により営業所に置くこととされる净化槽管理士ごとに規則で定める净化槽管理士身分証（以下「身分証」という。）の交付を受けなければならない。
- 9 净化槽管理士は、その職務を行うときは、净化槽の管理者がその資格を容易に確認することができるよう身分証を着用しなければならない。
- 10 身分証の交付、再交付、書換え交付、返納等に関し必要な事項は、規則で定める。

（標識の掲示）

第10条 净化槽保守点検業者は、規則で定めるところにより、その営業所ごとに、その見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他の規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

（帳簿の備付け等）

第11条 净化槽保守点検業者は、規則で定めるところにより、その営業所ごとに帳簿を備え、その業務に関し規則で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

（登録の取消し等）

第12条 市長は、净化槽保守点検業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 不正の手段により第2条第1項又は第3項の登録を受けたとき。
 - (2) 第5条第1項第1号、第3号又は第5号から第7号までのいずれかに該当することとなったとき。
 - (3) 第6条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
 - (4) 法第12条第1項の助言、指導又は勧告に従わず、情状特に重いとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、法若しくは法に基づく処分又はこの条例若しくはこの条例に基づく処分に違反したとき。
- 2 市長は、前項の規定による処分をしようとするときは、高知市行政手続条例(平成9年条例第3号)第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。
 - 3 第1項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。
 - 4 市長は、第1項の規定により処分をした場合には、その理由を示して、直ちにその旨を当該処分をした净化槽保守点検業者に通知しなければならない。

（報告徵収、立入検査等）

第13条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、净化槽保守点検業者に対し、净化槽の保守点検業務に関し報告させることができる。

- 2 市長は、この条例を施行するため特に必要があると認めるときは、その職員に、净化槽保守点検業者の事務所又は営業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 3 前項の場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 4 第2項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（登録申請手数料）

第14条 第2条第1項又は第3項の登録を受けようとする者は、申請手数料として29,000円を市に納付しなければならない。

(身分証交付手数料等)

第15条 身分証の交付、再交付又は書換え交付を受けようとする者は、浄化槽管理士身分証交付手数料、浄化槽管理士身分証再交付手数料又は浄化槽管理士身分証書換交付手数料として2,400円以内で規則で定める額を市に納付しなければならない。

(委任)

第16条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第2条第1項又は第3項の登録を受けないで浄化槽保守点検業を営んだ者
- (2) 不正の手段により第2条第1項又は第3項の登録を受けた者
- (3) 第12条第1項の規定による命令に違反した者

第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

- (1) 第9条第5項の規定に違反して措置をとらなかった者
- (2) 第9条第6項の規定に違反して浄化槽の保守点検を行った者
- (3) 第11条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者
- (4) 第13条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (5) 第13条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(両罰規定)

第19条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に高知県知事の登録を受け本市の区域内において浄化槽の保守点検を行う事業を営んでいる者は、当該登録の有効期間満了の日までの間は、第2条第1項の登録を受けることなく引き続き浄化槽保守点検業を営むことができる。

(鏡村及び土佐山村の編入に伴う経過措置)

3 鏡村及び土佐山村の編入(附則第5項において「編入」という。)の際現に高知県知事の登録を受け旧鏡村又は旧土佐山村の区域内において浄化槽の保守点検を行う事業を営んでいる者は、当該登録の有効期間満了の日までの間は、第2条第1項の登録を受けないでも引き続き当該区域内において浄化槽保守点検業を営むことができる。

(営業所の設置に関する特例)

4 前2項の規定により浄化槽保守点検業を営むことができる者で、本市の区域内に営業所を有しないものに係る第9条第1項の規定の適用については、当分の間、同項中「本市の区域内に営業所」とあるのは、「営業所」と読み替えるものとする。

(罰則に関する経過措置)

5 編入の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(春野町の編入に伴う経過措置)

6 春野町の編入(以下「編入」という。)の際現に高知県知事の登録を受け旧春野町の区域内において浄化

槽の保守点検を行う事業を営んでいる者は、当該登録の有効期間満了の日までの間は、第2条第1項の登録を受けないでも引き続き当該区域内において浄化槽保守点検業を営むことができる。

7 前項の規定により浄化槽保守点検業を営むことができる者で、本市の区域内に営業所を有しないものに係る第9条第1項の規定の適用については、同項中「本市の区域内に営業所」とあるのは、「営業所」と読み替えるものとする。

8 編入の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成 12 年 4 月 1 日条例第 32 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の高知市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例第14条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に登録又は更新の登録の申請をしたものに係る手数料から適用し、施行日前に登録又は更新の登録の申請をしたものに係る手数料については、なお従前の例による。

附 則 (平成 17 年 1 月 1 日条例第 37 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 18 年 4 月 1 日条例第 23 号)

1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、第1条の規定は平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

(準備行為)

2 この条例（第1条の規定に限る。以下同じ。）による改正後の高知市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による浄化槽管理士身分証の交付及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の条例の規定の例により行うことができる。

附 則 (平成 20 年 1 月 1 日条例第 51 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 21 年 1 月 1 日条例第 11 号)

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

22 高知市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則

平成 10 年 4 月 1 日
〔 条例 第 56 号 〕

改正 平成 12 年 12 月 26 日 規則第 101 号
平成 14 年 4 月 1 日 規則第 47 号
平成 18 年 4 月 1 日 規則第 51 号
平成 21 年 4 月 1 日 規則第 63 号

(趣旨)

第1条 この規則は、高知市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例（平成 9 年条例第 53 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(更新の登録の申請)

第2条 条例第 2 条第 3 項の規定による更新の登録を受けようとする者は、同条第 2 項の有効期間の満了の日前 30 日までに、条例第 3 条第 1 項に規定する申請書を提出しなければならない。

(登録申請書の様式)

第3条 条例第 3 条第 1 項に規定する申請書は、浄化槽保守点検業者（新規・更新）登録申請書（第 1 号様式）によるものとする。

(登録申請書の添付書類)

第4条 条例第 3 条第 2 項第 1 号に規定する書類は、誓約書（第 2 号様式）によるものとする。

2 条例第 3 条第 2 項第 2 号に規定する書類は、器具明細表（第 3 号様式）によるものとする。

3 条例第 3 条第 2 項第 3 号に規定する連絡をとっている又は連絡をとる予定の浄化槽清掃業者の氏名又は名称及び営業所の所在地を記載した書類は、浄化槽清掃業者に関する書類（第 3 号様式の 2）によるものとする。

4 条例第 3 条第 2 項第 4 号に規定する規則で定める書類又は図面は、次のとおりとする。

- (1) 営業所ごとに置かれる専任の浄化槽管理士の浄化槽管理士免状の写し
- (2) 専任の浄化槽管理士の略歴を記載した書面（第 4 号様式）及び住民票の写し又はこれに代わる書面
- (3) 申請者（法人である場合にあってはその役員、営業に関し成年と同一の能力を有しない未成年者である場合にあってはその法定代理人を含む。）の略歴を記載した書面（第 5 号様式）
- (4) 法人にあっては、登記事項証明書
- (5) 個人にあっては、住民票の写し又はこれに代わる書面
- (6) 事業計画書（第 6 号様式）
- (7) 営業所及び条例第 9 条第 4 項に規定する器具の保管場所の所在地番を記載した見取図並びに当該保管場所における当該器具の保管場所を明示した配置図
- (8) 申請者に係る市税について滞納がない旨の納税証明書

(登録簿の様式)

第5条 条例第 4 条第 1 項に規定する浄化槽保守点検業者登録簿は、第 7 号様式によるものとする。

(変更の届出)

第6条 条例第 6 条第 1 項の規定による届出は、浄化槽保守点検業登録事項変更届（第 8 号様式）に、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める書類を添えて行わなければならない。

- (1) 条例第 3 条第 1 項第 1 号に掲げる事項の変更 住民票の写し若しくはこれに代わる書面又は登記事項証明書
- (2) 条例第 3 条第 1 項第 2 号に掲げる事項の変更（商業登記の変更を必要とする場合に限る。） 登記事項証明書
- (3) 条例第 3 条第 1 項第 3 号に掲げる事項の変更 登記事項証明書並びに新たに役員となる者がある場

合においては、第4条第1項及び同条第4項第3号に規定する書類

- (4) 条例第3条第1項第4号に掲げる事項の変更 第4条第4項第1号及び第2号に規定する書類
(廃業等の届出)

第7条 条例第7条の規定による廃業等の届出は、浄化槽保守点検業廃業等届（第9号様式）により行わなければならない。

（保守点検を行うことができる浄化槽の基数）

第7条の2 条例第9条第3項に規定する浄化槽の基数は、最大700基とする。

（器具の設置）

第8条 条例第9条第4項に規定する規則で定める器具は、別表のとおりとする。

（浄化槽管理士身分証）

第9条 条例第9条第8項に規定する規則で定める浄化槽管理士身分証（以下「身分証」という。）は、第9号様式の2によるものとする。

- 2 浄化槽管理士は、条例第9条第8項の規定により身分証の交付を受けようとするときは、浄化槽管理士身分証交付（新規・書換え・再交付）申請書（第9号様式の3。以下「交付申請書」という。）を市長に提出しなければならない。
- 3 浄化槽管理士は、身分証を譲り渡し、又は貸与してはならない。
- 4 身分証の有効期間は、当該身分証の交付を受けた日から条例第2条第2項の規定による浄化槽保守点検業者（条例第2条第1項の規定により市長の登録を受けて浄化槽保守点検業を営む者をいう。以下同じ。）の登録の有効期間の満了の日までとする。ただし、同条第4項の規定によりなお効力を有することとされる従前の登録に係る浄化槽保守点検業者の置く浄化槽管理士の身分証の有効期限は、当該従前の登録がなお効力を有する日までとする。
- 5 浄化槽管理士は、身分証の記載事項に変更があったとき（浄化槽保守点検業者が条例第2条第3項の更新の登録を受けるときを含む。）は、交付申請書により、遅滞なく、身分証の書換え交付を市長に申請しなければならない。この場合において、身分証の書換え交付を受けたときは、浄化槽管理士身分証返納届出書（第9号様式の4。以下「返納届出書」という。）により、速やかに従来の身分証を市長に返納しなければならない。
- 6 前項の規定による身分証の書換え交付の申請があった場合において、当該身分証の有効期間の満了の日までに当該申請に対する身分証の書換え交付又は身分証の書換え交付を行わない旨の処分がなされないときは、当該身分証の有効期限は、当該申請に対する身分証の書換え交付又は身分証の書換え交付を行わない旨の処分がなされる日までとする。
- 7 浄化槽管理士は、身分証を破り、汚し、又は失ったときは、交付申請書により、身分証の再交付を市長に申請することができる。この場合において、身分証の再交付を受けた後は、返納届出書により、速やかに破った、又は汚した身分証を市長に返納しなければならない。失った身分証を発見したときも、同様とする。
- 8 浄化槽管理士は、次の各号のいずれかに該当したときは、返納届出書により、遅滞なく、交付を受けている身分証を市長に返納しなければならない。
 - (1) 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第45条第3項の規定に基づき浄化槽管理士が環境大臣から浄化槽管理士免状の返納を命ぜられたとき。
 - (2) 条例第8条第1項の規定により浄化槽保守点検業者が浄化槽保守点検業者登録簿から登録を抹消されたとき。
 - (3) 条例第12条第1項の規定に基づき浄化槽保守点検業者が浄化槽保守点検業の登録を取り消されたとき。
 - (4) 浄化槽管理士が浄化槽保守点検業者の置く浄化槽管理士でなくなったとき。

（標識）

第10条 条例第10条の規定により浄化槽保守点検業者が掲げる標識の記載事項は次のとおりとし、その様式は第10号様式によるものとする。

- (1) 氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 登録番号及び登録有効期間
- (3) 净化槽管理士の氏名、净化槽管理士免状の交付番号
(帳簿の記載事項等)

第11条 条例第11条の規定により営業所ごとに備える帳簿の記載事項は、次のとおりとする。

- (1) 净化槽の保守点検を委託した净化槽管理者の氏名又は名称及び住所
- (2) 净化槽管理者との契約年月日
- (3) 净化槽の所在地、処理能力及び処理方式並びにその净化槽に係る建物の用途
- (4) 保守点検を行った年月日、点検結果及び改善が必要であった場合の改善措置
- (5) 条例第9条第7項の規定により通知した净化槽清掃業者名及び通知年月日

2 前項の帳簿は、1年ごとに閉鎖し、閉鎖後営業所ごとに3年間保存しなければならない。

(身分を示す証明書の様式)

第12条 条例第13条第3項に規定する証明書は、第11号様式によるものとする。

(身分証交付手数料等)

第13条 条例第15条に規定する規則で定める額は、2,400円とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年12月26日規則第101号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則 (平成14年4月1日規則第47号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の規則の規定による様式は、この規則による改正後の規則の規定による様式にかかわらず、当分の間、なお使用することができる。

附 則 (平成18年4月1日規則第51号)

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第1条並びに次項及び附則第3項の規定は、平成18年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 高知市净化槽の保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例(平成18年条例第23号。以下「改正条例」という。)附則第2項の規定に基づき平成18年6月30日までに第1条の規定による改正後の高知市净化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第9条第2項の規定による净化槽管理士身分証の交付の申請を行った場合において、同年7月1日までに当該申請に対する净化槽管理士身分証の交付又は净化槽管理士身分証の交付を行わない旨の処分がなされないときは、第1条の規定による改正前の高知市净化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則第9条に規定する净化槽管理士証は、同日後においては当該申請に対する净化槽管理士身分証の交付又は净化槽管理士身分証の交付を行わない旨の処分がなされるまでの間は、改正後の規則第9条第1項に規定する净化槽管理士身分証とみなす。

3 改正条例附則第2項の規定に基づき平成18年7月1日前に交付を受けた改正後の規則第9条第1項に規定する净化槽管理士身分証のうち、同日から平成19年3月31までの間に更新の登録を受けた净化槽保守点検業者の置く净化槽管理士の净化槽管理士身分証については、改正後の規則第9条第4項本文の規定にかかわらず、当該净化槽保守点検業者の更新後の登録の有効期間をその有効期間とする净化槽管理士身分証とみなす。

附 則 (平成 21 年 4 月 1 日規則第 63 号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第 8 条関係)

	浄化槽管理士 1 人当たりに備える器具	左欄以外に備える器具
器具の名称	汚泥厚測定器具、スカム厚測定器具、スカム破碎器具、水素イオン濃度測定器具、塩素イオン濃度測定器具、透視度計、亜硝酸反応測定器具、残留塩素計、温度計、殺虫剤噴霧器、1l メスシリンダー、油さし、手かぎ、メジャー、工具類、懐中電灯、ロープ、バケツ、ひしゃく、ホース及びノズル、ブラシ、点検に要する試薬、薬剤	水準計、圧力計、ドラム巻取式コード、スコップ、はしご、棒すり、携帯用顕微鏡
備考	営業所に置く浄化槽管理士 1 人に対し、上に掲げる器具一式を営業所に備えること。	合併処理施設を対象とする場合は、次の器具を追加すること。 DO 測定器具、MLSS 測定器具、汚泥返送用自吸式ポンプ、換気ファン、酸素濃度計、ガス検知器（硫化水素用等）

23 手 料

① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係手数料

区分	名 称	事 务	金 額
1	一般廃棄物処理施設設置許可申請手数料	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下この表において「法」という。)第8条第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請に対する審査	法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に係るものにあっては130,000円、その他の一般廃棄物処理施設に係るものにあっては110,000円
2	一般廃棄物処理施設の変更許可申請手数料	法第9条第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の変更の許可の申請に対する審査	法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に係るものにあっては120,000円、その他の一般廃棄物処理施設に係るものにあっては100,000円
3	一般廃棄物処理施設譲受け等許可申請手数料	法第9条の5第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の譲受け等の許可の申請に対する審査	1件につき 68,000円
4	一般廃棄物処理施設合併又は分割認可申請手数料	法第9条の6第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の合併又は分割の認可の申請に対する審査	1件につき 68,000円
5	一般廃棄物処理業許可申請手数料	法第7条第1項又は第6項の規定に基づく一般廃棄物処理業の許可の申請に対する審査	1件につき 10,000円
6	一般廃棄物処理業許可更新申請手数料	法第7条第1項又は第6項の規定に基づく一般廃棄物処理業の許可の更新の申請に対する審査	1件につき 10,000円
7	一般廃棄物処理業許可証再交付手数料	法第7条第1項又は第6項の規定に基づく一般廃棄物処理業の許可証の再交付	1件につき 4,000円
8	産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料	法第14条第1項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可の申請に対する審査	1件につき 81,000円
9	産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料	法第14条第2項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可の更新の申請に対する審査	1件につき 73,000円
10	産業廃棄物処分業許可申請手数料	法第14条第6項の規定に基づく産業廃棄物処分業の許可の申請に対する審査	1件につき 100,000円
11	産業廃棄物処分業許可更新申請手数料	法第14条第7項の規定に基づく産業廃棄物処分業の許可の更新の申請に対する審査	1件につき 94,000円
12	産業廃棄物収集運搬業の変更許可申請手数料	法第14条の2第1項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	1件につき 71,000円
13	産業廃棄物処分業の変更許可申請手数料	法第14条の2第1項の規定に基づく産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	1件につき 92,000円
14	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料	法第14条の4第1項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の申請に対する審査	1件につき 81,000円

15	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料	法第14条の4第2項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の更新の申請に対する審査	1件につき 74,000円
16	特別管理産業廃棄物処分業許可申請手数料	法第14条の4第6項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の許可の申請に対する審査	1件につき 100,000円
17	特別管理産業廃棄物処分業許可更新申請手数料	法第14条の4第7項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の許可の更新の申請に対する審査	1件につき 95,000円
18	特別管理産業廃棄物収集運搬業の変更許可申請手数料	法第14条の5第1項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	1件につき 72,000円
19	特別管理産業廃棄物処分業の変更許可申請手数料	法第14条の5第1項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	1件につき 95,000円
20	産業廃棄物処理施設設置許可申請手数料	法第15条第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請に対する審査	法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設に係るものにあっては140,000円、他の産業廃棄物処理施設に係るものにあっては120,000円
21	産業廃棄物処理施設の変更許可申請手数料	法第15条の2の5第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審査	法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設に係るものにあっては130,000円、他の産業廃棄物処理施設に係るものにあっては110,000円
22	産業廃棄物処理施設譲受け等許可申請手数料	法第15条の4において準用する法第9条の5第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の譲受け等の許可の申請に対する審査	1件につき 68,000円
23	産業廃棄物処理施設合併又は分割認可申請手数料	法第15条の4において準用する法第9条の6第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の合併又は分割の認可の申請に対する審査	1件につき 68,000円

② 使用済自動車の再資源化に関する法律関係手数料

区分	名 称	事 务	金 領
1	解体業許可申請手数料	使用済自動車の再資源化に関する法律（平成14年法律第87号。以下この表において「法」という。）第60条第1項の規定に基づく解体業の許可の申請に対する審査	1件につき 78,000円
2	解体業許可更新申請手数料	法第60条第2項の規定に基づく解体業の許可の更新の申請に対する審査	1件につき 70,000円
3	破碎業許可申請手数料	法第67条第1項の規定に基づく破碎業の許可の申請に対する審査	1件につき 84,000円
4	破碎業許可更新申請手数料	法第67条第2項の規定に基づく破碎業の許可の更新の申請に対する審査	1件につき 77,000円

5	破碎業変更許可申請手数料	法第70条第1項の規定に基づく破碎業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	1件につき 75,000円
6	引取業登録申請手数料	法第42条第1項の規定に基づく引取業の登録の申請に対する審査	1件につき 4,000円
7	引取業登録更新手数料	法第42条第2項の規定に基づく引取業の登録の更新の申請に対する審査	1件につき 3,000円
8	フロン類回収業登録申請手数料	法第53条第1項の規定に基づくフロン類回収業の登録の申請に対する審査	1件につき 5,000円
9	フロン類回収業登録更新申請手数料	法第53条第2項の規定に基づくフロン類回収業の登録の更新の申請に対する審査	1件につき 4,000円

③ 済化槽法関係手数料

区分	名 称	事 务	金 領
1	浄化槽清掃業許可申請手数料	浄化槽法(昭和58年法律第43号。以下この表において「法」という。)第35条第1項の規定に基づく浄化槽清掃業の許可の申請に対する審査	1件につき 10,000円
2	浄化槽清掃業許可更新申請手数料	法第35条第1項の規定に基づく浄化槽清掃業の許可の更新の申請に対する審査	1件につき 10,000円
3	浄化槽清掃業許可証再交付手数料	法第35条第1項の規定に基づく浄化槽清掃業の許可証の再交付	1件につき 4,000円
4	浄化槽保守点検業者登録申請手数料	高知市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例第3条の規定に基づく登録の申請に対する審査	1件につき 29,000円
5	浄化槽管理士身分証等交付手数料	高知市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例第9条第8項の規定に基づく身分証交付の申請に対する審査	1件につき 2,400円

第11章 清掃年表

1 清掃年表

167

第11章 清掃年表

1 清掃年表

年	共通	ごみ	し尿
明治 33 年	4月 1 日 汚物掃除法施行		～肥料として農地還元
大正 6 年		江ノ口に焼却場を設置	
昭和 5 年		丸池町に焼却場を建設	
26 年	教育民生部衛生課に清掃係を置く		
29 年	7月 1 日 清掃法施行 10月 1 日 高知市清掃条例施行（特別清掃地域を設定）		7月 市有海洋投棄船による土佐湾沿岸への投入処分開始
31 年	清掃行政が清掃事務所として独立		仁井田にし尿中継槽建設
34 年			8月 民間 13 業者による清掃事業連合会設立
36 年	8月 15 日 市民部清掃課に改称		
37 年		3月 31 日 大谷清掃工場が竣工	
38 年	4月 1 日 環境衛生課に改称		
40 年			1月 1 日 民間業者による一般家庭のし尿収集に地区割制を採用
42 年	8月 15 日 「機構改革」清掃管理課・清掃業務課の 2 課体制とする	3月 31 日 宇賀清掃工場が竣工し丸池町の焼却場廃止	海洋投棄を沿岸より 20 km に
43 年		4月 1 日 容器収集を主とする週 2 回のステーション収集方法を実施（3カ年計画で完成）	くみとりカードの配布
45 年	8月 21 日 台風 10 号幡多郡に上陸 12月 25 日 廃棄物処理法公布	7月 16 日 菖蒲谷清掃工場着工	
46 年	9月 24 日 廃棄物処理法施行	4月 1 日 一般家庭のごみ収集手数料を無料化 モデル地区を対象に不燃物収集を開始	5月 200 t 積高坂丸進水 9月 1 日 1 地区複数業者制、収集困難世帯の直営化など収集体制の改善を図る
47 年	2月 1 日 旧介良村と合併	2月 1 日 旧介良村ごみ棄却地を引き継ぐ 3月 31 日 菖蒲谷清掃工場が竣工	
48 年	4月 15 日 「機構改革」清掃事務所（清掃管理課・清掃第一課・清掃第二課）設置	6月 介良ごみ棄却地用地買収（土地開発公社）	4月 1 日 海洋汚染防止法施行令の一部改正により、し尿投入地点が土佐沖の 105 カイリ（室戸岬沖 75 カイリ）まで延長。 投入業務を株式会社中央海運に委託

年	共通	ごみ	し尿
昭和 49 年		12月 介良ごみ棄却地用地第1次買収	5月 31 日 東孕し尿中継場が竣工
50 年	4月 1 日 「機構改革」清掃事務所（清掃管理課・清掃業務課）・清掃工場建設事務所を設置 8月 17 日 台風 5 号宿毛市付近へ上陸	3月 31 日 宇賀清掃工場廃止 9月 介良棄却地へ災害ごみ埋立	1月 30 日 一部事務組合（9市町村）として高知中央地区衛生事務組合が設立許可される 2月 24 日 財団法人高知市清掃公社設立登記 4月 3 日 許可業者として財団法人高知市清掃公社業務開始 これに伴い民間業者の許可制を廃止 9月 高知市し尿浄化槽設置指導要綱制定、し尿浄化槽清掃業許可
51 年	4月 7 日 「機構改革」清掃事務所（清掃総務課・清掃業務課・大谷清掃工場・宇賀清掃工場・菖蒲谷清掃工場）に改編 9月 13 日 台風 17 号長崎市へ上陸	1月 介良棄却地第2次用地買収 7月 1 日 登録制による資源・不燃ごみの分別収集（2カ月に1回）開始 9月 高知市再生資源土曜会協同組合と覚書を調印 資源物の収集運搬業務を委託	3月 31 日 し尿海洋投入期限を 3 年間延長
52 年	4月 1 日 「機構改革」清掃部を新設。（清掃工場建設事務所・清掃総務課・清掃業務課・大谷清掃工場・宇賀清掃工場・菖蒲谷清掃工場）の 1 事務所、5 課制となる	3月 高知市再生資源土曜会協同組合を高知市再生資源処理協同組合に改称。呼称を「高知市再生資源処理センター」とする。 7月 1 日 新清掃工場着工	
53 年	8月 1 日 「機構改革」宇賀清掃工場を第一業務課に、清掃業務課を第二業務課とし、同日から第一業務課は高知市クリーンセンターで業務開始 9月 1 日 第二業務課不燃物係を高知市クリーンセンターへ、同業務課係を横浜分室へ移転 10月 7 日 「機構改革」清掃施設建設事務所を新設し、総務課・建設課を置く	7月 資源・不燃ごみ収集を月 1 回収集とする 7月 31 日 北本町 4 丁目の高知市クリーンセンター整備完了 通年 介良棄却地第3次用地買収	12月 27 日 高知中央地区衛生事務組合解散
54 年		4月 1 日から生ごみ排出容器をポリ袋又は丈夫な紙袋とする 9月 4 日 高知市クリーンセンター二期工事完了 12月 26 日 大谷清掃工場の収集部門を高知市クリーンセンターへ移転し収集部門統合 12月 30 日 大谷清掃工場廃止	3月 31 日 高知県し尿海洋投棄対策委員会との間でし尿海洋投入を昭和 58 年 3 月 31 日までの 4 年間延長とし、し尿投入地点を室戸沖 85 カイリとする覚書を交換 4月 1 日 廃棄物処理法の改正によりし尿浄化槽汚泥処理業（収集運搬）許可により清掃業から分離 9月 し尿陸上処理施設建設用地を五台山、介良地区に決定

年	共通	ごみ	し尿
昭和 55 年	4月 10 日 「機構改革」清掃工場建設事務所を宇賀清掃工場に、第二業務課不燃物係を第一業務課不燃物係とする	3月 31 日 新清掃工場である宇賀清掃工場が竣工 5月 12 日 宇賀清掃工場性能試験開始 9月 30 日 菖蒲谷清掃工場休止 10月 7 日 宇賀清掃工場本格運転開始 11月 6 日 市内 26 地区で「ごみを話し合う会」開始	4月 1 日 東孕し尿中継場の前処理施設供用開始 6月 1 日 高知市し尿浄化槽指導要綱改正 12月 し尿処理施設都市計画決定
56 年	5月 29 日 清掃施設建設事務所を運転休止中の菖蒲谷工場へ移転	11月 27 日 「ごみを話し合う会」26 地区終了	9月 し尿陸上処理施設用地買収 10月 7 日 し尿陸上処理施設建設着工
57 年	4月 5 日 第 2 業務課管理係を横浜分室へ移転。これにより横浜分室の名称を抹消	4月 1 日 「機構改革」 第一業務課の生ごみ収集 2 係制を 3 係制とする	2月 15 日 東孕し尿中継場の脱臭装置の全面改造による運転開始
58 年	8月 1 日 「機構改革」清掃総務課・清掃業務課・第二業務課・宇賀清掃工場・清掃施設課の 5 課制になる	11月 14 日 清掃車に無線設置を開始 11月 22 日～12月 16 日 不燃物登録団体代表者懇談会を 16 地区で開催	3月 31 日 し尿海洋投入について 関係機関と協議し 59 年 6 月まで延長 12月 し尿陸上処理施設試運転開始、し尿ポンプ圧送開始
59 年	8月 1 日 「機構改革」清掃総務課・清掃業務課・宇賀清掃工場・清掃施設課の 4 課制となる	1月 ごみ分別に水銀を含むごみを加え 6 種類別にする 4月 1 日 生ごみ収集日を全市的に見直し	1月 し尿海洋投入処分廃止 7月 1 日 し尿直営収集分を清掃公社へ全面移管 7月 1 日 し尿陸上処理施設高知市東部環境センター正式稼働
60 年	4月 1 日 「機構改革」保健環境部、清掃企画課・清掃業務課とする	3月 31 日 三里最終処分場竣工 4月 10 日 三里最終処分場埋立処分開始	10月 1 日 処理槽法施行
61 年		7月 1 日 市内介良の埋立地跡地を高知市東部総合運動場として使用開始 (多目的グラウンド、テニスコート)	
62 年	4月 1 日 「機構改革」市民環境部清掃対策室となる	5月 15 日 清掃事業検討委員会設置	3月 28 日 勤労者体育センター落成
63 年		1月 26 日 資源・不燃ごみ収集について 25 地区で懇談会(～3月 10 日) 5月 14 日 五台山処分場埋立処分終了 6月 1 日 プラスチック分別収集 3 地区(三里・大津・上街) モデル事業開始	
平成元年		6月 13 日 菖蒲谷工場の財産処分承認 6月 30 日 プラスチック減容施設着工 7月 5 日 12 地区でプラスチック収集開始	3月 29 日 東部総合運動場野球場着工 4月 1 日 合併処理槽設置補助制度(環境課)

年	共通	ごみ	し尿
平成2年		1月 24日 プラスチック収集全市拡大 3月 30日 プラスチック減容工場竣工 8月 21日 高知市再生資源処理協同組合との覚書変更	8月 24日 東部総合運動場野球場落成
3年	10月 5日 廃棄物処理法改正 10月 25日 再生資源の利用の促進に関する法律施行（リサイクル法）	4月 生ごみ収集を月・木と火・金に変更 10月 資源・不燃ごみ収集日の見直し。水銀含有物の収集を高知市再生資源処理協同組合に委託 10月 1日 財団法人高知県医療廃棄物処理センター設立	2月 野球場、プロ野球福岡ダイエーホークスキャンプ開始 5月 (財)高知市清掃公社が(財)高知市環境事業公社へ名称変更
4年	7月 4日 (改正) 廃棄物処理法施行 9月 25日 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律施行（産廃処理特定施設整備法）	7月 1日 同センター焼却施設稼働開始 11月 25日 高知クリーン推進会発足	
5年	6月 25日 エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法施行（リサイクル支援法） 9月 バーゼル条約加入 12月 16日 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行（特定有害廃棄物輸出入規制法）		8月 17日 凈化槽処理業者による「高知環境浄化共同組合」設立届
6年	1月 1日 (改正) 高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行 4月 1日 「機構改革」市民環境部に清掃対策室（3課体制）とは別に清掃施設建設事務所を設置 4月 19日 財団法人エコサイクル高知設立	1月 10日～2月 28日 ごみを語る地区懇談会開催	
7年	1月 高知市一般廃棄物処理基本計画策定 6月 16日 容器包装リサイクル法公布順次施行	7月 29日～9月 6日 事業所とのごみ問題を語る懇談会開催	
8年	4月 1日 「機構改革」清掃対策室が清掃企画課・清掃業務課・宇賀清掃工場・東部環境センターの4課体制となる 清掃施設建設事務所が清掃施設建設室となる (改正) 高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行（ポイ捨て行為の禁止に関する条文の新設） 11月 1日 環境美化重点地域指定 11月 廃棄物循環型社会基盤施設整備事業計画及び容器包装一般廃棄物分別収集計画策定	4月 1日 ごみ処理手数料を改定施行 プラスチック及び水銀含有廃棄物手数料を新設 4月 フロン回収事業開始 5月 24日 三里最終処分場の延命化対策工事着工（9月 28日同工事竣工） 8月 1日 生ごみ処理容器購入補助金交付要綱施行 12月 26日 三里最終処分場拡張用地を高知市土地開発公社より取得	1月 1日 し尿処理手数料を改定施行 下水道処理（供用開始後3年を経過）区域内及び臨時収集の場合に特別収集手数料を新設 通年 東部総合運動場拡張用地買収

年	共通	ごみ	し尿
平成9年	3月 26日 財団法人高知県魚さい加工公社設立 4月 1日 消費税の改正等による手数料一部改定	2月 介良県住中野団地で半透明袋の使用等モデル事業実施	12月 東部総合運動場南テニスコート着工
10年	4月 1日 中核市移行 「機構改革」清掃・環境・下水道部門が統合され環境下水道部となる。清掃部門は、環境下水道総務課・環境対策課・環境業務課、東部環境センター・宇賀清掃工場の5課制と清掃施設建設室・清掃施設建設課となる。 6月 5日 家電リサイクル法公布、順次施行 9月 24~25日 秋雨前線に伴う集中豪雨	4月 1日 高知市一般廃棄物処理実施計画に生ごみ・プラスチック類ごみの透明・半透明袋での排出を規定 中核市移行に伴い、県から産業廃棄物行政に関する事務権限が委譲される 10月 三里最終処分場埋立完了 11月 三里最終処分場拡張部分へ埋立開始 12月 19日 新清掃工場着工	4月 一般廃棄物処理業の許可期間が1年から2年となる 10月 東部総運動場屋内練習場供用開始 11月 東部総合運動場南テニスコート、多目的広場供用開始
11年	4月 1日 高知市ダイオキシン類による健康被害の防止及び生活環境の保全に関する条例制定 7月 1日 高知市ダイオキシン類対策審議会、高知市エコタウン事業推進委員会設置 7月 8日 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PTRT法)成立 7月 16日 ダイオキシン類対策特別措置方法公布	3月 14日 三里最終処分場拡張工事完了 4月 1日 ごみの透明・半透明袋での排出を義務づける 6月 昭和53年から平成10年まで続いた再生自転車即売会を廃止 7月 第2期容器包装一般廃棄物分別収集計画策定 10月 高知市ごみ減量・リサイクル推進事業所制度の実施	4月 16日 東部総合運動場国体プール起工式 6月 高知市環境保全事業共同組合より「合特法の趣旨に基づく民間活力の導入について」請願の提出、9月議会で採択
12年	1月 15日 ダイオキシン類対策特別措置法施行 4月 1日 「機構改革」環境部設立。清掃部門は環境政策課、廃棄物対策課、環境業務課、宇賀清掃工場、東部環境センター、清掃施設建設課の6課体制。環境政策課内にエコタウン推進室を設置。 容器包装リサイクル法完全施行 5月 循環型社会形成推進基本法等廃棄物・リサイクル関連6法成立 12月 13日 「エコタウン高知市・事業計画」が国の承認を受ける	1月 廃棄物減量等推進員制度の実施 2月 ペットボトルの店頭回収に関する地区説明会の開催 4月 1日 市内量販店等におけるペットボトルの拠点回収開始	12月 乾燥し尿汚泥の農地還元の供給を終了

年	共通	ごみ	し尿
平成 13 年	4月 1 日 家電リサイクル法本格施行	2月 家電リサイクル法に関する説明会の開催 3月 高知県電機商業組合と義務外家電の収集運搬について協定を締結 4月 特定家庭用機器の収集運搬助成制度開始 9月 容器包装リサイクル法（その他 プラ）に関する地区説明会の開催 11月 容器包装リサイクル法に基づくプラスチック製容器包装収集開始 11月 1 日 新清掃工場である高知市清掃工場試運転開始	6月 東部総合運動場国体プール落成式 11月 東部環境センターの乾燥・焼却施設廃止に伴い、し尿処理汚泥を清掃工場で焼却開始
14 年	9月 第 57 回国民体育大会（夏季） 10月 第 57 回国民体育大会（秋季）	3月 29 日 高知市清掃工場竣工 3月 29 日 宇賀清掃工場休止 4月 1 日 高知市清掃工場本格運転開始 6月 1 日 ヨネツツこうち開館	
15 年	3月 第 2 次一般廃棄物処理基本計画策定		4月 1 日 東孕し尿中継場休止 東部総合運動場の管理・運営を教育委員会へ所管替え
16 年	4月 1 日 「機構改革」清掃施設建設事務所を廃止	7月 1 日 ごみ処理手数料を改定施行 10月 1 日 可燃粗大ごみ、雑ごみを可燃雑ごみ、不燃雑ごみに変更	5月 し尿処理施設一系列運転開始
17 年	1月 1 日 鏡村・土佐山村と合併 4月 1 日 「機構改革」環境政策課エコタウン推進室を廃止	11月 1 日 不燃雑ごみの収集を高知市再生資源処理協同組合に委託	7月 民間事業所でし尿汚泥の堆肥化実験を実施 12月 一部のし尿汚泥の堆肥化を委託開始
18 年	4月 1 日 「機構改革」清掃施設建設課を廃止し、ごみ減量推進課を設置	4月 清掃工場から排出される飛灰の再資源化を委託 清掃工場灰溶融炉故障	
19 年		2月 清掃工場灰溶融炉再稼働 3月 エコ・パーク宇賀完成 4月 1 日 ごみ処理手数料を改定施行 10月 1 日 ごみの分別区分の変更と分別区分の追加（飲料用紙パック、家電品）と名称変更（生ごみ→可燃ごみ、可燃雑ごみ→可燃粗大ごみ、不燃雑ごみ→不燃ごみ）	3月 31 日 東孕し尿中継場廃止
20 年	1月 1 日 春野町と合併 「機構改革」春野環境センターを設置		
21 年	4月 1 日 「機構改革」ごみ減量推進課を廃止	7月～12月 家庭ごみ有料化に関する地域説明会を開催	
22 年	4月 1 日 「機構改革」環境政策課 環境企画係を廃止し、低炭素都市推進室を設置	3月 市議会定例会にごみ有料化等条例議案を提案、否決	

本書は、高知市役所ホームページ（高知市情報日曜市）からもご覧いただけます。

下記の URL にて

「 <http://www.city.kochi.kochi.jp/joho/hp/index.htm> 」
課別検索 – 環境部 – 環境政策課 へとお進み下さい。

清掃事業概要 (平成 22 年度版)

発行年月 平成 23 年 2 月

発行編集 高知市環境部環境政策課

〒780-8571

高知市本町 5 丁目 1 番 45 号

Tel. 088(823)9209